

令和 4 年度

包括外部監査結果報告書

－使用料及び利用料金に係る財務事務の執行について－

奈良県包括外部監査人

公認会計士 中川 美雪

目次

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 特定の事件の選定理由	1
(3) 監査対象期間	2
(4) 監査対象範囲	2
3. 監査の方法	2
(1) 主な監査要点	2
(2) 主な監査手続	2
4. 監査の実施期間	3
5. 補助者	3
6. 利害関係	3
第2. 監査対象の概要	4
1. 使用料及び利用料金の概要	4
(1) 使用料	4
(2) 利用料金	13
2. 奈良県における使用料等の適正化に係る取組み	15
(1) 最近5年間の使用料の見直し	15
(2) 行政財産使用料及び貸付料、並びに普通財産貸付料の減免実績の公表	21
(3) 自動販売機の公募化	22
(4) 施設予約、使用料収納システムの導入状況	24
3. 歳入額及び使用料の状況	26
(1) 歳入額及び使用料の推移	26
(2) 使用料の会計別金額	26
(3) 使用料の部局別金額	26
第3. 監査の結果及び意見（総論）	28
1. 監査の結果及び意見の構成並びに記載方法	28
(1) 構成	28
(2) 監査の結果の書き分け	28
2. 監査の対象とした使用料及び利用料の選定方法及び対象件数	29
(1) 使用料及び利用料の選定方法	29
(2) 監査対象件数	29
(3) 自動販売機にかかるアンケート調査	30

3. 監査の結果及び意見の総括.....	31
(1) 監査の結果及び意見の集計.....	31
(2) 監査の結果及び意見の一覧.....	32
(3) 各所管部署の結果及び意見の分類.....	36
4. 総括意見	37
(1) 使用料の見直し（財政課）	37
(2) 自動販売機の公募（ファシリティマネジメント室）	42
(3) 県有資産貸付等に係る減免実績の公表（ファシリティマネジメント室）	49
(4) 使用料のキャッシュレス化（デジタル戦略課）	51
(5) 障害者に対する県有施設の使用料減免（障害福祉課）	54
第4. 監査の結果及び意見（各論）	59
1. 文化・教育・くらし創造部.....	59
(1) 文化会館使用料（文化振興課）	59
(2) 橿原文化会館使用料（文化振興課）	61
(3) 奈良県立橿原公苑使用料（スポーツ振興課）	63
(4) 橿原公苑明日香庭球場自動販売機使用料（スポーツ振興課）	70
2. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局.....	75
(1) 女性センター使用料（女性活躍推進課）	75
3. 福祉医療部	96
(1) 社会福祉総合センター使用料（地域福祉課）	96
4. 水循環・森林・景観環境部.....	101
(1) 景観形成事業による行政財産使用料（景観・自然環境課）	101
5. 産業・観光・雇用振興部.....	105
(1) 産業振興総合センター使用料（産業振興総合センター）	105
(2) 労働会館使用料（雇用政策課）	107
6. 産業・観光・雇用振興部 観光局.....	109
(1) 外国人観光客交流館使用料（ならの観光力向上課）	109
(2) 奈良県コンベンションセンター土地建物貸付料（MICE 推進室）	111
(3) 奈良春日野国際フォーラム使用料（奈良春日野国際フォーラム）	113
7. 食と農の振興部	115
(1) なら食と農の魅力創造国際大学校オーベルジュ棟指定管理（豊かな食と農の振興課）	115
(2) なら食と農の魅力創造国際大学校授業料及び受講料（なら食と農の魅力創造国際大学校）	119
(3) みつえ高原牧場畜舎及び草地使用料（畜産技術センター）	122
8. 県土マネジメント部.....	125

(1) 河川占用料 (奈良土木事務所)	125
(2) 河川占用料 (郡山土木事務所)	127
9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局.....	131
(1) まほろば健康パーク利用料 (公園緑地課)	131
(2) まほろば健康パーク使用料 (公園緑地課)	135
(3) まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料 (公園緑地課)	137
(4) 馬見丘陵公園内公園施設の設置・管理許可に係る使用料 (公園緑地課) ...	140
(5) まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料 (中和公園事務 所)	142
(6) 自動車駐車場使用料 (奈良公園室及び奈良公園事務所)	143
(7) 奈良公園施設使用料 (奈良公園事務所)	147
10. 教育委員会事務局.....	153
(1) 高等学校授業料等 (学校支援課)	153
(2) 総合寄宿舎使用料等 (学校支援課、高校の特色づくり推進課)	155
(3) 行政財産・普通財産貸付料 (学校支援課)	159
(4) 社会教育センターに係る行政財産目的外使用料 (人権・地域教育課)	162
(5) 高等学校授業料等 (学校支援課、御所実業高等学校、大和中央高等学校) .	163
(6) 国の機関に対する行政財産目的外使用料 (学校支援課、大和中央高等学校、奈 良朱雀・奈良商工高等学校)	166
(7) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料 (学校支援課、大和中央高等学 校)	169
(8) 高等学校授業料等 (大和中央高等学校、畝傍高等学校、奈良朱雀・奈良商工高 等学校)	172
(9) 五條高等学校の土地・建物に係る行政財産目的外使用料 (五條高等学校、ファ シリティマネジメント室)	175
(10) 五條高等学校寄宿舎の寮費に係る歳計外現金 (五條高等学校)	177
(11) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料 (奈良朱雀・奈良商工高等学 校)	178
11. 警察本部	180
(1) 警察本部第二庁舎使用料 (機動隊)	180
(2) 奈良警察署使用料 (奈良警察署)	181
資料 自動販売機アンケート結果.....	186

第 1. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件

使用料及び利用料金に係る財務事務の執行について

(2) 特定の事件の選定理由

県では、令和 2 年 3 月に策定した「『奈良県の力』底上げプログラム」において、「使用料・手数料については、公正な受益者負担の観点から料金を設定することが不可欠」とし、「施設や機器の更新時など機会を捉えて、使用料・手数料の見直しを実施し、施設の維持やサービス向上のための財源を確保すること」に努めているところである。

このような背景を受け、県の令和 3 年度の使用料収入総額は約 55 億円（公営企業を除く一般会計及び特別会計における合計額）と多額にのぼっている。

使用料については、民間の類似施設と比べて、低廉な価格設定がなされている場合が多く、減免や免除がなされる場合もあり、なぜこのような金額設定が行われているかといった疑問が生じやすく、また利用しない住民との間においても不公平感が生じやすい。使用料の設定や減免、免除の手続きにおいて、公平性や公正性、透明性が確保されているかは県民の関心が高いと思われる。

一方、使用料金額が適正であっても、施設等が利用されなければ使用料収入が上がらず、使用料収入で賄えなかったコストは税で負担することとなり、利用しない住民に転嫁されることとなる。利用者にとって施設等のサービスがニーズに合っているか、使用料の支払いのしやすさといった利便性は、施設等の稼働状況に大きく影響を与えることから、歳入確保と受益者負担の適正化の観点から重要である。

また、施設の利用料金を指定管理者の収入とする利用料金制を導入している施設においては、指定管理者における管理運営経費と利用料金が相殺され、当該収入が県の使用料収入として計上されず、指定管理者が条例の範囲内で利用料金を設定することができることから、実態が把握しづらくなっている。しかし、利用料金も使用料と同じく受益者負担の適正化や公平性、透明性の確保は重要である。

そこで、使用料並びに利用料金について、外部の立場により全庁統一的・横断的に検証することは有用性が高いと考えた。

(3) 監査対象期間

令和3年度（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和4年度の一部についても監査対象とした。

(4) 監査対象範囲

一般会計及び特別会計（地方公営企業を除く）における使用料及び利用料金を監査の対象範囲とする。なお、使用料及び利用料金に類似する貸付収入、使用料に派生して生じる光熱水費等の雑入、収入に計上していない減免や本来使用料等を徴収すべき財産等も対象としている。

3. 監査の方法

(1) 主な監査要点

- ・使用料・利用料金は、関連法令、条例、規則等に準拠し設定されているか。
- ・公平性、公正性、透明性が確保されているか。
- ・使用料金額について、必要なタイミングで見直しがされているか。
- ・受益者負担の適正性が確保されているか。
- ・使用料を徴収する施設の稼働率の低迷により、利用しない者への転嫁（税負担）がなされていないか。
- ・本来使用料を徴収すべきもので、設定が漏れているものはないか。
- ・減免、免除の設定基準は適切か。公平性、公正性、透明性が確保されているか。
- ・使用料、利用料金の徴収にかかる事務手続きは適切に実施されているか。
- ・減免、免除の手続きは適切に実施されているか。
- ・一般利用者向けの使用料、利用料金は納付しやすいものとなっているか。多様な支払い方法が認められているか。
- ・使用料の滞納は生じていないか。適切に回収されているか。

(2) 主な監査手続

- ・財政課の使用料見直しにかかる状況の聴取、資料の閲覧
- ・減免、免除基準の確認、妥当性の検証
- ・使用料未設定財産の有無の確認
- ・所管部署における使用料の徴収、減免、免除手続き、支払い方法、滞納、回収状況の確認
- ・所管部署における稼働状況の確認、使用料の見直しの要否の検討
- ・利用料金制採用施設における利用料金の徴収、減免、免除手続き、支払い

方法の確認

- ・自動販売機にかかるアンケート調査

4. 監査の実施期間

令和4年6月20日から令和5年3月31日まで

5. 補助者

公認会計士	石崎	一登
公認会計士	大松	祐介
公認会計士	中村	岳広
公認会計士	藤川	千代
公認会計士	野田	敏男
弁護士	山本	婦紗子

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

本報告書の端数処理等表記について

本報告書の数値は、原則として金額の表示単位未満及び比率の表示単位未満については四捨五入している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減した場合、合計金額と一致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

第 2 . 監査対象の概要

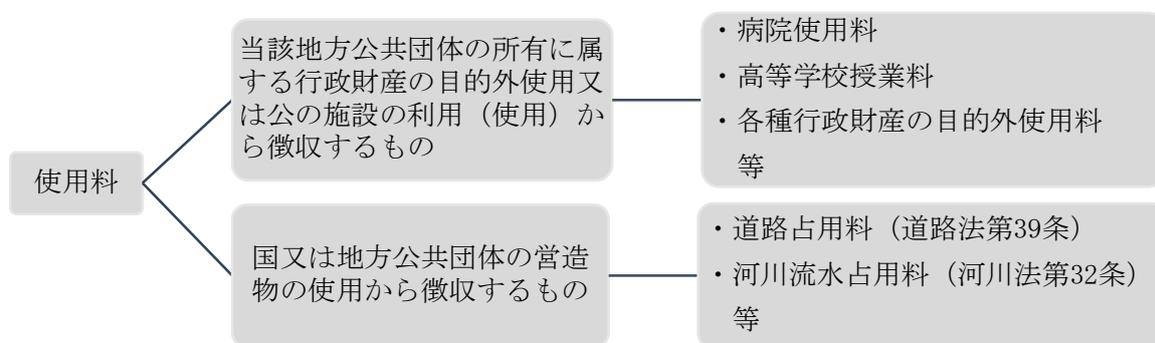
1 . 使用料及び利用料金の概要

(1) 使用料

1) 使用料の意義

使用料とは、公の施設の使用又は行政財産の目的外使用について、地方公共団体が利用者から徴収する対価をいう（地方自治法第 225 条）。使用料に関する事項は、条例で定めることとされている（同法第 228 条第 1 項）。

【図表 1】 使用料の分類



出所：「会計事務の手引き（収入編）」（県会計局作成資料）を外部監査人が編集した。

道路占用料等、国又は地方公共団体の営造物の使用から徴収するものについては、道路法等の特別の定めに基づく条例により徴収すべきものであり、使用料と法的性格が同じであることから、これらも使用料に含まれる。

なお、地方公営企業法の適用を受ける水道事業等の利用につき徴収される料金は、これらの事業が当該団体の公の施設であることから使用料とされている（本報告書の監査対象範囲外）。

2) 公の施設

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であり（同法第 244 条第 1 項）、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない（同法第 244 条の 2 第 1 項）。

公の施設は多種多様であり、法令による明確な分類はないが、例えば【図表 2】のように分類することができる。

【図表 2】 公の施設の分類例

区分	代表例
レクリエーション・スポーツ施設	競技場、体育館、テニスコート、宿泊休養施設等
産業振興施設	産業情報提供施設、展示場施設、開放型研究施設等
基盤施設	駐車場、大規模公園、水道施設等
文教施設	学校、県民会館、文化会館、博物館等
社会福祉施設	病院、特別養護老人ホーム等

出所：「公の施設について」（総務省資料）を外部監査人が編集した。

公の施設の中には、公営住宅（公営住宅法第 16 条）等、法令で使用料の基準が定められているものもある。

また、公園（有料施設を除く。都市公園法第 12 条の 2。）、図書館（図書館法第 17 条）など、法令により使用料が無料とされている施設もある。

3) 使用料と貸付料（財産収入）の区分

使用対象の施設が公の施設であれば、その使用に伴い徴収する対価は使用料に区分する。

一方、使用対象の施設が公の施設以外の普通財産又は行政財産であれば、その使用に伴い徴収する対価は貸付料（財産収入）に区分する。

例えば、県立病院の土地又は建物の一部を売店として使用させる場合は、行政財産の目的外使用による使用料を徴収することができる。

ただし、競輪場のような普通財産の一部を売店等に使用させる場合の使用料や職員住宅の家賃は、一般的には普通財産の貸付料（財産収入）とすべきであるとされている（昭和 38 年 12 月 19 日付け自治庁行発第 93 号各都道府県総務部長宛 行政課長通知）。

平成 18 年の地方自治法の改正により、行政財産である建物の一部を貸し付けること等が可能となり、自動販売機については行政財産の使用許可による使用料収入と、貸付による貸付料（財産収入）が混在している状況である。

4) 行政財産の目的外使用

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう（地方自治法第 238 条第 4 項）。

行政財産は、直接公の目的に供される公有財産であるため、行政財産の目的以外の使用については原則として禁止されている（同法第 238 条の 4 第 1 項）。

しかし、その使用について特別の事情があり、かつ、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を普通地方公共団体以外の者に対して許可することができる（同法第 238 条の 4 第 7 項）。

県は、行政財産の目的外使用許可ができる範囲の基準を次に掲げる場合としている（「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、奈良県行政財産使用料条

例及び奈良県公有財産規則の施行について」（昭和 39 年 9 月 8 日（最終改正令和 2 年 3 月 25 日）総務部長通知）別紙 3 第 3. 3. (1)。以下、「財産の交換等に関する総務部長通知」という。）。

- ア 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用させる場合
- イ 職員、学生、病院における入院患者等県の施設を使用する者の福利厚生
の用に供する場合、その他県の庁舎、施設等の機能を高めることができ
ると認められる場合
- ウ 県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務
又は事業の用に供するために使用させる場合
- エ 電気事業、通信事業、水道事業、ガス事業、その他公益事業の用に供す
るために使用させる場合
- オ 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行わ
れる事業の用に供するために使用させる場合
- カ 庁舎の一部（グラウンド等）を公共的団体等の主催する野球大会等に使
用させる場合で、使用期間が一時的であり、営利を目的としない場合
- キ 災害、その他の緊急事態発生により応急施設として短期間利用させる場
合
- ク 行政財産の有効活用のため、広告の用に供するため使用させる場合
- ケ 前各号に掲げるもののほか、県の事務若しくは事業の遂行上又は公益上
真にやむを得ないと認められる場合

5) 行政財産の目的外使用に係る使用料の額

公の施設の使用に係る使用料の額については、1) のとおり施設ごとに条例で定めることとされている。

他方、行政財産の目的外使用については、その使用する財産も学校、病院、庁舎等その種類が多く、また、その使用の目的、使用者、使用期間、使用形態等も区々であることから、県は、使用の多く予想される財産及び通常考えられる使用形態についてのみ定額を条例で定め、それ以外の使用の場合の使用料の額については、許可申請の内容に応じ、個々に財産の種類、使用期間、使用形態等を考慮して定め、実態に即した適正な対価を徴収すべきものとしている（財産の交換等に関する総務部長通知 別紙 2 第 3. 1.）。

例えば施設の使用の場合、条例で定める定額は【図表 3】のとおりである。

【図表 3】施設の使用の場合の条例で定める定額

種別	単位	金額
普通教室	一教室半日につき	1,880円
特別教室	一教室半日につき	3,230円

運動場	半日につき	2,930円
体育館・格技場・講堂	半日につき	2,930円
プール	半日につき	5,230円
庭・排球場	一面半日につき	830円
工業用機械器具	一台一時間につき	規則で定める額

出所：奈良県行政財産使用料条例別表一を外部監査人が編集した。

注：「半日」とは、4時間以内の使用をいう。

注：使用時間に1時間未満の端数が生じるとき又は使用時間が1時間未満であるときは、当該1時間未満の時間については、1時間とみなして計算する。

また、使用が長期間にわたるものであるときは、当該財産の償却を考慮してその使用料の額を定める必要があるため、【図表3】に定める額と均衡を考慮して下記の算定式に基づき算定することとしている（同通知 別添2 行政財産使用料算定基準）。

①建物敷地及び建物敷地以外の目的で県有地の一部を使用させる場合

$$\text{使用料（年額）} = (\text{土地時価} \times \text{使用許可面積}) \times 4/100$$

②建物の一部を使用させる場合

$$\text{使用料（年額）} = (\text{償却費} + \text{修繕費} + \text{管理費} + \text{火災保険料} + \text{地代相当額}) \times 110/105$$

なお、県は、普通財産又は行政財産の貸付料における土地及び建物の貸付料の算定においても、条例又は規則に定めるものの他は上記の算定式によるものとしている（同通知 別紙3 第3.6.(1)及び9.）。

使用料の額には、当該使用による通常要すべきものと考えられる光熱水費等は含まれる。「通常要すべきものと考えられる光熱水費等」とは、時間単位で使用する機械器具又は半日若しくは1日単位での普通教室や事務室の一部を使用する場合における光熱水費等を指す。

一方、長期間継続して使用する場合や前記の場合であっても光熱水費等を著しく消費する場合は、実費相当額を使用者が負担する（同通知 別紙2 第3.6.及び「行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費等の徴収に関する取扱いについて」（平成22年1月4日総務部長通知））。

6) 使用料の減免制度

使用料は有償が原則であるが、県は、使用料の減免をすることがやむを得ないと認められる条件を定めており、次の場合には使用料を減免することができることとしている（奈良県行政財産使用料条例第4条）。

- ①国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
- ②職員等の福利厚生又は病院等の利用者等の便益を図ることを目的とする団体がそれらの目的のため使用するとき。
- ③前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

これらの具体的な減免基準は【図表4】のとおりである。

なお、光熱水費等は減免の対象とはならないため、別途算定し徴収することとしている。

【図表4】行政財産目的外使用許可使用料減免基準

	減免対象者	減免の条件等	減免率	許可基準 注2
①	○国等 ○他の地方公共団体 ○公共団体 ○公共的団体	I) 防犯、防火設備及び施設、選挙ポスター掲示場、基準点等、公用又は公共用に供するため使用させる場合	100%	ア
	①農業・漁業・水産業協同組合、産業経済団体等 注1	II) 県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務又は事業の用に供するため使用させる場合	60% 又は 80%	ウ
	②主として県の補助出資等で運営される団体	III) 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる事業の用に供するため短期間使用させる場合	100%	オ
	③法令等により義務的に設置され県の指揮監督を受ける団体	IV) 庁舎の一部（グラウンド等）を公共的団体等の主催する野球大会等に使用させる場合で、使用期間が一時的であり、営利を目的としない場合	100%	カ
	④県の事務又は事業を代行又は補佐する団体	V) 電気、水道、ガス事業、その他公益事業の用に使用させる場合	100%	エ
		VI) 災害、その他の緊急事態発生により応急施設として利用させる場合	100%	キ

②	○地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく <ul style="list-style-type: none"> ・地方職員共済組合 ・公立学校共済組合 ・警察共済組合 ○職員の共済制度に関する条例（昭和38年奈良県条例第33号）に基づく組合 ○その他これらに類する団体	I) 職員、学生、病院における入院患者等県の施設を使用する者の福利厚生のために使用させる場合	100%以内	イ
③	○知事が特に必要と認める者	I) 県の庁舎、施設等の機能を高める場合に下記条件に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> ①施設の利便性の向上に資するもので、当該施設の立地等の事情により事業収益を確保することが困難である場合、又は、施設側より当該設置を真に要請する場合 ②県の事務事業との関連上施設に設置が必要とされる場合 II) 災害、その他の緊急事態発生により応急施設として利用させる場合で、上記第1号に該当する場合を除き、短期間利用させる場合 III) 法令の規定により、便宜供与を行うことが適当と認められる場合 IV) 上記のほか、知事が特に必要があると認める場合、又は、公益上特に必要と認める場合	100%以内 ----- 20% ----- 100% ----- 100%以内 ----- 100%以内	イ ----- ----- キ ----- ケ ----- ケ

出所：財産の交換等に関する総務部長通知、別添3 第1。

注1：「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等公共的な活動を営むものをいう（同通知 別紙1 第4.2.）。

注2：ア～ケは、P6のア～ケに対応。

なお、国が使用する地方公共団体の財産等に関する使用料については、地方財政法第24条は国に対して使用料の支払いを義務づけているが、同条ただし書において、当該地方公共団体の議会の同意があったときはこの限りでないとしている。

県は、奈良県行政財産使用料条例第4条（上記の①）により、国に対して使用

料を減免できる旨、包括的な議会の同意を得ているため、国に対して使用料を減免することは可能としている。しかし、国と地方の役割に応じた経費の負担区分の原則を規定している地方財政法の趣旨に鑑み、安易に使用料を減免することは厳に慎むこととしている（同通知 別添 3 第 2.）。

7) 普通財産及び行政財産の貸付料の減免制度

普通財産及び行政財産の貸付料についても、県は、次の場合は無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができることとしている。

ただし、無償貸付又は減額貸付は、結果的には交付金又は補助金に類するものであるから、公共又は公益性が著しく濃厚であり、借受者が営利を目的とせず、利益をあげない場合又は県が低減しようとする額又はこれと同等以上の額について相手側から恩恵を受けている場合等に限って適用するものとしている（財産の交換等に関する総務部長通知、別紙 1 第 4.1. 及び第 5.1.）。

- ① 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき、その他無償又は時価よりも低い価額で貸し付け、又は私権を設定する公益上の必要があると知事が認めるとき。
- ② 県において職員の福利厚生及び勤務能率の増進を図るため職員の住宅の用に供するとき。

【図表 5】 普通財産及び行政財産貸付料減免基準

- ① に規定する国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき

減免の条件等	減免率
防犯、防火設備及び施設、選挙ポスター掲示場、基準点等、公用又は公共用に供するため使用させる場合	100%
県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務又は事業の用に供するため使用させる場合	60% 又は 80%
公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる事業の用に供するため使用させる場合	100%
庁舎の一部（グラウンド等）を公共的団体等の主催する野球大会等に使用させる場合で、使用期間が一時的であり、営利を目的としない場合	100%
電気、水道、ガス事業、その他公益事業の用に使用させる場合	100%
災害、その他の緊急事態発生により応急施設として利用させる場合	100%
職員、学生、病院における入院患者等県の施設を使用する者の福利厚生のために使用させる場合	100%以内
県の行政目的達成のために必要であると認められる場合であって、次のいずれかに該当する場合 ① 県が設置した施設等を設置の目的に沿った事業の用に供するため使用させる場合 ② 県が出資する団体において、その出資の目的に沿った事業の用に供するため使用させる場合	100%以内

上記のほか、知事が特に必要があると認める場合	別記
------------------------	----

国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体以外の者に使用させる場合であって、①に規定する公益上の必要があると知事が認めるとき。

減免の条件等	減免率
県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務又は事業の用に供するため使用させる場合	60% 又は 80%
電気、電気通信、水道、ガス事業、その他公益事業の用に使用させる場合で知事が特に公共性が高いと認める場合	100%
災害、その他の緊急事態発生により応急施設として利用させる場合	100%
職員、学生、病院における入院患者等県の施設を使用する者の福利厚生を図ることを目的とする団体においてその目的のため使用させる場合	100%以内
上記のほか、知事が特に必要があると認める場合	別記

(別記) 知事が特に必要と認める場合

減免の条件等	減免率
県の庁舎、施設等の機能を高める場合で下記条件に該当するとき	100%以内
①施設の利便性の向上に資するもので、当該施設の立地等の事情により事業収益を確保することが困難である場合、又は、施設側より当該設置を真に要請する場合	
②県の事務事業との関連上施設に設置が必要とされる場合	20%
災害、その他の緊急事態発生により応急施設として利用させる場合で、上記第1号に該当する場合を除き、短期間利用させる場合	100%
法令の規定により、便宜供与を行うことが適当と認められる場合	100%
上記のほか、知事が特に必要があると認める場合、又は、公益上特に必要と認める場合	別記

出所：財産の交換等に関する総務部長通知 別添1

注：「公共的団体」の定義は6) 使用料の減免制度と同じ。

なお、国に対する減免の取扱いは6) 使用料の減免制度と同じである。

8) 障害者に対する県有施設の使用料減免

県は、奈良県障害者計画並びに奈良県スポーツ推進計画に基づき、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等を行うことができるようにするため、平成28年1月から障害者に対する県有施設の使用料減免を行っている。

減免対象は、障害者手帳を持つ障害者、障害者に同伴する介助者及び県障害福祉課で障害支援の活動実績が確認され、登録証を交付された障害者団体である。

平成27年4月現在の対象施設及び減免内容は【図表6】のとおりである。

【図表 6】 県有施設における障害者に対する使用料減免一覧

対象施設		減免対象者		
		障害者	介助者	障害者 団体
美術館等 文化施設 の観覧 料・入館 料	民俗博物館 美術館 万葉文化館 吉城園 平城京歴史館 橿原考古学研究所附属博物館	無料	無料	
文化会館 等の施設 使用料	万葉文化館 文化会館 橿原文化会館 図書情報館 女性センター 西奈良県民センター（注2） 中小企業会館（注3） 産業会館 奈良労働会館 中和労働会館 馬見丘陵公園 新公会堂（春日野国際フォーラム） 吉城園茶室 社会教育センター研修棟 社会福祉総合センター 福祉住宅体験館	1/2		1/2
スポーツ 施設（プ ール、体 育館等） 使用料	第二浄化センター スポーツ広場（ファミリープール） まほろば健康パーク（ファミリープ ール）	無料	無料	
	まほろば健康パーク（スイムピア奈 良）			1/2
	橿原公苑（明日香庭球場、相撲場、弓 道場、陸上競技場、野球場、庭球場、 第1体育館、第2体育館、公苑本館） まほろば健康パーク（野球場、テニス コート） 大淵池公園（体育館、テニスコート） 第二浄化センター（運動場、テニスコ ート） 西奈良県民センター（運動場）（注2）	1/2		1/2
駐車場等 使用料 （注1）	文化会館駐車場 新公会堂駐車場 図書情報館駐車場	1/2（本人 又は介助 者）	1/2（本人 又は介助 者）	1/2

出所：県障害福祉課作成資料を外部監査人が編集した。

注1：図書情報館有料駐車場は本人又は介助者無料

注2：令和5年2月現在廃止

注3：令和5年2月現在、一般への施設貸出は実施していない。

(2) 利用料金

1) 利用料金の意義

普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる（地方自治法第244条の2第8項）。ここでいう料金を「利用料金」と言う。

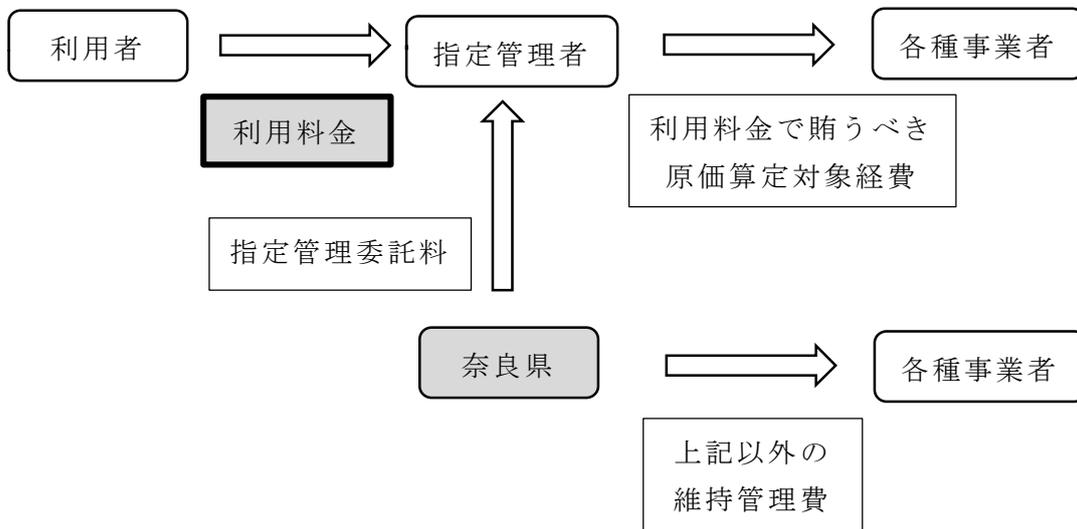
【図表7】のとおり、使用料は直接に県の収入となるのに対し、利用料金は県の収入ではなく指定管理者の収入となる。そのため、利用料金制度は指定管理者の自主的な経営努力を促す効果が期待でき、また、地方公共団体としても公の施設の管理に民間のノウハウを活かすことによる住民サービスの向上（サービスの品質向上、効率化による料金の軽減等）や、管理コストの低減を図ることが期待できる。

【図表7】使用料と利用料金の違い（イメージ）

【使用料】



【利用料金】



2) 指定管理者

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該

普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる（地方自治法第244条の2第3項）。この管理の委任を受けた者を「指定管理者」と言う。

この場合、条例により、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を規定する必要がある（同条第4項）。また、指定管理者の指定には議会の議決を経る必要があり、指定管理者は毎年度終了後、事業報告書の提出を必要とし、地方公共団体が適当と認めるときは、公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる（同条第6項、第7項及び第8項）。

3) 指定管理者制度導入の趣旨・目的

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため設けられた。

公の施設の管理運営は、従来は、公共団体や公共的団体、地方公共団体の出資法人のみに限定されていた（これを管理委託制度と言う）。平成15年の地方自治法改正により、従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入された。これにより、公の施設を、民間事業者、NPO法人、ボランティア団体等を含む幅広い団体に行わせることができるようになった。

4) 県における指定管理者制度の導入・運用手續

県では、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度に関して包括的に定めた条例・規則等は存在しないが、県では「指定管理者制度導入・運用の手引き」を作成し、指定管理者制度を円滑に導入・運用するための手續を明らかにしている。

また、県では奈良県附属機関に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第4号）により、公の施設指定管理者運営評価委員会を設置しており、当該委員会において、公の施設の指定管理者の運営に対する評価に関する重要事項についての審査及び建議を実施している。

5) 指定管理者制度の導入施設

県において、令和3年4月1日現在、指定管理者制度を導入している施設と指定管理者、指定期間は【図表8】のとおりである。

【図表 8】 指定管理者制度導入状況一覧（令和 3 年 4 月 1 日現在）

施設名	指定管理者	指定期間	
橿原公苑 （明日香庭球場）	(有)ハードボールテニス	5年	平成30年4月1日 ～ 令和5年3月31日
社会福祉総合センター	奈良いきいきプロジェクト	5年	平成30年4月1日 ～ 令和5年3月31日
障害者総合支援センター 福祉住宅体験館 県営福祉パーク	(社福)奈良県社会福祉事業団	1年	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
心身障害者福祉センター （歯科衛生診療所）	(一社)奈良県歯科医師会	5年	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
聴覚障害者支援センター	(一社)奈良県聴覚障害者協会	5年	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日
奈良県コンベンションセンター	PFI奈良賑わいと交流拠点(株)	15年	令和2年4月1日 ～ 令和17年3月31日
なら食と農の魅力創造国際大学 校実践オーベルジュ棟	(株)ひらまつ	5年	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日
第二浄化センタースポーツ広場	サンアメニティ・RealStyle共同事業体	5年	平成30年4月1日 ～ 令和5年3月31日
大淵池公園	青垣協同組合グループ	5年	平成30年4月1日 ～ 令和5年3月31日
まほろば健康パーク	奈良新県営プールPFI (株)	17年	平成24年4月1日 ～ 令和11年3月31日
平城宮跡歴史公園	平城京 再生プロジェクト	5年	平成29年12月1日 ～ 令和5年3月31日
紀寺、六条、売間、北和、姫寺、平城、六条山、小泉、稗田、東高田、天理、天理南、阿部、纏向、橿原、橿原NT、坊城、山崎、西小泉(※)、秋津(※)、南和(※)、吉野(※)県営住宅 ※駐車場管理のみ	(株)東急コミュニティー	5年	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日
計	35施設		

出所：県公表資料「指定管理者制度導入状況一覧」

2. 奈良県における使用料等の適正化に係る取組み

(1) 最近 5 年間の使用料の見直し

県は、毎年度の当初予算編成にあわせて使用料（及び手数料）の見直しを行っている。見直しにあたっては、民間等の類似施設の料金とのバランスも勘案のうえ、適正、公正な受益者負担の観点から積極的に見直しを進めることとしている。

具体的には「定期見直し」と「個別改正」に区分して見直しを行っている。

定期見直しについては、全ての使用料（及び手数料）を5年に1度見直している。使用料の件数は県全体で約3,000件あり、5年で全ての使用料が一巡するように、毎年度、見直し対象を選定のうえ、所管部署が使用料積算調書（以下、積算調書と言う。）を作成し、コスト、近隣の民間施設、他府県の類似施設の金額を参考とし、見直しを検討している。

なお、当該見直しは財政課が実施しており、対象は、「地方自治法第225条（使用料）」に規定される

① 第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用

② 公の施設の利用

であり、①のうち、「奈良県行政財産使用料条例 別表第3項」で規定される

③ 「前2号により難い使用 前2号に準じて知事が定める額」（庁舎の使用料、自動販売機等の設置使用料など、ファシリティマネジメント室の定めるルールに基づき設定される行政財産の使用料）

については、財政課の見直しの対象外となっている。

使用料の見直し対象とした件数は【図表9】のとおりである。

【図表9】最近5年間の見直し対象の使用料件数（単位：件数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定期見直し	17	1,983	617	632	581

出所：県財政課からの回答に基づく。

平成30年度は翌年度消費税率の見直しが見込まれたため、必要最小限の件数を実施している。令和元年度は、消費税率の引き上げに伴う見直しを実施したため、件数が増加している。

個別改正については、法令等の制定・改正や、新たな機器導入等に伴う設定・見直しである。

最近5年間の使用料改正の状況は【図表10】及び【図表11】のとおりである。

【図表10】最近5年間の使用料改正影響額の推移

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定期見直し	-	-	-	-	207
個別改正	49	194	46,245	15	27,805
消費税改正による見直し	-	3,328	-	-	-
影響額合計	49	3,522	46,245	15	28,012

出所：県財政課作成資料を外部監査人が編集した。

【図表 11】最近 5 年間の使用料改正の内容

(単位：千円)

令和 4 年度	
【改正の方針】 1. 定期見直し 全ての使用料・手数料を 5 年ごとに確認し、必要に応じて見直し 2. 個別改正 法令等の制定・改正又は機器導入に伴う設定・見直し	
改正影響額	28,012
定期見直し	207
①産業振興総合センター機器使用料の見直し 人件費の工数の見直し及び必要経費の再積算に伴う、使用料の見直し(32項目) ・かたさ試験機 1時間 (現行) 730円 → (改正後) 980円 ・金属顕微鏡 1時間 (現行) 510円 → (改正後) 730円 等	207
個別改正	27,805
Ⅰ 法令等の改正に伴い、設定・見直し等を行うもの 該当なし	-
Ⅱ その他事情により、設定を行うもの	27,805
①県営住宅の共益費の設定 ・共益費廊下灯電気料金等実費相当額+600円/1世帯・月 ・令和4年度見込み件数新桜井団地他6団地 約1,800世帯	27,756
②産業振興総合センターの機器の導入に伴う使用料の設定 ・非接触三次元計測システム使用料の設定 4,500円/1時間 ・3Dメタルプリントシステム使用料の設定 2,300円/1時間 等	49
令和 3 年度	
【改正の方針】 1. 定期見直し 全ての使用料・手数料を 5 年ごとに確認し、必要に応じて見直し 2. 個別改正 法令等の改正又は機器更新等に伴う設定・見直し	
改正影響額	15
定期見直し 該当なし	-
個別改正	15
Ⅰ 法令等の改正に伴うもの 該当なし	-
Ⅱ その他事情により、設定・見直し等を行うもの	15
①産業振興総合センター分析装置等の使用料の設定 ・画像検査システム使用料の創設 2,000円 / 1時間 ・高周波プラズマ分析システムの更新に伴う使用料の見直し 現行 5,750円 / 1時間→改正後 6,000円 / 1時間	15
②なら食と農の魅力創造国際大学院セミナーハウス使用料の設定 ・なら食と農の魅力創造国際大学校(NAFIC)セミナーハウス新設に伴う使用料の創設 ツインルーム A : 19,600円 セミナールーム 1 : 14,900円 等	-
③奈良めぐり平城宮跡前自動車駐車場供用開始に伴う駐車料金の見直し等 奈良めぐり平城宮跡前自動車駐車場供用開始に伴い、現行料金の水準及び近隣駐車場料金を踏まえ駐機場・駐車場等の利用料	-

<p>金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良公園バスターミナルを中心とした駐機場・駐車場の利用料金を3,000円 / 台に統一 ・乗降のみの利用料金を、現行料金の2,000円 / 台に統一 等 	
令和2年度	
<p>【改正の方針】</p> <p>1. 定期見直し 原則全ての使用料・手数料を3年ごとに確認し、必要に応じて見直し</p> <p>2. 個別改正 法令等の改正又は機器更新等に伴う設定・見直し</p>	
改正影響額	46,245
定期見直し 該当なし	-
個別改正	46,245
Ⅰ 法令等の改正に伴い、設定・見直しを行うもの	37,286
①道路占用料等の改正 道路法施行令の見直しによる道路占用料、流水占用料等の改正（地価水準変動に伴うもの） 第1種電柱(2級地) 現行660円/本/年→改正後730円/本/年等	37,286
Ⅱ その他事情により、設定を行うもの	8,959
①産業振興総合センター 分析装置等の使用料の設定等 ・総合分光光度計の更新に伴う使用料の見直し 現行2,610円/1時間→改正後4,800円/1時間 ・県内企業との共同研究に使用している精密鏡面研磨機について、企業への開放による使用料の設定 2,000円/1時間	389
②奈良県フォレスターアカデミー授業料等の設定 ・森林環境を適正に管理する人材を育成するための奈良県フォレスターアカデミー開校（令和3年4月）に伴う授業料等の設定 授業料118,800円、入学料5,650円（NAFICアグリマネジメント科、他府県林業大学校と同額）	-
③奈良県コンベンションセンター備品使用料の設定 奈良県コンベンションセンターの開業に合わせ、備品使用料の設定（SPCからの提案に基づく） 演台、ホワイトボード、パーテーション、展示パネル、マイク、スピーカー、プロジェクター、モニター、スクリーン、机、ライト等 利用料金制により運営業者の収入となるため、県歳入への影響なし	-
④春日野国際フォーラムにおける時間外使用料の設定 春日野国際フォーラムの時間外使用者に適正な負担を求めるため、新たに施設の時間外使用料を設定 ・閉館時間を超えて延長使用する場合 →30分につき「夜間」における使用料の額の100分の15に相当する額 ・開館時間の前に使用する場合の使用料 →30分につき「午前」における使用料の額の100分の17.5に相当する額 （文化会館・橿原文化会館と同様の考え方）	658
⑤旧山口氏南都別邸茶室使用料の設定	1,516

<p>高畑町裁判所跡地の整備に伴い、令和2年5月に開園する旧山口氏南都別邸庭園の茶室使用料を設定 午前、午後、午前・午後、夜間、午後・夜間、全日 の区分で設定 2,800円/1時間</p> <p>⑥ 吉城園 庭園入場料の廃止 吉城園周辺地区一帯の賑わいを向上させるため、庭園入場料を無料にする大人250円等 → 廃止 参考：高畑町裁判所跡地の庭園についても入場料は無料</p> <p>⑦ 奈良公園バスターミナル施設及び設備使用料の設定 奈良公園バスターミナル レクチャーホール及び情報広場の更なる活用を図るため、これまでの県主催に限定せず幅広く多様な催しの開催を可能とし、貸出に伴う使用料を設定 ・レクチャーホール 午前、午後、午前・午後、夜間、午後・夜間、全日 の区分で設定 有料イベント：6,200円/1時間 無料イベント：3,100円/1時間等</p> <p>⑧ 高等学校専攻科授業料等の設定 県立高等学校適正化実施計画に基づく榛生昇陽（宇陀）高等学校専攻科の開校（令和3年4月）に伴う授業料等の設定 授業料118,800円、入学料5,650円（全日制高等学校、他府県高等学校専攻科と同額）</p>	<p>-</p> <p>6,396</p> <p>-</p>
令和元年度（平成31年度）	
<p>【改正の方針】</p> <p>1. 定期見直し 消費税率の引き上げに伴う見直し</p> <p>2. 個別改正 法令等の改正又は機器更新等に伴う設定・見直し</p>	
改正影響額	3,522
<p>定期見直し 平成31年10月1日からの消費税率改定による消費税課税対象使用料・手数料の見直し 〔改正方針〕 （平成31年10月1日より消費税率8%→10%へ改定） 現行料金は8%の消費税を含む（内税） ↓ 現行料金の消費税部分を10%に改定 現行料金×110/108（10円未満切り捨て）</p>	<p>3,328</p>
① 施設使用料の見直し	3,202
・ 行政財産使用料（目的外使用、道路占用料に準拠するものを除く）	5
・ 奈良文化会館使用料	718
・ 橿原文化会館使用料	477
・ 図書情報館使用料	20
・ 万葉文化会館使用料	9
・ 外国人観光客交流館使用料	241
・ 社会福祉総合センター使用料	-
・ 橿原公苑使用料	296
・ 中小企業会館使用料	7
・ 産業会館使用料	171
・ 奈良労働会館使用料	56

<ul style="list-style-type: none"> ・ 中和労働会館使用料 ・ 実践オーベルジュ棟使用料 ・ ヘリポート使用料 ・ 春日野国際フォーラム使用料 ・ 第二浄化センター使用料 ・ 都市公園使用料（管理許可等） ・ 社会教育センター使用料 ②機器使用料の見直し ・ 薬事研究センター機器使用料 ・ 産業振興総合センター機器使用料 ・ 森林技術センター機器使用料 ③その他の見直し ・ 河川占用料（発電施設流水占用料、土石採取料） 	<p>39</p> <p>-</p> <p>6</p> <p>885</p> <p>-</p> <p>272</p> <p>-</p> <p>126</p> <p>1</p> <p>125</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>
<p>個別改正</p> <p>I 法令等の改正に伴い、設定を行うもの 該当なし</p> <p>II その他事情により、設定・見直しを行うもの</p> <p>①奈良県橿原文化会館の機器使用料の設定 利用者からの要望を踏まえ、SDレコーダー1点の使用料を創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルオーディオレコーダー 330 円/回 <p>②微小硬さ試験機（産業振興総合センター）の使用料の見直し等 微小硬さ試験機の更新に伴う使用料の見直し及び3Dスキャナ等の使用料の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 微小硬さ試験機 現行 1 時間 1,640 円→改正後 1 時間 1,850 円 【1,880 円】（機器の更新のため） ・ 3D スキャナ 1 時間 1,770 円【1,800 円】、1 日 9,210 円 【9,380 円】 ・ CAD コンピュータ 1 時間 940 円【950 円】 ・ 切削加工機 1 時間 2,030 円【2,060 円】、1 日 10,580 円 【10,770 円】 ・ 高性能コンピュータ 1 時間 2,010 円【2,040 円】、1 日 10,650 円【10,840 円】 ・ 360 度 3D カメラ 1 時間 1,510 円【1,530 円】、1 日 7,830 円 【7,970 円】 ・ 双腕ロボット 1 時間 1,850 円【1,880 円】、1 日 9,580 円 【9,750 円】 ・ 光硬化型 3D プリンタ 1 時間 1,490 円【1,510 円】、1 日 7,740 円【7,880 円】 <p>※【】の金額は、消費税率引上げ後の金額</p>	<p>194</p> <p>-</p> <p>194</p> <p>8</p> <p>186</p>
平成 30 年度	
【改正の方針】	
1. 定期見直し 非課税サービスのうち、現行料金が 5,000 円以上のもの	
2. 個別改正 法令等の改正又は機器更新等に伴う設定・見直し	
改正影響額	49
定期見直し 該当なし	-
個別改正	49
I 法令等の改正に伴い、設定・見直しを行うもの	-

該当なし	
Ⅱ その他事情により、設定を行うもの	49
①奈良春日野国際フォーラムの機器使用料の設定	49
利用者からの要望を踏まえ、業務用として使用している音響設備機器2点の使用料を設定	
・ブルーレイレコーダー 1,190円/回	
・デジタルレコーダー 1,250円/回	

出所：県財政課作成資料を外部監査人が編集した。

(2) 行政財産使用料及び貸付料、並びに普通財産貸付料の減免実績の公表

県は従来、行政財産使用料及び貸付料、並びに普通財産貸付料を減免する場合、使用料及び貸付料を算定していないものがほとんどであった。

しかし、県監査委員による平成30年度行政監査「公有財産の貸付及び使用許可の手續等について」において、「使用料及び貸付料は有償を原則としており、本来徴収すべき使用料や貸付料を算定した上で、減免又は無償とするか判断をする必要がある」「使用料及び貸付料について一定額以上を減免又は無償としている場合には、その状況をホームページで公表する等、透明性の確保を図ることを検討する必要がある」との監査意見が出された。過半数を超える都道府県で既に算定を行っていることもふまえ、令和3年度より毎年度、前年度の減免実績を公表することとしている。

令和2年度の減免実績の部局ごとの集計は、行政財産使用料について【図表12】、普通財産貸付料について【図表13】のとおりである。令和2年度は行政財産貸付料の減免実績はない。

なお、下記に該当するものは除外している。

- ①減免を行っていないもの。
- ②令和2年度中に貸付等の期間の始期が含まれていないもの。
- ③県の機関が県有財産を使用しているもの。
- ④道路法に基づく道路占用の許可、都市公園法に基づく都市公園の占用許可等を行っているもの。

【図表12】 行政財産使用料の減免実績（令和2年度）（単位：千円）

部局名	減免前の額	徴収した使用料	減免額
総務部	55,505	7,732	47,773
文化・教育・暮らし創造部	8,118	1,065	7,053
こども・女性局	4,993	999	3,994
福祉医療部	42,984	8,605	34,379
水循環・森林・景観環境部	92,283	-	92,283
産業・観光・雇用振興部	35,864	12,811	23,053
観光局	10,116	2,769	7,347
食と農の振興部	2,199	859	1,340
県土マネジメント部	59,511	-	59,511
地域デザイン推進局	57	-	57

教育委員会事務局	55,773	416	55,357
警察本部	8,931	1,552	7,379
合計	376,335	36,808	339,527

出所：県公表資料「令和2年度 行政財産の使用許可」を外部監査人が編集した。

注：端数の関係で縦計が一致しない場合がある。

水循環・森林・景観環境部、地域デザイン推進局は、「知事が特に必要と認める者」に対する減免が多く、全額減免となっている。

県土マネジメント部は、ほとんどが他の地方公共団体に対する使用許可のため、全額減免となっている。

【図表 13】普通財産貸付料の減免実績（令和2年度）（単位：千円）

部局名	減免前の額	徴収した貸付料	減免額
総務部	2,899	492	2,407
文化・教育・暮らし創造部	428,076	-	428,076
こども・女性局	-	-	-
福祉医療部	343	-	343
水循環・森林・景観環境部	-	-	-
産業・観光・雇用振興部	-	-	-
観光局	-	-	-
食と農の振興部	-	-	-
県土マネジメント部	123	-	123
地域デザイン推進局	183,138	-	183,138
教育委員会事務局	30,335	15,000	15,335
警察本部	87	0	87
合計	645,001	15,492	629,509

出所：県公表資料「令和2年度 普通財産の貸付」を外部監査人が編集した。

文化・教育・暮らし創造部、地域デザイン推進局は、すべて公共的団体（主として県の補助出資等で運営される団体）に対する貸付であり、全額減免となっている。

福祉医療部、県土マネジメント部は、公共的団体（農業・漁業・水産業協同組合、産業経済団体等）に対する貸付であり、全額減免となっている。

（3）自動販売機の公募化

1）自動販売機の公募化の経緯

自動販売機については、過去、使用許可によっており、減免されることも多かった。

県監査委員による平成22年度行政監査「県の施設に設置される自動販売機等について」によると、平成21年度では、使用許可により県の施設に設置されている自動販売機は401台であり、公募によるものはなかった。そのうち、一部又は全部の減免を行っている自動販売機は126台(31.4%)であり、県立学校に使用許可された93台について使用料の30%、中央卸売市場に使用許可された33台について100%減免を行っている。

同行政監査報告書では、次のように、自動販売機の公募の導入と、減免の慎重な対応が監査意見として述べられた。

平成 22 年度行政監査結果報告書（平成 23 年 2 月 奈良県監査委員）抜粋

- ・～略～本県でも、設置者の選定手続きの競争性、公平性及び透明性を確保するとともに、県有資産の一層の有効活用の観点から、個々の自動販売機の利用状況を把握したうえ、適当と判断されるものから適切な方法の選択により順次公募を行うなど、公募の導入について積極的に検討を進められたい。
- ・なお、条例に基づき使用料の 100%減免を行っていたところがあったが、平成 21 年 4 月 1 日以降は自動販売機については原則として使用料を徴収することとされた（「自動販売機設置の行政財産目的外使用許可について」（平成 21 年 2 月 9 日付け総務部長通知））ことから、使用料の減免については、さらに慎重な手続きが望まれる。

平成 23 年 10 月、平成 22 年度行政監査の監査意見を受け、自動販売機の設置者の選定に係る検討状況について、次年度より一般競争入札により決定することを検討するため、自動販売機の設置者の選定に係る各部局の検討状況を確認するため、管財課による調査が実施された。（その後、調査は毎年実施されている）

この調査を受け、平成 24 年度より一般競争入札が開始している。

2) 近年の公募状況

令和 3 年度の自動販売機設置施設及び台数、入札等実施状況は次のとおりである。

【図表 14】 県有施設における自動販売機設置状況（令和 3 年度）

	施設数	台数	入札実施施設数	入札実施台数	入札実施台数割合
知事部局	49	182	23	70	38.5%
教育委員会事務局	34	136	3	5	3.7%
警察本部	19	37	19	37	100.0%
計	102	355	45	112	31.5%

出所：令和 3 年度設置状況照会より外部監査人が集計

自動販売機の入札を実施している施設数は、45 施設、自動販売機台数は 112 台、自動販売機台数に占める入札実施台数割合は 31.5%である。

3) 公募及び契約方法

公募は、一般競争入札により、知事部局庁舎については総務部ファシリティマネジメント室、公園施設については県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課、教育委員会事務局については企画管理室、警察本部については施設装備課に

て一括して実施している。一般競争入札により選定した事業者とは、地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく貸付により契約を締結している。貸付期間は3年である。

なお、行政財産使用許可による場合は、行政財産の目的外使用許可として使用料に計上されるが、貸付の場合は財産収入である貸付収入に計上される。

4) 自動販売機に係る減免

自動販売機の減免について、「自動販売機設置の行政財産目的外使用許可について（平成21年2月9日 総務部長通知）」が発出され、原則として使用料の減免は行わず、使用料を徴収することとされた。高等学校については、その施設の用途目的等を鑑み、全体の使用料の30%の減額を可能とするとされ、現在もこの運用を継続している。

5) 自動販売機に係る光熱水費

自動販売機に係る光熱水費については、実費相当額を徴収することとされている。なお、この光熱水費は、雑入に計上される。（自動販売機設置の行政財産目的外使用許可について（平成21年2月9日 総務部長通知））

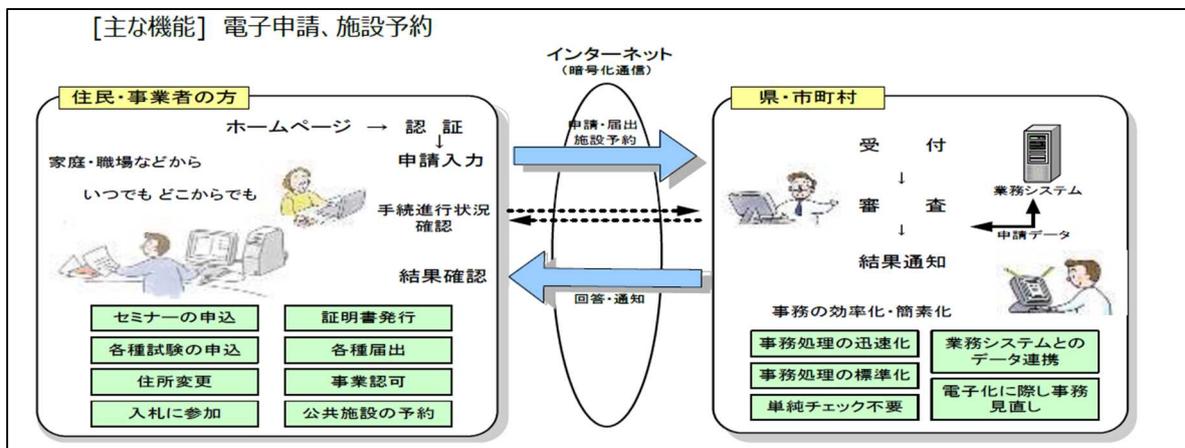
(4) 施設予約、使用料収納システムの導入状況

県では、県と市町村共同で汎用受付システム「e 古都（い〜こと）なら」を運営しており、このシステムに公の施設の空き状況の確認や予約機能が装備されている。

「e 古都（い〜こと）なら」は平成17年度に県単独でシステム運営を開始したが、平成18年度より市町村との共同運営を実施している。

「e 古都（い〜こと）なら」の業務の全体像は【図表15】のとおりであり、施設予約のほか、証明書の発行や各種届出、申し込みなどの機能も装備されている。

【図表15】「e 古都（い〜こと）なら」全体像



出所：デジタル戦略課提供資料より抜粋

しかし、「e 古都（い〜こと）なら」には電子収納機能までは装備されておらず、使用料は原則として現金または納付書による納付となっている。

「e 古都（い〜こと）なら」を利用している施設と施設における機能の利用状況は【図表 16】のとおりである。

【図表 16】 「e 古都（い〜こと）なら」利用施設一覧

経営	施設	所属（指定管理業者）
直営	心身障害者福祉センター	福祉医療部＞心身障害者福祉センター
	馬見丘陵公園館	県土マネジメント部＞中和公園事務所
	図書情報館	文化・教育・くらし創造部＞県立図書情報館
	橿原公苑	文化・教育・くらし創造部＞県立橿原公苑
指定管理	橿原公苑明日香庭球場	文化・教育・くらし創造部＞スポーツ振興課 ＞スポーツ振興企画係 （（有）ハードボールテニス）
	まほろば健康パーク（野球場、テニスコート）	県土マネジメント部地域デザイン推進局＞公園緑地課（奈良県新県営プール PFI（株））
	大洲池公園	県土マネジメント部地域デザイン推進局＞公園緑地課（青垣協同組合グループ）
	第二浄化センタースポーツ広場	県土マネジメント部＞下水道課 （サンアメニティ）
	社会福祉総合センター	福祉医療部＞地域福祉課 総務・援護係 （奈良いきいきプロジェクト）

出所：デジタル戦略課提供資料を外部監査人が一部加筆修正

なお、奈良春日野国際フォーラムのように、独自でウェブサイトを構築し、空き状況検索システムを装備している施設もあり、この場合は「e 古都（い〜こと）なら」を利用していない。県が運営する施設のうち、このような独自予約システムの運営施設がどのくらいあるかの集約はされていない。

使用料にかかるキャッシュレス化、システム化の方針として、県では令和 4 年 3 月に「奈良デジタル戦略」を策定している。この中で、「今後 3 年以内に利用の乏しいものを除く全ての行政手続を電子申請可能とするとともに、電子化による事務負担の軽減を住民に還元等するため、使用料・手数料を見直します。これにより、県民等の行政サービスの利用者は、いつでもどこでもより安価に行政手続が可能となります。」という方針が記載されている。

令和 4 年度は手数料申請のオンライン化に取り組んでおり、使用料については今後検討を進めて行くこととしている。

3. 歳入額及び使用料の状況

(1) 歳入額及び使用料の推移

一般会計の過去5年間の歳入額及び使用料並びに歳入額に占める使用料の割合の推移は、【図表17】のとおりである。

【図表17】歳入額及び使用料、歳入額に占める使用料の割合の推移（一般会計）

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入額 ①	493,618	506,498	521,450	632,632	638,708
使用料 ② 決算データ	5,889	5,836	5,712	5,430	5,380
割合 ②/①	1.2%	1.2%	1.1%	0.9%	0.8%

出所：使用料については歳入決算データより監査人が集計した。なお、歳入額及び使用料金額は、現在調定額によっている。

(2) 使用料の会計別金額

一般会計及び特別会計（地方公営企業を除く）の過去5年間の会計別使用料の推移は、【図表18】のとおりである。

【図表18】会計別使用料の推移

（単位：百万円）

会計名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	5,889	5,836	5,712	5,430	5,380
奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計	-	-	191	73	89
奈良県自動車駐車場費特別会計	282	269	-	-	-
合計	6,172	6,106	5,903	5,503	5,468

出所：歳入決算データより監査人が集計した。なお、使用料金額は、現在調定額によっている。

(3) 使用料の部局別金額

令和3年度における、一般会計及び特別会計（地方公営企業を除く）の使用料部局別金額は、【図表19】のとおりである。

【図表 19】 使用料部局別金額（令和 3 年度）

（単位：百万円）

部局名	金額（百万円）
総務部知事公室	0
総務部	19
文化・教育・くらし創造部	193
文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	2
福祉医療部	17
水循環・森林・景観環境部	6
産業・観光・雇用振興部	106
産業・観光・雇用振興部 観光局	27
食と農の振興部	28
県土マネジメント部	2,625
県土マネジメント部 地域デザイン推進局	17
会計局	1
教育委員会事務局	2,428
警察本部	1
合計	5,468

出所：歳入決算データより監査人が集計した。なお、使用料金額は、現在調定額によ
っている。

注：金額が 0 の箇所は、100 万円未満であることを表している。

第3. 監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の構成並びに記載方法

（1）構成

監査の結果及び意見については、総論と各論に分け、総論については監査の結果及び意見の全体像を記載するとともに、4. 総括意見において、個別の使用料等の監査結果に共通に見られた事項等を取りまとめ記載している。各論については、抽出した使用料等の概要並びに監査の結果及び意見について、部局等ごとに分け記載している。なお、ここでは、監査の対象とした使用料等すべてではなく、指摘すべき事項があった場合にのみ記載することとした。

表で示すと【図表 20】のとおりである。

【図表 20】 監査の結果及び意見の構成

第3 監査の結果及び意見（総論）
4. 総括意見
第4 監査の結果及び意見（各論）
1～1 1. 各部局等
1) 概要
2) 監査の結果及び意見

（2）監査の結果の書き分け

本報告書においては、以下のとおり監査の結論として結果、意見の2区分に分けて記載している。

結果	<ul style="list-style-type: none">・法令、規則等に違反していると認められるもの・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	<ul style="list-style-type: none">・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの・その他法令、規則等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

2. 監査の対象とした使用料及び利用料の選定方法及び対象件数

(1) 使用料及び利用料の選定方法

歳入決算書（令和3年度）、行政財産の使用許可一覧（令和2年度）、普通財産の貸付一覧（令和3年度）、指定管理者制度導入状況一覧（令和4年4月1日現在）（いずれも公営企業を除く）より、主に以下の観点から75件の使用料、利用料、貸付収入を抽出した。

- ・使用料金額の大きいもの
- ・減免・免除額の大きいもの
- ・収納未済額の大きいもの
- ・予算額と実績額の乖離の大きいもの
- ・指定管理者における利用料金のうち主要なもの
- ・自動販売機による使用料のうち主要なもの

なお、平成29年度の包括外部監査「県営住宅に関する財務事務の執行について」をテーマとして選定し、使用料収入も監査の対象としている。監査の実施が直近であることから、県営住宅にかかる使用料については、今回の監査の対象から外している。

(2) 監査対象件数

抽出後の部局別監査対象件数は【図表21】のとおりである。

【図表21】部局別監査対象件数

部局名	監査対象数
総務部	1
文化・教育・くらし創造部	6
文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	2
福祉医療部	3
水循環・森林・景観環境部	3
産業・観光・雇用振興部	5
産業・観光・雇用振興部 観光局	5
食と農の振興部	3
県土マネジメント部	8
県土マネジメント部 地域デザイン推進局	11
教育委員会事務局	23
警察本部	5
総計	75

(3) 自動販売機にかかるアンケート調査

自動販売機について、公募ではないケースが見られたため、公募状況や非公募理由を把握することを目的とし、自動販売機の設置を目的とする土地、建物の使用許可もしくは貸付にかかるアンケートを実施した。

アンケートの回答から得た、部局別自動販売機設置状況は【図表 22】のとおりである。

【図表 22】部局別自動販売機設置状況

部局名	件数(件)注 1	台数(台)
総務部知事公室	6	7
総務部	22	22
文化・教育・くらし創造部	23	47
福祉医療部	3	6
水循環・森林・景観環境部	2	2
産業・観光・雇用振興部	10	16
産業・観光・雇用振興部 観光局	3	17
食と農の振興部	7	7
県土マネジメント部	7	7
県土マネジメント部 地域デザイン推進局	13	50
教育委員会事務局	36	138
警察本部	35	37
合計	167	356

注 1：件数とは、許可または貸付の単位における数である。

注 2：上記には公営企業は含んでいない。

なお、アンケートの集計結果は、「第 3 監査の結果及び意見（総論） 4.

(2) 自動販売機の公募（ファシリティマネジメント室）」において掲載しており、巻末には自動販売機アンケート結果一覧を掲載しているので参照されたい。

3. 監査の結果及び意見の総括

(1) 監査の結果及び意見の集計

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は、【図表 23】のとおりである。

【図表 23】 監査の結果及び意見の件数

(単位：件)

区分	項目または対象部局	結果	意見	合計
第3 監査の結果及び意見 (総論)	(1) 使用料の見直し (財政課)	-	1	1
	(2) 自動販売機の公募 (ファシリティマネジメント室)	-	1	1
	(3) 県有資産貸付等に係る減免実績の公表 (ファシリティマネジメント室)	-	1	1
	(4) 使用料のキャッシュレス化 (デジタル戦略課)	-	2	2
	(5) 障害者に対する県有施設の使用料減免 (障害福祉課)	3	1	4
第4 監査の結果及び意見 (各論)	1. 文化・教育・くらし創造部	4	4	8
	2. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	8	2	10
	3. 福祉医療部	-	3	3
	4. 水循環・森林・景観環境部	1	1	2
	5. 産業・観光・雇用振興部	-	2	2
	6. 産業・観光・雇用振興部 観光局	1	2	3
	7. 食と農の振興部	3	6	9
	8. 県土マネジメント部	1	1	2
	9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局	8	5	13
	10. 教育委員会事務局	4	9	13
	11. 警察本部	1	2	3
	総計	34	43	77

(2) 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、【図表 24】のとおりである。

【図表 24】 監査の結果及び意見の一覧

第 3. 監査の結果及び意見（総論） 4. 総括意見

監査の結果及び意見		頁
(1) 使用料の見直し（財政課）	1) 使用料積算調書等の改善【意見 1】	37
(2) 自動販売機の公募（ファシリティマネジメント室）	1) 全ての自動販売機の公募等への移行【意見 2】	42
(3) 県有資産貸付等に係る減免実績の公表（ファシリティマネジメント室）	1) 減免実績公表内容の見直し【意見 3】	49
(4) 使用料のキャッシュレス化（デジタル戦略課）	1) 使用料のキャッシュレス化の早期実現【意見 4】	51
	2) 施設予約システム等の導入推進【意見 5】	52
(5) 障害者に対する県有施設の使用料減免（障害福祉課）	1) 県有施設減免利用登録団体の更新制度の必要性【意見 6】	54
	2) ウェブサイトの対象施設記載誤り【結果 1】	55
	3) 障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い通知の更新【結果 2】	57
	4) 障害者減免にかかるマネジメント強化【結果 3】	58

第 4. 監査の結果及び意見（各論）

監査の結果及び意見		頁
1. 文化・教育・くらし創造部		
(1) 文化会館使用料（文化振興課）	①減免時の手続【意見 7】	60
(2) 檀原文化会館使用料（文化振興課）	①例外的な対応に関する事後承認手続の必要性【結果 4】	62
(3) 奈良県立檀原公苑使用料（スポーツ振興課）	①使用料算定時の稼働日数の見直し【結果 5】	65
	②使用料算定時の経費額の適正化【結果 6】	67
	③アンケート調査の必要性【意見 8】	70
	④利用申込書様式の必要事項見直し【意見 9】	70
(4) 檀原公苑明日香庭球場自動販売機使用料（スポーツ振興課）	①自動販売機使用料算定誤り【結果 7】	71
	②使用許可の相手先の妥当性【意見 10】	72
2. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局		
(1) 女性センター使用料（女性活躍推進課）	①目的の明確化【結果 8】	79
	②女性センターの法的性質に関する取扱いの統一化【結果 9】	79

監査の結果及び意見		頁
	③使用料金額の適正化【結果10】	80
	④登録制度の見直しの必要性【結果11】	83
	⑤後援団体制度における公平性の確保【結果12】	87
	⑥託児室無償使用の妥当性の検証【結果13】	89
	⑦備品の有償化及び条例制定の必要性【結果14】	89
	⑧1階アンテナショップとして適切な運用の検討【意見11】	89
	⑨使用料等減免申請者の当事者適格【結果15】	91
	⑩使用料減免率の適切性【意見12】	91
3. 福祉医療部		
(1) 社会福祉総合センター使用料(地域福祉課)	①自動販売機募集に関する取扱い【意見13】	97
	②減免条件確認内容の文書化【意見14】	98
	③減免に係る検討内容の文書化【意見15】	100
4. 水循環・森林・景観環境部		
(1) 景観形成事業による行政財産使用料(景観・自然環境課)	①行政財産目的外使用許可と協定書締結の混在【結果16】	103
	②行政財産使用許可書における許可条件【意見16】	104
5. 産業・観光・雇用振興部		
(1) 産業振興総合センター使用料(産業振興総合センター)	①減免に係る検討内容の文書化【意見17】	105
(2) 労働会館使用料(雇用政策課)	①減免に係る検討内容の文書化【意見18】	108
6. 産業・観光・雇用振興部 観光局		
(1) 外国人観光客交流館使用料(ならの観光力向上課)	①使用料徴収事務委託先における現金等管理状況の確認の必要性【意見19】	110
(2) 奈良県コンベンションセンター土地建物貸付料(MICE推進室)	①土地賃貸借契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見20】	112
(3) 奈良春日野国際フォーラム使用料(奈良春日野国際フォーラム)	①前納がない場合の対応【結果17】	114
7. 食と農の振興部		
(1) なら食と農の魅力創造国際大学校オーベルジュ棟指定管理(豊かな食と農の振興課)	①レストラン運営収入が指定管理者に帰属する根拠の整理【意見21】	117
	②レストラン運営収入と自主事業の区分の明確化【意見22】	118
	③事業実績報告書への正確な記載の必要性【結果18】	118

監査の結果及び意見		頁
	④実践バンケットの稼働率向上【意見 23】	119
(2) なら食と農の魅力創造国際 大 学 校 授 業 料 及 び 受 講 料 (なら 食 と 農 の 魅 力 創 造 国 際 大 学 校)	① 条 例 に お け る フ ー ド ク リ エ イ テ ィ ブ 学 科 に お け る 半 日 研 修 の 受 講 料 の 根 拠 規 定 【 意 見 24】	121
	② 授 業 料 減 免 に 係 る 独 立 生 計 者 の 要 件 の 正 確 な 記 載 【 結 果 19】	121
	③ 授 業 料 に 係 る 使 用 料 積 算 調 書 の 検 証 【 意 見 25】	121
(3) みつえ高原牧場畜舎及び草 地 使 用 料 (畜 産 技 術 セ ン タ ー)	① 使 用 許 可 頭 数 に 係 る 実 績 の 確 認 【 意 見 26】	123
	② 使 用 料 単 価 の 積 算 資 料 の 整 備 【 結 果 20】	123
8. 県土マネジメント部		
(1) 河川占用料 (奈良土木事務 所)	① 占 用 料 納 入 通 知 書 の 郵 送 漏 れ に よ る 納 付 の 遅 れ 【 結 果 21】	127
(2) 河川占用料 (郡山土木事務 所)	① 河 川 占 用 料 の 滞 納 及 び 不 法 占 用 【 意 見 27】	128
9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局		
(1) まほろば健康パーク利用料 (公園緑地課)	① 障 害 者 に 対 す る 利 用 料 金 減 免 の 一 部 未 実 施 【 結 果 22】	133
	② 多 様 な 支 払 方 法 の 導 入 の 必 要 性 【 意 見 28】	134
(2) まほろば健康パーク使用料 (公園緑地課)	① 使 用 料 に 係 る 収 納 事 務 の 遅 延 【 結 果 23】	136
	② 障 害 者 に 対 す る 使 用 料 減 免 の 検 討 の 未 実 施 【 結 果 24】	137
(3) まほろば健康パーク内公園 施 設 の 設 置 ・ 管 理 許 可 に 係 る 使 用 料 (公園緑地課)	① 使 用 料 免 除 の 根 拠 で あ る 収 支 状 況 の 未 確 認 【 結 果 25】	139
(4) 馬見丘陵公園内公園施設の 設 置 ・ 管 理 許 可 に 係 る 使 用 料 (公 園 緑 地 課)	① 花 見 茶 屋 B 棟 飲 食 店 の 運 営 状 況 の 未 確 認 【 結 果 26】	141
(5) まほろば健康パーク内公園 施 設 の 設 置 ・ 管 理 許 可 に 係 る 使 用 料 (中和公園事務所)	① 使 用 料 の 算 定 誤 り 【 結 果 27】	142
(6) 自動車駐車場使用料 (奈良 公 園 室 及 び 奈 良 公 園 事 務 所)	① 現 金 集 金 業 務 の 内 部 統 制 【 結 果 28】	144
	② 奈 良 大 仏 殿 前 自 動 車 駐 車 場 の 減 免 【 意 見 29】	144
	③ 自 動 車 駐 車 場 お よ び 乗 降 場 の 稼 働 改 善 【 意 見 30】	146
	④ 決 済 方 法 多 様 化 の 推 進 【 意 見 31】	146
(7) 奈良公園施設使用料 (奈良 公 園 事 務 所)	① 奈 良 公 園 内 の 便 益 施 設 へ の 居 住 実 態 【 結 果 29】	148
	② 大 仏 殿 前 駐 車 場 の 自 動 販 売 機 設 置 【 意 見 32】	150
10. 教育委員会事務局		
(1) 高等学校授業料等 (学校支 援課)	① 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 の 審 査 の 遅 延 【 意 見 33】	154

監査の結果及び意見		頁
	②高等学校等就学支援金の受給資格認定通知の日付【意見 34】	154
(2) 総合寄宿舍使用料等(学校支援課、高校の特色づくり推進課)	①総合寄宿舍、寄宿舍、教職員公舎の取扱いの不整合【結果 30】	157
(3) 行政財産・普通財産貸付料(学校支援課)	①歳入科目の誤り【結果 31】	161
	②土地の賃貸借契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見 35】	161
(4) 社会教育センターに係る行政財産目的外使用料(人権・地域教育課)	①納付時期の不適切な設定【結果 32】	163
(5) 高等学校授業料等(学校支援課、御所実業高等学校、大和中央高等学校)	①滞納の徴収事務のあり方【意見 36】	165
(6) 国の機関に対する行政財産目的外使用料(学校支援課、大和中央高等学校、奈良朱雀・奈良商工高等学校)	①国の機関に対する行政財産目的外使用料の減免の取扱い【意見 37】	168
(7) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料(学校支援課、大和中央高等学校)	①自動販売機の設置者の選定【意見 38】	170
(8) 高等学校授業料等(大和中央高等学校、畝傍高等学校、奈良朱雀・奈良商工高等学校)	①金額照合のあり方【意見 39】	174
(9) 五條高等学校の土地・建物に係る行政財産目的外使用料(五條高等学校、ファシリティマネジメント室)	①使用料算定基準の明確化【意見 40】	176
(10) 五條高等学校寄宿舍の寮費に係る歳計外現金(五條高等学校)	①寄宿舍の歳計外現金の管理方法【意見 41】	177
(11) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料(奈良朱雀・奈良商工高等学校)	①使用許可の実質的な転貸の是正【結果 33】	179
11. 警察本部		
(1) 警察本部第二庁舎使用料(機動隊)	①光熱水費の減免根拠の明記【意見 42】	181
(2) 奈良警察署使用料(奈良警察署)	①剣道場の使用料減免の見直し【結果 34】	184
	②使用許可申請における使用許可図面の添付【意見 43】	185

(3) 各所管部署の結果及び意見の分類

「第3 監査の結果及び意見（総論）」及び「第4 監査の結果及び意見（各論）」に記載する、各所管部署の結果及び意見を項目別に分類した一覧は、【図表25】のとおりである。

【図表25】 各所管部署の結果及び意見分類

(単位：件)

区分	部局等	金額の妥当性	事務・承認等手続き	利用者ニーズ・稼働向上	公平性・公正性確保	減免手続き等	法的性質の整理	計
第3 監査の結果及び意見（総論）	(1) 財政課	1	-	-	-	-	-	1
	(2) (3) ファシリティマネジメント室	-	-	-	2	-	-	2
	(4) デジタル戦略課	-	-	2	-	-	-	2
	(5) 障害福祉課	-	-	-	-	4	-	4
第4 監査の結果及び意見（各論）	1. 文化・教育・くらし創造部	2	3	1	1	1	-	8
	2. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局	3	-	-	2	2	3	10
	3. 福祉医療部	-	-	-	1	2	-	3
	4. 水循環・森林・景観環境部	-	2	-	-	-	-	2
	5. 産業・観光・雇用振興部	-	-	-	-	2	-	2
	6. 産業・観光・雇用振興部 観光局	-	3	-	-	-	-	3
	7. 食と農の振興部	3	2	1	-	1	2	9
	8. 県土マネジメント部	-	2	-	-	-	-	2
	9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局	-	7	3	-	3	-	13
	10. 教育委員会事務局	1	9	-	1	1	1	13
11. 警察本部	-	2	-	-	1	-	3	
	総計	10	30	7	7	17	6	77

注：表中の数値は、各項目における結果または意見の件数を表す。

4. 総括意見

(1) 使用料の見直し（財政課）

1) 使用料積算調書等の改善【意見 1】

監査の対象とした使用料の中には、稼働日数が現実と乖離し、単価が過小に算定されているケース、様式の項目と実態発生経費に乖離が生じているケース、数年後に再度見直し対象となった施設について数年が経過しているにも関わらず、電気代やガス代に同じ金額を記入しているケース、積算調書の所要経費に金額を全く記入せず提出しているケース、独自様式を用い積算調書とは異なる費用集計をしているもののその根拠が明らかでないケースが見受けられた。また、施設を午前、午後、夜間と使用する場合の時間配分の考え方も、所管部署によりまちまちであった。

このようなケースが生じた理由として、積算調書の作成者に、積算調書が使用料金額決定の重要な根拠資料となるという意識が希薄であったこと、様式や記入要領において、積算調書の趣旨が十分に明らかにされているとは言い難いこと、記入方法の説明が不十分であったことなどが要因にあると考えられる。また、積算調書は、使用料の大部分である庁舎施設を前提に作成されており、特殊な事象があった場合への柔軟性にやや欠けており、またそのような場合の記入方法の説明も十分ではない。稼働率が 100%であることを前提に算定することの妥当性についても整理が必要である。

積算調書は受益者負担の適正性や負担の公平性を確保し、適切な使用料を算定するための重要な資料である。より適切な積算が可能となるよう、積算調書や記入要領の改善と、その意義や適切な記入方法の周知に努められたい。

「第 2. 2. (1) 最近 5 年間の使用料の見直し」で述べたとおり、県は、毎年度の当初予算編成にあわせて使用料（及び手数料）の見直しを行っている。見直しにあたっては、毎年度、財政課が見直し対象を選定のうえ、所管部署に使用料の積算調書作成を依頼し、コスト、近隣の民間施設、他府県の類似施設の金額も参考とし、見直しを検討している。

監査の対象とした使用料において、積算調書作成の改善の必要性があると見られたものは【図表 26】のとおりである。

【図表 26】積算調書作成の改善の必要性があると考えられる使用料

監査の結果及び意見			頁
1. 文化・教育・くらし創造部	(3) 奈良県立橿原公苑使用料（スポーツ振興課）	①使用料算定時の稼働日数の見直し【結果 5】	65
		②使用料算定時の経費額の適正化【結果 6】	67
7. 食と農の振興部	(2) なら食と農の魅力創造国際大学校授業料及び受講料（なら食と農の魅力創造国際大学校）	③授業料に係る使用料積算調書の検証【意見 25】	121
	(3) みつえ高原牧場畜舎及び草地使用料（畜産技術センター）	②使用料単価の積算資料の整備【結果 20】	123

「1. (3) 奈良県立橿原公苑使用料（スポーツ振興課）」では、陸上競技場及び野球場の積算調書への稼働日数の記載において、稼働日数を357日として積算しているところ、令和元年度から令和3年度における実際の稼働可能日数は、例えば野球場であれば158日であり、これを前提に積算調書を算定すると、積算調書上の㎡あたり単価は倍以上となる。

「1. (3) 奈良県立橿原公苑使用料（スポーツ振興課）」の対象としているのは、陸上競技場や野球場といったやや特殊な施設である。庁舎を前提とした様式を用いた結果、実態の経費と乖離が生じている。

なお当該施設では、令和元年度当初に積算調書を作成しているが、令和4年度当初に当該施設の会議室について積算調書を作成した際、管理経費の額について3年前と同額を計上している。この点でも実態と乖離している可能性がある。また積算調書の重要性が、所管部署に認識されていないことがうかがえる。

「7. (2) なら食と農の魅力創造国際大学校授業料及び受講料（なら食と農の魅力創造国際大学校）」では、積算調書の所要経費に金額を記入せず提出していた。すなわち、コスト面での検証がされていないことになる。

今回の監査報告対象とはしていないが、他の使用料の積算調書を閲覧したところ、積算調書の所要経費に金額を記載していないものが他にも見られた。例えば、奈良公園などにおける商業利用の写真撮影使用料の積算調書にも所要経費の記載がない。写真撮影では敷地全体が対象となり、写真撮影とコストとの対応関係があると言いきることから、所管部署の判断で所要経費の欄を空欄としているものと考えられるが、このように特殊なケースへの対応方法も明らかではない。

「7. (3) みつえ高原牧場畜舎及び草地使用料（畜産技術センター）」では独自様式を用い、初期投資部分を算定に反映させない（積算調書では、初期投資である施設の建設費を耐用年数で除して、償却費として経費に計上することとしている）といったように積算調書とは異なる費用集計をしているものの、その根拠が明らかでない。

このようなケースが生じた理由として、積算調書の作成者に、積算調書が使用料金額決定の重要な根拠資料となるという意識が希薄であったこと、記入方法の説明が不十分であったことなどが要因にあると考えられる。また、積算調書は、使用料の大部分である庁舎施設を前提に作成されており、特殊な事象があった場合への柔軟性にやや欠けており、またそのような場合の記入方法の説明も十分ではない。

参考に、積算調書の記入様式と記入要領（抜粋）は次のとおりである。

【図表 27】 使用料積算調書様式

(様式1)

使用料積算調書(記入例)

番号	頁		課・室			
名称:	〇〇会館	(小区分)	A会議室 1日	根拠条規: 〇〇会館設置条例		
1 使用料の積算方法 (①に拠らない場合は②、①及び②に拠れない場合は③に拠る)						
① 所要経費の積算(経費は税抜きで入力)		② 国等使用料の準拠		③ その他の積算		
年 間 経 費	人件費(A)	従事者数	標準理由及びその積算内訳			
		(事務) (技術) (技能) 計	①及び②の積算に拠らない理由、及び積算内訳			
		5 1 6人				
		上記従事者の年間給与総額(共済費含む)				
		50,298,000円 @ 8,383,000円/年				
	償却費(B)	複成価格 × 償却率 =				
		405,905,000 0.061 24,760,205円				
	修繕費(C)	複成価格 × 修繕費率 =				
		405,905,000 0.012 4,870,860円				
	管理経費(D)	電気+ 空調+ ガス+ 重油+				
	4,000,000 60,000					
	清掃+ 水道+ 警備=					
	4,300,000 400,000 600,000 9,360,000円					
保険料(E)	(火災保険料、損害保険料)					
	11,220円					
地代(F)	土地評価額 × 面積 × 4/100 =					
	62,844 1,976.59㎡ 4,968,673円					
経費計(G)	A+B+C+D+E+F	94,268,958円				
1㎡1日当り単価(I)	(G) × 1㎡ / 延べ面積㎡ = (H)					
	94,268,958 1354.93㎡ 69,575円					
	(H) × 1日 / 年間稼働日数					
	69,575 292日 238円	※①に準じた形で積算内訳を記載して下さい。				
換算(J)	(I) × 使用面積㎡ × 使用時間率 = (J)					
	238 95 1.0 22,610円	(K) 円 (L) 円				
現行料金の検証(M)	(J) × 消費税率 = (M)					
	22,610 1.1 24,870円					
<p>(注1) 人件費は、その施設等の管理運営に実際に従事している職員について記入してください。兼務等のときは勤務割合に応じて按分してください。(この場合、人数に小数点以下を含んでも差し支えありません。)</p> <p>(注2) 複成価格は、行政財産の目的外使用のときの使用料の例により算出してください。なお、古い施設等で推定再建築費の算定が困難なときは、最新の修繕費予算単価を基に算出してください。但し、複成価格が実建築費を下回る場合は、実建築費によってください。</p> <p>(注3) 償却率及び修繕費率は、行政財産の目的外使用のときの使用料の例に基づいて計算してください。管理経費及び保険料については、実額を記入してください。なお、土地評価額は、固定資産税評価額を使用してください。</p>						
2 他府県の同種料金との比較 例: 〇〇県立〇〇会館 中会議室(90.56㎡) 全日45,000円(H15.4.1~)						
3 本県の類似料金との比較(現在の料金)						
奈良県文化会館 会議室B(275㎡、100名) 全日35,000円 ならまちセンター 会議室1(120㎡ 45名) 全日30,000円 奈良県種原文化会館 会議室B(285㎡ 100名) 全日36,000円 大和郡山城ホール 会議室1(120㎡ 45名) 全日25,000円 奈良県中小企業会館 大会議室(295㎡ 45名) 全日33,000円						
4 減免の基準及び実績 減免規定: 令和元年度の減免実績 減免件数 〇 件 減免金額 〇 円						
5 特殊事情						
6 過去の改正経緯						
区分	←	←	←	前々回	前回	
年月日	S61.4.1	H1.4.1	H4.4.1	H10.4.1	H11.4.1	
金額	21,500	22,000	22,500	23,000	23,500	
7 改正案及び改正理由						
区分	現行料金	改正案	(2) 件数及び収入額の実績と見込			
年月日		R4.4.1	▼ R2実績 ※ ※			
金額	24,170	24,410	R1年度件数	R1単価	R1減免金額	R1決算額
			80	24,170	0	1,933,600
(1) 改正案による増収見込額			▼ R4見込			
改定差額	年間件数	増収見込額	R3年度件数	R3単価	R3減免金額	R3予算要求額
240	40	9,600	40	24,170	0	966,800
上記のとおり改正する理由、又は、改正しない理由						
改正有無 改正する						
理由 現行料金の積算単価見直しによる						

出所: 財政課使用料積算調書(記入例)

【図表 28】 使用料積算調書記入要領

積算調書の記入要領																
別紙 2 『①～③「使用料積算調書.xlsx」「手数料積算調書(マクロ).xlsx」「手数料 積算調書(ミクロ).xlsx」の入力必要項目等』による他、下記により記入して下さい。																
【様式1】																
1. この調書は、様式作成対象の使用料について使用して下さい。 なお、見直しの結果「据置」と判断された料金については、任意様式による提出を可とします。																
2. 使用料の積算方法は、原則として、①の必要経費の積み上げにより積算して下さい。 但し、使用料の性質により、①の方法によることが困難なときは、次の区分に従って積算し、積算方法と根拠になる事項を明記して下さい。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>積算方法</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①必要経費の積算</td> <td>貸館施設、体育施設、宿泊施設、行政財産(備品)、病院等個室(調度備品を含んだ復成価格で積算)、軽費老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>②国等使用料の準拠</td> <td>占有料、授業料、周遊道路</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">③その他の積算</td> <td>①の必要経費の積み上げ(地代分を除く)</td> <td>野球場・グラウンド (地代分を算入して積算したものと比較する。)</td> </tr> <tr> <td>手数料マクロ計算(様式 2)を準用</td> <td>文教施設入場料(総コストを入場者数で割る。) (手数料マクロ計算の手数料件数を入場者数に置き換えて計算する。様式2を使用する。)</td> </tr> <tr> <td>手数料計算(様式 2 または様式 3)</td> <td>病院等の検査・指導料、文書料、これに類するもの (様式 2 または様式 3 を使用する。)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他個別の積算ルールが必要なもの</td> </tr> </tbody> </table>	積算方法	内容	①必要経費の積算	貸館施設、体育施設、宿泊施設、行政財産(備品)、病院等個室(調度備品を含んだ復成価格で積算)、軽費老人ホーム	②国等使用料の準拠	占有料、授業料、周遊道路	③その他の積算	①の必要経費の積み上げ(地代分を除く)	野球場・グラウンド (地代分を算入して積算したものと比較する。)	手数料マクロ計算(様式 2)を準用	文教施設入場料(総コストを入場者数で割る。) (手数料マクロ計算の手数料件数を入場者数に置き換えて計算する。様式2を使用する。)	手数料計算(様式 2 または様式 3)	病院等の検査・指導料、文書料、これに類するもの (様式 2 または様式 3 を使用する。)	その他	その他個別の積算ルールが必要なもの
積算方法	内容															
①必要経費の積算	貸館施設、体育施設、宿泊施設、行政財産(備品)、病院等個室(調度備品を含んだ復成価格で積算)、軽費老人ホーム															
②国等使用料の準拠	占有料、授業料、周遊道路															
③その他の積算	①の必要経費の積み上げ(地代分を除く)	野球場・グラウンド (地代分を算入して積算したものと比較する。)														
	手数料マクロ計算(様式 2)を準用	文教施設入場料(総コストを入場者数で割る。) (手数料マクロ計算の手数料件数を入場者数に置き換えて計算する。様式2を使用する。)														
	手数料計算(様式 2 または様式 3)	病院等の検査・指導料、文書料、これに類するもの (様式 2 または様式 3 を使用する。)														
	その他	その他個別の積算ルールが必要なもの														
※なお、上記の表の積算区分になじまないもの、積算が難しいもの、特別な積算方法(ルール)が必要なものについては、事前に相談して下さい。																
3. 人件費は、その施設等に管理運営に実際に従事している職員の人数を記入し、年間給与総額については、現員ベースではなく、一律 1 人当たり 8,381 千円で計算して記入して下さい。人数の内訳は、事務職員・技術職員・技能(業務)員に分類して下さい。																
4. 償却費については、現行の行政財産の目的外使用の使用料積算方法を準用します。																
5. 修繕費については、現行の行政財産の目的外使用の使用料積算方法を準用します。																
6. 管理経費は、実管理経費(電気・空調電気・空調ガス・重油・清掃委託・水道・ガス・警備委託の各項目)についての合計額とします。																
7. 保険料は、火災保険料と損害保険料の合計額とします。																
8. 地代については、現行の行政財産の目的外使用の使用料積算方法を準用して算定します。なお、土地評価額は、固定資産税評価額を使用して下さい。																
9. 消費税課税対象サービスは、必要経費の積算全体に消費税率(10%)を掛けてください。 消費税非課税サービスは、課税対象となる経費のみ消費税率(10%)を掛けてください。 (様式に沿って入力お願いします)																

出所：財政課使用料積算調書記入要領（令和 3 年度当初）

記入方法の説明が不十分であることを先に述べたが、例えば稼働日数について、【図表 27】の積算調書上、年間稼働日数という欄が設けられているだけで、ここにはどのような稼働日数を記入すればよいのかの説明はない。確かに、稼働日数とは文字とおり、施設が稼働可能な日数を指すと考えるのが常識とは思われるが、先に挙げた奈良県立橿原公苑使用料の例では、整備日を考慮せず、休館日のみを控除した日数を記入している。

この稼働の考え方についてももう一つ問題があり、施設は一般的に、フル稼働したとしても 100%稼働させることは困難である。本積算調書の計算では、100%稼働を前提とした上で単価あたりコストを集計し、使用料を検討しているが、コストをベースに使用料を決めた場合、稼働率が 100%に満たない場合のコストは税金で負担することとなり、利用者と利用しない住民との間に負担の不公平が生じることとなる。例えば、施設の目標稼働率を前提にコストを積算するなど、利用しない住民との公平性にも配慮が必要と考えられる。

そのほか、記入方法の説明が不十分であること具体例として、時間率の記入がある。時間率とは、施設を午前、午後、夜間と区分して利用する場合の時間配分の率である。例えば、午前、午後、夜間とも 3 時間ずつ貸し出すのであれば、それぞれの時間率は、0.33 であり、合計すると 1 となるよう記載するものと考えられる。しかし、この時間率についても、【図表 27】の積算調書上、使用時間率という欄が設けられているだけで、ここにどのような計算方法で時間率を記入すればよいのかの説明がなく、【図表 29】のように 1 日の時間率を合計すると 1 とならないケースが見られた。

【図表 29】積算調書時間率記入例

施設	社会教育センター大研修室			榎原公苑 野球場			文化会館 国際ホール		
見直し時期	令和元年度当初			令和元年度当初			令和2年度当初		
区分	時間帯	時間数	時間率	時間帯	時間数	時間率	時間帯	時間数	時間率
午前	9時 -12時	3	0.25	9時 -12時	3	0.4	9時 -12時	3	0.4
午後	13時 -17時	4	0.33	13時 -17時	4	0.5	13時 -16時	3	0.4
夜間	18時 -21時	3	0.25	18時 -21時	3	0.4	17時 -21時半	3.5	0.5
合計		10	0.83		10	1.3		9.5	1.3

問題点として、もしコストと同額で使用料を設定した場合、時間率が 1 に満たない場合は、満たない部分は税金で負担することとなり、利用しない者との不公平が生じる。1 を超える場合は、コストを超過し料金を徴収していることとなる。このように、所管部署により取扱いが異なることとなないように、時間率の考え方についても詳細な説明の記載が望まれる。

様式の記入の柔軟性や、記入の説明がやや不足していることに加え、積算調書の作成意義の記載も弱く、根本的な原則（コストをベースに使用料を算定することから、実態とあったコストの集計が必要であること、コストを稼働日数により除して算定することから稼働日数は実態に合っている必要があることなど）が十分に伝わっているとは言い難いように思われた。

積算調書の作成要領には、次のような記載があり重要な部分であるが、これが十分に認識されていないように見受けられるので、この記載をより充実させるとともに、これについてのコメントを記載させることも考えられる。

<p>① 適正な受益者負担となっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト計算は適切に行われているか ・必要最小限のコストとなっているか ・料金とコストがマッチしているか 	<p>② 公平な負担となっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の同種施設(サービス)間と均衡がとれているか ・徴収漏れ料金がないか
<p>③ 減免措置等は適正か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免措置、政策料金の内容は適正か 	<p>④ 料金改正による影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用減の有無・程度・対応

積算調書は受益者負担の適正性や負担の公平性を確保し、適切な使用料を算定するための重要な資料である。より適切な積算が可能となるよう、積算調書や記入要領の改善と、その意義や適切な記入方法の周知に努められたい。

(2) 自動販売機の公募（ファシリティマネジメント室）

1) 全ての自動販売機の公募等への移行【意見2】

平成 22 年度の行政監査を機に、自動販売機の状況についてとりまとめを行い、公募が可能なものについては、ファシリティマネジメント室などで一括公募を実施し、公募化を促進してきたことは評価できる。しかし、自動販売機の使用・占用許可もしくは貸付 167 件 356 台（注 1）のうち、56 件 170 台（注 2）が未だ非公募となっている。

自動販売機は設置場所によっては多額の利益をもたらす。非公募による場合の使用料は通常非常に低額であるため、これを知りながら低額の使用料で使用許可することは、相手先に利益を供与することとなる場合があり、手続きの透明性・公平性の観点から疑念が生じる恐れもある。

場所によっては自動販売機の設置が必要ではあるものの、自動販売機メーカーの採算性の観点から公募が見込めないところもあることが想定されるが、そのような場合は自動販売機メーカー等から相見積もりを取ることで、一定の公平性、透明性が確保されると考えられる。

合理的な理由のあるものを除き、原則として、全ての自動販売機について、公募や相見積もり等、公平性、透明性ある方法に移行されたい。

なお、食堂、売店等の赤字補填として自動販売機の一体経営を認める場合で食堂、売店等を非公募とせざるを得ない場合においては、毎年収支報告を求め、当該事業者への自動販売機設置許可等の妥当性を設置許可者において検証すべきである。

注 1 件数は自動販売機数ではなく、許可もしくは貸付契約の件数である。公営企業は監査の対象範囲外のため含めていない。

注 2 地方公共団体（6 件 7 台）及び県関係団体（1 件 3 台）、指定管理者からの申請に基づいて許可または貸付しているもの（10 件 56 台）、食堂・購買と一体的に許可または貸付しているもののうち当該事業者を公募により選定しているもの（2 件 3 台）、公募によることが適当でないもの（2 件 2 台、許可先の福利厚生及び年度途中で移転）は除いている。

①自動販売機にかかる監査の結果

「第2.2.(3) 自動販売機の公募化」で述べたように、県監査委員による平成22年度行政監査「県の施設に設置される自動販売機等について」を契機に、自動販売機の公募の導入が進められてきた。毎年ファシリティマネジメント室が実施している調査によると、入札実施台数割合は令和3年度で、31.5%となっている。

監査の対象とした使用料等のうち、自動販売機にかかる監査指摘を記載したものは【図表30】のとおりであるが、一定の収益が見込めるものの公募に移行できず、過去からの経緯により低い使用料で使用許可している。

【図表30】自動販売機にかかる監査指摘

監査の結果及び意見		頁
1. 文化・教育・くらし創造部		
(4) 橿原公苑明日香庭球場自動販売機使用料(スポーツ振興課)	②使用許可の相手先の妥当性【意見10】	72
3. 福祉医療部		
(1) 社会福祉総合センター使用料(地域福祉課)	①自動販売機募集に関する取扱い【意見13】	97
9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局		
(7) 奈良公園施設使用料(奈良公園事務所)	②大仏殿前駐車場の自動販売機設置【意見32】	150

②アンケート調査の実施

監査の対象とした自動販売機のうち非公募であったものについて、非公募であることの合理的理由が見いだせなかったことから、非公募となっている自動販売機の実態を把握すべく、県庁内の自動販売機の公募状況や非公募の理由について改めてアンケート調査を実施した。

調査結果は【図表31】から【図表34】のとおりである。なお、調査は令和3年度を対象としている。ファシリティマネジメント室の調査と異なり清涼飲料水以外の自動販売機も対象とし、公営企業を除いたことから、「第2.2.(3) 自動販売機の公募化」【図表14】県有施設における自動販売機設置状況(令和3年度)の表とは一致しない。

【図表31】部局別自動販売機公募等状況

	件数 (件) 注1	台数 (台)	うち 公募 (台)	公募 割合	使用料/貸 付料(円) 注2	1台当使 用料/貸付 料(円)
総務部知事公室	6	7	2	29%	339,971	48,567
総務部	22	22	21	95%	12,697,081	577,140
文化・教育・くらし創造部	23	47	14	30%	8,946,011	190,341
福祉医療部	3	6	2	33%	1,424,641	237,440

水循環・森林・景観環境部	2	2	1	50%	142,180	71,090
産業・観光・雇用振興部	10	16	6	38%	1,925,383	120,336
産業・観光・雇用振興部 観光局	3	17	3	18%	1,021,437	60,085
食と農の振興部	7	7	4	57%	389,865	55,695
県土マネジメント部	7	7	4	57%	852,941	121,849
県土マネジメント部 地域デザイン推進局	13	50	16	32%	12,227,334	244,547
教育委員会事務局	36	138	5	4%	1,365,728	9,897
警察本部	35	37	37	100%	12,743,075	344,407
合計	167	356	115	32%	54,075,647	151,898

注1：件数とは、許可または貸付の単位における数である。

注2：使用料/貸付料は年額である。

【図表 31】より、公募化の状況は部署によりばらつきがある。最も公募化が進んでいるのは警察本部の100%であり、次に高いのが総務部の95%である。公募化の割合が最も低いのは教育委員会事務局の4%で、次に低いのは産業・観光・雇用振興部 観光局の18%である。

使用料/貸付料を貸与台数で除して算出した1台当たり使用料/貸付料が最も高いのは、総務部の577,140円であり、次に高いのは警察本部の344,407円である。1台当たり使用料/貸付料が最も低いのは教育委員会事務局の9,897円で、次に低いのは総務部知事公室の48,567円である。

公募による割合が高いほど、1台当たり使用料/貸付料は高く、相関関係があることがわかる。

選定方法別使用料/貸付料等の状況は【図表 32】のとおりである。

【図表 32】選定方法別使用料/貸付料等の状況

選定方法	件数 (件)	台数 (台)	使用料/貸付 料(円)	1台当使用料 /貸付料(円)
公募	90	115	51,976,669	451,971
指定管理者に許可又は貸付	10	56	673,036	12,019
食堂、売店等と一体的に許可又は貸付	27	105	404,206	3,850
非公募	40	80	1,021,736	12,772
合計	167	356	54,075,647	151,898

自動販売機の貸与先の選定方法としては、大きく、公募、指定管理者に貸与、食堂、売店等と合わせて貸与、非公募に分類することができる。それぞれの意味合いは次のとおりである。

公募	一般競争入札
指定管理者に許可又は貸付	指定管理者に許可、貸付している場合
食堂、売店等と一体的に許可又は貸付	食堂・売店等の運営者に対し、それらの使用許可、貸付等と一体的に許可、貸付している場合
非公募	上記のいずれにも当てはまらず、非公募により許可、貸付している場合

指定管理者制度導入施設においては、指定管理者の公募の際、自動販売機の設置が可能であること、収益を指定管理者が収受できることを周知し募集しており、指定管理者に許可又は貸付をすることは、一定の合理性があると考えられる。また、食堂・売店等の運営者に対し、それらの使用許可、貸付等と一体的に許可、貸付している場合、食堂・売店等が公募により募集されているのであれば、これについても一定の合理性があると考えられる。

1 台当たり使用料/貸付料については、それぞれの選定方法により大きな差異が見られる。公募の場合は、1 台当たり平均で 451,971 円と高額であるが、その他の場合は 3 千円から 13 千円と低額となる。特に、食堂、売店等と一体的に許可又は貸付の場合が低いが、105 台のうち 95 台が学校の自動販売機であり、学校においては、平成 21 年 2 月 9 日付け管第 211 号総務部長通知により使用料の 30%を減免していること（屋内よりも屋外の方が低い金額となる場合が多いことから屋外での設置が多いことも推測される）などの要因により、低い金額となっていると考えられる。

なお、最も 1 台当たり単価が高いのは、分庁舎 1 階ふれあいコーナー内に設置している自動販売機で、1 台当たり 1,800,000 円である。最も 1 台当たり単価が低いのは、奈良公園事務所 1 階に設置している自動販売機で、1 台当たり 0 円（100%減免）である。

③食堂、売店等と一体的に許可又は貸付する場合の状況と課題

食堂、売店等と一体的に許可又は貸付する場合において、食堂・売店等が公募により募集されているかについて、該当部署にヒアリングを行ったところ、27 件 105 台中、本庁舎 6 階食堂と奈良県外国人観光客交流館が公募（2 件、3 台）であり、それ以外についてはいずれも非公募により事業者選定を行い、当該相手先に自動販売機の使用許可もしくは貸付をしているとのことである。

詳細な状況は【図表 33】のとおりである。

【図表 33】 食堂、売店等と一体的に許可又は貸付している場合の内訳

部局	施設	件数	台数	食堂、売店等の状況
総務部	本庁舎 6 階食堂	1	1	食堂は公募
文化・教育・くらし創造部	橿原考古学研究所附属博物館	1	1	ミュージアムショップと一体経営、ミュージアムショップは非公募
産業・観光・雇用振興部	県営競輪場内	1	5	3 軒の食堂事業者と一体経営、食堂は非公募
産業・観光・雇用振興部	奈良県中小企業会館	1	1	きてみてなら SHOP（コロナ禍により休業中）と一体経営、きてみてなら SHOP は非公募
産業・観光・雇用振興部 観光局	奈良県外国人観光客交流館	1	2	奈良県外国人観光客交流館は公募
教育委員会事務局	高等学校	22	95	食堂や購買部と一体経営、食堂や購買部は非公募
合計		27	105	

食堂、売店等と一体的に許可又は貸付の場合において、当該食堂や売店等を公募していない場合、結局、自動販売機を公募していないのと同じこととなる。

また、食堂、売店等と一体的に許可又は貸付について非公募としている理由として、橿原考古学研究所附属博物館のミュージアムショップを除いて、当該食堂、売店等が赤字であり、その補填として自動販売機と一体として経営することを認めているとのことである。では、収支の状況について、毎年報告を受け赤字の状況であるかを確認しているのかという問いに対し、高等学校では相手先から収支報告を受けているところもあるが、大半については収支報告を受けておらず、自動販売機の収益がなければ赤字であるかを確認していないとのことであった。とすると、赤字を補填するため、という理由そのものが根拠のないものとなる。

食堂、売店等の事業者に自動販売機の設置を許可、貸付するのであれば、自動販売機の設置を前提とした上で当該食堂、売店等の公募を行うべきである。ただし、利用者が限定されるなどの理由で食堂や売店等の収益性が低く、公募が難しいケースがあり、食堂、売店等を非公募とせざるを得ないことも理解できる。そのような場合においても、食堂や売店等の経営において自動販売機の収益の補填が本当に必要であるのかを検証するため、設置許可者において、事前に収支報告を求め、その後において自動販売機の収益と合わせどの程度の収支状況となったか、今後も自動販売機を使用許可することが妥当かについての検証が求められる。

なお、教育委員会事務局については、「第 4. 10. (7) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料（学校支援課、大和中央高等学校）①自動販売機の設置者の選定【意見 38】」において、同様の指摘をしている。

④非公募の場合の状況と課題

次に、非公募である自動販売機 40 件、80 台の理由について確認する。

【図表 34】非公募の理由

区分	件数(件)	台数(台)
補助金的意味合い	19	44
公募困難(採算性低い)	7	15
相手先が地方公共団体	6	7
過去の経緯	5	9
許可先の福利厚生	1	1
相手先が県関係団体	1	3
特殊事情(年度途中移転)	1	1
合計	40	80

注：調査票記載の理由から、監査人が上記の区分に分類した。

補助金的意味合いとは、許可先が障害者団体等で、団体の運営に協力するため使用許可するというものである。このような補助金的意味合いの強いものが最も多く、19 件 44 台ある。このうち非公募理由として、「身体障害者福祉法第 22 条に定める趣旨を尊重」と記載しているものが 3 件 8 台あるが、売店の設置許可は身体障害者福祉法第 22 条第 3 項にあるように身体障害者の働く場所の確保を目的としたものであるが、自動販売機の場合は、契約すれば業務は飲料機メーカー等が行うことが通常であり、障害者が自動販売機の補充等を行う等、障害者の就労の場所が確保されているような場合を除き、自動販売機の使用許可はこの法律の規定の目的に沿っていないと考えられる。

身体障害者福祉法(抜粋)

第二十二条

国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により公共的施設内に売店を設置することを許したときは、当該施設の管理者は、その売店の運営について必要な規則を定めて、これを監督することができる。

3 第一項の規定により、売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合の外は、自らその業務に従事しなければならない。

また、障害福祉課の協力依頼により設置しているものが 3 所属ある。協力依頼文書を確認したところ、県の障害者施策の推進の趣旨は理解できるものの、設置に

については、公平性や透明性が求められる。自動販売機を財政援助の手段とするのではなく、必要性に応じ補助金の交付を検討すべきである。

次に多いのが、公募困難（採算性低い）というもので、7件15台ある。利用者が施設内の職員や生徒に限られ、採算性が低く公募しても入札者がいない（なかった）というものである。

次に多いのが、地方公共団体（市）の6件7台であり、過去の経緯から地方公共団体（市）に使用許可しているが、その先は公募により決定されている。

次に多いのが、過去の経緯によるもの（先の地方公共団体（市）は除いている）で、5件9台ある。それぞれの施設の自動販売機により経緯はさまざまであるが、過去の経緯や公募に移行しづらいつらいつらかの理由があり公募に踏み切れていないというものである。

監査で指摘した下記はこれに該当する。

【図表 35】（抜粋再掲）自動販売機にかかる監査指摘

監査の結果及び意見		頁
1. 文化・教育・くらし創造部		
(4) 檀原公苑明日香庭球場自動販売機使用料（スポーツ振興課）	②使用許可の相手先の妥当性【意見10】	72
9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局		
(7) 奈良公園施設使用料（奈良公園事務所）	②大仏殿前駐車場の自動販売機設置【意見32】	150

そのほかは、許可先の福利厚生、県関係団体、特殊事情（年度途中移転）によるものであり、公募しないことについて一定の合理性が認められる。また、地方公共団体への使用許可について、相手先の公益性とその先で公募されていることを考慮すると、これらについて非公募であることは特に問題はないと考えられる。

しかし、補助金的意味合いによるもの（19件44台）、公募困難（採算性低い）もの（7件15台）、過去の経緯によるもの（5件9台）は公募等に移行していく必要があると考えられる。

補助金的意味合いによるものは、一定の収益性が認められることから相手先にこの収益を還元することを目的に行われているものであり、補助金と同様の効果があるにも関わらず、補助金のように厳格な手続きを経ずに実施されることから、透明性を欠く。補助金が必要な団体であるなら、正規の手続きにより補助金を支給すべきであり、自動販売機の使用許可を補助金の代替として用いるべきでない。

次に、公募困難（採算性低い）なものについて、一般競争入札の参加者のコストは一般的に高い。利用者が少なく収益性がそれほど高くないような自動販売機の場合、確実に落札できる勝算がなければ、入札コストをかけてまで入札に参加することは考えにくい。そのため、入札が不調となることは大いにあり得ることである。

しかし、実際には自動販売機が設置されているのであり、自動販売機メーカー等に一定の収益が確保されていることを意味している。

過去の経緯によるものについて、過去の経緯は理解できるものの、先の分析結果より、公募の場合の使用料は、使用許可等の非公募の場合に比べ公募にすれば現在の使用料より多額の使用料が見込めることが予想される。ということは、その差額は相手先への利益の供与となり、現在その相手先に対し使用許可することが妥当であるのか、十分な説明が求められる。理由を見る限り、それだけの妥当性に乏しいと考えられるため、早期解消に努めるべきである。

⑤公募方法の多様性の確保

県ではこれまで公募というところと一般競争入札しか実施しておらず、他府県においてもほとんど同様の状況であるが、委託料などの契約と同様、相見積も視野に入れるべきである。今の使用許可先から自動販売機メーカー等へは、相見積か特命による選定を行っているはずである。特命による選定は、県の公共的な団体としての性質上実施すべきでないが、相見積であれば実施可能と考えられる。委託料などの契約では、一定金額未満の場合、競争入札でなく相見積によることができるとされている。一般競争入札が困難と認められる場合には相見積によることもできることとし、より公平性、透明性ある方法により選定すべきである。

合理的な理由のあるものを除き、原則として、全ての自動販売機について、公募や相見積もり等、公平性、透明性ある方法に移行されたい。

(3) 県有資産貸付等に係る減免実績の公表（ファシリティマネジメント室）

1) 減免実績公表内容の見直し【意見3】

県が貸付等（普通財産の貸付、行政財産の使用許可）を行っている土地・建物等の減免実績（減免前使用料等、減免額、実際の徴収額等）について公表している。これは平成30年度の行政監査における意見を機に、透明性の確保を図ることを目的に導入されたものである。これまで算定していなかった減免額を算定し、公表した点において成果が認められる。しかし、具体的な減免対象者名と用途の記載がなく、その減免額が、誰にどのような用途で適用されているかが明らかでなく、透明性の確保という点では不十分であり、けん制効果も期待できない状況である。減免対象者名と用途まで明らかにするよう改められたい。

「第2.2.(2) 行政財産使用料及び貸付料、並びに普通財産貸付料の減免実績の公表」に記載のとおり、令和3年度より、県が貸付等（普通財産の貸付、行政財産の使用許可）を行っている土地・建物等の減免実績（減免前使用料等、減免額、実際の徴収額等）について公表している。

県は従来、行政財産使用料及び貸付料、並びに普通財産貸付料を減免する場合、使用料及び貸付料を算定していないものがほとんどであったが、県監査委員による平成30年度行政監査「公有財産の貸付及び使用許可の手續等について」において、

「使用料及び貸付料は有償を原則としており、本来徴収すべき使用料や貸付料を算定した上で、減免又は無償とするか判断をする必要がある」「使用料及び貸付料について一定額以上を減免又は無償としている場合には、その状況をホームページで公表する等、透明性の確保を図ることを検討する必要がある」との監査意見が出されたことにより導入された。

これまで算定していなかった減免額を算定し、公表した点において成果が認められる。しかし、公表情報は、部局名、所属名、財産の名称等、財産の所在地、減免対象者（属性での記載）、減免前の額、徴収した使用料、減免額にとどまっている。

【図表 36】は、令和 2 年度行政財産の使用許可のうち、減免対象者が、知事が特に必要と認める者減免額上位 5 件を抽出したものであるが、知事が特に必要と認める者が誰なのかが明らかでなく、用途の記載もないため、その使用許可や減免が妥当であるのか判断することができない。そのため、ウェブサイトで公表することで透明性を確保するという県監査委員の監査意見が十分に反映されているとは言い難く、けん制効果も期待できない状況となっている。

【図表 36】 令和 2 年度行政財産の使用許可-知事が特に必要と認める者上位 5 件
(単位：円)

部局名	所属名	財産の名称等	財産の所在地	減免対象者	減免前の額	徴収した使用料	減免額
水循環・森林・景観環境部	景観・自然環境課	土地	奈良市奈良阪町	知事が特に必要と認める者	12,875,960	0	12,875,960
総務部	自動車税事務所	土地、建物	大和郡山市満願寺町60-1	知事が特に必要と認める者	8,419,662	0	8,419,662
県土マネジメント部	流域下水道センター	浄化センター敷地の一部	大和郡山市宮堂町	知事が特に必要と認める者	7,788,674	0	7,788,674
総務部	自治研修所	建物	奈良市大安寺1-23-2	知事が特に必要と認める者	5,953,231	0	5,953,231
観光局	ならの観光力向上課	奈良県外国人観光客交流館	奈良市池之町3	知事が特に必要と認める者	6,385,330	1,277,066	5,108,264

行政財産使用料及び貸付料、並びに普通財産貸付料の減免実績の公表に当たっては、減免対象者名と用途まで明らかにするよう改められたい。

(4) 使用料のキャッシュレス化（デジタル戦略課）

1) 使用料のキャッシュレス化の早期実現【意見 4】

インターネットの普及や電子技術の発展に伴い、民間施設ではウェブサイトからの予約から一気通貫したクレジットカード、電子マネーなどによる事前決済、施設利用時のキャッシュレス決済が主流となりつつある。利用者の利便性を高めるためにも、業務の効率化や現金を取扱うことによる紛失や盗難、横領などの不正防止のためにも、使用料のキャッシュレス化の早期実現に取組まれたい。

「第2.2.(4)施設予約、使用料収納システムの導入状況」で述べたとおり、施設の使用料についてオンライン上の支払いができる仕組みがなく、また使用料の徴収を委託または指定管理者が利用料金として直接收受する場合を除き、現金払いのみとなっている。

監査の対象とした施設のうち、一般の利用者（駐車場を利用するバス会社等を含む）からの使用料の収納方法をまとめると【図表37】のとおりである。

【図表 37】 収納方法の状況

収納方法	施設名
現金のみ	<u>檀原公苑</u> 、 <u>檀原公苑（明日香庭球場）</u> <u>美術館</u> 、 <u>女性センター</u> 、 <u>第二浄化センタースポーツ広場</u> <u>まほろば健康パーク</u> 、 <u>平城宮跡歴史公園</u> 奈良登大路自動車駐車場、馬見丘陵公園施設
現金、振込	高畑自動車駐車場、大仏殿前自動車駐車場 <u>社会福祉総合センター</u> 、 <u>奈良春日野国際フォーラム</u>
現金、納付書	文化会館、檀原文化会館、産業会館 (文化会館は口座振替あり)
振込のみ	<u>奈良県コンベンションセンター</u>
現金・カード	<u>なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟</u> <u>外国人観光客交流館（猿沢イン）</u>

注：下線（一重線）は指定管理者導入施設、下線（二重線）は徴収委託施設

監査で提出された使用料等概要資料より情報を把握した。詳細な収納方法の記載がなかったものについては、施設への電話ヒアリングにより聴取した。

【図表 37】より、19 施設のうち、カード払いが可能であるのは 2 施設のみとなっている。

なお、監査の結果、現金取扱高が多い、もしくは利用者アンケートにおいてキャッシュレス化の希望が多かった下記の施設について、監査の意見を記載している。

【図表 38】 キャッシュレス化にかかる意見

監査の結果及び意見		頁
9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局		
(1) まほろば健康パーク利用料 (公園緑地課)	②多様な支払方法の導入の必要性【意見 28】	134
(6) 自動車駐車場使用料(奈良公園室及び奈良公園事務所)	④決済方法多様化の推進【意見 31】	146

インターネットの普及や電子技術の発展に伴い、民間施設ではウェブサイトからの予約から一気通貫したクレジットカード、電子マネーなどによる事前決済、施設利用時のキャッシュレス決済が主流となりつつある。利用者の利便性を高めるためにも、業務の効率化や現金を取扱うことによる紛失や盗難、横領などの不正防止のためにも、使用料のキャッシュレス化の早期実現に取り組みたい。

2) 施設予約システム等の導入推進【意見 5】

市町村と共同で運営する「e 古都（い～こと）なら」において、施設の空き状況の確認や、予約を行うことができるが、導入施設が 9 施設にとどまっており、そのうちの 2 施設は案内や休館日のお知らせでのため、実質的には 7 施設しか利用されない状況となっている。各施設で独自に導入しているシステムも合わせればシステム導入施設は増えるが、システム化の余地は大きい。

今後、「e 古都（い～こと）なら」等の予約等システムに電子収納機能が装備されれば、ウェブサイトからの予約から一気通貫したクレジットカード、電子マネーなどによる事前決済を行う仕組みが整う可能性がある。また、予約や空き状況の検索が可能な施設が増えることは、県民の利便性向上に大きく寄与するため、公の施設における「e 古都（い～こと）なら」等の予約システムの更なる推進に取り組またい。

「第 2. 2. (4) 施設予約、使用料収納システムの導入状況」で述べたとおり、市町村と共同で運営する「e 古都（い～こと）なら」において、施設の空き状況の確認や、予約を行うことができる。

「e 古都（い～こと）なら」導入施設について、システム機能の利用状況を調べたところ、【図表 39】のとおりである。

【図表 39】 「e 古都（い～こと）なら」導入施設のシステム機能利用状況

施設	案内	空き	予約	抽選
心身障害者福祉センター	○	—	○	—
橿原公苑	○	—	—	—
橿原公苑明日香庭球場	○	—	○	—
馬見丘陵公園館	○	—	○	—
図書情報館	○	—	注	—

まほろば健康パーク（テニスコートのみ）	○	—	○	—
大淵池公園	○	—	○	○
第二浄化センタースポーツ広場	○	—	○	○
社会福祉総合センター	○	—	○	—

注：予約可能なコマが掲載されておらず、実質的に休館日を知らせるだけの利用となっている。

導入施設 9 施設のうち 1 施設は案内のみの利用（施設のウェブサイトのリンクの掲載のみ）、1 施設は休館日の掲載としての利用のため、実質的に利用されているのは 7 施設である（予約機能で空き状況が確認できるため、予約機能を利用する場合、空き状況確認機能は通常利用しない）。

これについて、県が運営する公の施設は、令和 4 年 9 月 1 日時点で 99 施設あり、「e 古都（い〜こと）なら」の導入施設は 7.1%にとどまっている。

独自システムの利用状況を確認するため、今回監査の対象とした施設のうち、一般の利用者が利用可能な施設について、予約、空き状況の検索システムの導入状況について調査したところ、【図表 40】のとおりである。

【図表 40】 予約、空き状況検索システム利用状況

利用状況		施設
予約、空き状況検索	e-古都なら	<u>橿原公苑（明日香庭球場）</u> <u>社会福祉総合センター、馬見丘陵公園施設</u> <u>第二浄化センタースポーツ広場</u> <u>まほろば健康パーク（テニスのみ）</u>
	その他	外国人観光客交流館（猿沢イン） <u>なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟</u> 高畑自動車駐車場、大仏殿前自動車駐車場
空き状況検索		産業会館、 <u>奈良県コンベンションセンター</u> 橿原文化会館、奈良春日野国際フォーラム
利用なし		文化会館、女性センター、橿原公苑

注 1：予約なしで利用することが一般的な施設（美術館、平城宮跡歴史公園、奈良登大路自動車駐車場）は上記の対象から外している。

注 2：下線は指定管理者導入施設である。

注 3：女性センターは公用財産であり公の施設ではないが、登録制により一般に貸し出しを行っている。

16 施設のうち、予約及び空き状況検索システムを導入している施設は 9 施設あり、支払い方法のキャッシュレス化よりもシステム化が進んでいると言える。しか

し、残りの4施設は空き状況検索のみ、3施設は全く予約、空き状況検索ともできない。利用者は電話もしくは現地に赴いて予約を行う必要があり、対応者も電話や受付で時間を要し、人件費コストもかかることとなる。

予約や空き状況の検索が可能な施設が増えることは、県民の利便性向上に大きく寄与し、業務の効率化も期待される。また、「e 古都（い〜こと）なら」やその他の予約システムに電子収納機能が装備されれば、ウェブサイトからの予約から一気通貫したクレジットカード、電子マネーなどによる事前決済を行う仕組みが整う可能性がある。

県では令和4年3月に「奈良デジタル戦略」を策定し、「今後3年以内に利用の乏しいものを除く全ての行政手続を電子申請可能とするとともに、電子化による事務負担の軽減を住民に還元等するため、使用料・手数料を見直します。これにより、県民等の行政サービスの利用者は、いつでもどこでもより安価に行政手続が可能となります。」とされたが、令和4年度では手数料申請のオンライン化に取り組んでおり、使用料については今後の検討課題となっている。

すでに「e 古都（い〜こと）なら」やその他の予約等システムの導入が進みつつあるので、更なるシステム化の推進に取り組みたい。

（5） 障害者に対する県有施設の使用料減免（障害福祉課）

1） 県有施設減免利用登録団体の更新制度の必要性【意見6】

県有施設減免利用登録団体は更新制ではなく、一度登録すれば申し出がない限り、登録団体であり続けることができる。平成27年の制度開始から、長い団体では8年間当初の登録が継続しているが、その間に要件を満たさなくなることもあり得る。不正に利用されることのないよう、期間を区切り、更新制とすべきである。
--

「県有施設減免利用登録団体」は、障害者減免を適用する施設について排他的専用使用を行う場合、使用料が2分の1減免される。

「県有施設減免利用登録団体」取扱要領によると、「障害者団体が、奈良県有施設のうち、各施設ごとに定める障害者に対する使用料減免を申請する場合は、県福祉医療部障害福祉課において、「県有施設減免利用登録団体」の登録を行うこととする。」とされている。更新についての規定は設けられておらず、一度登録すれば申し出がない限り、登録団体であり続けることができる。

平成27年の制度開始から、長い団体では8年間当初の登録が継続しているが、その間に要件を満たさなくなることもあり得る。不正に利用されることのないよう、期間を区切り、更新制とすべきである。

2) ウェブサイトの対象施設記載誤り【結果 1】

県のウェブサイトでは、障害者に対する県有施設の使用料減免を実施している施設が 20 施設あること、対象施設が掲載されている。まほろば健康パークもその 1 つであるが、複数ある健康施設のうち、野球場、テニスコート、ファミリープールでは減免が実施されていない。記載を実態に合わせ修正するとともに、他の施設においても同様の状況となっていないか調査が必要である。

また、「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」の減免対象一覧にあるが、ウェブサイトに記載されていないもの、一覧に記載されていないが、ウェブサイトに記載されているものがある。ウェブサイトの記載が実態に合った形となるよう更新を行う必要がある。

県のウェブサイトでは、障害者に対する県有施設の使用料減免を実施している施設が 20 施設あること及び対象施設が掲載されている。

ウェブサイト上の記載

平成 28 年 1 月から、障害者に対する県有施設の使用料減免が、県有施設において始まりました。

令和 4 年 2 月現在、以下の 20 施設において、使用料減免を実施中です。

なら歴史芸術文化村、奈良県文化会館、奈良県橿原文化会館、奈良県立美術館、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、奈良県立万葉文化館、奈良県立民俗博物館、奈良県立図書情報館、奈良県立橿原公苑（陸上競技場、野球場他）、奈良県社会福祉総合センター、奈良労働会館、中和労働会館、奈良県産業会館、奈良春日野国際フォーラム、奈良県コンベンションセンター、第二浄化センタースポーツ広場、福祉住宅体験館、まほろば健康パーク、平城宮跡歴史公園、女性センター（障害者団体に対する減免のみ）

しかし、まほろば健康パークについて、複数ある健康施設のうち、スイムピアでは減免が実施されているが、野球場、テニスコート、ファミリープールでは減免が実施されていない。また、スイムピアのうち、令和 3 年 6 月に増設した屋外プール膜屋根及び観客席等施設の控室について減免が実施されていない。（【図表 41】参照）。

【図表 41】障害者減免が実施されていなかった使用料

監査の結果及び意見		頁
9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局		
(1) まほろば健康パーク利用料 (公園緑地課)	① 障害者に対する利用料金減免の一部 未実施【結果 22】	133
(2) まほろば健康パーク使用料 (公園緑地課)	② 障害者に対する使用料減免の検討の 未実施【結果 24】	137

記載を実態に合わせ修正するとともに、他の施設においても同様の状況となっていないか調査が必要である。

また、「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」の減免対象一覧にあるが、ウェブサイトに記載されていないもの、一覧に記載されていないが、ウェブサイトに記載されているものがある。

【図表 42】は、「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」の減免対象一覧と、ウェブサイトの記載を比較したものである。

【図表 42】 「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」の対象施設とウェブサイト比較

種類	障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い対象施設（平成 27 年 4 月現在）	ウェブサイトの記載
美術館等文化施設の観覧料・入館料	民俗博物館 美術館 万葉文化館 吉城園 平城京歴史館 橿原考古学研究所附属博物館 （記載なし）	民俗博物館 美術館 万葉文化館 （記載なし） 平城宮跡歴史公園 橿原考古学研究所附属博物館 なら歴史芸術文化村
文化会館等の施設使用料	万葉文化館 文化会館 橿原文化会館 図書情報館 女性センター 西奈良県民センター（注 1） 中小企業会館（注 2） 産業会館 奈良労働会館 中和労働会館 馬見丘陵公園 新公会堂（春日野国際フォーラム） 吉城園茶室 社会教育センター研修棟 社会福祉総合センター 福祉住宅体験館 （記載なし）	（記載なし） 文化会館 橿原文化会館 図書情報館 女性センター （記載なし） （記載なし） 産業会館 奈良労働会館 中和労働会館 （記載なし） 新公会堂（春日野国際フォーラム） （記載なし） （記載なし） 社会福祉総合センター 福祉住宅体験館 奈良県コンベンションセンター
スポーツ施設（プール、体育館等）使用料	第二浄化センタースポーツ広場（ファミリープール、運動場、テニスコート） まほろば健康パーク（ファミリープール、スイムピア奈良、野球場、テニスコート） 橿原公苑（明日香庭球場、相撲場、弓道場、陸上競技場、野球場、柔剣道場（注 1）、庭球場、第 1 体育館、第 2 体	第二浄化センタースポーツ広場 まほろば健康パーク 橿原公苑（陸上競技場、野球場他）

種類	障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い対象施設（平成 27 年 4 月現在）	ウェブサイトの記載
	育館、公苑本館 大洲池公園（体育館、テニスコート） 西奈良県民センター（運動場）（注 1）	（記載なし） （記載なし）
駐車場等使用料	文化会館駐車場 新公会堂駐車場 図書館情報館駐車場	（記載なし） （記載なし） （記載なし）

注 1：令和 5 年 2 月現在廃止。

注 2：令和 5 年 2 月現在、一般への施設貸出は実施していない。

【図表 42】のとおり、障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い対象施設（平成 27 年 4 月現在）に記載されているが、ウェブサイトに記載のない施設が 11 施設、逆にウェブサイトに記載があるが、障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い対象施設（平成 27 年 4 月現在）に記載されていない施設が 2 施設ある。

ウェブサイトの記載が、実態と基準に合った形となるよう更新を行う必要がある。

3) 障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い通知の更新【結果 2】

平成 27 年 4 月に「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」通知が発出されてから対象施設が増加しているが、通知上の対象施設を更新していないため通知と実態に不整合が生じている。各施設が障害者にかかる減免を行う根拠ともなることから、「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」通知における対象施設は随時更新すべきである。

「2) ウェブサイトの対象施設記載誤り【結果 1】」において、ウェブサイトに記載があるが、障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い対象施設（平成 27 年 4 月現在）に記載されていない施設が 2 施設あることを述べたが、これは、平成 27 年 4 月に「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」通知が発出されてから対象施設が増加しているにもかかわらず、通知上の対象施設の更新を行っていないことにより生じている。

各施設が障害者にかかる減免を行う根拠ともなることから、「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱い」通知における対象施設は随時更新すべきである。

4) 障害者減免にかかるマネジメント強化【結果 3】

障害福祉課では各施設から減免件数や減免額の報告を求めている。障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて（通知）に記載されている対象施設の減免実施状況も把握していない。各施設に定期的に減免件数や減免額の報告を求め、各施設の減免適用の適切性の確認と施策の効果検証を実施するといった障害者減免にかかるマネジメントを強化すべきである。

監査の対象とした施設のうち、障害者減免の件数は把握しているものの、減免額を把握していない施設が見られた（榎原公苑、第二浄化センタースポーツ広場）。障害福祉課においても、各施設から減免件数や減免額の報告を求めておらず、「2）ウェブサイトの対象施設記載誤り【結果 1】」で記載したような、減免を実施していない施設があることも把握していない。

障害者減免の対象施設には定期的に減免件数や減免額の報告を求め、各施設の減免適用の適切性の確認と施策の効果検証を実施するといった障害者減免にかかるマネジメントを強化すべきである。

第4. 監査の結果及び意見（各論）

1. 文化・教育・くらし創造部

（1）文化会館使用料（文化振興課）

1）概要

施設名称	奈良県文化会館	
所管部署	（部局名）文化・教育・くらし創造部（課・室名）文化振興課	
会計名、目節名	（会計名）一般会計 （目名称）文化・教育・くらし創造使用料 （節名称）文化会館使用料	
所在地	奈良市登大路町6番地2	
施設の内容	主として貸館としての用途に供されるホール、会議室、展示室等を有する県内有数の大規模公立文化施設 令和5年度より、国際ホールの耐震補強・バリアフリー化、音楽演奏を主目的とした中規模ホールの設置等を内容とするリニューアル工事を実施予定。 令和8年度中のオープンを予定しているところ。	
施設の目的	県民の文化の振興	
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	<会館使用料、駐車場使用料> 奈良県文化会館条例第6条第2項 奈良県文化会館条例施行規則第12条 奈良県文化会館施設使用料の減免措置に係る取扱要綱（以下「減免要綱」という。） <行政財産使用料> 奈良県行政財産使用料条例第4条 財産の交換等に関する総務部長通知、別紙2第4	
料金体系	（料金区分）施設によるが、国際ホールの場合、「入場料無料～500円」「501円～2,000円」「2,001円～5,000円」「5,001円以上」「準備・練習等」（それぞれ「平日」「土・日休日」別に設定。） （使用区分）「午前」「午後」「午前・午後」「夜間」「午後・夜間」「全日」 詳細及びその他の施設については奈良県文化会館条例参照	
減免の内容	障害者又は障害者団体が使用する施設使用料（半額） 奈良県文化会館施設使用料の減免措置に係る取扱要綱（減免の対象となる者等） 第3条 使用料の減免の対象となる施設、減免の対象となる者及び減免の額は、別表に掲げるとおりとする。 別表	
	減免対象となる施設	減免の額
	条例別表第一の一及び別表第二の一に掲げる施設	障害者 障害者団体 条例別表第一の一及び別表第二の一に掲げる使用料の半額
	奈良県文化会館条例施行規則（昭和43年4月奈良県規則第10号。以下「規則」という。）別表第一に掲げる施設のうち駐車場	障害者又は介助者 障害者団体 規則別表第一に掲げる使用料の半額

使用料徴収先	県内文化芸術団体・サークル、企業、行政機関等			
使用料収納方法	現金払（窓口）、納付書払（金融機関等）、口座振替払			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	70,632	52,984	90,088
	減免額	1,575	440	432
	減免後使用料	69,057	52,544	89,656
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	17,828	10,689	15,016
	減免件数	747	540	684

2) 監査の結果及び意見

①減免時の手続【意見7】

駐車場使用料の減免時においても施設使用料の減免時と同様に、障害者手帳等の書類を確認した旨を明記し、事後的に取扱要綱に沿った手続が実施されていることを確認できるようにされたい。

奈良県文化会館においては奈良県文化会館施設使用料の減免措置に係る取扱要綱（以下、「取扱要綱」という。）第3条に基づき使用料の減免を行っている。減免の対象となるものは、文化会館の施設使用料及び駐車場となっており、使用料の減免を受ける際は、取扱要綱第5条において、障害者の場合は障害者であることを証明するための身体障害者手帳の写し等の必要と認める書類の提示（当該書類の提示が困難な場合は、取扱要綱第4条第1項各号に該当する旨の誓約書の提出）を、障害者団体の場合は、障害者団体であることを証明するための登録証を提示し、使用の承認を受けることになっている。

奈良県文化会館施設使用料の減免措置に係る取扱要綱（抜粋）

（減免手続）

第5条 使用料の減免を受けようとする障害者は、前条第1項各号に規定する障害者の数等を明らかにするため、あらかじめ、障害者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の写しその他必要と認める書類を提示し、条例第2条第1項の規定による使用の承認（以下「使用の承認」という。）を受けなければならない。ただし、手帳の写しの提示が困難な場合にあつては、前条第1項各号に該当する旨の誓約書（別記様式）の提出をもって、手帳の写しの提示に代えることができる。

2 使用料の減免を受けようとする障害者団体は、あらかじめ、登録証を提示し、使用の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、条例第6条第1項の規定により、使用料を後納する場合は、この限りでない。

当該減免手続を確認したところ、施設使用料の減免については文化会館使用申込書等に取扱要綱第5条に記載されている書類を確認した旨が明記されているが、駐車場使用料の減免については、当該記載がなく、確認作業が実施された事実を事

後的に確認することができない状況が見受けられた。

駐車場使用料の減免時においても施設使用料の減免時と同様に、取扱要綱第 5 条の書類を確認した旨を明記し、事後的に取扱要綱に沿った手続が実施されていることを確認できるようにされたい。

(2) 橿原文化会館使用料（文化振興課）

1) 概要

施設名称	奈良県橿原文化会館			
所管部署	(部局名) 文化・教育・くらし創造部 (課・室名) 文化振興課			
会計名、目節名	(会計名) 一般会計 (目名称) 文化・教育・くらし創造使用料 (節名称) 文化会館使用料			
所在地	奈良県橿原市北八木町 3 丁目 65-5			
施設の内容	橿原市にある文化ホール。近鉄八木駅から徒歩 3 分。県の中南和地域の文化発信拠点として、コンサート、イベント、文化活動発表等の場として機能。大ホール・小ホールや展示室を有する。			
施設の目的	県民の文化振興を図るため			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県文化会館条例、奈良県文化会館条例施行規則、奈良県橿原文化会館管理要項、奈良県文化会館施設使用料の減免措置に係る取扱要綱			
料金体系	(料金区分) 施設によるが、大ホールの場合、「入場料無料～500 円」「501 円～2,000 円」「2,001 円～5,000 円」「5,001 円以上」「準備・練習等」(それぞれ「平日」「土・日休日」別に設定。) (使用区分) 「午前」「午後」「午前・午後」「夜間」「午後・夜間」「全日」 詳細及びその他の施設については奈良文化会館条例参照			
減免の内容	障害者又は障害者団体が使用する施設使用料(半額)			
使用料徴収先	個人、団体(高等学校・中学校吹奏楽部、文化教室、文化サークル、コンサート等の興行主など)			
使用料収納方法	施設使用料は前納。設備使用料は後納(使用設備確定後)。窓口での現金納付又は納入通知書交付による金融機関納付。			
金額の推移 (単位: 千円)	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	減免前使用料	27,717	11,273	29,083
	減免額	16	51	74
	減免後使用料	27,701	11,222	29,009
件数の推移 (単位: 件)	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	使用料収納件数	742	406	709
	減免件数	1	2	2

2) 監査の結果及び意見

①例外的な対応に関する事後承認手続の必要性【結果 4】

使用料の支払い及び使用承認書の交付前に施設を使用させているケースが見られた。やむを得ず使用料の支払い及び使用承認書の交付前に施設を使用したのであれば、理由、経緯を明確化し、事後承認手続を実施するとともに、適切な対応が実施されたことを事後的に検証できるよう書面等を作成し、保存する必要がある。

今後は条例を遵守した適切な取扱いについて周知徹底するとともに、例外的な事象発生時の対応方法についてガイドラインを明確化し、再発を防止する必要がある。

令和3年9月11日～12日に文化会館大ホール、リハーサル室及び楽屋を使用した団体の文化会館使用承認及び使用料の支払いが使用開始前までに完了しておらず、翌12日に文化会館使用承認書の発行及び使用料支払いがなされていた。

奈良県文化会館条例第2条及び同施行規則第2条において文化会館の施設を使用する場合は館長の承認が必要とされており、その承認については奈良県橿原文化会館管理要項第2. 使用申込み及び使用承認9. 使用料の納付と使用承認(1)において使用料が納付された後に文化会館使用承認書を交付するとなっているため、今回の事例において11日の使用については使用承認のないまま施設を使用させていたことになり、条例と異なる対応となっている。

奈良県文化会館条例（抜粋）

(使用の承認)

第二条 文化会館の施設、設備等で別表第一及び別表第二に定めるものを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。

奈良県橿原文化会館管理要項（抜粋）

第2. 使用申込み及び使用承認

9. 使用料の納付と使用承認

(1) 使用者は、次の期間内に施設の使用料を前納しなければならない。館長は使用者が提出した文化会館使用申込書に基づき料金を算定し、使用料が納付された後に文化会館使用承認書を交付する。

以下省略

また、奈良県文化会館条例第6条及び同施行規則第11条第3号において施設使用料の後納が認められるのは国及び地方公共団体が使用する場合、かつ、館長がやむを得ないと認めるときとされており、今回の団体は国及び地方公共団体には該当せず、かつ、館長がやむを得ないと認めていないため当該条項に該当しないことからこちらの点においても条例と異なる対応となっている。

奈良県文化会館条例（抜粋）

（使用料）

第六条 使用者は、奈良県文化会館の場合にあつては別表第一に、奈良県橿原文化会館の場合にあつては別表第二に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合には、後納することができる。

奈良県文化会館条例施行規則（抜粋）

（使用料の後納）

第十一条 条例第六条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 条例別表第一の一の1の備考4及び別表第二の一の備考2に規定する使用料を納付するとき。
二 別表第一及び別表第二に規定する設備等の使用料を納付するとき。
三 国又は地方公共団体が使用する場合であつて館長が後納することについてやむを得ないと認めるとき。

当該事象が生じた理由は、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントのキャンセルが相次いだことから、当日の使用前までに使用料を支払えばよいとする取扱いを実施していたことや、使用開始前に使用料の支払担当者が来なかったため使用前までに使用料の支払いができず、翌日の支払いとなったとのことである。

本来は使用させるべきではないが、条例と異なる対応をしたのであれば、当該事実について理由、経緯等を明確化するため報告書を作成するとともに館長に報告し、事後承認を得て、事後的に検証できるよう当該報告書等を保管する等の対応が必要であったと考えられる。

また、例外的な事象発生時の対応に関するガイドライン等が整備されておらず、どのように対応すべきかが明らかでない。

今後は条例を遵守した適切な取扱いについて周知徹底するとともに、例外的な事象発生時の対応方法についてガイドラインを明確化し、再発を防止する必要がある。

（3）奈良県立橿原公苑使用料（スポーツ振興課）

1）概要

施設名称	奈良県立橿原公苑
所管部署	（部局名）文化・教育・くらし創造部 （課・室名）スポーツ振興課
会計名 目節名称	（会計名）一般会計 （目名称）文化・教育・くらし創造使用料 （節名称）橿原公苑使用料
所在地	橿原市畝傍町53
施設の内容	総合運動公園。以下の施設から構成される。 公苑本館（ジョギング&サイクリングステーション）、相撲場、弓道場、陸上競技場、野球場、第一体育館、第二体育館、橿原庭球場、明日香庭球場、多目的広場、北駐車場、南駐車場
施設の目的	一般公衆の体育及び文化に関する関心を高め、その普及と向上発展を図る。
使用料徴収・減免にかかる	橿原公苑使用条例（昭和二十七年七月十五日奈良県条例第四十六号）

根拠法令等	橿原公苑の附属器具の使用料の額の定め（平成 20 年）8 月 26 日奈良県告示第二百三十三号） 橿原公苑施設使用料の障害者減免措置に係る取扱要綱 橿原公苑体育施設使用料減免取扱要綱																																											
料金体系	<table border="1" data-bbox="469 398 1350 1458"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="469 398 1161 528" rowspan="2">種別</th> <th colspan="2" data-bbox="1161 398 1350 528">使用区分</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1161 528 1350 658">全日（午前 9 時～午後 5 時）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 658 587 913" rowspan="4">陸上競技場</td> <td data-bbox="587 658 799 913" rowspan="2">アマチュアスポーツのために使用する場合</td> <td data-bbox="799 658 1161 712">入場料を徴収しない場合</td> <td data-bbox="1161 658 1350 712">26,810 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 712 1161 766">入場料を徴収する場合</td> <td data-bbox="1161 712 1350 766">53,630 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 913 799 1458" rowspan="3">アマチュアスポーツ以外のために使用する場合</td> <td data-bbox="799 913 1161 967">入場料を徴収しない場合</td> <td data-bbox="1161 913 1350 967">80,450 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 967 1161 1061">入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合を除く。）</td> <td data-bbox="1161 967 1350 1061">161,330 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1061 1161 1458">入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合に限る。）</td> <td data-bbox="1161 1061 1350 1458">240,950 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 913 587 1061" rowspan="3">野球場（球場）</td> <td colspan="2" data-bbox="587 913 799 945">入場料を徴収しない場合</td> <td data-bbox="799 913 1350 945">12,030 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 945 799 1061" rowspan="2">入場料を徴収する場合</td> <td data-bbox="799 945 1161 999">営利その他これに類する目的のために使用する場合を除く</td> <td data-bbox="1161 945 1350 999">24,060 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 999 1161 1061">営利その他これに類する目的のために使用する場合</td> <td data-bbox="1161 999 1350 1061">36,090 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1061 587 1458" rowspan="4">第一体育館</td> <td data-bbox="587 1061 799 1214" rowspan="2">アマチュアスポーツのために使用する場合</td> <td data-bbox="799 1061 1161 1155">入場料を徴収しない場合</td> <td data-bbox="1161 1061 1350 1155">23,880 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1155 1161 1214">入場料を徴収する場合</td> <td data-bbox="1161 1155 1350 1214">47,760 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 1214 799 1458" rowspan="2">アマチュアスポーツ以外のために使用する場合</td> <td data-bbox="799 1214 1161 1267">入場料を徴収しない場合</td> <td data-bbox="1161 1214 1350 1267">71,650 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1267 1161 1458">入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合を除く。）</td> <td data-bbox="1161 1267 1350 1458">169,400 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1458 1161 1529">入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合に限る。）</td> <td data-bbox="1161 1458 1350 1529">293,220 円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="469 1496 1038 1529">その他の料金は、橿原公苑使用条例参照</p>			種別		使用区分		全日（午前 9 時～午後 5 時）		陸上競技場	アマチュアスポーツのために使用する場合	入場料を徴収しない場合	26,810 円	入場料を徴収する場合	53,630 円	アマチュアスポーツ以外のために使用する場合	入場料を徴収しない場合	80,450 円	入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合を除く。）	161,330 円	入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合に限る。）	240,950 円	野球場（球場）	入場料を徴収しない場合		12,030 円	入場料を徴収する場合	営利その他これに類する目的のために使用する場合を除く	24,060 円	営利その他これに類する目的のために使用する場合	36,090 円	第一体育館	アマチュアスポーツのために使用する場合	入場料を徴収しない場合	23,880 円	入場料を徴収する場合	47,760 円	アマチュアスポーツ以外のために使用する場合	入場料を徴収しない場合	71,650 円	入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合を除く。）	169,400 円	入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合に限る。）	293,220 円
種別		使用区分																																										
		全日（午前 9 時～午後 5 時）																																										
陸上競技場	アマチュアスポーツのために使用する場合	入場料を徴収しない場合	26,810 円																																									
		入場料を徴収する場合	53,630 円																																									
	アマチュアスポーツ以外のために使用する場合	入場料を徴収しない場合	80,450 円																																									
		入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合を除く。）	161,330 円																																									
入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合に限る。）		240,950 円																																										
野球場（球場）	入場料を徴収しない場合		12,030 円																																									
	入場料を徴収する場合	営利その他これに類する目的のために使用する場合を除く	24,060 円																																									
		営利その他これに類する目的のために使用する場合	36,090 円																																									
第一体育館	アマチュアスポーツのために使用する場合	入場料を徴収しない場合	23,880 円																																									
		入場料を徴収する場合	47,760 円																																									
	アマチュアスポーツ以外のために使用する場合	入場料を徴収しない場合	71,650 円																																									
		入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合を除く。）	169,400 円																																									
入場料を徴収する場合（営利その他これに類する目的のために使用する場合に限る。）	293,220 円																																											
減免の内容	<p data-bbox="469 1529 1278 1563">一定の要件を満たす場合並びに障害者等への減免がある。</p> <p data-bbox="469 1608 1150 1641">【一定の要件を満たす場合の減免（主なもの）】</p> <p data-bbox="469 1641 1366 1709">以下の場合に半額（使用者が入場料を徴収して使用する場合を除く）</p> <table border="1" data-bbox="491 1709 1350 1995"> <tr> <td data-bbox="491 1709 1350 1854">県内の学校体育団体又は財団法人奈良県体育協会若しくはその加盟スポーツ団体が、県教育委員会と共催で体育・スポーツ行事に使用する場合、若しくは近畿大会レベル以上の体育・スポーツ行事に使用する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1854 1350 1921">県内の学校が、教育課程に基づく体育の授業又は学校教育における体育に関する特別活動として使用する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1921 1350 1995">県又は県教育委員会が主催する体育・スポーツ行事に使用する場合</td> </tr> </table>			県内の学校体育団体又は財団法人奈良県体育協会若しくはその加盟スポーツ団体が、県教育委員会と共催で体育・スポーツ行事に使用する場合、若しくは近畿大会レベル以上の体育・スポーツ行事に使用する場合	県内の学校が、教育課程に基づく体育の授業又は学校教育における体育に関する特別活動として使用する場合	県又は県教育委員会が主催する体育・スポーツ行事に使用する場合																																						
県内の学校体育団体又は財団法人奈良県体育協会若しくはその加盟スポーツ団体が、県教育委員会と共催で体育・スポーツ行事に使用する場合、若しくは近畿大会レベル以上の体育・スポーツ行事に使用する場合																																												
県内の学校が、教育課程に基づく体育の授業又は学校教育における体育に関する特別活動として使用する場合																																												
県又は県教育委員会が主催する体育・スポーツ行事に使用する場合																																												

	【障害者等への減免（主なもの）】			
	対象者	使用の別	減免の額	
	障害者及び介助者	個人使用	条例別表の一に掲げる使用料（同表の一の表備考の欄に規定する個人練習のために使用する場合の使用料に限る。）の全額	
	障害者 障害者団体	専用使用	条例別表の一に掲げる使用料（同表の一の表備考の欄に規定する個人練習のために使用する場合の使用料を除く。）の半額。ただし、使用料に二分の一を乗じて得た額に十円未満の端数が生じた場合は、当該十円未満の額を切り捨てた額	
使用料徴収先	県内高等学校、県内中学校 等			
使用料収納方法	証紙（令和4年度以降は現金）			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	把握していない		
	減免額			
減免後使用料	34,822	20,438	23,185	
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	6,634	5,116	5,380
	減免件数	1,314	680	714

奈良県立橿原公苑は、陸上競技場、野球場、第一体育館、第二体育館、庭球場などを有する、総合運動公園である。高市郡明日香村小山に設置されている明日香庭球場を除き、橿原市畝傍町に位置する。明日香庭球場のみ指定管理者制度を導入しており、その他の施設は県の直営となっている。

2) 監査の結果及び意見

①使用料算定時の稼働日数の見直し【結果5】

財政課が行う使用料見直しのための積算調書の稼働日数が実態と相違し、使用料見直しのための実績コストが過少に計算されている。使用料見直しを適正に実施するため、積算調書には実態にあった稼働日数を記載し、あるべき実績コストを算定する必要がある。

財政課が行う使用料見直しのための積算調書では、年間の経費を集計し、延べ床面積と稼働日数より、1㎡1日当たり単価を算出し、これに実際の面積を乗じることで、使用料見直しのための実績コストを算出している。

橿原公苑の各スポーツ施設の令和元年度当初見直し時の積算調書を確認したところ、いずれも稼働日数を、休日を除いた357日としており、実際の稼働日数と相違していることが判明した。スポーツ施設では、整備や施設点検のため、どうして

も利用できない日が1年間のうち数十日生じる。

【図表 43】は、令和3年度業務報告書（奈良県立橿原公苑）をもとに、整備日、施設点検日が特に多い、陸上競技場と野球場の稼働可能実績日数を記載したものである。例えば、令和元年度の陸上競技場では、使用不能日が118日となっているが、年間365日とすると365日から118日を差し引いた247日が稼働可能日数ということになる。野球場であれば、令和元年度の使用不能日が218日であるから、365日から218日を差し引いた147日が稼働可能日数ということになる。

【図表 43】稼働可能日数の状況 (単位：日)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		平均	
	使用不能日	稼働可能日数	使用不能日	稼働可能日数	使用不能日	稼働可能日数	使用不能日	稼働可能日数
陸上競技場	118	247	58	308	147	218	108	258
野球場	218	147	210	156	194	171	207	158

注：令和3年度業務報告書（奈良県立橿原公苑）P9を元に外部監査人が作成

使用不能日は、整備日、施設点検日、休館等で使用ができなかった日である。

積算調書に実際より多い稼働日数を記載することによる問題点は、使用料が過少に決定される恐れがあることである。

積算調書に実際より多い稼働日数を記載すると、1㎡1日当たり単価が小さく算定される。すると、その単価を元に積算された施設の実績コストは過少に計算されることになる。使用料の金額は、実績コストのほか、他府県の同種施設や県の類似施設の料金、過去の料金なども考慮した上で決定され、実績コストだけを元に決定するわけではないものの、コストは有用な判断材料となる。実態と乖離した過少なコストをもとに使用料の検討を行うことで、使用料が過少に決定される恐れがある。

陸上競技場と野球場について、積算調書に記載されている金額と、監査人があるべき稼働日数を用いて試算した額を比較したものは【図表 44】のとおりである。

【図表 44】積算調書、試算額比較

	積算調書①	試算額②	現行料金③	受益者負担比率 ③/①	受益者負担比率 ③/②
陸上競技場（競技場アマチュア・入場料なし）全日	379,500円	521,810円	26,810円	7.1%	5.1%
陸上競技場（競技場アマチュア以外・入場料徴収・営利的）全日	379,500円	521,810円	240,950円	63.5%	46.2%
野球場（入場料なし全日）	190,080円	420,910円	12,030円	6.3%	2.9%

注：積算調書について、令和元年度当初見直し時の金額であり、現行料金は令和元年

10月1日改正時の金額である。

注2：試算額は、令和元年度から令和3年度の稼働可能日平均である、陸上競技場258日、野球場158日を元に試算している。

上記のとおり、実際の稼働日数を元に計算を行うと実績コストはかなり大きく算定される。また、受益者負担比率で見ると、積算調書①を元に使用料を算定したとしても、政策的に料金を抑えていることから、もともと受益者負担比率が小さいところ、さらに受益者負担比率は小さくなってしまう。

特に、営利目的で利用する場合、政策的に金額を低く抑える必要性はない。料金以外のコストは税金で賄われることとなり、利用しない住民の負担となり、公平性を欠くことともなる。

積算調書には実態にあった稼働日数を記載し、あるべきコストを算定する必要がある。

②使用料算定時の経費額の適正化【結果6】

財政課が行う使用料見直しのための積算調書の経費額が実態と相違し、使用料見直しのための実績コストが実態と相違している。使用料見直しを適正に実施するため、積算調書には実態にあった経費等金額を記載し、あるべき実績コストを算定する必要がある。

「①使用料算定時の稼働日数の見直し【結果5】」でも述べた陸上競技場と野球場の積算調書の経費と、令和元年度の経費実績を比較したところ、【図表45】のとおりである。積算調書の金額と乖離し、実際の歳出額の方が多。乖離額は、陸上競技場で4,992千円、野球場で7,584千円である。

【図表45】積算調書と実績歳出額の差異

	積算調書①（注1）	歳出額（令和元年度）②	乖離額①-②
陸上競技場	(C)～(E)合計 16,475千円 (C)修繕費 複成価格×修繕费率 =772,157千円×0.012 =9,266千円 (D)管理経費 電気 2,614千円+ガス 32千円+水道 978千円+清掃費 0千円+警備 3,567千円 =7,191千円 (E)保険料（火災保険料、損害保険料）18千円	計 21,467千円 修繕費相当 整備事業（単独建設） 8,280千円 管理経費相当 電気 2,238千円+ガス 33千円+水道 1,408千円+清掃費 1,969千円+警備 405千円 =6,053千円 （その他当該施設で発生する経費） 日々雇用職員賃金 6,091千円 日々雇用職員共済費 1,043千円	4,992千円

野球場	(C)～(E)合計 8,385 千円 (C)修繕費 複成価格×修繕费率 =231,844 千円×0.012 =2,782 千円 (D)管理経費 電気 2,294 千円+ガス 12 千円+水道 858 千円+清掃 費 0 千円+警備 2,426 千 円 =5,590 千円 (E)保険料 (火災保険料、損 害保険料) 13 千円	合計 15,969 千円 修繕費相当 整備事業 10,960 千円 (注 2) 管理経費相当 電気 1,958 千円+ガス 13 千円+水道 1,234 千円+清掃費 1,494 千 円+警備 310 千円 =5,009 千円	7,584 千円
-----	---	--	----------

注 1：積算調書について、令和元年度当初見直し時の金額である。

注 2：整備事業の年度間差異が大きいため、3 年間の平均値とした。(参考：令和元年度 7,424 千円、令和 2 年度 21,353 千円、令和 3 年度 4,102 千円)

財政課の積算調書記入要領によると、積算方法について、次のように記載されている。

使用料の積算方法は、原則として、①の必要経費の積み上げにより積算してください。但し、使用料の性質により、①の方法によることが困難なときは、次の区分に従って積算し、積算方法と根拠になる事項を明記してください。

積算方法	内容	
①必要経費の積算	貸館施設、体育施設、宿泊施設、行政財産(備品)、病院等個調度備品を含んだ復成価格で積算)、軽費老人ホーム	
②国等使用料の準拠	占有料、授業料、周遊道路	
③その他の積算	①の必要経費の積み上げ(地代分を除く)	野球場・グラウンド(地代分を算入して積算したものと比較する。)
	手数料マクロ計算(様式 2)を準用	文教施設入場料(総コストを入場者数で割る。)(手数料マクロ計算の手数料件数を入場者数に置き換えて計算する。様式 2 を使用する。)
	手数料計算(様式 2 または様式 3)	病院等の検査指導料、文書料、これに類するもの(様式 2 または様式 3 を使用する。)
	その他	その他個別の積算ルールが必要なもの

※なお、上記の表の積算区分になじまないもの、積算が難しいもの、特別な積算方法(ルール)が必要なものについては、事前に相談してください。

陸上競技場、野球場とも、財政課の積算調書を用い、①必要経費の積算を行っている。この方法を用いるのは、主として貸館施設、体育施設、宿泊施設などの建物が前提とされている。陸上競技場、野球場には建物部分もあるものの、使用される大部分は整地もしくは芝生等が敷設された地面であり、またその整備に多額のコストがかかる特殊な性質を有している。庁舎等の建物を前提とした積算調書の様式

がなじまない部分があると考えられる。

記入要領では、「上記の表の積算区分になじまないもの、積算が難しいもの、特別な積算方法(ルール)が必要なものについては、事前に相談してください」とされており、この様式を用いず算定する選択肢もあることが示されている。

積算調書は、使用料の対象となる財産のコストを適正に算定し、適正な受益者負担となっているかを検証するためのものである。積算調書には実態にあった経費等金額を記載し、あるべき実績コストを算定する必要がある。

なお、令和元年度当初に積算調書を作成し、見直しの検討を行っている陸上競技場と野球場について、令和4年度当初に、それぞれの会議室について積算調書を作成しているが、管理経費の額が全く同額となっている。

【図表 46】 積算調書に記載された管理経費（陸上競技場）

出所	時期	管理経費 (D)			
陸上競技場 (アマ以外 入場料有全 日)	令和元 年度当初	電気+	空調+	ガス+	重油+
		2,614,307		31,735	
		清掃+	水道+	警備=	
			978,367	3,566,592	7,191,001 円
陸上競技場 会議室 B (全日)	令和4年 度当初	電気+	空調+	ガス+	重油+
		2,614,307		31,735	
		清掃+	水道+	警備=	
			978,367	3,566,592	7,191,001 円

【図表 47】 積算調書に記載された管理経費（野球場）

出所	時期	管理経費 (D)			
野球場球場 (全日)	令和元 年度当初	電気+	空調+	ガス+	重油+
		2,293,740		11,990	
		清掃+	水道+	警備=	
			858,399	2,425,874	5,590,003 円
野球場会議 室 (全日)	令和4年 度当初	電気+	空調+	ガス+	重油+
		2,293,740		11,990	
		清掃+	水道+	警備=	
			858,399	2,425,874	5,590,003 円

近年の光熱水費は値上がり傾向にあり、3年経過後に全く同じとは考えにくい。警備費についても同様である。

経費の金額が全く見直しされておらず、この点だけでも実態と乖離している可能性があるため、管理経費は直近の実績額を用いるなど、実態にあったコストとな

るよう見直しが必要である。

③アンケート調査の必要性【意見 8】

施設の利用者に対するアンケート調査等のニーズ調査がなされていない。定期的かつ継続的に利用者ニーズを的確に把握・分析してサービス水準向上を図るとともに、効果的な施設の管理運営を図られたい。

奈良県立橿原公苑の施設の一部である明日香庭球場は、指定管理者制度を導入しており、年に一度、指定管理者が「奈良県立明日香庭球場のご利用に関するアンケート」を実施し、県に報告している。これは、指定管理者の募集時において、参加の条件とされているものであるが、募集要項によると、『利用者からの評価等を適切に把握するため、県の「施設の利用者等満足度調査マニュアル」に従って調査を実施し、施設サービスの向上に活用していただきます。』とされている。

利用者からの評価等を適切に把握すること、施設サービスの向上は、指定管理者施設のみならず直営施設でも必要である。定期的かつ継続的に利用者ニーズを的確に把握・分析してサービス水準向上を図るとともに、効果的な施設の管理運営を図られたい。

④利用申込書様式の必要事項見直し【意見 9】

アマチュアスポーツのために使用する場合、アマチュアスポーツ以外のために使用する場合、営利を目的とする場合、営利を目的としない場合では使用料の金額が異なる施設があるが、利用申込書上、この区分がない。

利用申込書の様式に区分を設けるか自由記載欄に記載させるなど、使用料金額の根拠の証跡を残すことが望ましい。

陸上競技場、体育館ではアマチュアスポーツのために使用する場合、アマチュアスポーツ以外のために使用する場合、営利を目的とする場合、営利を目的としないでは使用料の金額が異なるが、利用申込書上、この区分がない。

利用申込書の様式に区分を設けるか、自由記載欄を追加し、必要事項をここに記載させるなどし、使用料金額の根拠の証跡を残すことが望ましい。

(4) 橿原公苑明日香庭球場自動販売機使用料 (スポーツ振興課)

1) 概要

財産名称	橿原公苑明日香庭球場
所管部署	(部局名)文化教育くらし振興部 (課・室名)スポーツ振興課
会計名 目節名称	(会計名)一般会計 (目名称)文化・教育・くらし創造使用料 (節名称)橿原公苑使用料
所在地	高市郡明日香村小山 183
財産の種類	行政財産(土地、建物)
面積、数量	①2.11 m ² 2台(屋内) ※地元の自治区 ②0.95 m ² 1台(屋内) ※(有)ハードボールテニス分

	③3.71 m ² 4台(屋外) ※(有)ハードボールテニス分			
使用の目的	自動販売機(清涼飲料)の設置			
許可、貸付期間 (令和3年度)	令和3.4.1～令和4.3.31(上記①～③全て)			
許可・貸付の経緯	施設利用者の利便性の向上のため。			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 奈良県行政財産使用料条例 奈良県公有財産規則の施行について(昭和39年9月8日管第76号総務部長通知)			
使用料の算定方法(※4)	土地については固定資産税評価額を基礎とし、面積、料率(4/100)を乗じ算定 建物については、償却費、修繕費、管理費、火災保険料、地代相当額を元に算定			
減免の状況及び減免理由	—			
相手先(※5)	(有)ハードボールテニス、自治区			
金額の推移 (単位:千円) (※6)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	34	33	34
	減免額	—	—	—
	減免後使用料	34	33	34
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	3	3	3
	減免件数	—	—	—

2) 監査の結果及び意見

①自動販売機使用料算定誤り【結果7】

<p>自治区への自動販売機にかかる行政財産使用許可について、自動販売機の設置が屋内であることから建物としての使用料を徴収すべきところ、土地としての使用料を徴収していた。正しい使用料の算定が必要である。</p> <p>また、地方自治法の規定に照らし過去に遡り徴求する必要があることに留意するとともに、過去においても同様の誤りがあったことから、十分な再発防止策を講じられたい。</p>
--

明日香庭球場管理棟内(屋内)のスペース2.11 m²について、自治区より自動販売機2台を設置する目的で行政財産使用許可申請を受け、使用許可を行っている。

自動販売機の設置が屋内であることから建物としての使用料を徴収すべきところ、土地としての使用料を徴収していた。

現在適用している使用料の算定式と金額は次のとおりである。

算定式：土地時価×使用許可面積×4/100＝使用料(年額)
金額：23,816/m ² ×2.11 m ² ×4/100＝2,010円

これに対し、屋内における使用料金額の算定式と試算額は次のとおりである。

算定式：（償却費＋修繕費＋管理費＋火災保険料＋地代相当額）×110/105 ＝使用料（年額）
金額：4,773/㎡×2.11㎡×110/105＝10,550円

注：スポーツ振興課が令和3年4月1日の管理棟金額を元に試算

令和3年度において10,550円と2,010円の差額約8千円程度の徴収不足が生じていた可能性がある。

なお、使用期間は令和3年度において4月1日から翌年3月31日までであるが、この使用許可は明日香庭球場管理棟設置時から毎年更新されており、使用許可が開始したと考えられる平成18年より約16年間誤った金額を徴収してきたことになり、積み重なるとその差はさらに大きくなることになる。

実情に即し、屋内を前提とした正しい使用料の算定が必要である。また、今般、当該使用料について不足額が判明したことから、地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定に照らし、少なくとも時効にかからない過去5年間は遡り徴求する必要があることに留意されたい。

なお、平成30年度に、同課が所管する榎原公苑の第二体育館内に設置した自動販売機の使用料についても、本件と同様、屋内を前提とすべきところ屋外として使用料を算定し、平成31年度より改めた事案があり、その際、信義誠実の原則に反するとして過去に遡っての追加徴収を行っていない。第二体育館と明日香庭球場と場所が異なるとはいえ、同じ榎原公苑における自動販売機において、同様の状況につき改善が図られなかったことについて、改善に向けた取組が不十分であったといわざるをえない。過去と同様の事案が発生していることに鑑み、今一度所管する施設全体で他にも同様事例が存在しないか再確認をするなど、十分な再発防止策を講じられたい。

②使用許可の相手先の妥当性【意見10】

自治区への自動販売機にかかる行政財産使用許可について、当該自動販売機の設置場所は明日香庭球場の管理棟内であり、指定管理者が管理運営を行っている場所であることから、使用許可の相手先を見直すよう検討されたい。
--

明日香庭球場では、「①自動販売機使用料算定誤り【結果7】」で述べた自治区に使用許可している自動販売機（2台）と、指定管理者である（有）ハードボールテニスに使用許可しているクラブハウスに設置する自動販売機（1台）、同じく（有）ハードボールテニスに使用許可している屋外の自動販売機（4台）の計7台が設置されている。いずれも、清涼飲料を販売する自動販売機であり、主として明日香庭球場を利用する利用者の利便のために設置されているものである。

「奈良県立榎原公苑（明日香庭球場）指定管理者募集要項（下記参照）」によると、指定管理者は、施設利用者の便宜を図るために、知事の許可を得て飲料、テ

ニス用品の自動販売機等を設置することができること、仕様書においても「県が必要と認める業務」として、「自動販売機（管理棟内に設置）に関すること」がうたわれており、指定管理者に応募しようとする者は自動販売機による収入を見込んだ上で募集に参加していることとなる。つまり、自動販売機は、指定管理者にとって重要な収益源でもあり、利用者の利便性を高めるための道具である。指定管理者である(有)ハードボールテニスの令和3年度の実績報告書より、自動販売機の収入実績は年間 656 千円である。

その重要な位置づけにある自動販売機が、指定管理者ではなく、自治区に 2 台分使用許可されている。そのことは、募集要項並びに仕様書において「ウ 現在、管理棟内に設置されている自治区管理の飲料用自動販売機 2 台は、継続して設置するものとします。」としてあらかじめ記載はされているものの、指定管理者にとっての魅力は減少することとなる。

「奈良県立橿原公苑（明日香庭球場）指定管理者募集要項」

(8) 自動販売機等の設置

ア 指定管理者は、施設利用者の便宜を図るために、知事の許可を得て飲料、テニス用品の自動販売機等を設置することができます。

なお、設置する自動販売機の台数、設置場所等については県との協議が必要です。

イ 目的外使用料

アにより目的外使用する場合は、県が定める規定に基づき使用料を県に納入しなければなりません。

ウ 現在、管理棟内に設置されている自治区管理の飲料用自動販売機 2 台は、継続して設置するものとします。

仕様書

県が必要と認める業務

自動販売機（管理棟内に設置）に関すること

自治区への使用許可は、明日香庭球場管理棟の建設に伴い、昭和 58 年から同施設内に自動販売機設置を許可したのがきっかけであるとのことであった。その他の場所における自動販売機の設置許可を指定管理者に行っているのは、自治区が設置した以外の自動販売機が指定管理者制度導入後に設置されたものであるためである。

その当時は指定管理者制度も導入されていなければ、全庁的な自動販売機の公募の方針も存在していなかった。現在は、県有資産の有効活用の観点から、公募による自動販売機設置者の選定が全庁的に推進されている。なお、指定管理者への使用許可については、もともと指定管理者が公募により選定されており、先に述べたように自動販売機は指定管理者の収入源になり、利用者の利便性を高める道具ともなるため、指定管理者に使用許可することは先の方針に違うものではない。

自動販売機による収入は、(有)ハードボールテニスに設置する自動販売機 5 台で 656 千円であることからすると、自治区が設置する自動販売機 2 台においても、

一定程度の収入があることが推測される。自治区への使用料は年間 2,010 円と低額であることから、自動販売機設置により自治区が得ている収入と使用料の差額は、自治区の利益となっている。

当該自動販売機の設置場所は明日香庭球場の管理棟内であり、指定管理者が管理運営を行っている場所である。管理棟における自動販売機設置の使用許可の相手先を見直すよう検討されたい。

なお、令和 5 年度より新しい指定管理者になる予定とのことであるが、管理棟内に設置されている自治区管理の飲料用自動販売機 2 台は指定管理者の管理対象でないことを前提とし募集しているため、次の指定管理期間までに現在の使用許可先を見直し、自動販売機を設置する場合は、公募等により、許可先を検討されたい。

2. 文化・教育・くらし創造部 こども・女性局

(1) 女性センター使用料 (女性活躍推進課)

1) 概要

施設名称	女性センター			
所管部署	(部局名)こども・女性局 (課・室名)女性活躍推進課			
会計名 目節名称	(会計名)一般会計 (目名称)文化・教育・くらし創造使用料 (節名称)女性センター使用料			
所在地	奈良市東向南町6番地			
財産の種類	行政財産(土地・建物)			
施設の内容	情報資料コーナー、女性団体活動支援コーナー、講座室、和室、多目的スタジオ			
施設の目的	女性の社会的地位向上と福祉の増進をめざし、「国連婦人の10年(昭和51年～60年)」の期間に、県が推進してきた女性諸施策の集約として開設。 男女が平等・対等にあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現を推進するための拠点とする。			
使用の目的	1階:障害者アンテナショップの運営等、障害者の就労支援、雇用促進 3階・4階:文化の普及振興、男女共同参画の推進			
使用許可面積	1階:土地93.94㎡(外庭41.9㎡含む)、建物145.80㎡ 3階・4階:欄外(【図表50】参照)			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県行政財産使用料条例 財産の交換等に関する総務部長通知 障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて(通知)			
料金体系もしくは使用料算定方法	1階:土地・建物の評価額を基礎とし、面積、料率を乗じ算定 3階・4階:土地・建物の評価額を基礎とし、面積、料率を乗じ算定した後、近傍同種施設の使用料と比較し算定(料金体系は【図表49】、具体的な算定式は【図表51】参照)			
減免の内容	1階:80%減免 3階・4階:「県有施設減免利用登録団体」の登録をした障害者団体について、1/2減免			
使用料徴収先	1階:一般社団法人障害者雇用促進センター 3階・4階:令和3年度登録団体:136団体			
使用料収納方法	1階:月払い 3階・4階:現金即納			
金額の推移 (単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前 使用料	1階:5,129 3階・4階:1,712	1階:4,993 3階・4階:969	1階:4,992 3階・4階:1,056
	減免額	1階:4,104 3階・4階:0	1階:3,994 3階・4階:0	1階:3,994 3階・4階:0
	減免後 使用料	1階:1,025 3階・4階:1,712	1階:999 3階・4階:969	1階:998 3階・4階:1,056
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料 収納件数	1階:12 3階・4階:334	1階:12 3階・4階:257	1階:12 3階・4階:257
	減免件数	1階:12 3階・4階:0	1階:12 3階・4階:0	1階:12 3階・4階:0

奈良県女性センターは、「婦人の文化の向上と社会参加を促進し、もって婦人の社会的地位の向上と福祉の増進を図る」施設である（奈良県女性センター条例第1条）。

同条例第2条に掲げる事業は次のとおりである。

- 一 婦人の文化の普及振興に関すること。
- 二 婦人の能力開発及び健康増進その他の婦人問題に関する講座の開設及び講習会、研修会等の開催に関すること。
- 三 婦人問題に関する調査研究並びに情報の収集及び提供に関すること。
- 四 婦人問題に関する相談に応ずること。
- 五 その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

女性センターには、情報資料コーナーや女性団体活動支援コーナー、相談室、講座・セミナーが開催される講座室や多目的スタジオ、和室、託児室等が設置されている。

同様の施設は近隣他府県にも設置されており、概要は【図表48】のとおりである。

【図表48】府県同種施設比較

府県名	奈良県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県
名称	奈良県女性センター	滋賀県立男女共同参画センター「G-NETしが」	京都府男女共同参画センター「らら京都」	大阪府立男女共同参画・青少年センター「ドーンセンター」	兵庫県立男女共同参画センター「イーブン」	和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」
運営	奈良県直営	滋賀県直営	指定管理者	指定管理者	兵庫県直営	和歌山県直営、一部業務委託
貸室	多目的スタジオ、講座室、和室	ホール、研修室、特別会議室、調理実習室、視聴覚室、トレーニングルーム、茶亭、テニスコート	セミナー室、会議室、視聴覚室、研修室	ホール、パフォーマンススペース、会議室、こどものへや	なし	会議室、一時保育ルーム

他府県の施設は公の施設として運用されているところが多く、指定管理者制度を導入している施設もある。他府県では、貸室の施設も比較的多くなっている。

これに対し、奈良県の女性センターは、公の施設ではなく公用施設であるという担当課の認識のもと、講座室や和室、多目的スタジオなどを、広く住民にではなく、一定の要件を満たした登録団体について目的を妨げない範囲で使用許可するという

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用許可の扱いとしている。そして、使用料の金額については奈良県女性センター条例に定めはなく、奈良県行政財産使用料条例に基づくとしている。

1 階は、従前、多目的ホールとして登録団体の使用を許可していたが、平成 22 年 9 月より、改修工事を経て、行政（県、市長会、町村会）、障害者団体、経営者団体、労働者団体等によって構成され、障害者アンテナショップ（カフェ）を運営する「一般社団法人障害者雇用促進センター」に使用を許可している。

また、3 階・4 階における和室、講座室 2 室、多目的スタジオについては、女性センターのウェブサイト上では、「センターの自主事業など、奈良県が庁舎を使用する場合を除いて、女性の社会参加を促進し男女共同参画をすすめるグループに施設の使用を許可しています」と記載されている。

【図表 49】女性センター使用料の料金体系

区分	使用料(1 室につき)	
和室 (30.78 m ²) 定員 25 名	午前 9:30～12:00 (2.5 時間) 使用する場合	1,000 円
	午後 13:00～16:30 (3.5 時間) 使用する場合	1,300 円
	午前午後 9:30～16:30 (7 時間) 使用する場合	2,300 円
講座室 1 (47.9 m ²) 定員 33 名	午前 9:30～12:00 (2.5 時間) 使用する場合	1,400 円
	午後 13:00～16:30 (3.5 時間) 使用する場合	2,000 円
	午前午後 9:30～16:30 (7 時間) 使用する場合	3,400 円
講座室 2 (47.9 m ²) 定員 33 名	午前 9:30～12:00 (2.5 時間) 使用する場合	1,400 円
	午後 13:00～16:30 (3.5 時間) 使用する場合	2,000 円
	午前午後 9:30～16:30 (7 時間) 使用する場合	3,400 円
多目的スタジオ (90.00 m ²) 定員 25 名	午前 9:30～12:00 (2.5 時間) 使用する場合	1,300 円
	午後 13:00～16:30 (3.5 時間) 使用する場合	1,800 円
	午前午後 9:30～16:30 (7 時間) 使用する場合	3,100 円

出所：令和 4 年度の女性センター使用料についてと題する決裁文書における「6. 令和 4 年度の使用料について」より監査人が編集

多目的スタジオ写真



【図表 50】 女性センター見取り図

<構造> 鉄筋コンクリート4階建
延床面積 1,143㎡



4 F	
多目的スタジオ	90.00㎡
託児室	20.74㎡
更衣室・シャワー室	40.02㎡



3 F	
和室	30.78㎡
講座室1	47.90㎡
講座室2	47.90㎡



2 F	
女性団体活動支援コーナー	26.97㎡
情報資料コーナー	27.30㎡
事務室	103.69㎡



1 F	
-----	--

出所：「令和3年度事業概要」（奈良県女性センター発行）から転載。

2) 監査の結果及び意見

①目的の明確化【結果 8】

女性センターの目的について、奈良県女性センター条例では、その第 1 条において、「婦人の文化の向上と社会参加を促進し、もって婦人の社会的地位の向上と福祉の増進を図る」としているが、実際には、女性センターのウェブサイト上でも掲載されているとおり、女性の社会参加を促進し男女共同参画をすすめることを目的として運営されている。県においても、女性センターが名実ともに男女共同参画推進の拠点となるべく、条例においてもその目的を明確化すべきである。

女性センターの設置・管理について定める奈良県女性センター条例は、前述のとおり、その第 1 条において「婦人の文化の向上と社会参加を促進し、もって婦人の社会的地位の向上と福祉の増進を図る」ことを目的と定め、その目的達成のために行う事業として「婦人の文化の普及振興に関すること」等をその第 2 条に定めるが、実際に女性センターが行っている男女共同参画推進事業については、何ら定められていない。

そのためか、女性センターの講座室等の使用を許可している登録団体の総称を「地域女性グループ」とし、使用料についても「経済的弱者である女性が利用する施設」であることを根拠に低額に算定している。

しかし、実際には、男性を含む団体や男女共同参画に関して活動する団体が「地域女性グループ」として登録され低額な使用料で利用しており、上記算定根拠と整合しない。

奈良県女性センター条例は、昭和 61 年に制定されて以降、一度も改正されておらず、平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定されて以降、社会全体が男女共同参画の視点に立った取組みを行っており、この流れにそった男女共同参画推進を奈良県でも実効あらしめるためにも、奈良県女性センター条例における目的において「男女共同参画の推進」を明確化すべきである。

なお、当該指摘は、使用料とは直接関係ないものの、この後の使用料金額の決定方法や登録制度に大きく影響することから記載するものである。

②女性センターの法的性質に関する取扱いの統一化【結果 9】

女性センターの法的性質について、担当課は庁舎等であるとして公用施設と位置付け、したがって、講座室等の使用も目的外使用許可として登録団体の使用を許可する形をとる。これに対し、ファシリティマネジメント室は、女性センターを地方自治法 244 条第 1 項に定める公の施設の一覧に記載しており、県庁内で取扱いが相違する。女性センターの法的性質に関して、早急に、県庁内において取扱いの統一化を図るべきである。

女性センターの法的性質について、女性活躍推進課は庁舎等であるとして公用施設と位置付け、したがって、講座室等の使用も目的外使用許可として登録団体の使用を許可する形をとる。その一方で、「⑩使用料減免率の適切性【意見 12】」に

においても述べているとおり、女性センター1階に関する行政財産目的外使用許可使用料の減免の決裁文書では、女性センターは公の施設に該当することを前提とした上での減免率を用いており、こども・女性局内においても、公の施設として取扱っている場面もある。これに対し、ファシリティマネジメント室は、女性センターを地方自治法第244条第1項に定める公の施設の一覧に記載しており、県庁内で取扱いが相違する。

公用施設か公の施設かでは、後者が地方自治法第244条の2により条例主義が及ぶことから、その使用料等設置・管理に関する事項は条例で定めなければならないが、前者であればその必要はなく、県においては奈良県行政財産使用料条例及び財産の交換等に関する総務部長通知に基づき算定することで足りる点で大きく異なる。また、使用許可使用料の減免基準においても、公用施設の目的外使用許可には60%の減額率を用いるが、公の施設における設置目的に添った事務事業を行う団体による使用許可には80%の減額率を用いることとされている点でも異なる。

この点、庁舎建物そのものであっても、公の施設に関する地方自治法第244条1項所定の「住民の福祉を増進する目的をもってその使用に供する施設」という要件を充足する限り、当該施設は公の施設に該当するとする学説や裁判例もあることから、庁舎建物＝公用施設という固定概念に縛られることなく、多様化した現代社会における運用実態に即した適正な対応が必要と思われる。

女性センターが設立当時と異なり、女性の社会進出等のみならず広く男女共同参画の推進拠点としてその活動領域を広げている現状を踏まえ、女性センターの法的性質に関して、早急に、県庁内において取扱いの統一化を図るべきである。

③使用料金額の適正化【結果 10】

女性センターは経済的弱者である女性が利用する施設であるとして、同市内の公の施設における使用料を参考に、条例に定めのない「均衡率」を用いて非常に低額な使用料を算出している。しかし、いわば住民の福祉を増進するもの全般にわたり使用を許可し、公の施設の性質を帯びている実際の運用実態にも鑑みれば、透明性・公平性・公正性の観点及び地方自治法第228条の趣旨から、その使用料についての具体的な規定を奈良県女性センター条例に設け適正化を図るべきである。

女性センターは、講座室と和室、多目的スタジオを有し登録団体に使用許可の上使用料を徴収しているところ、これらの使用料については、奈良県行政財産使用料条例に基づき算定しているとする。具体的には、【図表 51】の計算方法にて使用料金額を算出している。

【図表 51】女性センター使用料算定式

$$\begin{aligned} & \text{人件費} + \text{管理経費（光熱水費、委託費）} + \text{地代等} = \text{年間経費} \\ & \text{年間経費} / \text{延べ面積} / \text{年間稼働日数} = 1 \text{ m}^2 \text{ 1 日当たりの単価} \\ & 1 \text{ m}^2 \text{ 1 日当たりの単価} \times \text{使用面積} \times \text{消費税率} \times \text{均衡率} \end{aligned}$$

ここでの均衡率については、女性の積極的利用を図らなければならない点、経済的自立を目指す女性ではあるが現実には未だ経済的弱者である女性が利用する施設である点、同市内の奈良県文化会館やならまちセンター、奈良市中部公民館等近隣類似施設との関連で1㎡あたりの単価をほぼ同額とする点から、講義室及び和室については1/2、多目的スタジオについては1/4としている。このことにより、一般の貸館に比較して、非常に低額で使用料が設定されている。

【図表 51】の計算方法によって算出されたものを設定基準単価としているのであるが、上記「均衡率」における「1/2」「1/4」は、奈良県行政財産使用料条例にも「財産の交換等に関する総務部長通知」における別添 2「行政財産使用料算定基準」にも定めがない。

この点、財産の交換等に関する総務部長通知における別添 2「行政財産使用料算定基準」には、建物の一部を使用させる場合につき、「算出した使用料が、近傍類似地の地代又は近傍同種の建物の賃借料に比べて著しく不相当と認められる場合その他特別な事情により適当でないと認められる場合には、近傍類似地の民間賃貸実例に比準した額又は民間精通者（不動産鑑定士等）の鑑定評価額等を参考として使用料を算出することができるものとする。」と定められているのであって、「近傍類似施設と1㎡あたりの単価をほぼ同額とする」等とは定めていない。

しかも、近隣類似施設として掲げる施設は、いずれも奈良市内の施設ではあるが、女性センター程度に交通や観光等の利便性等立地条件において類似しておらず、財産の交換等に関する総務部長通知において規定する「近傍類似地の民間賃貸実例に比準した額を参考」に算出した適正な使用料金額とは言えない。

監査人が近隣の施設の価格を調べたところ【図表 52】のとおりであった。

【図表 52】近傍類似地の民間等賃貸実例（令和 4 年 12 月 9 日現在）

セミナー会場			
	女性センター	BONCHI 貸会議室（奈良市指定管理者施設）	アクティ奈良（民間会議室）
定員/面積	33 名/47.9 ㎡	36 名/105 ㎡	30 名/約 54.7 ㎡
平日 7 時間料金	3,400 円	18,480 円	23,100 円
㎡あたり単価	71 円	176 円	422 円
立地条件	近鉄奈良駅より徒歩約 5 分	近鉄奈良駅より徒歩約 6 分	近鉄奈良駅より徒歩約 2 分
スタジオ			
	女性センター	スタジオ 52（民間スタジオ）	奈良レンタルスタジオ Libre（民間スタジオ）
定員/面積	25 名/90.00 ㎡	20 名/83 ㎡	10 名/32 ㎡
平日 7 時間料金	3,100 円	23,100 円	9,600 円

㎡あたり単価	34 円	278 円	300 円
立地条件	近鉄奈良駅より徒歩 約 5 分	近鉄奈良駅より徒 歩約 5 分	近鉄奈良駅より徒歩 約 1 分

注：アクティ奈良及びスタジオ 52 では、Wi-Fi、音響機材等備付設備において女性センターより充実している面があるが、その点は加味していない。

【図表 52】のとおり、近傍類似地の民間等賃貸実例と比べると、2 倍以上の開きが生じている。

その時価に鑑みれば女性センターにおける使用料はむしろ不当に安価な設定となり、受益者負担の原則にも反し、利用しない住民が税金で負担することとなっていると言える。またここまで価格差が大きければ、民業圧迫とも言える。

また、実際には、女性団体に限らず、男性団体も女性センターを使用しており（後述するように、地域女性グループのみならず一般団体も女性の社会参加の促進や男女共同参画の推進に資するとして登録されれば利用可能となる。）、上記均衡率を乗じる根拠と実際の運用状況が整合していない。

さらに、利用目的が体操や古典文学の学習、育児、対話であっても、「婦人の文化の向上」や「婦人の健康増進」、「社会的地位の向上」、さらには「男女共同参画」につながるとして、登録の上使用を許可しているが、登録グループ分類が女性問題一般や男性問題、さらには平和や社会問題等 12 分類と「その他」とされ、住民の福祉を増進するもの全般にわたって対象としており、利用団体を制限しているようで、実際には低額な使用料で広く一般的な利用を認めている状況である。

加えて、女性センターは公用施設であるとの位置付けが担当課でなされていたため、財政課が実施する行政財産の使用料の見直し対象として挙げたことがなく、条例や規則、通知との整合性の観点からの使用料の検証もなされたことがない。

このように、女性センターが「経済的弱者である女性が利用する施設である」という昭和 61 年設置当初の目的に基づく使用料額及びその算定方法が、男女共同参画推進基本法が制定されて 20 年以上が経過して男女共同参画が推進されている社会の動きにあわせた奈良県での女性センターを拠点とする男女共同参画推進事業に整合していないだけでなく、公用施設であるとの固定概念により使用料の検証がなされる機会が失われている。

このように、女性団体に限定せず、また、活動内容を限定しているようで実際には文化や健康、社会問題等、いわば住民の福祉を増進するもの全般にわたり使用を許可し、公の施設の性質を帯びている実際の運用実態にも鑑みれば、仮に女性センターが公用施設であるとしても、奈良県女性センター条例自体が存在しているのだから、透明性・公平性・公正性の観点及び地方自治法第 228 条の趣旨から、上記条例にその使用料についての具体的な規定を設け適正化を図るべきである。

④登録制度の見直しの必要性【結果 11】

女性センターは事前の登録申請手続きを経た団体（以下「登録団体」という。）に施設の使用を許可している。施設をより有効に活用する観点から、登録の審査基準や手続きを明確化した上で、一般団体も利用可能とし適用する料金を変えるなど、施設の目的の遂行と利用の公平性、手続きの透明性並びに施設利用の有効性を確保すべきである。

なお、当該施設が公の施設と取扱いが統一されれば、登録制度の見直しが必要となることを付言する。

女性センターのウェブサイトでは、講座室と和室、多目的スタジオを使用する前提として、「女性の社会参加を促進し、男女共同参画をすすめるグループ」に事前に登録申請させ、登録団体に施設の使用を許可することとしている。

令和 4 年 3 月 31 日現在、地域女性グループとして 43 団体が登録している。その中には、「⑤後援団体制度における公平性の確保【結果 12】」で述べる県後援団体とそれ以外の団体の区分がある。

また、地域女性グループに該当しない一般団体のカテゴリーがあり、令和 4 年 3 月 31 日現在一般団体として登録されたのは、93 団体である。

それぞれの登録区分における登録要件や施設使用の取扱いの運用状況は、【図表 53】のとおりである。

【図表 53】 団体登録区分による施設使用の取扱い

	一般団体	地域女性グループ	
		登録団体	県後援団体
登録等の要件 ※いずれも「女性の社会参加を促進し、男女共同参画をすすめるグループ」であることが前提	「行政財産目的外使用許可にかかる使用者登録申請書」を提出し、長の許可を受ける	「地域女性グループ登録調査票」を提出し、長の許可を受ける	①「地域女性グループ登録調査票」を提出し、長の許可を受けるかつ ②年 1 回「後援名義使用申請」を行い、承認を受ける
登録期間	登録日の属する年度の末日まで	登録廃止届が提出されるまで	登録廃止届が提出されるまで
登録情報の更新	年度の初回使用許可申請時に行政財産使用許可にかかる団体登録更新申請書の提出	年 1 回登録情報の調査を実施	年 1 回登録情報の調査を実施
使用許可申請受付期間	使用希望日 3 か月前の午前 9 時から	使用希望日 3 か月前の午前 9 時から	制限なし
一度に予約可能な回数	3 回まで	3 回まで	制限なし

		一般団体	地域女性グループ		
			登録団体	県後援団体	
使用の可否	講座室、和室、多目的スタジオ	可（有料）	可（有料） 支援コーナーが利用不可であれば無料利用可（2日前から予約可能）	可（有料） 支援コーナーが利用不可であれば無料利用可（2日前から予約可能）	
	支援コーナー	打合せ等での使用	不可	可（一度に2回まで予約可能）	可（一度に2回まで予約可能）
		コピー機・印刷機	不可	可（有料）	可（有料）
		ロッカー貸し出し	不可	可（ただし毎年度更新）	可（ただし毎年度更新）
		支援コーナー内PC	不可	可	可
		図書・ビデオの貸出し	図書カードを作成すれば可	図書カードを作成すれば可	図書カードを作成すれば可
	ポスター・掲示板の掲示	不可	・女性センターが会場の場合や団体の活動紹介等は可 ・上記以外、配架基準に該当するものは、長が認めた場合可	・女性センターが会場の場合や団体の活動紹介等は可 ・上記以外、配架基準に該当するものは、長が認めた場合可	
チラシの配架	配架基準に該当するものは、長が認めた場合可	・女性センターが会場の場合や団体の活動紹介等は可 ・上記以外、配架基準に該当するものは、長が認めた場合可	・女性センターが会場の場合や団体の活動紹介等は可 ・上記以外、配架基準に該当するものは、長が認めた場合可		
備考				・団体の活動内容チラシを設置 ・開催予定日（曜日）分の部屋の仮押さえが可能	

出所：奈良県女性センター提出資料

これにかかる問題点は次のとおりである。

- ・講座室と和室、多目的スタジオを使用するにあたり、「女性の社会参加を促進し、男女共同参画をすすめるグループ」を登録した上で施設の使用を許可している。
- ・地域女性グループとして登録されているグループの中には、体操グループやシニアグループの交流など、「女性の社会参加を促進し、男女共同参画をすすめるグループ」とは言い難いグループがある。条例上、文化の普及、健康増進も目的にしているとのことであるが、公表資料上は「女性の社会参加を促進し、男女共同参画をすすめるグループ」とされており、整合していない。
- ・「女性の社会参加を促進し、男女共同参画をすすめるグループ」と制限しているようで、実際には、営利目的ではない等一定の要件さえ充足すれば登録団体として利用が可能であるということであり、使用が許可されていることを知っているグループしか利用できず、公平性に欠ける。
- ・女性の積極的利用を図らなければならない点、経済的自立を目指す女性ではあるが現実には未だ経済的弱者である女性が利用する施設であるとして、通常の使

用料に2分の1もしくは4分の1を乗じて算定した低い使用料を、どの登録区分においても適用している。

- ・登録区分や手続きがオープンにされておらず、審査の透明性や公正性が確保されていない。また、客観的・具体的な審査基準が設定されていないため、3つの登録区分の違いが不明瞭である。

上記のような問題点が生じていることから、要件を厳格化し、センターの目的として公表している内容に合致した団体のみ利用させることが考えられる。

一方、施設の利用状況と施設の稼働率は次の【図表54】のとおりである。

【図表54】施設利用状況及び時間別稼働率

(1) 施設利用状況 (単位：人)

施設名	使用状況	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
情報資料コーナー	自主事業	2,352	2,372	2,264	1,886	2,983
女性団体活動支援コーナー	自主事業	998	1,115	975	489	742
講座室	自主事業	2,036	1,335	1,163	931	429
	施設貸与	4,411	4,232	4,644	2,109	2,854
和室	自主事業	477	170	152	142	62
	施設貸与	1,558	1,948	1,879	813	443
	計	2,035	2,118	2,031	955	505
多目的スタジオ	自主事業	433	123	85	4	56
	施設貸与	6,438	6,502	4,191	2,577	2,924
	計	6,871	6,625	4,276	2,581	2,980
計	自主事業	6,296	5,115	4,639	3,452	4,272
	施設貸与	12,407	12,682	10,714	5,499	6,221
	計	18,703	17,797	15,353	8,951	10,493

(2) 時間別稼働率 (令和3年度)

	午前			午後			夜間			平均		
	稼働回数 (回)	稼働可能日数 (日)	稼働率 (%)									
女性団体活動支援コーナー	306	306	100	306	306	100	240	240	100	284	284	100
和室	58	306	19	25	306	8	9	240	4	31	284	11
講座室(1)	90	306	29	117	306	38	17	240	7	75	284	26
講座室(2)	79	306	26	106	306	35	13	240	5	66	284	23

多目的スタジオ	145	306	47	162	306	53	12	240	5	106	284	37
平均	136	306	44	143	306	47	58	240	24	112	284	40

出所：令和3年度事業概要より。

施設の利用状況を見れば、コロナ禍前の令和元年度においてもコロナ禍における令和3年度においても、施設貸与率（注）は、講座室で80%以上、和室は90%前後、多目的スタジオは98%である。（注：施設貸与率とは、自主事業での利用と貸与の合計に対する貸与の割合である）

他方、時間別稼働率を見ると、午前午後の多目的スタジオで約50%ではあるものの、講座室で30%前後、和室においては10%前後にとどまっている。

このように、稼働率が低い理由として、使用にあたり事前の登録が必要であること、登録を女性の社会参加を促進し男女共同参画をすすめるグループに限っていること（を建前としていること）、要件を満たし登録すれば利用できることが周知されていないことが挙げられる。

加えて、貸与率が高いことから、女性センターの自主事業としての使用が極めて少なく、女性センターの目的を妨げずに使用可能な状態でありながら何ら稼働していない状況が50%以上であることがわかる。

かかる現在の使用状況から、女性センター条例第1条で規定する「婦人の文化の向上と社会参加を促進し、もって婦人の社会的地位の向上と福祉の増進を図る」という目的及びホームページ上で公にしている「男女共同参画の推進」という目的を妨げない限り、地域に開かれたオープンな施設であってしかるべきであり、施設の使用目的を統一的に明確化し、一般に公開することで、地域住民の利便性を高めるとともに、県民の財産である施設の有効活用に努めるべきである。

その上で、例えば、一般利用の場合は通常料金とし、女性センターの本来の目的である、「女性の社会参加を促進し、男女共同参画をすすめるグループ」であり、目的に沿った活動を行う場合は、通常料金より低い料金を適用するなどによって、施設の稼働率を高め、かつ本来の目的の達成を促進することが可能となると考えられる。

このように、設置目的を重視しつつ施設をより有効に活用する観点から、登録の審査基準や手続きを明確化した上で、一般団体も利用可能とし、適用する料金を変えるなど、施設の目的の遂行と利用者の公平性、手続きの透明性並びに施設利用の有効性を確保すべきである。

なお、登録制度は当該施設が公用施設であることが前提となっている。「②女性センターの法的性質に関する取扱いの統一化【結果9】」では、女性センターが公の施設である可能性について述べた。

登録を認めるのは「女性の社会参加を促進し男女共同参画を推進する団体」に限るとしつつ、実際には、文化や健康、社会問題等、いわば住民の福祉を増進するもの全般にわたって登録・使用を認めており、「登録」の意義が希薄化している現状

に鑑みれば、女性センターの法的性質について、公の施設と取扱いが統一化された場合には、「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とする地方自治法第244条第2項及び「住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしてはならない」とする地方自治法第244条第3項に抵触しかねない登録制度自体の見直しが必要であることに留意されたい。

⑤後援団体制度における公平性の確保【結果 12】

女性センターを使用するにあたっては、年度ごとに事前に行政財産目的外使用許可にかかる使用者登録申請を行い、登録団体は3か月前から施設の予約が3回までできるところ、県の後援を受けた3団体については、年間予約が回数制限なくできる。かかる県後援団体制度について規程がないだけでなく、制度の存在自体公表されておらず、公平性・透明性の観点から適切ではない。当該制度の必要性と相当性を再確認の上、継続するのであれば、適用要件や手続きにかかる規程を整備の上、誰でも利用可能となるよう周知すべきである。

「④登録制度の見直しの必要性【結果 11】」でも述べたとおり、女性センターでは、施設の使用を登録団体に許可しているところ、この登録団体をさらに3区分している。

この3区分のうち、県の後援名義の使用承認を受けた団体を「県後援団体」として、年間において、使用する曜日と時間を回数制限なく押さえることができることとしている。

この県後援団体として後援名義の使用承認されているのは現在3団体であり、各団体の概要は以下の【図表 55】のとおりである。

【図表 55】 県後援団体の概要

団体の性質	行事の名称	活動回数・時間	会費
体操にかかる任意団体	体操教室 指導者の資質向上	月3回(1.5時間/回) 又は月1回(2.5時間/回)	あり(1,000円～3,500円/月)
体操にかかる任意団体	ストレッチ及びエアロビクス	週1回(1.25時間もしくは1.5時間/回)	あり(1回700円)
体操にかかる公益社団法人	体操教室 指導者養成、研修	週1回(1.5時間/回)又は週1回(2.5時間/回)	あり(500円～2,700円/月)

この県後援団体については、いかなる経緯で設けられたか明確な資料がないが、唯一、女性センター設立当初(昭和61年)に定められた「奈良県女性センターの使用許可に関する内規取扱要領」(以下「要領」という。)において、「特定の婦人団体等の独占的な使用は認めない。」とした上で、「但し、健康体操協会等が実施する健康体操については、県の指導により健康体操の指導者を養成するものであり、特に年間10か月の使用を許可するものとする(県に対し、後援願を提出させ、後援を承認する。)」とされている。

また、「奈良県後援名義使用承認にあたっての留意事項」（以下「留意事項」という。）には、奈良県後援名義の使用は、申請のあった後援対象行事（以下「対象行事」という。）の内容が次のいずれにも該当するものについて承認するとして、以下の要件を定めている。

- （１）県民の生活若しくは福祉の向上、又は産業、教育、文化、スポーツ等の振興に寄与するものであって、本県の施策、方針と整合するものであること。
- （２）公共の福祉に反するものでないこと。
- （３）広く一般に公開されているものであること。
- （４）政治活動又は宗教活動を内容とする者でないこと。
- （５）専ら営利を目的とするものでないこと。
- （６）事業計画及び予算が確立したものであること。
- （７）安全管理、環境衛生についての配慮が十分なされているものであること。

この留意事項にもあるように、後援対象はあくまでも「行事」であり、名義使用許可（承認）者が当該行事の趣旨に賛同し、奨励の意を表して当該行事に対して名義の使用を許可（承認）することによって当該行事を支援する事が「後援名義の使用」である。実際に、奈良県後援名義の使用は、奈良県が公表しているように、教育等に関する各種行事や各種スポーツ大会等「行事」において承認されている。

他方、女性センターに関してみれば、女性センター設立当時は、県の施策推進のため、該当団体の健康体操指導者養成事業に後援名義の使用を承認し、併せて、年間 10 か月の施設使用を許可し、もってその事業を支援しようとしたものと推察され、かかる後援名義の使用であれば、留意事項における要件を満たす限り問題ないと言える。

しかし、令和 4 年 3 月に、女性センターに提出された 3 団体による後援名義使用申請書では、行事の名称が各グループ名であり、目的又は趣旨も健康増進等各団体の活動目的全般とされ、開催期間も当該年度 1 年間にわたり、かかる申請書が近時毎年提出されている。

これでは、県後援名義使用承認という名目で、実質的には、各団体の女性センターにおける使用許可の優遇措置であるといえ、奈良県後援名義の使用の必要性が不明であるばかりか、公平性・透明性の観点から妥当ではない。

そもそも、要領が定められた昭和 61 年から 30 年以上が経過し、その間、社会情勢が大きく変化し、健康体操の指導者を養成するといった県の施策推進の意義が薄れてきているのであり、「県後援団体」制度自体の検証が必須といえる。

その上で、なお、依然として「県後援団体」制度を継続し、年間において使用する曜日と時間を指定するのであれば、その指定時に行政財産目的外許可申請の上許可する等手続きの効率化の検討も必要といえる。現状、後援名義使用申請及び承認がなされるも、施設使用における手続きは他の登録団体と同様、使用直前に申し込

みがなされるたびに使用許可手続きを行い、使用料を徴収しており、事務処理手続きの非効率性が否めない。

このように、あらためて、奈良県後援名義の使用の必要性と相当性を検証すると共に、現状の当該制度を継続するのであれば、適用要件や手続きにかかる規程を整備の上、誰でも公平に利用可能となるよう、その利用方法等において公平性のみならず透明性が担保されなければならない。

⑥託児室無償使用の妥当性の検証【結果 13】

託児室の使用は無償となっている。県（女性センター）が主催する講演会や相談事業において託児室の利用が必要な場合に無償とすることは理解できるが、これ以外の目的外使用許可に基づく使用においても無償であることの妥当性について検証が必要である。

女性センターの4階には託児室が設けられており、県（女性センター）が主催する講演会や相談事業において託児室が必要な場合、託児室の使用料を無償とすることは理解できるが、講義室や和室、多目的スタジオについて目的外使用許可に基づく使用者が託児室の使用を希望した場合においても、使用許可手続きがなされていないだけでなく、使用料の徴収をしていない。

女性センター内の託児室は行政財産であるのであるから、本来は使用料の徴収が必要である。もし無償とするのであれば、行政財産の100%減免に相当するものであるため、行政財産目的外使用許可使用料減免基準に照らし、無償であることの妥当性について検証が必要である。

⑦備品の有償化及び条例制定の必要性【結果 14】

マイクやプロジェクター等の備品が無償となっている。備品の維持管理費の公平な分担と、他の公の施設における備品の使用料徴収との公平性の観点から、有償（使用料を徴収）とすべきである。

女性センターでは、その施設目的から講演会等を開催しており、マイクやプロジェクター等備品を保有しているが、講座室等の目的外使用許可に基づき使用する場合に希望すれば無償で貸し出しを行っている。

しかし、故障等の場合のメンテナンスは女性センターが負担しており、他の文化会館等ではマイク等の備品は有償である。

備品の維持管理費の公平な分担と、他の公の施設における備品の使用料徴収との公平性の観点から、有償（使用料を徴収）とすべきである。

⑧1階アンテナショップとして適切な運用の検討【意見 11】

1F アンテナショップ（カフェ及び野菜等物販店併設）は障害者雇用促進という県施策の一環として設置・運営され、障害者1名が就労しているが、長年同一団体に目的外使用許可し、その使用料も80%減免され、販売物品の大半が一般農家による野菜である等、施策目的や条例・通知に適った運営がなされているか疑

義が生じる。女性センターの法的性質にも関連するが、地方自治法や条例、通知に則った、女性センターの設置目的と障害者雇用促進という県の施策目的に適う運用を検討されたい。

女性センター1階にアンテナショップ（カフェ及び授産品等物販店併設）が設置されている。設置の経緯は、当時、女性センターの活用方針について、県庁内でプロジェクトチームによる検討がなされ、県の重要課題である障害者の就労支援を目的として、障害者の雇用モデルの実践と障害者の作った商品の販売の拠点として、アンテナショップの開設が決定された。このアンテナショップの運営のため、行政、障害者団体、経営者団体、労働者団体等が参画する一般社団法人障害者雇用促進センター（以下「障害者センター」という。）が設立され、当法人に使用許可しているものである。

女性センターは、近鉄奈良駅に直結する商店街の中心部に位置し、立地条件がよい。減免前使用料は年間4,992千円（令和3年度）と多額となっている。現在、同団体に対し、80%減免によって多額の使用料を免除する状態が約12年間続いており、公平性や公正性の観点から問題がある。

アンテナショップの入り口は野菜や果物が陳列され、外観は八百屋にしか見えない。以前は障害者が制作した小物類やパン・菓子等を販売していたが、経営安定のため、売れ行きの良い野菜や果物を多く販売するようになった。コロナ禍以降は、急速に経営状態が悪化したため、カフェをやむなく休止・縮小せざるを得ず、一部のパン等障害者制作物販売スペースを除いて、一時的に、一般農家による野菜や果物の販売に軸を移し、経営改善を図ろうとしたものである。

しかも、障害者雇用モデルの実践を目的として設置され、障害者が1～3名就労しているが（現在はコロナ禍により1名就労）、授産品よりも野菜の販売の方が多く、授産品と見られる商品は、野菜の陳列で手に取ることが難しい状態となっている。野菜も、一部障害者就労施設によるものもあるが、大半は一般農家が作ったものとのことである。



加えて、障害者就労に対する理解促進もアンテナショップとしての役割の一つであるが、商品が障害者による授産品であることや、障害者が就労していることは店内にどこにも示されていない。

このように、アンテナショップとしてのカフェが併設されていること自体わかりづらく、公的施設としての外観を呈していないだけでなく、当初の施策目的に適った運営がなされておらず、同一の一般社団法人に長年目的外使用許可し、その使用料も経営状況が悪化しているという理由で80%減免している。

障害者雇用政策推進のために貢献していることの社会的意義は認められるとしても、女性センターを公用施設と位置付けるのであればなおさらその目的を妨げない範囲での使用許可と言えるか、女性センターの法的性質も含め改めて検討が必要である。

また、女性センターの1階において障害者のアンテナショップとして引き続き運営するのであれば、そもそも公用施設としての女性センターにおける目的外使用許可という運用自体が妥当であるのか、地方自治法や条例、通知に則っているのか、公平性や公正性、合規性確保の観点からその運用方法自体を検討されたい。

⑨使用料等減免申請者の当事者適格【結果 15】

1 階部分の使用料について、障害福祉課課長からの減免の申し入れがなされているだけでなく、使用料にかかる延滞金の減免及び支払猶予の願いが出されている。県の他の部局による特定団体の使用料等減免の申し入れは、その根拠が不明確である。

減免の申し入れにより減免を行うのではなく、要件に合致する場合に実施するよう改める必要がある。

1 階部分の使用料について、障害福祉課課長からの減免や延滞金の減免及び支払猶予願いの申し入れがなされている。これは、1 階部分が障害者雇用促進という県施策の一環であることによることであるが、使用者でもない県の他の部局による特定団体の使用料減免の申し入れや延滞金の減免及び支払猶予願いは、その根拠が不明確である。

減免の申し入れにより減免を行うのではなく、要件に合致する場合に減免するよう改める必要がある。

⑩使用料減免率の適切性【意見 12】

1 階部分（外庭含む）使用料について、障害者センターの運営状況に鑑み 80%の減免率を適用しているが、当該減免率の適用根拠条項が判然としない。使用料の減免については、許可相手方に特別の利益を与えることとなるので、公平性・公正性・合規性の観点から、「行政財産目的外使用許可使用料減免基準」に基づき厳密に判断されたい。

1 階部分（外庭含む）使用料については、当初障害者センターに使用を許可した当時は 60%の減免であったが、平成 26 年度からは、障害者センターの経営状況に

鑑みて、80%の減免とされた。

減免率を80%とした理由は次のとおりである。

公共的団体に公の施設の目的外使用許可をする場合の減免率の考え方を示した「通知(S39 総務部長通知、減免、光熱水費等)に関する Q&A」のⅢを参考として、障害者アンテナショップ「KIZUNA Cafe」(以下、「アンテナショップ」という。)の業務には物販等の営利行為を含むものの、それ自体が公益事業の根本的な趣旨であることから、事務事業に営利行為を含まない場合の減免率を準用し、減免率は80%とする。

なお、総務部長通知「行政財産目的外使用許可使用料の減免について」(平成19年3月30日付管第203号平成23年6月6日改正)第3号のⅣ)の条件に該当するため、減免率は100%まで適用可能である。

減免の理由は次のとおりである。

- ① 奈良県における障害者雇用政策を推進するための団体であること
- ② 事業に公益性があること(障害者雇用モデルの実践、特別支援学校との連携、授産品の販売、障害者就労に対する理解促進)
- ③ 経営状況が悪化していること

また、決裁文書には参考として以下の記載がなされている。

○奈良県行政財産使用料条例(抜粋)
(使用料の減免)

第四条 知事は、次に掲げる場合においては、使用料を免除することができる。

- 一 国または他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業のように供するため使用するとき

○総務部長通知「行政財産目的が使用許可使用料の減免について」(抜粋)
第1 減免の条件について

第1号 減免対象者 ○公共団体 ④県の事務又は事業を代行又は補佐する団体

減免の条件等 Ⅱ) 県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務又は事務の用に供するため使用させる場合

減免率 60%又は80%

第3号 減免対象者 ○知事が特に必要と認める者

減免の条件等 Ⅳ) 上記のほか、知事が特に必要があると認める場合、又は、公益上特に必要と認める場合

減免率 100%

○通知(S39 総務部長通知、減免、光熱水費等)に関する Q&A Ⅲより
上記総務部長通知 別紙 第1号 Ⅱ) の場合の減免率60%と80%の考え方

- 1 公の施設(奈良県女性センター該当)は減免率80%の適用可能
- 2 当該公の施設設置条例による設置目的に添った事務事業を行う団体から使用許可申請があった場合は、減免率80%の適用可能
- 3 ただし、「2」の場合であっても、営利目的を含む場合(例:物販を行う場合)は、通常60%の減免率を適用

これについて、問題点は次のとおりである。

- ・女性センターは公の施設ではなく公用施設であるとしながら、公の施設を前提とした減免率を参考として設定している。
- ・参考記載事項に、公の施設（奈良県女性センター該当）と記載があり、公用施設との主張と矛盾がある。
- ・減免理由として障害者センターが公共的団体であること、アンテナショップでの事業が公益性の高いものであることを挙げ、参考でも奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号を最初に記載しており、同条同号を適用しているものと思われる。そこで、同条同号に基づく減免基準について定めた「通知（S39 総務部長通知、減免、光熱水費等）に関する Q&A」のⅢを参考としているが、公用施設と考えるなら減免率上限は60%である。公の施設の場合は80%が上限であるが、公の施設設置条例による設置目的に沿った事務事業を行う団体でなくてはならない。当該団体の目的は障害者雇用政策の推進であり、女性センターの目的とは相違する。また、物販を行う等営利行為を含む場合は60%までとなる。
- ・上記のとおり、女性センター1階の使用料の減免にあたり、奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号の該当性を検討し、減免率は80%としながら、「なお、総務部長通知「行政財産目的外使用許可使用料の減免について」（平成19年3月30日管第203号平成23年6月6日改正）第3号のⅣ」の条件に該当するため、減免率は100%まで適用可能である。」との記載を根拠に同条第1項第3号を根拠として80%の減免率を適用したと女性活躍推進課は説明しており、80%の減免率を適用した根拠条項が不明瞭である。

上記のとおり、女性センター1階を使用する障害者センターが公共的団体でありその事業において公益性が高いとして奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号の適用を前提とした減免率を参考として設定しながら、80%の減免率適用根拠条項は同条第1項第3号であるとの口頭の説明では合理性に欠けており、80%の減免率を適用した根拠条項が不明瞭である。

財産の交換等に関する総務部長通知における別紙2「行政財産使用料条例の施行について」における「第4. 使用料の減免について」ではその第3項で、「県では、使用料について有償を原則とする。減免措置は、許可相手方に特別の利益を与えることとなるので慎重に判断すること。」と定められていること、及び公平性・公正性・合規性の観点から、「行政財産目的外使用許可使用料減免基準」に基づき厳密に判断されたい。

参考：奈良県行政財産使用料条例
（使用料の減免）

第四条 知事は、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。

- 一 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
- 二 職員等の福利厚生又は病院等の利用者等の便益を図ることを目的とする団体がそれらの目的のため使用するとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

行政財産目的外使用許可使用料減免基準

(財産の交換等に関する総務部長通知、別添3 第1. 抜粋)

号	減免対象者	減免の条件等	減免率	許可基準
①	○国等 ○他の地方公共団体 ○公共団体 ○公共的団体 ①農業・漁業・水産業協同組合、産業経済団体等 注1 ②主として県の補助出資等で運営される団体 ③法令等により義務的に設置され県の指揮監督を受ける団体 ④県の事務又は事業を代行又は補佐する団体	I) 防犯、防火設備及び施設、選挙ポスター掲示場、基準点等、公用又は公共用に供するため使用させる場合	100%	ア
		II) 県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務又は事業の用に供するため使用させる場合	60% 又は 80%	ウ
③	○知事が特に必要と認める者	I) 県の庁舎、施設等の機能を高める場合で下記条件に該当するとき	100% 以内	イ
		①施設の利便性の向上に資するもので、当該施設の立地等の事情により事業収益を確保することが困難である場合、又は、施設側より当該設置を真に要請する場合		
		②県の事務事業との関連上施設に設置が必要とされる場合	20%	
		II) 災害、その他の緊急事態発生により応急施設として利用させる場合で、上記第1号に該当する場合を除き、短期間利用させる場合	100%	キ
		III) 法令の規定により、便宜供与を行うことが適当と認められる場合	100% 以内	ケ
IV) 上記のほか、知事が特に必要があると認める場合、又は、公益上特に必要と認める場合	100% 以内	ケ		

通知（S39 総務部長通知、減免、光熱水費等）に関する Q&A（抜粋）

Ⅲ 『「行政財産目的外使用許可使用料の減免について（平成19年3月30日管第203号総務部長通知）」の一部改正について』

問 奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号に基づく減免基準「60%」「80%」の考え方について

回答) 減免率については、他府県調査結果等により、今回の改正で初めて設定した。減免については、基準に基づき減免が可能である場合であるので、必ずしも減免しなくてはならないということではない。

減免率の整理は、次のとおり。

公有施設	公用施設（県庁舎等）	→減額率60%適用可能
		公共用施設
		公の施設以外 →減額率60%適用可能

(ア) 80%適用可能施設＝公の施設

公の施設設置条例による設置目的に添った事務事業を行う団体が使用許可申請があった場合、80%の減額率の適用が可能。

ただし、営利行為を含む場合（例：任意団体等が物販を行う場合）は、通常60%の減額率を適用する。

(イ) 60%適用可能施設＝公用施設又は公の施設以外の施設

公用施設（庁舎系）及び公の施設以外の施設については、60%の減額率を適用する。

3. 福祉医療部

(1) 社会福祉総合センター使用料（地域福祉課）

1) 概要

財産名称	社会福祉総合センター
所管部署	(部局名) 福祉医療部 (課・室名) 地域福祉課
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 福祉保険使用料 (節名称) 社会福祉総合センター使用料
所在地	橿原市大久保町 320 番 11
財産の種類	行政財産 (土地・建物)
面積、数量	1,557.77 m ²
使用の目的	団体事務所、無線基地局、自動販売機の設置 4 台
許可、貸付期間 (令和 3 年度)	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 (自動販売機)
許可・貸付の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・センター建設前は、社会福祉の増進に寄与する施設として“奈良県社会福祉会館”が運営されており、当時県社協や共同募金会等の福祉関係団体が入居していた。それらの団体が、センターの新設をきっかけに移転。各団体は、センターの設置理念である、“社会福祉に関する活動の振興を図り、もって県民の福祉の増進に資する“という点にも合致していることから、許可を出している。 ・また、後に入居する団体も同様の考え方で許可を出している。 ・無線基地局については、楽天モバイル(株)から設置の要望があったため。 ・5 階共用スペースに設置している自動販売機については、県有財産賃貸借契約に基づく(3 年ごとの更新)。
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・財産の交換等に関する総務部長通知一別表 2. 行政財産使用料条例の施行について ・携帯電話大型基地局を設置するため行政財産の一部を使用させる場合の取扱いについて(平成 21 年 2 月 9 日管第 212 号) ・奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号、別表二 ・「行政財産目的外使用許可使用料の減免について(通知)」(平成 19 年 3 月 30 日付け管第 203 号総務部長通知)
使用料の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の使用料の算定については、固定資産税評価額を基礎とした土地時価に料率(4/100)を乗じて、土地使用料単価(円/m²・年)を算出。 ・建物の使用料の算出については、土地使用料単価に面積割合(土地面積/建物面積)を乗じて、地代相当額を算出。その額に、償却費、修繕費、管理費、火災保険料を加えて、110/105(消費税率の補正)を乗じて、建物使用料単価(円/m²・年)を算出。 ・携帯電話用無線基地局については、建物使用料単価を 1.5 倍し、本体設置箇所の使用料を算出。なお、基地局に付随する線・管類の使用料は、奈良県行政財産使用料条例に定める単価を使用する。 ・使用許可を得ている場所ごとに、使用料単価を乗じて、年間

	使用料を算出する。 ・自動販売機については公募による落札価格によっている。			
減免の状況及び減免理由	奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号及び奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第3号による減免			
相手先	(社福)奈良県社会福祉協議会、楽天モバイル(株)、関西キリンビバレッジサービス(株) 他			
金額の推移 (単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	44,136	42,480	45,014
	減免額	33,847	32,300	34,317
	減免後使用料	10,289	10,180	10,697
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	144	115	117
	減免件数	141	112	113

2) 監査の結果及び意見

①自動販売機募集に関する取扱い【意見13】

同じ建物内における自動販売機の取扱いにおいて一方は公有財産の目的外使用による設置、もう一方は公募による設置と異なる対応をしており、使用料に大きな開きがある。公募していない理由や経緯について、事後的に検証できるよう文書化されたい。また、今後は県が推進している公募による設置に統一されたい。

(社福)奈良県共同募金会が1階東側玄関に飲料自動販売機2台の設置を行政財産使用許可により許可している。一方で5階の自動販売機は一般競争入札により落札者に対して設置を許可している。同じ建物内における自動販売機の取扱いにおいて異なる対応をしている点について、その理由や経緯等が文書化されていない。

行政財産使用許可により設置されている飲料自動販売機2台については、赤い羽根募金自動販売機として設置され、売り上げの一部を共同募金会に寄付し、地域の福祉事業に寄与する仕組みとなっていることや、災害時など非常時に対応できる自動販売機としていることから、公募することが適当ではないと判断されたものと考えられる。

しかし、県では平成23年2月の行政監査結果報告書中の監査意見をきっかけに、平成24年度から県有財産の有効活用等の観点から、県財政の一助に資することを理由として、公募による自動販売機設置者の選定を推進しているところである。赤い羽根募金自動販売機を導入するのが目的であれば、自動販売機のベンダーで赤い羽根募金自動販売機を取り扱っている会社が複数者ある。また自動販売機内の製品を無償提供する機能を搭載する自動販売機メーカーもある。赤い羽根募金や災害時の無償提供を条件に公募することも可能と考えられる。

当該自動販売機2台分の年間の使用料は6,721円であり、1台当たり約3,360円である。一方、一般競争入札によっている自動販売機2台分の年間使用料は1,404,000円であり、1台当たり702,000円である。一般競争入札による自動販

売機の使用料が1台当たり702,000円であるということは、それ以上の収入が見込めると入札者が考えているためであり、使用許可による自動販売機も、設置個所により一概には言えないが、一般競争入札によっている他の自動販売機の使用料金額相当の収入を得ている可能性がある。

今後においては県が推進している公募による設置に統一されたい。

②減免条件確認内容の文書化【意見14】

使用料を減免していることについて、減免率の妥当性と十分な検討が実施されていることを事後的に検証することができなかった。今後継続的に減免の上更新を行う場合、減免の条件等に適合しているかどうかの十分な検証を申請の都度実施するとともに、事後的な検証が行えるよう、検討内容を文書化されたい。

奈良いきいきプロジェクト（指定管理者）が自主事業でカフェレストランを運営しており、その行政財産使用許可について使用料を80%減免している。

奈良いきいきプロジェクトが自主事業で実施しているカフェレストランの運営については、奈良県社会就労事業振興センターに事業を委託し実施している。この減免については、奈良県使用料条例第4条第1項第3号のⅠ①を適用しているが、減免率については、障害者の就労による社会参加を促進する県の事業の遂行に密接な関係を有する事業内容であり、奈良県使用料条例第4条第1項第1号のⅡ及び「通知（S39 総務部長通知、減免、光熱水費等）に関するQ&A」Ⅲにおいて公の施設の減免率は80%とされており、当該条件と同等のものであると判断されることから、同減免率を適用しているとのことである。

奈良県使用料条例第4条（抜粋）

（使用料の減免）
 第四条 知事は、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。
 一 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
 二 職員等の福利厚生又は病院等の利用者等の便益を図ることを目的とする団体がそれらの目的のため使用するとき。
 三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

奈良県使用料条例第4条第1項第3号のⅠ①（抜粋）

減免の条件等	減免率
Ⅰ) 県の庁舎、施設等の機能を高める場合で下記条件に該当するとき	
①施設の利便性の向上に資するもので、当該施設の立地等の事情により事業収益を確保することが困難である場合、又は、施設側より当該設置を真に要請する場合	100%以内

通知（S39 総務部長通知、減免、光熱水費等）に関する Q&A（抜粋）

Ⅲ 『「行政財産目的外使用許可使用料の減免について（平成19年3月30日管第203号総務部長通知）」の一部改正について』

問 奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号に基づく減免基準「60%」「80%」の考え方について

回答) 減免率については、他府県調査結果等により、今回の改正で初めて設定した。減免については、基準に基づき減免が可能である場合であるので、必ずしも減免しなくてはならないということではない。

減免率の整理は、次のとおり。

公有施設	公用施設（県庁舎等）	→減額率60%適用可能
		公共用施設
		公の施設以外 →減額率60%適用可能

(ウ) 80%適用可能施設＝公の施設

公の施設設置条例による設置目的に添った事務事業を行う団体が使用許可申請があった場合、80%の減額率の適用が可能。

ただし、営利行為を含む場合（例：任意団体等が物販を行う場合）は、通常60%の減額率を適用する。

(エ) 60%適用可能施設＝公用施設又は公の施設以外の施設

公用施設（庁舎系）及び公の施設以外の施設については、60%の減額率を適用する。

しかし、障害者が就労しているのは、使用許可の相手先である奈良いきいきプロジェクト（指定管理者）ではなく、委託先の奈良県社会就労事業振興センターである。当該条項を用いて80%減免することに疑義があるが、理由や経緯について文書化がなされておらず、減免率の妥当性と十分な検討が実施されていることを事後的に検証することができなかった。

「公有財産の貸付等に係る事務の適正化について（通知）」（管第40号令和元年6月7日）では、減免の条件等に適合しているかどうかの十分な検討と、事後的な検証が求められている。減免の条件等に適合しているかどうかを都度十分に検討するとともに、検討内容を文書化し、事後的な検証を行えるようされたい。

「公有財産の貸付等に係る事務の適正化について（通知）」（抜粋）

3. 期間満了後、同条件で貸付け等を行う際の使用料及び貸付料の検討について
使用料または貸付料を減免のうえ貸付け等を行っている場合で、期間満了後に同一の相手方に対し、同一の内容で改めて貸付け等を行う際には、漫然と更新するのではなく、減免の条件等に適合しているかどうかを十分に検討すること。

また、検討内容は確実に文書に記録し、起案に添付する等して事後的な検証が行えるようにすること。

③減免に係る検討内容の文書化【意見 15】

使用料または貸付料を継続的に減免の上更新を行っている場合、減免条件等に適合しているかどうかを更新の都度検討し、「公有財産の貸付等に係る事務の適正化について（通知）」（管第 40 号 令和元年 6 月 7 日）において求められている事後的な検証が行えるよう、減免理由書に検討内容を明確に記載されたい。

「奈良県社会福祉協議会」ほか奈良県社会福祉総合センターを事務所として使用している 13 団体は、県内の福祉事業の遂行に密接な関係を有する団体であることから、奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号により使用料の減免を行っている。また、その減免率は減免理由書によると「行政財産目的外使用許可使用料の減免について（通知）」（平成 19 年 3 月 30 日 管第 203 号総務部長通知）別添 3 第 1. 減免の条件について第 1 号Ⅱに該当するため 80%としている。

しかしながら、当該条項において定められている減免率は 60%又は 80%とされており、この選択については「通知（S39 総務部長通知、減免、光熱水費等）に関する Q&A」Ⅲにおいて公の施設の減免率は 80%、公用施設又は公の施設以外の施設は 60%と定められているが、減免理由書においては施設の検討内容が記載されておらず、80%の減免とした理由が不明瞭な状況にあった。

「公有財産の貸付等に係る事務の適正化について（通知）」（管第 40 号 令和元年 6 月 7 日）では、減免の条件等に適合しているかどうかの十分な検討と、事後的な検証が求められている。減免の条件等に適合しているかどうかを都度十分に検討するとともに検討内容を文書化し、事後的な検証を行えるようにされたい。

4. 水循環・森林・景観環境部

(1) 景観形成事業による行政財産使用料（景観・自然環境課）

1) 概要

財産名称	土地			
所管部署	(部局名)水循環・森林・景観環境部(課・室名)景観・自然環境課			
会計名、目節名称	(会計名)一般会計 (目名称)－(節名称)－			
所在地	奈良市奈良阪町			
財産の種類	土地			
面積、数量	11,985.90 m ²			
使用の目的	景観保全活動のため			
許可、貸付期間 (令和3年度)	令和3年4月1日～令和4年3月31日			
許可・貸付の経緯	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号。以下「古都保存法」という。)第5条第1項及び第2項に規定する、歴史的風土保存計画のうち、奈良市歴史的風土保存計画(最終改正昭和45年4月26日総告第16号)により計画されている、「平城宮跡地区」における保存計画「建築物その他の工作物の規制、土地形質の変更及び木竹伐採の規制(以下略)」を実施するために、計画の趣旨に共鳴した申請者に対して目的外使用許可を与えて、当該土地の景観保全を図っている。			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第3号 財産の交換等に関する総務部長通知 別添3			
使用料の算定方法	上記総務部長通知 別添2(実務では、条例所管所属であるファシリティマネジメント室がExcelシートにより作成した使用料算出表を活用)			
減免の状況及び減免理由	上記総務部長通知 別添3にある「県の事務若しくは事業の遂行上又は公益上真にやむを得ないと認める」行為に該当すると判断した			
相手先	個人			
金額の推移 (単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	12,759	12,876	12,876
	減免額	12,759	12,876	12,876
	減免後使用料	－	－	－
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	－	－	－
	減免件数	1	1	1

古都保存法は、戦後、わが国において、都市化が急速に進む中、宅地開発の波は京都、奈良、鎌倉等の古都にも及ぶようになり、古都の景観を守ろうとする世論が高まったことを受け、昭和41年に古都の歴史的風土を守るという目的で制定された法律であり、現在、「古都」として次の8市1町1村が指定されている。

奈良県・・・奈良市 天理市 橿原市 桜井市 斑鳩町 明日香村

京都府・・・京都市
神奈川県・・・鎌倉市 逗子市
滋賀県・・・大津市

この法律によって、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域が「歴史的風土保存区域」として指定され、さらに、この中でも特に重要な地域が「歴史的風土特別保存地区」として都市計画で決定されている。これらの区域内では、開発行為を制限することなどによって、古都における歴史的風土の保存が図られている。

このうち、「歴史的風土特別保存地区」内の土地で歴史的風土の保存上必要があると認められるものについては、古都保存法第11条第1項の規定により、同法第8条第1項の許可を得ることができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなる場合には、県が土地を買い入れる制度がある。

この制度に基づき県が買い入れた土地は約460haあり、県の行政財産となっている。県の行政財産であるから、基本的には、県が維持管理を行う必要があるが、当該土地を現状どおり、つまり農地であれば農地のまま、里山であれば里山のままの状態での維持管理を行ってくれる団体や個人に対して、目的外使用許可を行うことで、景観を維持する取組が行われている。このような行政財産の使用許可を景観形成事業と称しており、「県の事務若しくは事業の遂行上又は公益上真にやむを得ない」として、使用料を減免することとしている。

「1)概要」の冒頭の表に記載した奈良市奈良阪町に所在する土地は、景観形成事業による使用許可のうち最も減免額が多額となっていたものである。

その現況は、次の写真のとおりであり、目的外使用許可を受けた者により、農地としての維持管理が行われ、景観が維持されていることがわかる。



また、県内の市又は村別の景観形成事業による行政財産使用許可している土地の面積は、次の【図表56】のとおりである。なお、【図表56】中、景観形成事業使用許可は主に団体（法人格のないものを含む）に対する使用許可であり、市町村等に対するものは、主として、史跡等の案内看板の設置に伴うものである。

【図表 56】 景観形成事業による行政財産使用許可面積（令和 4 年 4 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	奈良市	天理市	橿原市	桜井市	明日香村	計
個人	8.66	3.38	0.14	0.00	0.40	12.57
市町村等 (民間企業を含む)	0.66	0.20	0.00	0.02	30.35	31.24
景観形成事業 使用許可	16.32	2.18	0.00	0.00	1.25	19.75
合 計	25.64	5.76	0.14	0.02	32.00	63.57

出所：所管課提出資料

令和 3 年度における景観形成事業に係る行政財産使用許可に係る減免額等は、次の【図表 57】のとおりである。

【図表 57】 景観形成事業に係る行政財産使用許可の概要

減免額	
個人、任意団体	65,643 千円（減免額）
市町村等	105,514 千円（減免額）
合計	171,157 千円
使用料収納件数及び収納額	4 件 479 千円
減免前使用料	171,636 千円

2) 監査の結果及び意見

①行政財産目的外使用許可と協定書締結の混在【結果 16】

景観形成事業において、団体に使用させている土地について、行政財産の目的外使用許可によっているものと景観形成事業協定書を締結しているものが混在しているため、統一的な取扱いとなるよう検討する必要がある。

【図表 56】 景観形成事業による行政財産使用許可面積（令和 4 年 4 月 1 日現在）中、景観形成事業使用許可（団体に対するもの）については、(a) 行政財産の目的外使用許可によっているものであるが、これ以外に、(b) 景観形成事業協定書を締結しているものが存在し、使用させる方法が混在する状況となっていた。

このうち、(a)の方法による場合、通常の行政財産の目的外使用許可と同様、申請者に対して知事名による許可書が手交されているが、(b)の方法による場合、奈良県側の締結当事者は、水循環・森林・景観環境部長となっており、知事名による使用許可書は存在しない。

このように実質的に同一の内容であるにも関わらず、その方法が混在している要因として、当該団体との間で事業開始に至った当時の事情によることが想定されることであったが、景観・自然環境課において、その詳細な経緯が把握されていない状況となっていた。

景観・自然環境課においても、取扱いが混在していることを課題として認識しているとのことであるが、県が土地を所有する目的が歴史的風土の保存であるとするならば、景観の保全そのものが、当該土地の行政目的とも考えられることから、使用許可の取扱いとするか、本事業に係る要綱を定め、協定によるか、いずれが適切なのかについて検討し、統一的な取扱いとする必要がある。

②行政財産使用許可書における許可条件【意見 16】

行政財産使用許可書における許可条件について、本事業において必要となる可能性のある使用許可条件を網羅的に記載した様式を使用することにより、必要な許可条件の記載漏れの防止につながると考えられる。

「①行政財産目的外使用許可と協定書締結の混在【結果 16】」における (a) 行政財産の目的外使用許可による場合において、次のように、使用許可書に記載された使用許可条件の記載が一定しない状況となっていた。

- ・「景観形成事業許可条件」と題して、景観形成事業の目的であることを明示しているもの。
- ・耕作・栽培の為に使用する時には、収穫物の販売の禁止と使用実績の報告を明示しているもの。
- ・景観形成事業の目的であることや収穫物の取扱いの記載がないもの。

確かに、使用許可地の耕作・栽培の有無等に即して、使用許可条件の記載の有無を選択することも考えられるが、耕作があるにもかかわらず、収穫物の取扱いの記載がない場合も見受けられたことから、本事業において必要となる可能性のある使用許可条件を網羅的に記載した様式を使用した方が記載漏れの防止につながると考えられる。

5. 産業・観光・雇用振興部

(1) 産業振興総合センター使用料（産業振興総合センター）

1) 概要

財産名称	奈良県産業振興総合センター			
所管部署	(部局名)産業・観光・雇用振興部(課・室名)産業振興総合センター			
会計名、目節名称	(会計名)一般会計 (目名称)産業・観光振興使用料 (節名称)産業振興総合センター使用料			
所在地	奈良県奈良市柏木町129-1			
財産の種類	行政財産			
面積、数量	801.21 m ² 6件、第二種電柱3本、共架使用12m 他			
使用の目的	団体事務所、電柱、ガス管他			
許可、貸付期間(令和3年度)	令和3年4月1日～令和4年3月31日 平成26年4月1日～令和6年3月31日(電柱) 平成31年4月1日～令和4年3月31日(ガス管)			
許可・貸付の経緯	産業振興総合センターの入居団体 他			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県行政財産使用料条例 奈良県行政財産使用料条例施行規則 他			
使用料の算定方法	行政財産使用料算定基準(使用料算出表)			
減免の状況及び減免理由	県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務又は事業に使用する為 他			
相手先	(公財)地域産業振興センター 他			
金額の推移 (単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	8,200	9,076	8,610
	減免額	4,914	5,766	4,716
	減免後使用料	3,285	3,309	3,893
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	23	26	28
	減免件数	20	23	24

2) 監査の結果及び意見

①減免に係る検討内容の文書化【意見17】

使用料を60%減免していることについて、減免率の妥当性と十分な検討が実施されていることを事後的に検証することができなかった。今後継続的に減免の上更新を行う場合、減免条件等に適合しているかどうかを更新の都度検討し、事後的な検証が行えるよう、検討内容を文書化されたい。

「(公財)奈良県地域産業振興センター」ほか奈良県産業振興総合センターを事務所として使用している6団体のうち4団体は、県内の産業振興の遂行に密接な関係を有する団体であることから、奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号に

より使用料の減免を行っている。また、その減免率は減免理由書によると「行政財産目的外使用許可使用料の減免について（通知）」（平成19年3月30日管第203号総務部長通知）別添3第1. 減免の条件について第1号Ⅱ「県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務又は事業の用に供するため使用させる場合」に該当するため60%としている。

奈良県使用料条例第4条（抜粋）

（使用料の減免）	
第四条 知事は、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。	
一	国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
二	職員等の福利厚生又は病院等の利用者等の便益を図ることを目的とする団体がそれらの目的のため使用するとき。
三	前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

行政財産目的外使用許可使用料の減免について（通知）」（平成19年3月30日管第203号総務部長通知）別添3第1. 減免の条件について（抜粋）

減免の条件等	減免率
Ⅱ) 県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務又は事業の用に供するため使用させる場合	60%又は80%

しかしながら、当該通知において定められている減免率は60%又は80%とされており、この選択については「通知（S39 総務部長通知、減免、光熱水費等）に関するQ&A」Ⅲにおいて公の施設の減免率は80%、公用施設又は公の施設以外の施設は60%と定められている。

通知（S39 総務部長通知、減免、光熱水費等）に関するQ&A（抜粋）

Ⅲ 『「行政財産目的外使用許可使用料の減免について（平成19年3月30日管第203号総務部長通知）」の一部改正について』	
問 奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号に基づく減免基準「60%」「80%」の考え方について	
回答) 減免率については、他府県調査結果等により、今回の改正で初めて設定した。減免については、基準に基づき減免が可能である場合であるので、必ずしも減免しなくてはならないということではない。	
減免率の整理は、次のとおり。	
公有施設	公用施設（県庁舎等） →減額率60%適用可能
	公共用施設
	公の施設 →減額率80%適用可能
	公の施設以外 →減額率60%適用可能
(オ) 80%適用可能施設＝公の施設	
公の施設設置条例による設置目的に添った事務事業を行う団体が使用許可申請があった場合、80%の減額率の適用が可能。	
ただし、営利行為を含む場合（例：任意団体等が物販を行う場合）は、	

通常60%の減額率を適用する。

(カ) 60%適用可能施設＝公用施設又は公の施設以外の施設
公用施設（庁舎系）及び公の施設以外の施設については、60%の減額率を適用する。

上記によると、当該施設は公の施設ではないため、公用施設（県庁舎等）に該当すると考えられるが、減免理由書において60%の減免とした理由が「今年度と同様に継続して60%の減免とする」としか記載されておらず、減免率60%とした妥当性と、十分な検討が実施されていることを事後的に検証することができなかった。

「公有財産の貸付等に係る事務の適正化について（通知）」（管第40号 令和元年6月7日）では、減免の条件等に適合しているかどうかの十分な検討と、事後的な検証が求められている。減免の条件等に適合しているかどうかを都度十分に検討するとともに検討内容を文書化し、事後的な検証を行えるようにされたい。

「公有財産の貸付等に係る事務の適正化について（通知）」（抜粋）

3. 期間満了後、同条件で貸付け等を行う際の使用料及び貸付料の検討について
使用料または貸付料を減免のうえ貸付け等を行っている場合で、期間満了後に同一の相手方に対し、同一の内容で改めて貸付け等を行う際には、漫然と更新するのではなく、減免の条件等に適合しているかどうかを十分に検討すること。
また、検討内容は確実に文書に記録し、起案に添付する等して事後的な検証が行えるようにすること。

（2）労働会館使用料（雇用政策課）

1）概要

財産名称	奈良労働会館
所管部署	（部局名）産業・観光・雇用振興部（課・室名）雇用政策課
会計名、目節名称	（会計名）一般会計（目名称）雇用政策使用料 （節名称）労働会館使用料
所在地	奈良市西木辻町93-6
財産の種類	行政財産（建物・土地・配線・電柱）
面積、数量	建物305.33㎡、土地37.40㎡、配線317m
使用の目的	団体事務所、駐車場等
許可、貸付期間（令和3年度）	令和3年4月1日から令和4年3月31日
許可・貸付の経緯	事務室・倉庫・駐車場としての利用協議による
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県行政財産使用料条例（昭和39年3月31日奈良県条例第42号） 昭和39年9月8日付 管第76号総務部長通知
使用料の算定方法（※4）	面積・建築費・残存率・耐用年数及び土地時価等により、1㎡あたりの建物使用料を算出し、その値に許可面積を乗じて算定
減免の状況及	減免の状況：6団体中4団体へ減免措置

び減免理由	減免理由：労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を目的に、勤労者の福利増進・文化の向上に繋がる地域活動を行っているため。			
相手先	日本労働組合総連合会奈良県連合会 他			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	11,559	11,365	11,282
	減免額	8,385	8,264	8,217
	減免後使用料	3,174	3,101	3,064
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	8件	7件	6件
	減免件数	5件	4件	4件

2) 監査の結果及び意見

①減免に係る検討内容の文書化【意見18】

使用料を80%減免していることについて、減免率の妥当性と十分な検討が実施されていることを事後的に検証することができなかった。今後継続的に減免の上更新を行う場合、減免条件等に適合しているかどうかを更新の都度検討し、事後的な検証が行えるよう、検討内容を文書化されたい。

「日本労働組合総連合会 奈良県連合会」ほか奈良労働会館を事務所として使用している4団体のうち3団体は、県の事務または事業遂行に密接な関係を有する団体であることから、奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号により使用料の減免を行っている。また、その減免率は減免理由書によると「行政財産目的外使用許可使用料の減免について（通知）」（平成19年3月30日 管第203号総務部長通知）別添3第1. 減免の条件について第1号Ⅱに該当するため80%としている。

しかしながら、当該条項において定められている減免率は60%又は80%とされており、この選択については「通知（S39 総務部長通知、減免、光熱水費等）に関するQ&A」Ⅲにおいて公の施設の減免率は80%、公用施設又は公の施設以外の施設は60%と定められているが、減免理由書において80%の減免率を採用したことについての検討内容が明確に記載されておらず、80%の減免率を採用したこととの妥当性と、十分な検討が実施されていることを事後的に検証することができなかった。

「公有財産の貸付等に係る事務の適正化について（通知）」（管第40号 令和元年6月7日）において求められている減免の条件等に適合しているかどうかの十分な検証を申請の都度実施するとともに、事後的な検証が行えるよう、検討内容を文書化では、減免の条件等に適合しているかどうかの十分な検討と、事後的な検証が求められている。減免の条件等に適合しているかどうかを都度十分に検討するとともに検討内容を文書化し、事後的な検証を行えるようにされたい。

6. 産業・観光・雇用振興部 観光局

(1) 外国人観光客交流館使用料（ならの観光力向上課）

1) 概要

施設名称	奈良県外国人観光客交流館			
所管部署	(部局名) 観光局		(課・室名) ならの観光力向上課	
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 産業・観光振興使用料 (節名称) 外国人観光客交流館使用料			
所在地	奈良市池之町3			
施設の内容	観光案内、交流サロン、宿泊、日本文化体験、物販等			
施設の目的	外国人観光客を地域に取り込み、観光消費額の増加を通じた地域の活性化につなげる			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県外国人観光客交流館条例 奈良県外国人観光客交流館管理運営規則			
料金体系	奈良県外国人観光客交流館条例別表（第3条、第6条関係）に記載のとおり。欄外【図表58】参照			
減免の内容	該当なし			
使用料徴収先	(株) アベストコーポレーション（使用料徴収事務委託先）			
使用料収納方法	使用料徴収事務委託先が一般宿泊者から使用料を徴収し、毎月振込			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	46,498	4,910	23,180
	減免後使用料	46,498	4,910	23,180
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	13	13	13
	減免件数	—	—	—

奈良県外国人観光客交流館は、奈良県を訪れる外国人観光客の交通、宿泊等の利便を図り、外国人観光客に対する接遇を向上することにより、県における観光産業の振興等に寄与するため、平成27年度に「奈良県猿沢イン」として開業した施設である。観光案内所、旅行カウンター、宿泊施設、日本文化体験施設等を運営しており、このうち宿泊施設において使用料を徴収している。

宿泊施設の使用料は、施設運営に係る年間経費の積算結果より算定した㎡単価をもとに設定している。（以後、令和元年度の消費税率改正により金額を改定）。また、年末年始等の特定日には加算額がある。

【図表58】奈良県 外国人観光客交流館の宿泊料の料金体系

施設	使用料(1室1泊につき)		備考
洋室ツイン	1人で使用する場合	5,200円	特定日に宿泊する場合の使用料は、上記
	2人で使用する場合	8,500円	

和室六畳	3人で使用する場合	11,300円	金額の5割を上限として規則で定める額を加算した額とする。(注1)
	1人で使用する場合	4,200円	
	2人で使用する場合	7,000円	
	3人で使用する場合	9,200円	
和室八畳	1人で使用する場合	4,700円	
	2人で使用する場合	7,500円	
	3人で使用する場合	9,900円	
	4人で使用する場合	11,000円	
和室十畳	1人で使用する場合	6,300円	
	2人で使用する場合	10,000円	
	3人で使用する場合	12,800円	
	4人で使用する場合	15,000円	
	5人で使用する場合	16,200円	

出所：奈良県外国人観光客交流館条例別表、同管理運営規則第6条より外部監査人が編集

注1：特定日の使用料の取扱いは以下のとおり

特定日		使用料の額	
1	12月29日から翌年1月3日まで、 4月29日から5月5日まで	上表の使用料の額に100分の50を乗じて得た額	
2	4月1日から5月31日(上記1を除く)まで、 10月1日から11月30日まで	土曜日 休前日	上表の使用料の額に100分の40を乗じて得た額
		上記以外	上表の使用料の額に100分の30を乗じて得た額
3	上記1、2以外	土曜日 休前日	上表の使用料の額に100分の20を乗じて得た額

奈良県外国人観光客交流館の運営管理業務は、(株)JTB奈良支店・(株)アベスココーポレーション特定委託業務共同事業体へ委託しており、使用料の收受については別途、県と(株)アベスココーポレーションとの間で收受代行に係る使用料徴収事務委託契約書を締結している。

2) 監査の結果及び意見

①使用料徴収事務委託先における現金等管理状況の確認の必要性【意見19】

奈良県外国人観光客交流館におけるフロントでの宿泊料金の現金収納事務について、所管課では、使用料徴収事務委託先において作成される日々の出納管理資料の提出を仕様書等で指示しておらず、委託先での現金、預金通帳等の現物保管や、現金出納に係る管理手続の状況の定期的な確認は行われていなかった。
委託先での現金等管理状況を確認する仕組みの整備、運用が望まれる。

奈良県外国人観光客交流館の使用料徴収事務は外部へ委託しており、その概要

は以下のとおりである。

- ・フロントで収受した宿泊料金の日々の現金は、委託先の使用料徴収事務取扱者名義の銀行口座へ入金し、県へ月次で払い込むまで一時保管する。
- ・委託先は、日次で「業務日報」「集計表」「現金管理日報」等を作成し、出納管理を行う。
- ・徴収した使用料は、月 1 回、翌月（カード払分は翌々月）10 日までに県へ振り込まれ、県では、月次の報告資料である「受託収納金計算書」と入金額との突合により、誤りがないことを確認する。

しかし、所管課では、日々の現金での売上に関し委託先で作成される現金管理日報等の出納管理資料の提出を仕様書等で指示しておらず、委託先での現金、預金通帳、領収書控等の保管状況や、フロントでの日次の現金出納の締処理、現金管理日報の作成、使用料徴収事務取扱者による残高照合、承認といった一連の手続の状況について、定期的な確認は行われていなかった。

現金収納事務について、委託先での現金、預金通帳等の現物保管や、現金出納に係る管理手続の状況を所管課が確認する仕組みの整備、運用が望まれる。

（２）奈良県コンベンションセンター土地建物貸付料（MICE 推進室）

1) 概要

財産名称	奈良県コンベンションセンター			
所管部署	（部局名）観光局		（課・室名）MICE 推進室	
会計名、目節名称	（会計名）一般会計 （目名称）財産貸付収入 （節名称）土地建物貸付料			
所在地	奈良市三条大路一丁目 691-1			
財産の種類	行政財産 建物、土地			
面積、数量	3,428.984 m ²			
使用の目的	観光振興施設の運営等			
許可、貸付期間（令和 3 年度）	令和 2 年 4 月 1 日～令和 17 年 3 月 31 日等			
許可・貸付の経緯	PFI 法によるコンベンション施設等整備運営事業の事業契約書に基づき、事業者へ貸付			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県公有財産規則第 20 条の 2 事業契約書			
使用料の算定方法	事業者からの提案額を採用 土地については、契約に基づき、毎年度、相続税路線価の変動分を賃借料に反映			
減免の状況及び減免理由	該当なし			
相手先	PFI 奈良賑わいと交流拠点（株）			
金額の推移	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度

(単位：千円)	減免前使用料	—	22,715	22,727
	減免額	—	—	—
	減免後使用料	—	22,715	22,727
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	—	3	3
	減免件数	—	—	—

奈良県コンベンションセンターは、奈良における滞在型観光交流の拠点として、「県営プール跡地活用プロジェクト ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業（コンベンション施設等整備運営事業）」によりPFI法に基づき整備された施設である。令和2年度の開業時より、事業契約書に基づき、事業者であるPFI奈良賑わいと交流拠点（株）が指定管理者として管理運営を行っており、利用料金制を採用している。

また、同センターに関連し事業者が行う観光振興施設の運営、利便向上事業（ビジネスセンター、自動販売機の設置）の実施、民間提案施設の運営については、事業契約書に基づき、県は事業者との間で土地、建物の賃貸借契約を別途締結し、貸付料を徴収している。貸付料は、事業者選定時に県が最低額を設定した上で、事業者が提案した金額であり、その内訳は以下のとおりである。

【図表 59】奈良県コンベンションセンター土地建物貸付料の内訳

使用目的	観光振興施設の運営	利便向上事業の実施	民間提案施設の運営
面積	3,373.83 m ²	42.944 m ²	12.21 m ²
契約	定期建物賃貸借契約	行政財産賃貸借契約	土地賃貸借契約
令和3年度貸付料 (単位：千円)	22,268	409	51

2) 監査の結果及び意見

①土地賃貸借契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見 20】

土地賃貸借契約書に収入印紙の貼付が行われていなかったため、相手先へ収入印紙の貼付を促すことが望まれる。

奈良県コンベンションセンター敷地内でのレンタサイクル事業は、事業契約書第12条5項に基づき、事業者による民間提案施設として運営されており、当該施設の土地について事業者と「土地賃貸借契約書」を締結しているが、県が保管する契約書に収入印紙が貼付されていなかった。

本件契約書には、本来200円の収入印紙を貼付する必要があるが、相手先へ貼付を促すことが望まれる。

なお、令和4年度中に印紙を貼付した同契約書を再入手済である。

(3) 奈良春日野国際フォーラム使用料 (奈良春日野国際フォーラム)

1) 概要

施設名称	奈良春日野国際フォーラム			
所管部署	(部局名)観光局(課・室名)奈良春日野国際フォーラム			
会計名、目節名称	(会計名)一般会計 (目名称)産業・観光振興使用料 (節名称)奈良春日野国際フォーラム使用料			
所在地	奈良市春日野町 101			
施設の内容	本格的な能舞台を持つ能楽ホールを有し、国際会議や大規模イベントも行える貸館施設			
施設の目的	能楽等の伝統芸能の振興、国際交流等の促進への寄与			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良春日野国際フォーラム条例 奈良春日野国際フォーラム管理規則 障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて(通知)			
料金体系	主な施設の使用料(抜粋)			
	設	区分	全日 (午前9時から午後9時30分まで)	備考
能楽ホール	土曜日、日曜日及び休日	203,230円	1 入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、上記金額の二倍に相当する額とする。 2 準備、練習等のため使用する場合は、上記金額の百分の七十に相当する額とする。	
	その他	168,660円		
レセプションホール1	土曜日、日曜日及び休日	271,330円	1 入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、上記金額の一・五倍に相当する額とする。 2 準備、練習等のため使用する場合は、上記金額の百分の七十に相当する額とする。	
	その他	225,230円		
レセプションホール2	土曜日、日曜日及び休日	257,340円	1 入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、上記金額の一・五倍に相当する額とする。 2 準備、練習等のため使用する場合は、上記金額の百分の七十に相当する額とする。	
	その他	213,630円		
詳細は、奈良春日野国際フォーラム条例 別紙参照				
減免の内容	全額免除 障害者、県有施設減免利用登録団体 一部免除(半額免除)			
使用料徴収先	大学(主に国公立大学)、イベント会社、能楽関係者、一般個人			
使用料収納方法	外部委託(口座振込、窓口納付(現金))			
金額の推移 (単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	87,765	21,934	39,572
	減免額	14,163	1,859	6,383
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	465	269	415
	減免件数	6	2	4

2) 監査の結果及び意見

①前納がない場合の対応【結果 17】

使用料の後納が認められない事業体に後納を認めて施設を使用させているケースが見られた。条例及び規則に従い、使用料の前納を徹底すべきである。

使用料の後納については、奈良春日野国際フォーラム管理規則第9条第2項において、後納が可能な相手先は国又は地方公共団体とされている。後納している案件について相手先を確認したところ、規則では認められていない地方独立行政法人である大学や株式会社である場合があった。

奈良春日野国際フォーラム条例（抜粋）

(使用料)

第5条 使用の承認を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合には、後納することができる。

奈良春日野国際フォーラム管理規則（抜粋）

(使用料の後納)

第9条 条例第5条第一項ただし書の規条例及び管理規則に沿って則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 別表に規定する設備等の使用料を納付するとき。
- 2 国又は地方公共団体が使用する場合であつて館長が後納することについてやむを得ないと認めるとき。

大学については以前から慣習的に後納を認めている。また、株式会社については奈良県観光局観光プロモーション課の事業を実施したイベント会社に対するものである。

後納が認められている趣旨は、国及び地方公共団体においては、前納が手続上困難であること及び滞納のリスクが低いことによるものと考えられる。それゆえ、県の事業を実施するイベント会社の利用によるものとはいえ、支払者が株式会社であれば当該趣旨には合致するものとは言えず、後納を認めるべきではなかったと考えられる。

今後は、後納申請書が提出された場合においては、その使用者及び後納を申請する理由を確認し、条例及び管理規則に沿った適切な判断を実施した上で承認することを徹底する必要がある。また、条例及び規則に従い、前納を徹底すべきである。

7. 食と農の振興部

(1) なら食と農の魅力創造国際大学校オーベルジュ棟指定管理（豊かな食と農の振興課）

1) 概要

施設名称	なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟 (指定管理者導入施設)																																
所管部署	(部局名) 食と農の振興部 (課・室名) 豊かな食と農の振興課																																
会計名	(会計名) 一般会計																																
所在地	桜井市大字高家2217番																																
施設の内容	なら食と農の魅力創造国際大学校 (NAFIC) の学生等に、飲食店経営、調理技術等の実践的な能力を修得させるため、実践オーベルジュ棟を設置。																																
施設の目的	設置目的は、NAFIC の学生に、飲食店経営、調理技術等の実践的な能力を修得させることとし、この趣旨に鑑み、NAFIC と連携を取りながら、高度で実践的な調理およびサービス技術、経営マネジメント手法の修得のために実践実習を行う。																																
指定管理者	(株) ひらまつ																																
指定管理の期間	令和2年度～令和6年度																																
利用料金制採用の有無	有																																
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	なら食と農の魅力創造国際大学校条例																																
料金体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th colspan="2">使用料</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">実践バンケット</td> <td colspan="2">午前(午前9時から正午まで)</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">午後(午後1時から午後5時まで)</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">午前・午後 (午前9時から午後5時まで)</td> <td>12,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">夜間(午後6時から午後9時まで)</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全日(午前9時から午後9時まで)</td> <td>18,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">宿泊室</td> <td>スイートルーム</td> <td>一室一泊</td> <td>56,000円</td> </tr> <tr> <td>ツインルーム</td> <td>一室一泊</td> <td>23,400円</td> </tr> </tbody> </table>			施設	使用料			実践バンケット	午前(午前9時から正午まで)		5,400円	午後(午後1時から午後5時まで)		7,300円	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)		12,800円	夜間(午後6時から午後9時まで)		7,100円	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)		14,000円	全日(午前9時から午後9時まで)		18,300円	宿泊室	スイートルーム	一室一泊	56,000円	ツインルーム	一室一泊	23,400円
施設	使用料																																
実践バンケット	午前(午前9時から正午まで)		5,400円																														
	午後(午後1時から午後5時まで)		7,300円																														
	午前・午後 (午前9時から午後5時まで)		12,800円																														
	夜間(午後6時から午後9時まで)		7,100円																														
	午後・夜間 (午後1時から午後9時まで)		14,000円																														
	全日(午前9時から午後9時まで)		18,300円																														
宿泊室	スイートルーム	一室一泊	56,000円																														
	ツインルーム	一室一泊	23,400円																														
減免の内容	NAFIC の授業や、公開講座等において実践バンケットを使用する場合には無償で使用と協定書で定めている。宿泊室においては、減免はなし。 また、NAFIC 以外の使用における減免については、「なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟業務仕様書」にて定めるとおり。																																
利用料金徴収	宿泊室においては主に利用客は個人。																																

先	実践バンケットにおいては主に団体が利用。（食に関する団体等）			
利用料収納方法	現金・カード			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前利用料金	協定書上報告を求めている		
	減免額			
	減免後利用料金	37,946	32,148	34,130
	指定管理料	35,500	38,500	38,500
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	利用料収納件数 （宿泊室）	1,255	968	1,059
	利用料金件数 （バンケット）	122	110	63
	減免件数 （バンケット）	117	107	62

平成28年4月、奈良県農業大学校を改編して、なら食と農の魅力創造国際大学校（以下「NAFIC」という。）を開校し、NAFIC フードクリエイティブ学科（安倍校舎）には、一般のお客様をお迎えして営業を行う実践オーベルジュ棟を併設し、学生の実践研修の場とすることで、トップレベルの調理技術ともてなしの心を教授することとなった。

実践オーベルジュ棟は、NAFICの開学に先立ち、平成27年9月にオープンしており、指定管理者制度が導入されている。

指定管理者については、第1期（平成27年度から令和元年度まで）及び第2期（令和2年度から令和6年度まで）についてそれぞれ指定管理者選定審査会を行い、（株）ひらまつを指定している。

施設の概要は、次のとおりである。

(1) 名称	なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟	
(2) 所在地	桜井市大字高家2217番地	
(3) 敷地面積	20,348 m ² （学生棟部分を含む全敷地面積）	
(4) 延床面積	1,442 m ²	
(5) 構造種別	鉄骨造 平屋建	
(6) 施設概要	【レストラン】	メインダイニング（収容人数40名程度）、ラウンジ、ドリンクカウンター、厨房
	【宿泊施設】	宿泊室（ツインルーム7室、スイートルーム2室）、ロビー、フロント、クローク、リネン室
	【研修室】	実践バンケット（ステージキッチン付き研修室、収容人数40名程度）、家具庫
	【その他】	事務室、宿直室、休憩室、男女更衣室、庭園、駐車場、駐輪場
(7) 施設の沿革	平成27年9月	営業開始

実践オーベルジュ棟の指定管理には、利用料金制が導入されており、指定管理者は前述の条例に定める使用料の範囲内で、県に承認を得た利用料金を自己の収入として収受している。また、第2期の協定期間に係る基本協定において、県は指定管理料として、指定管理者に総額192,900千円（1年当たり38,580千円）を支払うこととしている。

2) 監査の結果及び意見

① レストラン運営収入が指定管理者に帰属する根拠の整理【意見21】

実践オーベルジュ棟におけるレストラン運営収入が指定管理者に帰属する根拠を明確にされたい。

実践オーベルジュ棟におけるレストランの運営については、業務仕様書において、「高度で実践的な調理・サービス技術の修得の場となるよう、適切な水準の料理・宿泊サービスの提供を行うこと」とされており、指定管理者がレストランの運営を行うことが当然の前提とされている。

また、レストランの運営を行う以上、飲食代金の収入が発生し、これを指定管理者が収受することに違和感はない。

しかし、レストランの飲食料金については、条例において金額を定めることはできる性質のものではなく、実践オーベルジュ棟において利用料金の範囲に含まれているのは、宿泊施設と研修室（実践バンケット）のみであり、レストラン運営収入は利用料金の範囲に入っていない。

一般的に、指定管理者に管理運営する施設からの収入が帰属するのは、①利用料金、②自主事業の収入、③行政財産の目的外使用許可のいずれかに限定されるが、①利用料金収入には位置づけられておらず、レストランの運営は施設の設置目的そのものであり、③目的外使用許可にも当たらないと考えられ、②自主事業にも当たらないとすれば、レストラン運営収入が指定管理者に帰属する根拠が明確ではない。

この点、例えば、堺市においては、「指定管理者制度活用のためのガイドライン」において、次のように、自主事業を2つに区分している。

自主事業には、①指定管理者が自ら企画提案して実施する事業（自主事業①）と、②市が施設の設置目的や特性等から必要と認める事業について、指定管理者に企画提案を求めて実施させる事業（自主事業②）の2種類があります。②の事業を実施させる場合は、決裁を得て、条例上の指定管理者に行わせる業務の範囲として決定することとします。

（出所：「指定管理者制度活用のためのガイドライン（堺市 令和3年4月改訂）」）

レストランの運営については、堺市のガイドラインにおける「自主事業②」に類したものと考えられることから、県が施設の設置目的や特性等から必要と認め、指定管理者に企画提案を求めて自主事業を実施させているものとして位置づけ、その収入を指定管理者に帰属させることも一案である。

いずれにしても、レストラン運営収入が指定管理者に帰属する根拠を明確にする必要がある。

② レストラン運営収入と自主事業の区分の明確化【意見 22】

自主事業として位置付けられている「季節のフェアメニュー」について、実績報告書における収支の金額が毎月同額かつ年間業務計画書の金額と一致しているが、今後、レストラン運営収入の取扱いの整理と合わせて、県への報告方法等を検討されたい。

年間業務計画書における自主事業として、レストランにおける毎月の県産の食材を使用した「季節のフェアメニュー」の実施が記載されており、その見込額は、収入 660 千円、支出 198 千円、差引 462 千円と、毎月同額となっている。一方、事業実績報告書における自主事業として記載された「季節のフェアメニュー」の実施に係る収支の状況を確認したところ、いずれも収入 660 千円、支出 198 千円、差引 462 千円となっており、全ての月において予算と同額となっている。

所管課によると、「季節のフェアメニュー」は、施設の設置目的のために県が求める「適切な水準の料理の提供」を超えて、県産食材を使用したメニューを提供することによりレストラン利用者にその魅力を伝えるため、指定管理者において創意工夫し、実施しているものであり、指定管理業務において必須としているレストラン運営と区分して報告してもらう必要があるとのことである。

しかし、区分して報告を受ける必要があるとしても、その収支の金額が毎月同額かつ予算と一致することは考えにくく、レストラン運営収入及び運営費の総額から予算額と同額を差し引き、自主事業に区分しているのではないかと考えられる。所管課では、「① レストラン運営収入が指定管理者に帰属する根拠の整理【意見 21】」を受けて、レストラン運営収入の取扱いを整理しているところであるが、それに併せて、県への「季節のフェアメニュー」の報告方法等についても検討されたい。

③ 事業実績報告書への正確な記載の必要性【結果 18】

事業実績報告書への自主事業の実施状況や利用件数等の記載に誤っているものが見受けられたため、指定管理者において正確に作成するとともに、所管課においても十分に確認を行う必要がある。

指定管理者による自主事業には、「② レストラン運営収入と自主事業の区分の明確化【意見 22】」で述べた「季節のフェアメニュー」に係るもの以外に、「NAFIC との連携」（ランチ体験、卒業レストラン等）があるが、その一部が、事業実績報告書の自主事業の実施状況に記載されていなかった。

また、指定管理者が行っている「外販」や「客室ミニバー」については自主事業に該当すると考えられるが、その位置づけが十分に整理されておらず、事業実績報告書の自主事業の実施状況には記載されていなかった。

さらに、実践バンケットの利用件数及び減免件数の記載が誤っているものも見受けられた。

指定管理者においては、事業実績報告書を正確に作成するとともに、所管課においても十分に確認する必要がある。

④実践バンケットの稼働率向上【意見 23】

実践バンケット稼働率は、コロナ禍もあり令和3年度においては、16.9%と低迷しているが、稼働率の改善に向け、所管課、NAFIC、オーベルジュ棟の指定管理者、セミナーハウスの指定管理者が緊密に連携し、施設全体としての稼働率を向上させる具体的な取組を検討されたい。

令和3年度における実践バンケットの稼働率は、16.9%と低くなっている。これには、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベントや研修の実施に制約があることが影響しているが、新型コロナウイルスの影響を受ける前の令和元年度においても、40.9%の稼働率にとどまっており、所管課では稼働率の改善を課題として認識している。

実践バンケットは、ステージキッチン付きの研修室であり、研修の用途が限定されることは否めず、また、令和4年9月にオープンしたNAFIC附属セミナーハウスとの役割分担も必要となると思われる。

については、所管課、NAFIC、オーベルジュ棟の指定管理者、セミナーハウスの指定管理者が緊密に連携し、施設全体としての稼働率を向上させる具体的な取組を検討されたい。

(2) なら食と農の魅力創造国際大学校授業料及び受講料（なら食と農の魅力創造国際大学校）

1) 概要

施設名称	なら食と農の魅力創造国際大学校
所管部署	(部局名)食と農の振興部 (課・室名)なら食と農の魅力創造国際大学校
会計名、目節名称	(会計名)一般会計 (目名称)食と農の振興使用料 (節名称)なら食と農の魅力創造国際大学校授業料・受講料
所在地	安倍校舎(フードクリエイティブ学科):桜井市大字高家 2217 池之内校舎(アグリマネジメント学科):桜井市大字池之内 130-1
施設の内容	学校教育法に基づく2年制の専門学校である。フードクリエイティブ学科とアグリマネジメント学科の2学科があり、フードクリエイティブ学科では、農業・農作物に関する知識を持った「食の担い手」を育成する。また、アグリマネジメント学科では、高度な農業技術があり農業経営センスの優れた「農の担い手」を育成する。
施設の目的	就農意欲の高い者に対し、農業経営及び農業技術等に関する実践的な能力を修得させることにより、新規の農業経営者を養成するとともに、飲食業への就業意欲の高い者に対し、飲食業経営、調理技術等に関する実践的な能力を修得させることにより、新規の飲食業

	経営者を養成し、もって地域の振興に寄与するため、なら食と農の魅力創造国際大学校を桜井市に設置する。			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	なら食と農の魅力創造国際大学校条例			
料金体系	【授業料】 アグリマネジメント学科 前期 59,400 円 後期 59,400 円 フードクリエイティブ学科 前期 267,900 円 後期 267,900 円 【受講料】 アグリマネジメント学科に係る研修 全日研修 700 円 半日研修 350 円 フードクリエイティブ学科に係る研修 全日研修 3,300 円			
減免の内容	【授業料】 学業優秀と認められるもの(1年生:入学考査で合格、2年生:1年次の成績が4.0以上)で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者。 (1) 本人及び同一生計者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者である者 (2) 前号に該当する者以外の者で、本人及び同一生計者が市町村民税所得割非課税である者 (1)の者は全額、(2)の者は半額を減免額とする。 【受講料】 (1) 本人及び同一生計者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者である者 (2) 前号に該当する者以外の者で、本人及び同一生計者が市町村民税所得割非課税である者 (1)の者は全額、(2)の者は半額を減免額とする。			
使用料徴収先	学生及び研修受講生			
使用料収納方法	納入通知書により収納			
【授業料】				
金額の推移 (単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	17,524	19,308	21,957
	減免額	789	327	327
	減免後使用料	16,735	18,981	21,630
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	116	136	147
	減免件数	9(5名)	4(2名)	4(2名)
【受講料】				
金額の推移 (単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	466	352	401
	減免額	-	-	-
	減免後使用料	466	352	401
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	40	38	66
	減免件数	-	-	-

2) 監査の結果及び意見

① 条例におけるフードクリエイティブ学科における半日研修の受講料の根拠規定【意見 24】

フードクリエイティブ学科において、半日研修が実施されているが、条例において半日研修の受講料の規定が置かれていないため、適宜の機会をとらえて、規定を追加することを検討されたい。

なら食と農の魅力創造国際大学校（以下「NAFIC」という。）フードクリエイティブ学科では、令和3年度に短期の研修として「フードアドバンス研修」を実施しており、その受講料として一人当たり1,650円徴収している。この研修は、13時から16時までの実施であり、なら食と農の魅力創造国際大学校条例第7条第5項に定める全日研修の受講料（3,300円）の半額としたものである。

この点、アグリマネジメント学科については、同条例上、半日研修の受講料が規定されているが、フードクリエイティブ学科については、全日研修の受講料のみが規定されている。研修の実施時間数を考えると、全日研修の半額を徴収することは合理性を欠くとは言えないが、半日研修の実施が見込まれるのであれば、徴収の根拠を明確化するために、今後、条例改正などの機会をとらえて、半日研修の受講料を規定することを検討されたい。

② 授業料減免に係る独立生計者の要件の正確な記載【結果 19】

授業料減免に係る独立生計者の所得要件について、給与所得を前提に規定されているが、その他の所得の発生の可能性を考慮し、正確な記載に改めることが望ましい。

「なら食と農の魅力創造国際大学校授業料等減免運用基準」において、独立生計者の要件の一つとして、「本人（配偶者を含む）に年間103万円を超える収入があり、その収入について、所得申告がなされ、所得証明が発行される者。又は、今年度、収入が103万円を超える見込みの者。」が挙げられている。この点、103万円の収入は、給与所得の場合において、給与所得控除（55万円）を控除すると、基礎控除（48万円）を超える額となるものとして設定されていると考えられる。しかし、給与所得以外の所得も考えられるため、正確には、「本人（配偶者を含む）に48万円を超える合計所得金額があり、その金額について、所得申告がなされ、所得証明が発行される者。又は、今年度、合計所得金額が48万円を超える見込みの者。」とする方が正確である。

③ 授業料に係る使用料積算調書の検証【意見 25】

財政課に提出しているNAFICの授業料、入学料及び受講料に係る使用料積算調書において、年間経費等が空欄となっているが、必要な情報を入力し、現行の授業料等の水準の妥当性を検討されたい。

NAFIC の授業料、入学金及び受講料（以下「授業料等」という。）については、アグリマネジメント学科については県立高等学校に、フードクリエイティブ学科については県立大学及び県立医科大学に、それぞれ準拠して設定されているとのことであり、財政課に提出されている使用料積算調書においても、その旨が記載されているのみで、年間経費等については空欄のままとなっていた。

この点、NAFIC の開設準備時においては、本庁に置かれた開設準備室において、年間経費等の積算に基づく授業料等の適正な水準について、検討が行われたようであるが、その検討内容が、NAFIC には引き継がれておらず、詳細は確認できなかった。

仮に、今後も、現状のままの使用料積算調書の作成を続けるのであれば、県立高等学校又は県立大学及び県立医科大学の授業料の改訂がない限り、NAFIC の授業料等の改訂は検討されないことになる可能性が高い。

確かに、出先機関である NAFIC が実施すべきなのは、条例上の授業料等を適切に徴収することまでであり、授業料等の水準の検証は本庁において実施すべきとも考えられ、本庁と出先機関との役割分担を検討する必要があるものの、定期的に年間経費等の積算を行い、授業料等が依然として適正な水準にあるか、検討されたい。

（３）みつえ高原牧場畜舎及び草地使用料（畜産技術センター）

１）概要

施設名称	畜産技術センター(みつえ高原牧場)			
所管部署	(部局名)食と農の振興部 (課・室名)畜産技術センター			
会計名 目節名称	(会計名)一般会計 (目名称)食と農の振興使用料 (節名称)畜産技術センター使用料			
所在地	御杖村菅野1775-5			
施設の内容	畜舎及び草地			
施設の目的	預託牛育成			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県行政財産使用料条例			
料金体系	牛1頭/日あたりの使用料単価40円			
減免の内容	なし			
使用料徴収先	奈良県畜産農業協同組合連合会			
使用料収納方法	納入通知書による収納			
金額の推移 (単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	3,618	3,828	4,225
	減免額	-	-	-
	減免後使用料	3,618	3,828	4,225
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	1	1	1
	減免件数	-	-	-

畜産技術センターみつえ高原牧場は、和牛受精卵の生産等を行う畜産技術センターの研究施設と奈良県畜産農業協同組合連合会（以下「畜連」という。）が運営を担う育成牧場が一体化した施設であり、奈良県が所有する牛と畜連が所有又は農家から預託を受けている牛がいる。

みつえ高原牧場畜舎及び草地使用料は、畜連が所有又は農家から預託を受けている牛の飼養に係る畜舎及び草地の行政財産目的外使用料を畜連から徴収するものである。

2) 監査の結果及び意見

①使用許可頭数に係る実績の確認【意見 26】

畜連への使用許可に係る使用料は、翌月の計画上の牛の頭数及び日数に基づき算定されているが、実態と乖離していないかを確認するため、事後的に、畜連所有牛及び預託牛の実際の頭数や畜連の管理資料との整合性について、確認を行うことが望ましい。

前述のとおり、畜産技術センターみつえ高原牧場においては、畜連所有牛及び預託牛の飼養に係る畜舎及び草地について、行政財産使用許可を行うことにより対応している。

そして、この使用許可については、施設面積に基づいて行うのではなく、毎月末までに、畜連から翌月の畜舎及び草地の使用計画（頭数及び日数）に基づく行政財産使用許可申請書の提出を受け、畜産技術センターではこれに基づき、延日数に単価 40 円を乗じて、行政財産使用料を算定し、使用許可を行うこととしている。

この点、使用料の算定は計画上の頭数で行われていることから、実態と乖離していないか確認するため、畜産技術センターにおいても、事後的に、畜連所有牛及び預託牛の実際の頭数や畜連の管理資料との整合性について、確認を行うことが望ましい。

②使用料単価の積算資料の整備【結果 20】

使用料単価の積算については、平成 23 年度の見直し時の積算を踏襲しているようであるが、当時の使用料原価の積算資料が残されておらず、根拠が確認できない状況となっているため、改めて使用料原価を積算し、使用料の水準が依然として適正なものとなっているか、確認する必要がある。

畜産技術センターみつえ高原牧場は、平成 13 年度に開設され、当時の使用料は 35 円/頭・日とのことであったが、その後、平成 23 年度に改訂され、40 円/頭・日となり、現在に至っているようである。

この点、令和 3 年度の使用料についての検討資料を確認したところ、年間の使用料原価を算定し、計画上の頭数と日数（365 日）で除することにより、牛 1 頭/日あたりの使用料単価を算定しており、使用料原価については、初期投資部分を算定に反映させないなど、基本的な考え方が記載されていた。しかし、具体的な使用

料原価については、平成 23 年度の見直し以降、前年度踏襲を繰り返しているとのことであったが、当時の使用料原価の積算根拠資料が残されておらず、その根拠を確認することができない状況となっている。

平成 23 年度から 10 年を経過した現在において、改めて使用料原価を積算し、使用料の水準が依然として適正なものとなっているか、確認する必要がある。

なお、畜産技術センターでは、本指摘を受けて、令和 4 年 10 月に改めて使用料原価の積算を行い、現状においても使用料単価が妥当な水準であることを確認したとのことである。今後、畜産技術センターにおいて、今回の積算根拠資料を適切に保管しておくことが望まれる。

8. 県土マネジメント部

(1) 河川占用料（奈良土木事務所）

1) 概要

財産名称	河川占用料			
所管部署	(部局名) 県土マネジメント部 (課・室名) 奈良土木事務所			
会計名、目名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 県土マネジメント使用料 (節名称) 河川占用料			
会計名	一般会計			
所在地	奈良土木事務所管内			
財産の種類	電柱、埋設又は架設管類、仮設建築物、通路橋又は通路、その他の工作物による占用。原形のままの占用。			
面積、数量	345 件			
使用の目的	河川区域内における土地の占用および工作物の設置			
許可、貸付期間（令和3年度）	原則 10 年以内。奈良土木事務所では最長のもので 5 年。（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）。			
許可・貸付の経緯	河川法第 24 条・第 26 条に定める許可申請			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	河川法第 32 条、河川法施行令第 18 条 奈良県流水占用料等に関する条例			
使用料の算定方法	奈良県流水占用料等に関する条例に定める単価に物件数または延長、面積を乗じて算定			
減免の状況及び減免理由	奈良県流水占用料等に関する条例第 3 条の規定による			
相手先	関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）、個人など			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	11,214	12,672	12,785
	減免額	0	0	100
	減免後使用料	11,214	12,672	12,685
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	358	333	345
	減免件数	0	0	2

河川にかかる土地占用料（年額）は令和2年4月1日に改正されており、奈良県流水占用料等に関する条例別表第二（第2条関係）において規定されている。

(単位:円)

区分		金額(年額)					
		単位	所在地				
			第二級地	第三級地	第四級地	第五級地	
工作物による占有	第一種電柱	1本	730	510	420	380	
	第二種電柱	1本	1,100	790	650	580	
	第三種電柱	1本	1,500	1,100	880	780	
	埋設又は架設管類	外径が0.4m未満	1m	160	110	91	81
		外径が0.4m以上0.7m未満	1m	270	190	160	140
		外径が0.7m以上1m未満	1m	390	270	230	200
		外径が1m以上	1m	780	550	450	410
	仮設建築物	1㎡	130	91	76	68	
通路橋又は通路	1㎡	1,270	900	750	660		
その他の工作物	1㎡	2,600	1,820	1,520	1,360		
工作物以外による占有	原形のままの占有	1㎡	130	91	76	68	
	養魚	1㎡	350	250	200	180	
	貸船	1隻	970	680	570	500	

出所：奈良県流水占有料等に関する条例より、一部外部監査人が編集した。

注 1：第二級地、第三級地、第四級地及び第五級地に該当する区域は、次の表のとおりとする。

第二級地	奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、三郷町、斑鳩町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の区域
第三級地	天理市、桜井市、葛城市、平群町、安堵町、川西町及び三宅町の区域
第四級地	五條市、御所市、高取町、明日香村及び大淀町の区域
第五級地	宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の区域

注 2：第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。

注 3：仮設建築物とは、露店、工所用建築物その他これに類するものをいう。

注 4：占有面積に0.01平方メートル未満の端数がある場合又は占有延長に0.01メートル未満の端数がある場合は、その端数面積又は端数延長をそれぞれ切り捨てて計算する。

注 5：占有の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月とみなして計算するものとする。

注 6：一件の占有料の額に十円未満の端数がある場合はその端数を切り上げた額とし、一件の占有料の額が百円未満の場合は百円とする。

注 7：電柱で鉄塔であるものについては、第一種電柱、第二種電柱及び第三種電柱の区分に応じ、それぞれの額の二倍の額とする。

2) 監査の結果及び意見

① 占用料納入通知書の郵送漏れによる納付の遅れ【結果 21】

占有者に対して作成した納付書のうち 1 件が郵送から漏れ、当初の調定額を減額処理して改めて調定して納期限を設定したため、当初の納期限より遅れて納付となっている。納入通知書が郵送から漏れることのないようにチェックする体制を再確認する必要がある。

河川の継続占有者に対しては、システムから一覧を出力し、令和 3 年 4 月 1 日に河川占用料の納入通知書兼領収証書（以下、「納入通知書」）を作成して郵送している。しかし、作成した封筒のうち個人占有者に宛てた 1 通の封筒について郵送手続きから漏れていたため、占有者に納入通知書が届かず、当該調定額 30 千円が当初の納期限までの納付とならなかった。

そこで当初の調定を一旦減額処理し、令和 3 年 8 月 25 日付けで改めて調定し作成した納入通知書を郵送し、令和 3 年 9 月 9 日に納付となった。

納入通知書は適切なタイミングで漏れなく発送されることが望まれる。郵送から漏れることのないようにチェックする体制を再確認する必要がある。

(2) 河川占用料（郡山土木事務所）

1) 概要

財産名称	河川占用料
所管部署	(部局名) 県土マネジメント部 (課・室名) 郡山土木事務所
会計名、目名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 県土マネジメント使用料 (節名称) 河川占用料
会計名	一般会計
所在地	郡山土木事務所管内
財産の種類	電柱、埋設又は架設管類、仮設建築物、通路橋又は通路、その他の工作物による占有。原形のままの占有。
面積、数量	290 件
使用の目的	河川区域内における土地の占有および工作物の設置
許可、貸付期間（令和 3 年度）	原則 10 年以内（平成 24 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日のものから令和 3 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）。年度途中の許可の場合、最長で 10 度目に到来する 3 月 31 日まで。
許可・貸付の経緯	河川法第 24 条・第 26 条に定める許可申請
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	河川法第 32 条、河川法施行令第 18 条 奈良県流水占用料等に関する条例
使用料の算定方法	奈良県流水占用料等に関する条例に定める単価に物件数または延長、面積を乗じて算定

減免の状況及び減免理由	奈良県流水占用料等に関する条例第3条の規定による			
相手先	関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）、個人など			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	7,704	8,260	8,782
	減免額	-	-	-
	減免後使用料	7,704	8,260	8,782
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	287	290	290
	減免件数	-	-	-

河川にかかる土地占用料（年額）については奈良土木事務所の記載を参照のこと。

2) 監査の結果及び意見

①河川占用料の滞納及び不法占用【意見 27】

<p>河川占用者が占用料の支払を拒否し、滞納となっているケースがある。5年経過すると不納欠損処理されており、占用料を支払っている他の大多数の占用者との公平を害している。また、河川区域を不法に占用しているケースについても、同じく公平性を害する状態となっている。</p> <p>撤去できていない不法行為箇所については、写真記録を残しているが滞納者に準じて整理票によって管理し、不法行為箇所の情報、不法占用理由、処理状況を都度記録し引き継いでいくことが望まれる。</p>
--

河川占用料の滞納については未収金整理票を作成し、当該整理票で納付義務者、滞納理由、未収金の状況、処理状況を都度記録し引き継いでいる。令和3年度時点で土木事務所が把握している滞納額のうち、納期限の翌日から5年以上経過した平成28年度以前の調定額は不納欠損処理されていた。

【図表 60】河川占用料滞納一覧表

（単位：千円）

	調定年度								滞納残高
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	
A氏		48	48	51					51
B氏	24	24		24	24	24	27	27	126
C氏				16	39	39	43	43	182
D氏					77	77	77	84	314
合計	24	70	48	92	140	140	147	154	673

出所：郡山土木事務所作成の未収金整理票の未収金の状況から外部監査人が編集して作成した（千円未満を四捨五入）。

注1：平成28年度以前の調定額は不納欠損処理されており、調定金額に横一本線で表示している。滞納残高は不納欠損処理されていない未収金の合計残高である。

A氏については当初から支払の意思がなく、5年の消滅時効でこれまでに平成27年度の調定額48千円と平成28年度の調定額48千円が不納欠損処理されている。当該河川は国土交通省の直轄河川であるため、国土交通省近畿地方整備局が占用を許可し県が占用料の請求を行うが、平成29年からは事実上の占用を継続しながら、国土交通省の河川事務所に許可の更新手続きを行っていないことから、平成30年度以降は県として占用料を請求できていない。

このため、A氏については事実上の河川占用を継続しながら5年以上経過した占用料は時効により消滅し、それ以降は許可なく不法占用の状態となっている。

B氏については当初から支払の意思がなく、5年の消滅時効でこれまでに平成26年度の調定額24千円と平成27年度の調定額24千円が不納欠損処理されている。

このため、B氏については自らの意思で占用を続けながら、5年以上経過した占用料は時効によって消滅していく状況となっている。

C氏については占用面積が自己の認識よりも広すぎると主張して支払を拒否している。当該河川は国土交通省の直轄河川であるため、国土交通省近畿地方整備局が占用を許可し県が占用料の請求を行う関係にある。占用面積については、許可窓口である国土交通省の河川事務所へ指摘するよう依頼するも、状況は進展していない。令和3年度時点では5年の消滅時効によって不納欠損処理された滞納残高はないが、令和4年度からは平成29年度に調定した16千円から順次時効により不納欠損処理されることが見込まれる。

このため、C氏については許可に基づく占用を継続しながら、今後は5年以上経過した占用料は時効によって消滅していく状況となっている。

D氏については、郡山土木事務所が許可期限を迎える占用物件の更新作業を行う際に、抽出作業上のミスで調定一覧から漏れたことが原因で、平成29年度以降4か年分の占用料が未調定、未徴収となっていることが判明した。D氏に未徴収となった4か年分の占用料について説明したが、支払に納得せず更新もしないと主張している。

調定一覧から漏れた原因は、システムの廃止情報欄に「空白スペース」が入力されていたことにより、廃止データと見做されたことで、調定一覧から漏れていたことが判明した。権利情報の変更入力メニューで廃止情報も入力できる仕様であったため、権利情報の変更を入力した際に、誤って空白スペースが挿入されてしまったことが原因であった。その後システムを変更し、廃止情報は廃止メニューでなければ入力できないように変更し、同様のミスが再発しないようにしている。

しかしこのままD氏が支払を拒否しつづけると、4か年分を一括で調定しているため時効もまとめて訪れる状況となっている。

以上のように、河川占用料の滞納者は一部に土木事務所のミスがきっかけとなった者がいるものの、全員が事実上の占用状態を認識しながら占用料の支払を拒んでおり、その主張に正当性は認められない。そして交渉を長引かせることで時効を援用し不納欠損処理によってその支払を免れ、占用料を支払っている他の大多数の

占有者との公平を害している。

さらに、占有料の滞納として認識されている案件は県や国土交通省近畿地方整備局が占有を許可することによって、占有料を請求するに至ったものに限られる。もともと不法に占有している箇所はもっと多くあり、滞納として顕在化している案件は一部である可能性もある。

郡山土木事務所では、不法行為により河川を占有している状況に対しても調査・指導し、順次撤去をすすめているが、即時対応できるものもあれば、対応が非常に困難なものもある。（【図表 61】参照）

【図表 61】郡山土木事務所が河川整備課に提出している不法行為対策進捗総括表

事務所	処理レベル	全体箇所数	ランク別箇所数				
			A	B	C	D	未整理
郡山	母数	226	0	31	128	67	0
	調査・指導中	165	0	15	97	53	0
	撤去済	61	0	16	31	14	0
	未着手	0	0	0	0	0	0

出所：令和4年5月23日現在の不法行為対策進捗総括表から外部監査人が編集。

注1：ランク（調査時の目視による判断）

- A…即時対応できるもの
- B…即時対応できないが一定調査後対応できるもの
- C…対応困難なもの
- D…対応が非常に困難なもの

これらの不法行為にはごみの放置や農作物の栽培なども含まれ、即時撤去可能なものについては、撤去等の対応がなされている。

一方で特定の者による工作物や原形のままの占有が常態化しており、占有を許可すれば河川占有料が発生する不法行為については、河川占有料を支払っている占有者に対して、本件の滞納と同じく公平性を害していると考えられる。

調査・指導中のステータスが継続している不法行為箇所については、現場を写真撮影して不法行為の記録を残しているが、仮に許可すれば占有料が発生する事案については、記録のみならず現在滞納者について作成しているような整理票によって管理し、不法行為箇所の情報、不法占有理由、処理状況を都度記録し引き継いでいくことが望まれる。

9. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局

(1) まほろば健康パーク利用料（公園緑地課）

1) 概要

施設名称	まほろば健康パーク（指定管理者導入施設）																																																																			
所管部署	（部局名）地域デザイン推進局 （課・室名）公園緑地課																																																																			
会計名	（会計名）一般会計																																																																			
所在地	奈良県大和郡山市宮堂町 310																																																																			
施設の内容	スイムピア奈良、テニスコート、野球場、ファミリープール、子ども広場、多目的広場等																																																																			
施設の目的	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進・リハビリの中核施設 県内の水泳競技の拠点設備 人に優しい施設 																																																																			
指定管理者	奈良新県営プール PFI（株）																																																																			
指定管理の期間	平成 26 年 7 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日																																																																			
利用料金制採用の有無	有																																																																			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県立都市公園条例、奈良県立都市公園条例施行規則																																																																			
料金体系	<p>スイムピア奈良</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">プールのみ</th> </tr> <tr> <th>2 時間まで</th> <th>3 時間まで</th> <th>1 日利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校就学前</td> <td colspan="3">無料</td> </tr> <tr> <td>小学 1～中学生</td> <td>300 円</td> <td>450 円</td> <td>610 円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">プール・トレーニングジム</th> </tr> <tr> <th>1 時間まで</th> <th>2 時間まで</th> <th>3 時間まで</th> <th>1 日利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>500 円</td> <td>710 円</td> <td>1,010 円</td> <td>1,320 円</td> </tr> <tr> <td>高校生/大学生</td> <td colspan="2">500 円</td> <td>710 円</td> <td>910 円</td> </tr> <tr> <td>65 歳以上</td> <td colspan="2">420 円</td> <td>630 円</td> <td>830 円</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td colspan="4">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>ファミリープール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>個人利用</th> <th>団体利用 (20 名以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生以下 (3 歳以下は無料)</td> <td>1 人 1 回につき 420 円</td> <td>1 人 1 回につき 370 円</td> </tr> <tr> <td>大人 (中学生以上)</td> <td>1 人 1 回につき 860 円</td> <td>1 人 1 回につき 770 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>テニスコート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コート (1 面 1 時間)</th> <th>照明 (1 時間)</th> <th>照明点灯時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>560 円</td> <td>500 円</td> <td>3～9 月：18 時以降 10～2 月：17 時以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>野球場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>午前利用 (9～12 時まで)</th> <th>午後利用 (13～17 時まで)</th> <th>全日利用 (9～17 時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				プールのみ			2 時間まで	3 時間まで	1 日利用	小学校就学前	無料			小学 1～中学生	300 円	450 円	610 円		プール・トレーニングジム				1 時間まで	2 時間まで	3 時間まで	1 日利用	一般	500 円	710 円	1,010 円	1,320 円	高校生/大学生	500 円		710 円	910 円	65 歳以上	420 円		630 円	830 円	障害者	無料					個人利用	団体利用 (20 名以上)	小学生以下 (3 歳以下は無料)	1 人 1 回につき 420 円	1 人 1 回につき 370 円	大人 (中学生以上)	1 人 1 回につき 860 円	1 人 1 回につき 770 円	コート (1 面 1 時間)	照明 (1 時間)	照明点灯時刻	560 円	500 円	3～9 月：18 時以降 10～2 月：17 時以降	午前利用 (9～12 時まで)	午後利用 (13～17 時まで)	全日利用 (9～17 時まで)			
	プールのみ																																																																			
	2 時間まで	3 時間まで	1 日利用																																																																	
小学校就学前	無料																																																																			
小学 1～中学生	300 円	450 円	610 円																																																																	
	プール・トレーニングジム																																																																			
	1 時間まで	2 時間まで	3 時間まで	1 日利用																																																																
一般	500 円	710 円	1,010 円	1,320 円																																																																
高校生/大学生	500 円		710 円	910 円																																																																
65 歳以上	420 円		630 円	830 円																																																																
障害者	無料																																																																			
	個人利用	団体利用 (20 名以上)																																																																		
小学生以下 (3 歳以下は無料)	1 人 1 回につき 420 円	1 人 1 回につき 370 円																																																																		
大人 (中学生以上)	1 人 1 回につき 860 円	1 人 1 回につき 770 円																																																																		
コート (1 面 1 時間)	照明 (1 時間)	照明点灯時刻																																																																		
560 円	500 円	3～9 月：18 時以降 10～2 月：17 時以降																																																																		
午前利用 (9～12 時まで)	午後利用 (13～17 時まで)	全日利用 (9～17 時まで)																																																																		

	2,440 円	4,370 円	5,800 円	
	その他、大会諸室、ロッカー、備品等の利用料金は、奈良県立都市公園条例及び同施行規則別表のとおり			
減免の内容	【障害者等への減免】 スイムピア奈良の利用料金について、障害者及び介助者が個人使用する場合は全額、障害者団体が専用使用する場合は半額を減免 【団体割引】 ファミリープールの利用料金について、20 人以上の団体で使用する場合は 10%相当額を割引			
利用料金徴収先	個人利用 団体利用は、県内高等学校等			
利用料収納方法	券売機及び窓口での現金払			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前利用料金	262,477	173,798	246,067
	減免額	8,038	3,702	5,319
	減免後利用料金	254,440	170,096	240,748
	指定管理料	104,974	111,030	110,945
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	利用料収納件数	98,966	68,217	79,246
	減免件数	19,259	12,126	14,317

まほろば健康パークは、施設の計画・設計・施工から維持管理・運営に至るまで民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した県内初のPFI事業「新県営プール施設等整備運営事業」として、平成23年度に事業着手し、平成26年度にオープンした公園施設である。

【図表 62】まほろば健康パークの概要

公園面積	約 12.8ha
施設概要	○スイムピア奈良 25m 屋内競泳プール (10 コース、水深 1.35m) 50m 屋外競泳プール (10 コース、水深 2.0m) 25m 健康増進プール (6 コース、水深 1.05m) ジャグジープール、トレーニングジム、フィットネススタジオ、飲食物販施設等 ○ファミリープール 流れるプール、ウォータースライダー、幼児用プール (複合大型遊具) 等 ○テニスコート 人工芝 10 面 (うち屋根付 2 面) ○野球場 1 面 (両翼 90m、センター110m) その他、多目的広場 (ステージ等)、子ども広場 (遊具等)、ジョギングコース、サイクリングステーション、グラウンドゴルフ等

PFI 事業者	奈良新県営プール PFI (株)
事業期間	平成 23 年 10 月 12 日～平成 41 (令和 11) 年 3 月 31 日

公園施設の管理運営は、事業契約書に基づき、平成 26 年度の開業時より、PFI 事業者である奈良新県営プール PFI (株) が指定管理者として行っており、利用料金制を採用している。施設の利用料金は、PFI 事業者公募時の提案に基づき決定した金額である（以後、令和元年度の消費税率改正により金額を改定）。

2) 監査の結果及び意見

①障害者に対する利用料金減免の一部未実施【結果 22】

まほろば健康パークの野球場、テニスコート、ファミリープールの利用料金は、障害福祉課の「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて（通知）」では減免対象とされているが、同通知があった当時、野球場等を障害者が安心して利用するための監視員の配置等が困難であり実施不可とされた取扱いを現在まで踏襲し、減免対象とされていなかった。

障害者の積極的な社会参加を推進するという趣旨に鑑み、減免対象としていない現状についてその方針を整理すべきである。

県有施設における障害者に対する使用料の減免については、障害福祉課の「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて（通知）」（平成 27 年 4 月 1 日 障福第 57 号）（以下、「通知」という。）において、定義、減免率、対象範囲等が示されている。

まほろば健康パーク内のスポーツ施設における障害者に対する利用料金減免の実施状況について、通知での取扱いと現状を比較すると、以下のとおりである。野球場、テニスコート、ファミリープールの利用料金は、通知において減免の対象とされているが、実際には減免の対象外とされていた。

【図表 63】まほろば健康パーク内スポーツ施設の利用料金の障害者に対する減免率

	ファミリープール		スイムピア奈良		野球場、 テニスコート	
	通知	現状	通知	現状	通知	現状
障害者	100%	減免なし	100%	100%	50%	減免なし
介助者	100%	減免なし	100%	100%	—	—
障害者団体	—	—	50%	50%	50%	減免なし

注 1：通知の「＜別表＞県有施設における障害者に対する使用料減免一覧」をもとに外部監査人が作成

この点、通知があった平成 27 年度当時、指定管理者との交渉により、スイムピア奈良を障害者が利用する上で新たに必要となる監視員や受付員の配置に要する費用・事務管理費、利用料金の減免による減収額を県が上限の範囲内で負担すること

となり、以後毎年度、指定管理者と「協定書」を締結している。協定書によると、スイムピア奈良及び大会諸室、大会用備品の利用料金は、通知の取扱いと同様に減免対象とされている一方、野球場、テニスコート、ファミリープールについては対象とされていない。これは、障害者が安心して利用するための監視員の配置等が困難であることを理由に、減免の実施不可とされたものであり、当時の取扱いが現在まで踏襲されている。

障害福祉課の通知は、県有施設の使用料全般に係る障害者に対する減免の「基本的な考え方」を示したものであるが、障害者の積極的な社会参加を推進するため、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等を行うことができるよう必要な措置を講ずることを趣旨とし、「施設毎に個別の課題があることから、各施設において検討後、実施可能となった時点から、順次実施する」こととされている。また、公園緑地課では、平成 29 年 3 月に「奈良県立都市公園条例に定める使用料の減免に関する取扱いについて（通知）」を定め、各都市公園の担当課長、管理事務所長、指定管理者宛に、障害者の利用によるものについては通知により扱うことを明示している。本来は、障害者による利用を想定した環境整備や料金減免の方針整理は、通知の有無にかかわらず、予め実施すべきものであり、通知から 7 年以上経過した現在においても一部の利用料金が減免の対象外とされている状況について、その方針を整理すべきである。

②多様な支払方法の導入の必要性【意見 28】

利用者のアンケート結果によると、利用料金の支払方法について、クレジットカードや電子マネー等のキャッシュレス決済への要望が見られる。

まほろば健康パークはPFI 事業による施設であり、関連機器の初期導入費用および利用手数料の負担等の諸課題を踏まえつつ、利用者の利便性向上の観点から、導入可能性について検討が望まれる。

まほろば健康パークの指定管理者は、スイムピア奈良にご意見箱を設置し、常時利用者からの意見収集を行っている。また、令和 3 年度には、利用者へアンケート調査を実施し、セルフモニタリングの結果として取りまとめた上で、施設運営の改善に努めている。

現在、まほろば健康パークの利用料金の支払方法は、券売機及び窓口での現金払のみであるが、当該セルフモニタリングのアンケート結果によると、「求めるサービス」の回答項目において、クレジットカードや電子マネーの利用といったキャッシュレス決済への要望が一定数見受けられる。

【図表 64】まほろば健康パーク利用者への令和 3 年度アンケート結果

(単位：のべ回答数)

	利用者区分			
	スイミング	一般利用	トレーニング	総合計
求めるサービス（複数回答可）				
クレジット利用	57	29	44	130
電子マネー利用	35	43	43	121
新たな会員区分	12	21	17	50
栄養指導	19	17	13	49
その他	11	13	12	36
合計 (回答数)	134 (110)	123 (100)	129 (102)	386 (312)

まほろば健康パークはPFI事業による施設であり、関連機器の初期導入費用及び利用手数料の負担等の諸課題を踏まえつつ、利用者の利便性向上の観点から、導入可能性について検討が望まれる。

(2) まほろば健康パーク使用料（公園緑地課）

1) 概要

施設名称	まほろば健康パーク 屋外プール膜屋根及び観覧席等			
所管部署	(部局名) 地域デザイン推進局 (課・室名) 公園緑地課			
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 県土マネジメント使用料 (節名称) まほろば健康パーク施設使用料			
所在地	奈良県大和郡山市宮堂町 310			
施設の内容	スイムピア奈良の屋外プールの膜屋根、観覧席、控室等			
施設の目的	屋外プール利用者の利便性向上			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県立都市公園条例、奈良県立都市公園条例施行規則			
料金体系	大会諸室（控室）：1 時間 1,010 円			
減免の内容	該当なし			
使用料徴収先	(株) アクアティック（使用料徴収事務委託先）			
使用料収納方法	使用料徴収事務委託先が利用者から使用料を徴収し、毎月振込			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	—	—	注 1
	減免額	—	—	注 1
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	—	—	—
	減免件数	—	—	—

注 1：2) に記載のとおり、令和 3 年度の使用料 153 千円は、令和 4 年度の歳入に計

上されている。

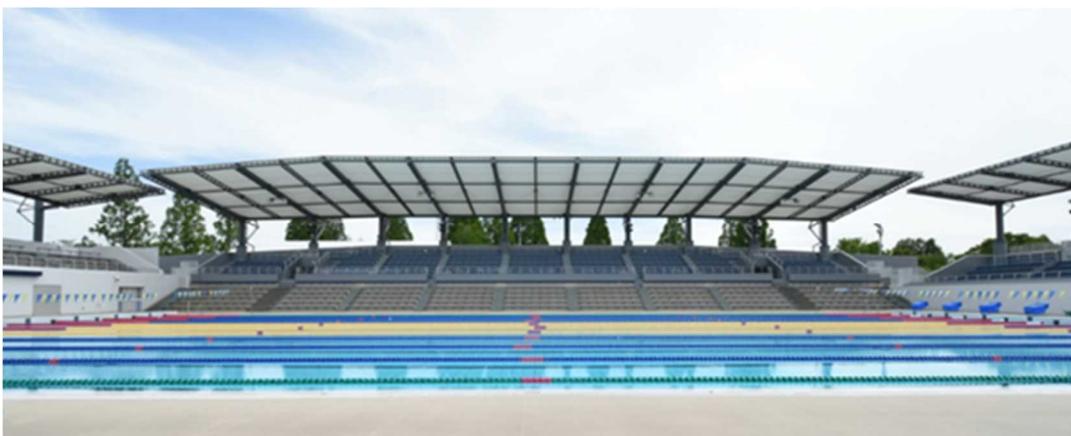
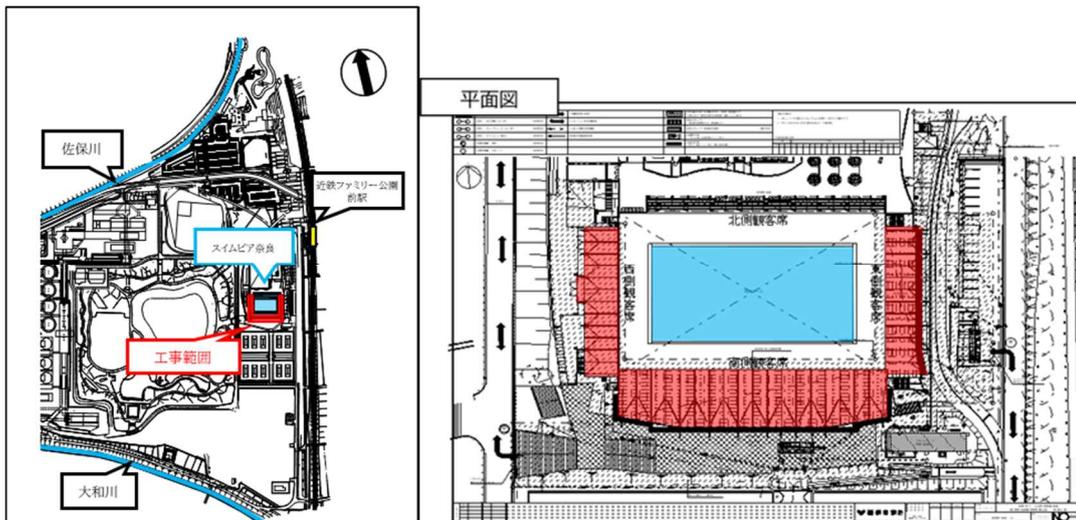
2) 監査の結果及び意見

①使用料に係る収納事務の遅延【結果 23】

令和 3 年度に増設された屋外プールの膜屋根及び観客席等施設は、指定管理の対象外であり、同施設の控室の使用料は、県の歳入である。使用料徴収事務は業務委託されているが、当該事務受託先が県への毎月の使用料の収納、報告を失念し、所管課もその確認を怠ったことから、令和 3 年度分の使用料は、令和 4 年度において一括し歳入に計上されていた。適切に事務を行う必要がある。

まほろば健康パーク内のスイムピア奈良の屋外プールについて、県は令和 3 年 6 月に膜屋根及び観客席、控室等を増設している。同施設は指定管理の対象外であり、控室の使用料は県の歳入となる。施設の管理運営は、指定管理者（PFI 事業者）のうち運營業務を担当する企業へ委託料 2,089 千円で委託しており、使用料の徴収事務も委託対象である。

【図表 65】スイムピア奈良 屋外プールの膜屋根および観客席増設部分の平面図等



令和 3 年度の委託契約書及び使用料徴収事務委託仕様書によると、収納した使用料は、翌月末までに県の指定金融機関へ振込むとともに、受託収納金計算書を作成して県に提出しなければならない。

しかし、使用料徴収事務受託先は、月次の事務に対する認識不足により県への毎月の使用料の収納、報告を失念し、また所管課もその確認を怠ったことから、令和 3 年度の使用料収入 153 千円は、令和 4 年 5 月に一括で県へ収納され、県では令和 4 年度の歳入に計上されていた。使用料徴収事務委託に係る契約の内容を遵守し、適切に事務を行う必要がある。

なお、まほろば健康パークは PFI 事業により整備された施設であり、事業期間中に別途増設した施設を指定管理の対象外とする取扱いは理解できる。しかし、増設部分についてもスィムピア奈良の一部として包括的に管理運営業務を行うことは委託契約上明らかであり、使用料に関しても、スィムピア奈良のプール等と増設した控室は同時に利用し料金も併せて徴収されることが大半とのことであった。増設部分のみ運営管理を別途業務委託し使用料を徴収することの費用対効果には疑問があり、次期指定期間に向け、当該施設も指定管理の対象とすることについて検討が望まれる。

②障害者に対する使用料減免の検討の未実施【結果 24】

令和 3 年度に増設された屋外プール膜屋根及び観客席等施設の控室について、障害福祉課の「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて（通知）」によると、他の県有施設の同種の使用料は 50%減免の対象とされているが、当該控室の使用料については、減免対象とされていなかった。障害者に対する減免の実施について検討し対応すべきである。

令和 3 年 6 月に増設した屋外プール膜屋根及び観客席等施設の控室については、奈良県立都市公園条例別表第四における「大会諸室」の使用料を徴収している。

障害福祉課の「障害者に対する県有施設の使用料減免に関する取扱いについて（通知）」（平成 27 年 4 月 1 日 障福第 57 号）によると、他の県有施設の同種の使用料である「文化会館等の施設使用料」は 50%の減免対象とされているが、当該控室の使用料は、減免対象とされていなかった。障害者に対する減免の実施について検討し対応すべきである。

（3）まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料（公園緑地課）

1) 概要

財産名称	まほろば健康パーク（指定管理者による公園施設の設置・管理許可分）
所管部署	（部局名）地域デザイン推進局 （課・室名）公園緑地課、中和公園事務所（公園施設の設置・管理許可に係る使用料に関する財務事務）
会計名、目節	（会計名）一般会計

名称	(目名称) 県土マネジメント使用料 (節名称) まほろば健康パーク施設使用料、 県土マネジメント関係行政財産使用料			
所在地	奈良県大和郡山市宮堂 310			
財産の種類	行政財産の土地・建物			
面積、数量	○スイムピア奈良の売店：9.57 m ² ○スイムピア奈良の飲食店：23.25 m ² ○ファミリープールの売店：100.69 m ² ○自動販売機：12 台 ○ファミリー電車（無償使用）：333.74 m ²			
使用の目的	施設利用者の便益のため			
許可、貸付期間（令和 3 年度）	○スイムピア奈良の売店、同飲食店 平成 26 年 7 月～平成 36（令和 6）年 3 月 ○ファミリープールの売店 令和 3 年 7 月 17 日～8 月 31 日 ○自動販売機 平成 26 年 7 月～平成 41（令和 11）年 3 月、ただし 1 台は令和 3 年 9 月～令和 6 年 3 月 ○ミニ電車 平成 31（令和元）年 4 月～平成 36（令和 6）年 3 月			
許可・貸付の経緯	指定管理者による自主提案事業の実施に伴う公園施設の設置・管理許可			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県立都市公園条例、奈良県立都市公園条例施行規則 奈良県立都市公園条例別表について（通知）			
使用料の算定方法	行政財産目的外使用許可に準拠			
減免の状況及び減免理由	○ミニ電車 奈良県立都市公園条例第 12 条 理由：営利目的ではないため			
相手先	奈良新県営プール PFI（株）			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	減免前使用料	1,644	1,650	1,652
	減免額	585	585	585
	減免後使用料	1,059	1,065	1,067
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	使用料収納件数	4	4	5
	減免件数	—	—	—

まほろば健康パークの所管課は公園緑地課であるが、都市公園法第 5 条による公園施設の設置・管理許可に係る使用料に関する財務事務は、中和公園事務所が担当している。使用料は、奈良県都市公園条例施行規則別表第二及び「奈良県立都市公園条例別表について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日 公緑第 118 号）に基づいており、行政財産目的外使用許可に準拠して算出された金額である。

【図表 66】まほろば健康パークの公園施設の設置・管理許可に係る使用料

区分	種別	使用料
公園施設を設置する場合	売店	1 m ² 1 か月あたり 146 円
	飲食店	
	その他の公園施設	
公園施設を管理する場合	売店	1 m ² 1 か月あたり 1,720 円
	飲食店	

注 1：奈良県立都市公園条例施行規則別表第二より抜粋

まほろば健康パークでの指定管理者による自主提案事業のための公園施設の設置・管理許可について、使用料の内容は以下のとおりである。なお、ミニ電車に係る使用料は全額免除されている。

【図表 67】まほろば健康パークにおいて指定管理者が行う自主事業の使用料の内訳

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
スイムピア奈良 売店	203	203	203
スイムピア奈良 飲食店	487	487	487
ファミリープール 売店	341	347	347
自動販売機	28	28	30
ミニ電車	—	—	—
計	1,059	1,065	1,067

2) 監査の結果及び意見

①使用料免除の根拠である収支状況の未確認【結果 25】

指定管理者の自主提案事業であるミニ電車について、営利を目的としたものではないことを理由に使用料を全額免除しているが、所管課では毎年度の収支実績を把握していなかった。

使用料免除の根拠である収支の状況について毎年度確認するとともに、収支が改善している場合の使用料の徴収について、その方針を整理する必要がある。

まほろば健康パークで指定管理者が行う自主提案事業である「ミニ電車」（ファミリー鉄道）は、利用者から 1 回 300 円、2 回 500 円の料金を徴する有料の遊戯施設である。主に営利を目的としないことを理由に、使用料を全額免除しており、減免額は 585 千円（1 か月 146 円/m²×12 か月×334 m²）である。

なお、平成 26 年の設置許可当初は、収入超過の場合には原則としてその超過額に対し 3 分の 1 を乗じて使用料を算定することを許可条件とし、毎年度改定手続を行っていたが、実際に使用料が生じたことはなく、平成 31（令和元）年度に令和 6 年度までの使用料の全額免除を許可し、現在に至っている。その全額免除の理由は、平成 31（令和元）年許可当時の県から指定管理者への通知によると、「これまで、

当初の許可条件において、毎年度改定することとしておりましたが、当該施設は営利を目的としたものではないことや地域での認知や利用についても定着していること、これまでの収支の実績に鑑み、設置期間中について免除を行うこととし、次年度以降の手続きは不要とします。ただし、収支が好転し、収益が発生した場合については、公園管理者へ報告し、使用料について協議を行うこととします。」とされている。

この点、指定管理者は、年次の運營業務計画書においてミニ電車の「収支計画」を提出しているものの、報告資料である年次総括書には「利用者数」と「利用料金収入」のみ記載され収支の実績報告は行われておらず、所管課では、毎年度の収支状況を把握していなかった。

ミニ電車の収支計画及び利用者数・収入実績の過去3年間の状況は、【図表 68】に記載のとおりである。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により公園来園者が増加したと同時に、来園者へミニ電車のPRを効果的に行い利用促進につなげた結果、利用料金収入の実績は著増し、収支計画の収入額を大幅に上回っている。

【図表 68】 まほろば健康パークにおけるミニ電車の収支計画及び実績の推移

(単位：千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
収支計画	収入 (A)	2,450	2,250	2,250
	支出	4,002	4,100	4,100
	差引：収支	△1,552	△1,850	△1,850
実績	利用者数	8,922 人	11,505 人	28,582 人
	収入 (B)	2,142	2,882	7,317
	(B) - (A)	△308	+632	+5,067

使用料免除の根拠である収支の状況については、毎年度実績の報告を求め、その内容を確認すべきである。また、収支が改善している状況が確認された場合の使用料の徴収について、その方針を整理する必要がある。

(4) 馬見丘陵公園内公園施設の設置・管理許可に係る使用料 (公園緑地課)

1) 概要

財産名称	県営馬見丘陵公園
所管部署	(部局名) 地域デザイン推進局 (課・室名) 公園緑地課、中和公園事務所 (公園施設の設置・管理許可に係る使用料に関する財務事務)
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 県土マネジメント使用料 (節名称) 馬見丘陵公園施設使用料
所在地	奈良県北葛城郡河合町佐味田 2202
財産の種類	花見茶屋 B 棟
面積、数量	150.2 m ²

使用の目的	飲食店の運営			
許可、貸付期間（令和3年度）	令和2年4月～令和4年10月			
許可・貸付の経緯	施設利用者の便益、公共サービス等のため、公募により事業者を選定			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県立都市公園条例 奈良県立都市公園条例施行規則			
使用料の算定方法	公募選定時の提案額			
減免の状況及び減免理由	該当なし			
相手先	飲食店運営事業者			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	2,520	2,520	2,520
	減免額	—	—	—
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	12	12	12
	減免件数	—	—	—

馬見丘陵公園は、香芝市・広陵町・河合町にまたがる馬見丘陵の歴史的遺産（馬見丘陵古墳群）と豊かな自然環境を保全・活用するために整備された公園施設である。

【図表 69】馬見丘陵公園の概要

公園面積	約 56.2ha
施設概要	ダリア園、バラ園、菖蒲園、公園館、花見茶屋、大型テント、大型遊具、多目的広場等

馬見丘陵公園の一般来園者の入場料、駐車場は無料で、古墳や自然について展示する「公園館」の利用も無料であるが、公園館2階の研修室、無料の休憩施設である花見茶屋A棟を使用する場合、備品類について、使用料を徴収している。

その他、園内の自動販売機、花見茶屋B棟内の飲食店等について公園施設の設置・管理許可を行っている。

2) 監査の結果及び意見

①花見茶屋B棟飲食店の運営状況の未確認【結果 26】

花見茶屋B棟の飲食店について、管理許可の条件である月次の「月間利用者数実績報告」と年次の「年間収支実績報告」の提出が滞っており、所管課は利用状況及び収支実績を把握していなかった。

施設運営者が公募時の提案内容や計画のとおり適切に運營業務を行っているか

把握するため、飲食店の運営状況について適時に確認する必要がある。

花見茶屋 B 棟では、平成 24 年度より公募で選定された施設運営者がカフェレストランを運営している。使用料は、当初公募時に奈良県立都市公園条例施行規則を元に算定した金額では不調に終わったため、周辺地域の実勢貸店舗賃料及び営業時間短縮（夜間営業不可）の影響を勘案し最低制限使用料を設定して再度募集した結果、最低制限使用料を上回る提案額であった 210 千円/月が採用されている。

また、使用料は毎月月末に納付する条件であるが、年度途中は期限を過ぎて納付されることが多く、延滞金が生じている状況である。ただし、年度末までには納付され収入未済はない。

この点、現在の管理許可に係る許可書の別紙 1【運営条件】（8）報告事項によると、月次の「月間利用者数実績報告」と年次の「年間収支実績報告」の提出が求められているが、提出が滞っており、所管課では未確認の状態であった。施設運営者の令和 3 年度の経営状況については、別途、財務諸表により確認しているものの、花見茶屋 B 棟飲食店の利用状況及び収支実績は把握されていなかった。

施設運営者が公募時の提案内容や計画のとおり適切に運營業務を行っているか把握するため、また年度途中に滞納が生じている状況に鑑みても、飲食店の運営状況について適時に確認する必要がある。

（5）まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料（中和公園事務所）

1）概要

「（3）まほろば健康パーク内公園施設の設置・管理許可に係る使用料（公園緑地課）1）概要」を参照

2）監査の結果及び意見

①使用料の算定誤り【結果 27】

指定管理者の自主提案事業であるスイムピア奈良での売店、飲食店について、都市公園条例施行規則別表第二に基づく使用料を徴収しているが、令和元年度に同別表の使用料が改正されたにもかかわらず改正前の使用料での徴収を継続していた。

使用料の算定誤りが生じないように、調定手続での確認を徹底し、正しい金額にて徴収する必要がある。

指定管理者が行う自主提案事業のうち、スイムピア奈良での売店（プロショップ）、飲食店（カフェ）について、平成 26 年から令和 5 年度まで管理許可し、都市公園条例施行規則別表第二に基づく使用料を徴収している。

この点、令和元年度に同施行規則別表の使用料が 1 か月あたり 1,720 円/㎡に改正されたにもかかわらず、所管課では金額の変更を失念し、改正前の使用料 1,690

円/㎡での徴収を継続していた。当該改定による影響額は年間 12,240 円である。

使用料の算定誤りが生じないように、調定手続での確認を徹底し、正しい金額にて徴収する必要がある。

(6) 自動車駐車場使用料（奈良公園室及び奈良公園事務所）

1) 概要

施設名称	①奈良高畑自動車駐車場、②奈良大仏殿前自動車駐車場、③奈良登大路自動車駐車場、④奈良公園バスターミナル、⑤奈良めぐり平城宮跡前自動車駐車場
所管部署	(部局名) 地域デザイン推進局 (課・室名) 奈良公園室 奈良公園事務所
会計名、目節名称	(会計名) 奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例 (目名称) 自動車駐車場及び自動車乗降場使用料 (節名称) ①高畑自動車駐車場使用料、②大仏殿前自動車駐車場使用料、③登大路自動車駐車場使用料、④奈良公園バスターミナル使用料、⑤奈良めぐり平城宮跡前自動車駐車場使用料
所在地	①奈良市高畑町、②奈良市高畑町、③奈良市登大路町、④奈良市登大路町、⑤奈良市二条大路南四丁目及び奈良市三条大路四丁目
施設の内容	①乗合型自動車、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車駐車場 ②乗合型自動車（特別の必要があると知事が認める場合に限る。）、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を除く。）駐車場 ③普通自動車、小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を除く。）駐車場 ④乗降場 ⑤乗合型自動車、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を除く。）駐車場
施設の目的	自動車の駐車 の 便宜 を 図 る た め
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例 第3条（使用料） 第4条（使用料の減免） 奈良県自動車駐車場利用者への利便提供を増進するための必要な駐車場利用料の減額にかかる事務取扱要領
料金体系	乗合型自動車：乗降及び駐機は1日3千円、乗降のみは1日あたり2千円） 普通自動車：1日1回で1千円（⑤奈良めぐり平城宮跡前自動車駐車場のみ200円/時間、上限500円） 自動二輪車及び原動機付自転車：1日1回300円
減免の内容	奈良大仏殿前自動車駐車場の利用者及び奈良公園を訪れる観光客（以下「奈良公園利用観光客等」という。）に対する利便提供の増進を図るため、奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例（昭和27年7月奈良県条例第35号）第4条に基づき駐車場使用料の減額を行うこととする。
使用料徴収先	駐車場利用客及び観光バス会社
使用料収納方法	③登大路自動車駐車場は奈良公園事務所の分任出納員が集金しており、それ以外は委託業者に徴収事務を委託している。

金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	194,331	74,602	91,138
	減免額	3,168	1,734	2,483
	減免後使用料	191,163	72,868	88,654
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	135,589	66,104	91,927
	減免件数	4,224	2,312	3,380

2) 監査の結果及び意見

①現金集金業務の内部統制【結果 28】

登大路自動車駐車場の使用料はゲート式の精算機で徴収し、奈良公園事務所の分任出納員が集金している。集金にあたっては必ず2名以上で精算機内の現金をカウントしダブルチェックを行っているが、その証跡が残っていない。現金を確認した複数の者が押印するなどしてダブルチェックの証跡を残すべきである。

登大路自動車駐車場は奈良公園に加えて奈良県庁及び奈良県警察本部に隣接しており利便性に優れた駐車場である。平地と地下2階の自走式で収容台数は284台となっており、近隣でも大型である。料金体系は1日1回1千円であるが平日は来庁者を想定して2時間まで無料となっている。

他の県営駐車場は委託業者に維持管理と駐車料金の徴収を委託しているが、登大路自動車駐車場については奈良公園事務所の分任出納員が駐車場に常駐しており、日常の維持管理業務と日々の駐車料金の徴収業務を行っている。

駐車場の入り口には機械式のゲートが設置されており、駐車場の利用者は出口の精算機に駐車料金を投入する。精算機は2台あり決済方法は現金のみ、クレジットカードやその他のキャッシュレス決済には対応していない。

奈良公園事務所の分任出納員は必ず2名以上で精算機の締め処理を行い、精算機の中の釣銭をカウントし、前日の売上高を集金し、奈良公園事務所では別の分任出納員が現金の現物と精算機のレジジャーナルを照合するダブルチェックを行ったうえで調定決議書を起票している旨をヒアリングした。

しかし、駐車場使用料納付明細書など分任出納員が取り扱う資料には一人の出納員の氏名と押印があるのみであり、集金額と釣銭準備金の直接的な証跡となる精算機のレジジャーナルにもダブルチェックの行われた証跡は残されていない。集金の都度、精算機のレジジャーナルや金種表に現物をカウントした2名以上の者が押印し、ダブルチェックの統制手続きを証跡として残す必要がある。

②奈良大仏殿前自動車駐車場の減免【意見 29】

奈良大仏殿前自動車駐車場の駐車料金については、奈良公園利用観光客等に対する利便提供を行う事業者の業務用車両について一定の要件を定めて許可証を発行し75%減免している。減免の公平性及び75%減免とすることが妥当であるのかについて客観的な根拠を示す必要がある。

県営駐車場の普通自動車で使用する場合は、奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場条例（以下「条例」という。）第3条の別表で規定されており、奈良めぐり平城宮跡前自動車駐車場については1時間200円（24時間以内上限500円）、その他の駐車場については1日1回1千円と定められている。

そして、奈良大仏殿前自動車駐車場に限っては、当該駐車場の利用者及び奈良公園を訪れる観光客（以下「奈良公園利用観光客等」という。）に対する利便提供の増進を図るため、条例第4条「知事は、公益上その他の事由により必要であると認めるときは、使用料を減免することができる。」の規定に基づき、対象車両の駐車については、駐車料金を1日1回250円に減額することとしている。

【図表70】奈良大仏殿前自動車駐車場の減免車両減免額

（単位：千円）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
3,168	1,734	2,353

出所：減免台数に減免額750円を乗じて計算

減免の運用は「奈良県自動車駐車場利用者への利便提供を増進するための必要な駐車場利用料の減額にかかる事務取扱要領」によっており、対象車両は【図表71】に掲げるすべての要件を満たすものとされている。

【図表71】減免対象となる車両の要件

- (1) 下記のいずれかの目的に使用する車両であること。
- ① 弁当、おみやげ品等の販売業者又は奈良公園周辺の旅館業者等が、当該駐車場の利用者に対して、弁当、おみやげ品、手荷物等の物品を配送するための車両
 - ② 奈良公園周辺の旅館業者等が、高齢者、身体障害者、病人等を送迎するための車両
 - ③ 奈良県立都市公園条例（昭和35年3月奈良県条例第11号）第3条第1項第1号に基づく行商の許可を受けた者が、行商を行うために業務上必要な車両
 - ④ 奈良県立都市公園条例第3条第1項第2号に基づく写真撮影の許可を受けた者が、写真撮影を行うために業務上必要な車両
 - ⑤ その他、特に知事が必要と認める目的に使用する車両
- (2) 上記(1)の目的を達するために必要な範囲内の利用であること。
- (3) 継続反復的な利用が見込まれること。

出所：「奈良県自動車駐車場利用者への利便提供を増進するための必要な駐車場利用料の減額にかかる事務取扱要領」を外部監査人が一部編集

減免の趣旨である奈良公園利用観光客等の利便提供の増進は条例第4条の公益に資するものと考えられる。その一方で、減免によって直接の恩恵を受ける事業者は営利を目的として観光業を営む者である。また、減免の趣旨からすると奈良大仏殿前自動車駐車場以外の観光地に隣接した駐車場についても同様の減免があつてしかるべきであるが、奈良大仏殿前自動車駐車場に限られている。営利業者に対して特定の県営駐車場のみ減免を設けることについて、公平性の観点から客観的な根拠を示す必要がある。

また、減免率は条例で定める料金の1日1回1,000円から1日1回250円へ75%減免となっているが、当該減免率の根拠が客観的に明確となっておらず、その妥当性が担保されていない。減免率についても客観的な根拠を示す必要がある。

③自動車駐車場および乗降場の稼働改善【意見 30】

新型コロナウイルスの影響から、奈良公園バスターミナルの稼働が悪化しており、利用者数を回復させる改善が望まれる。
奈良公園室では、旅行会社に対して電話によるニーズ聞き取りを実施し、利用改善に活用している旨をヒアリングした。しかし、改善検討のプロセス等が詳細に残されておらず、今後は記録に残し、貴重な資料として引き継いでいくべきである。

自動車駐車場及び自動車乗降場使用料の金額及び稼働件数については、令和元年度から令和2年度にかけて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために全世界的に観光客の数が激減したことから半分以上に減少している。令和2年度から令和3年度にかけては、ワクチン接種が進んだことから回復傾向にあるが、未だコロナ前の水準を大きく下回る水準にとどまっている。

奈良公園室ではバス利用団体を、教育旅行、一般、インバウンドに分けて要因を分析しているが、引き続き分析結果を生かし、さらなる利用改善が望まれる。

【図表 72】バスの予約状況について令和元年度と令和3年度の比較

(単位：千台)

	令和元年度	令和3年度
教育旅行	18	9
一般	12	0
インバウンド	15	-
合計	45	9

出所：奈良公園室提出資料より外部監査人が編集した。

奈良公園室では利用改善のために、バスターミナルに赴き、その場で観光バス事業者運転手等への口頭で聞き取りを実施している。また、旅行会社に対しては電話による聞き取りを実施しており、これらの結果をもとに利用料金の当日現金払いを可能とするなどの改善を行ってきた。また、バス利用団体を、教育旅行、一般、インバウンドに分けて要因を分析しており、利用改善の参考としている。

しかし、これらの聞き取り内容や改善検討プロセスが確認できるものがほとんど残っていない。今後は、アンケート等により事業者等のニーズを確認しつつ、検討のプロセスについては貴重な資料として引き継いでいくべきである。

④決済方法多様化の推進【意見 31】

観光バスを対象とした自動車乗降場ではネット予約システムを採用しているが、ほとんどの業者が事前入金せず、当日現金で支払っている。
利用者ニーズを確認し、多様な決済方法の検討など、より利用者が使いやすい改善をすることが望まれる。

観光バスを対象とした自動車乗降場ではネット予約システムを採用しているが、ほとんどの業者が事前入金せず、当日現金で支払っている。令和3年度のバス使用料のうち事前入金は4,893千円、当日集金は21,530千円となっている。

当日現金支払いが多い理由としては、事前払いが利用業者にとって経済的に合理的でないためと考えられる。理由は以下のとおりである。

- ・原則、インターネット予約であるが事前払いと当日払いを選択できる。
- ・事前入金する場合は、利用日の前日から起算して15日前までに振り込む必要があるが、当日払いを選択すれば文字とおり当日まで払う必要がない。
- ・事前払いの振込手数料は業者負担となっている。
- ・入金後キャンセルすると事前払いした使用料は返金されない。

事前入金や当日現金払いのみならず、キャッシュレス決済など、決済方法を多様化することで観光バス業者が利用しやすくなり、稼働を上げることに繋がる可能性がある。多様な決済方法を推進することが望まれる。

(7) 奈良公園施設使用料（奈良公園事務所）

1) 概要

施設名称	奈良公園		
所管部署	(部局名) 地域デザイン推進局 (課・室名) 奈良公園事務所		
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 県土マネジメント使用料 (節名称) 奈良公園施設使用料		
所在地	奈良市高畑町、春日野町、雑司町、水門町、登大路町 他		
施設の内容	奈良公園は明治13年2月14日開設され、世界遺産に登録された社寺や国立博物館など歴史的・文化的に重要な資産が数多く存在している。また、都市公園の一つでもあり、名勝としても指定されている。		
施設の目的	明治13年の太政官布達に基づく設置		
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県立都市公園条例 奈良県立都市公園条例施行規則		
料金体系	奈良県立都市公園条例より抜粋		
	区分	公園施設の種別	使用料
	公園施設を設置する場合	宿泊施設	1平方メートル1月につき 138円を超えない範囲内において規則で定める額
		休憩所、売店及び飲食店	1平方メートル1月につき 279円を超えない範囲内において規則で定める額
		自動販売機	立地条件等を勘案して知事が定める額
その他の公園施設		公園施設ごとに規則で定める額	
公園施設を管理する場合	宿泊施設	1平方メートル1月につき 460円を超えない範囲内において規則で定める額	
	休憩所、売店及び飲食店	1平方メートル1月につき 2,630円を超えない範囲内において規則で定める額	
	自動販売機	立地条件等を勘案して知事が定める額	

	その他の公園施設	公園施設ごとに規則で定める額		
	注：1 使用面積に一平方メートル未満の端数が生じるとき又は使用面積が一平方メートル未満であるときは、当該一平方メートル未満の面積については、一平方メートルとみなして計算する。 2 使用期間に一月未満の端数が生じるとき又は使用期間が一月未満であるときは、当該一月未満の期間については、一月とみなして計算する。 規則で定める額は、奈良県立都市公園条例施行規則参照			
減免の内容	奈良県立都市公園条例第 12 条に基づき、知事は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
使用料徴収先	建屋使用料、行政財産使用料、土地使用料（占用等）については、個人または団体 吉城園及び旧山口氏南都別邸茶室使用料については、委託業者の関西緑地サービス（株）へ収納委託			
使用料収納方法	納付書、現金徴収			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	減免前使用料	62,868	56,482	44,038
	減免額	38	24	33
	減免後使用料	62,830	56,458	44,005
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	使用料収納件数	421	401	359
	減免件数	43	30	31

2) 監査の結果及び意見

①奈良公園内の便益施設への居住実態【結果 29】

奈良公園内の便益施設に居住を継続する被許可者が存在する。申請者の住民票住所と施設の住所が同一であるケースは居住の実態が推定される。また、提出された誓約書の「居住しないこと」とする項目に☑がされていないケースが 1 件あるが、許可が出されている。誓約書への記載をするよう徹底するとともに、粘り強く是正指導を継続する必要がある。
--

奈良公園の大仏前商店街を含む 39 の設置店舗のうち、7 件について住居としての使用継続が認められた。これら店舗は、都市公園法第 2 条第 2 項第 7 号に規定する便益施設として都市公園法第 5 条第 1 項に基づき設置許可を受けたものである。便益施設は、都市公園の効用を全うするために設置が許可されるものであり、住居としての使用は同法に抵触するものである。

居住を継続するものに許可を与えることが適切ではないことは、過去の監査においても指摘されてきており、徐々にその件数は減少傾向にある。また居住実態を有する便益施設の中には、被許可者が高齢で病気を患い、臨時休業を余儀なくされている施設もあり、廃業によって減少する例もある。

【図表 73】便益施設への居住件数推移

平成 24 年調査時	平成 30 年更新時	令和 3 年更新時
15 件	9 件	7 件

出所：外部監査人が奈良公園室へ依頼し各年度で把握している居住件数を集計した。

【図表 74】 便益施設の居住状況（令和 3 年度）

番号	施設種別	許可面積	使用料(年間)	居住を推測される提出書類上の外観
1	飲食店	379 m ²	341,100 円	法人のため外観なし
2	売店	478 m ²	430,200 円	法人のため外観なし
3	売店	154 m ²	138,600 円	施設住所と個人住民票の一致
4	売店	248 m ²	306,528 円	法人のため外観なし
5	飲食店	189 m ²	233,604 円	施設住所と個人住民票の一致
6	売店	106 m ²	131,016 円	法人のため外観なし
7	飲食店	74 m ²	91,464 円	施設住所と個人住民票の一致

出所：奈良公園室から提出を受けた資料より、外部監査人が作成した。

居住実態のある店舗の中には、都市公園法施行前から店舗兼住居として使用されてきたという過去の経緯に基づくものもある。これは奈良公園が元々、東大寺等の社寺の土地が国有地となり、公園となった経緯に由来するものである。

県では昭和 31 年の法施行後以降、引き続き交渉が行われてきたが、是正は完了していない。

現在、便益施設の許可は 3 年単位で行われている。県では許可に際して、便益施設の設置者に、施設名や所在地などの現況を記載した現況調査票、住民票、納税証明書等の提出を求めている。また、併せて、設置許可・管理許可に関する誓約書の提出を求めており、宣誓の内容は「許可を受けた施設に居住しないこと」等となっている。現在居住の実態が認識されている 7 件のうち、個人の申請者については住民票の住所と当該施設の住所が同一となっており、居住していることが推定される。

県では、都市公園法に抵触し奈良公園に居住を継続している者に対して交渉を行い改善してきたところであるが、その記録やプロセスが残されていない。

また、提出された誓約書の「居住しないこと」とする項目に☑がされていないケースが 1 件あるが、許可が出されている。

【図表 75】 設置許可・管理許可に関する誓約書の内容

設置許可・管理許可に関する誓約書	
<input type="checkbox"/>	園路や園地等の許可敷地外に商品を陳列したり、看板等の工作物を設置したりしないこと
<input type="checkbox"/>	許可を受けた施設に居住しないこと
<input type="checkbox"/>	使用料を滞納しないこと
<input type="checkbox"/>	園路や園地等に自動車を駐車しないこと
<input type="checkbox"/>	店舗内にゴミ箱を設置すること（店舗から出たゴミを引き取ること）
<input type="checkbox"/>	シカに鹿せんべい以外のものを与えないこと
<input type="checkbox"/>	なら燈火会、なら琉璃絵、若草山焼き、その他県が主催するイベントが開催される際は、時間帯や場所等に応じて、営業・運営をすること
<input type="checkbox"/>	関連する法令を守ること
<input type="checkbox"/>	その他、公園管理者の指示に従うこと
都市公園法第 5 条第 1 項にかかる公園施設設置許可・管理許可を受けるにあた	

り上記項目を遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

出所：奈良公園事務所が申請者から入手している「設置許可・管理許可に関する誓約書」を外部監査人が一部編集した。

県では、都市公園法に抵触し奈良公園に居住を継続している者に対して交渉を行い改善してきたところであるが、未改善のものについては、今後も引き続き交渉を続けるとともに、その顛末を記録として残していくことが望まれる。

便益施設の設置については、都市公園法第5条第1項に基づく設置許可を受ける必要がある。県は、許可に際して条件を付しているところ（都市公園法第8条）、目的外用途による使用を禁止している。便益施設を住居として使用することは、目的外用途による使用であるから、県はかかる状態を認めた場合は許可を取り消し、原状回復を命じることができる（都市公園法第27条第1項）。

そして、居住が継続している場合は、都市公園法上、許容できないものであるが、今回のケースのように法以前から居住しているケースについては、継続的な働きかけと指導により改善していくべきである。

②大仏殿前駐車場の自動販売機設置【意見 32】

大仏殿前駐車場トイレ正面入り口に設置された自動販売機2台の使用料について、ゴミの散乱を防止する趣旨から隣接する店舗と一体として使用許可しているところ、使用許可条件にゴミの散乱防止を担保する記載がない。

また、長年同一の事業者の使用許可しており、公平性と透明性を確保するため、ゴミの散乱防止について工夫し、将来的に公募によることも検討されたい。

大仏殿前駐車場トイレ正面入り口に設置された自動販売機2台の区画について、奈良公園行商組合に使用許可を行い、使用料を徴収している。大仏殿前駐車場は、障害者の方が乗車している等、配慮が必要な場合に限定し利用できるバスターミナルである。当該大仏殿前駐車場のトイレは大仏殿への参道にも隣接しており、男（小：15／和式：2／洋式1）女（和式：7／洋式6）車いす（2）があり、団体客による一斉使用にも対応しうる大型のトイレである。

当該トイレの入り口に設置された自動販売機は、隣設のベンチや椅子で飲用に供する紙カップ式、持ち歩きに適したペットボトル中心の2台設置となっており、バス乗降の前後にトイレを利用する観光客向けに考えられた組み合わせとなっている。

大仏殿前駐車場トイレ入口に設置された2台の自動販売機



出所：外部監査人が現地で撮影した。

当該自動販売機の設置者である奈良公園行商組合に使用許可を与えている理由としては、鹿がゴミを食べるといふ奈良公園の特性上、ゴミ箱が設置できず、自動販売機周辺に空き缶等が散乱しないよう、常時管理する者を置く必要があり、自動販売機単独での設置許可は行っておらず、都市公園法第5条による設置許可に基づきトイレに隣接する飲食店を運営している奈良公園行商組合が店舗と一体のものとして運営する前提で店舗と一体で許可しているとのことである。

しかし、設置許可・管理許可に関する誓約書には「 店舗内にゴミ箱を設置すること（店舗から出たゴミを引き取ること）」とあるところ、店舗から離れた自販機の設置については、ゴミ箱を設置せずにゴミが散乱しないように許可者が行うべき具体的な許可条件が記載されていない。

店舗から離れた場所であるのに当該事業者に設置許可している趣旨は、自動販売機の近隣であればゴミの管理が容易なはずであり、これを期待してのことと考えられるが、許可条件にそのことが記載されていなければ、自動販売機のゴミの散乱防止を担保することができない。つまり、許可条件に自動販売機周辺のゴミの散乱を防止することを記載しないのであれば、当該事業者の使用許可する根拠がなくなるのであり、他の事業者でもよいこととなる。

そのため、設置許可・管理許可に関する誓約書の許可条件に、自動販売機周辺のゴミの散乱防止について記載することが望まれる。

県では平成 23 年 2 月の行政監査結果報告書中の監査意見をきっかけに、平成 24 年度から県有財産の有効活用等の観点から、県財政の一助に資することを理由として、公募による自動販売機設置者の選定を推進しているところである。

当該自動販売機の使用料は、奈良県立都市公園条例施行規則第 10 条別表第 2 に基づき 1 m²あたり月 103 円であり、自動販売機 2 台分 (3 m²) の 1 か月の使用料は 309 円、年間で 3,708 円である。当該自動販売機は、参道から近く、駐車場に隣接したトイレ内に設置されており、もし公募とした場合は、使用料の増加が見込まれる。参考に、令和 3 年度における公募による県の自動販売機の使用料収入平均は 1 台当たり 451,971 円である（「第 3. 4. (2) 1) 【図表 31】部局別自動販売機公募等状況」参照）。

さらには、公平性と透明性確保の観点からも、ゴミの散乱防止について工夫し、将来的に公募によることも検討されたい。

れば学校が生徒本人に代わって国から支援金を受取り、授業料に充てることとなる。他方、要件に該当せず不認定になれば、生徒は当年度の授業料を遡って納付することとなる。

(※) 1年生のみ4月と7月の2回申請し、4月申請の審査完了は7月となる。

2) 監査の結果及び意見

①高等学校等就学支援金の審査の遅延【意見 33】

高等学校等就学支援金の審査の遅延に伴い、不認定となった保護者に最大9か月分の授業料負担が一時期にかかる事例があった。授業料負担が一時期に集中しないように、保護者への十分な事前説明と審査事務の運用の改善に努められたい。

上述のとおり、令和3年度の審査はシステムの不具合等の影響もあって遅延し、全体として審査完了が遅れたが、加えて税額照会に時間を要した事例もあり、一部の生徒については受給資格認定通知の保護者への配付が1月にずれ込んでいる。

一方で、1月は3学期分の授業料の納付時期であるため、審査が遅れ、かつ不認定になった生徒の保護者は、1月に7～12月分（又は9～12月分）と1～3月分の計9か月分（又は7か月分）を同時期に納付することとなった。

保護者の立場に立ってみれば、本来、授業料は年3回にわけて負担するところ、審査の遅れにより、大半の負担が一時期に集中する結果となっている。

「税額照会に時間を要した事例」は、保護者が確定申告をしていなかったり、申請書に記載した住所地と実際の課税地が異なるなど、原因の多くが保護者側にあるため、こうした原因による審査の遅れは必ずしも学校支援課の責任ではない。また、学校支援課においても審査の遅れを減らすべく、各学校に対するアンケートを実施し今後の事務改善につなげようと努力していることも承知している。

一部の学校では、審査が遅延している対象の生徒に「まだ審査結果が出ていないが、不認定となれば授業料を納めていただくことになる」という文書をあらかじめ配付し保護者に注意を促しており、こうした対応は評価できる。

しかしながら、授業料負担が一時期に集中する事態が生じることは防ぐ必要がある。保護者に対して審査が遅延する事例を申請前に十分説明するとともに、審査の迅速化のための業務全体の運用改善に継続的に努められたい。

②高等学校等就学支援金の受給資格認定通知の日付【意見 34】

受給資格認定通知の日付と、当該通知が実際に保護者に配付された日に大きな開きがあるため、学校側の不作為によって通知の配付が遅延したのではないかと保護者の疑念を招いた可能性がある。受給資格認定通知の日付をどの時点の日付とするかは、保護者と日々接する学校の意見を十分に汲み取られたい。

①で記載したとおり、令和3年度は、一部の生徒に係る受給資格認定通知の保

護者への配付が他の生徒よりも大幅に遅延し、1 月中下旬になっているが、受給資格認定通知の日付はその他の生徒に対するものと同じ日付（令和 3 年 12 月 2 日）である。すなわち、一部の生徒は 1 か月以上前の日付の通知を受け取っている。

通知が保護者のもとに届いた 12 月以降、保護者からの問い合わせや苦情が各学校や学校支援課に多く寄せられているが、その中には受給資格認定通知の日付と当該通知が実際に保護者に配付された日に大きな開きがあるため、学校側の不作為によって通知の配付が遅延したのではないかとの保護者の疑念を招いたことによる問い合わせや苦情もあったと学校側のヒアリングで確認している。一部の学校では、そのような疑念を招く恐れがあることをあらかじめ認識し、通知を保護者に配付する際に、日付の乖離についても説明した文書を添えている。

学校支援課もこの日付の乖離が苦情や問い合わせの原因の一つになっていることは認識し、状況を説明するために令和 3 年 12 月 23 日付で各学校に対して発した「就学支援金の受給資格認定通知の発出及び問合せ対応について」の文書において、9 割以上の生徒の通知作成が 12 月 3 日以降になっているが、通知の発出の平等性を鑑み、実際の判明日に関わらず全員の通知日を 12 月 2 日としていると説明している。

一律で同じ日付にするのではなく、実際の判明日の日付で通知することに問題があるのか学校支援課に質問したところ、「実際の判明日の日付で通知する場合、学校内においても同一クラスの生徒間で判明日が異なったり、兄弟姉妹で違う学校に通う生徒間で判明日が異なることにより、当該保護者から学校等へ判明日が異なることに対する問合せや苦情等が多数寄せられる可能性がある」との回答であった。このような問合せや苦情が起こり得るのか学校側にも意見を聞いたところ「可能性はある」という学校もあったものの「可能性は低い」という学校の方が多く、学校支援課と学校側の認識は必ずしも一致していない。

いずれにしても日付の乖離が苦情や問い合わせの原因の一つになっていることは明らかであり、保護者の疑念を招かないためにも受給資格認定通知の日付は実際の判明日にすることが望ましいと考えられるが、少なくとも保護者と日々接する学校側の意見を十分に汲み取ったうえで判断されたい。

（2）総合寄宿舍使用料等（学校支援課、高校の特色づくり推進課）

1）概要

①総合寄宿舍

施設名称	奈良県立高等学校総合寄宿舍 畝傍寮／かぐやま寮
所管部署	（部局名）教育委員会事務局 （課・室名）学校支援課
会計名、目節名称	（会計名）一般会計 （目名称）教育使用料 （節名称）総合寄宿舍使用料
所在地	畝傍寮：橿原市御坊町 2 / かぐやま寮：橿原市栄和町 32-1
施設の内容	交通条件に恵まれない山間地に住所を有する等通学に困難な事情のある高等学校の生徒に対し、宿泊の便宜を供するとともに

	に、秩序ある共同生活を通じて、健全な心身の育成を図る。			
施設の目的	同上			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県立高等学校総合寄宿舍条例 奈良県立高等学校総合寄宿舍管理運営規則			
料金体系	月額 5,200 円			
減免の内容	減免なし			
使用料徴収先	入寮生（高校生）			
使用料収納方法	納入通知書の発行による			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	2,433	2,532	2,418
	減免額	-	-	-
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	123	128	123
	減免件数	-	-	-

②寄宿舍

施設名称	奈良県立五條高等学校藤花寮			
所管部署	（部局名）教育委員会事務局 （課・室名）五條高等学校			
会計名、目節名称	（会計名）－ （目名称）－ （節名称）－			
所在地	奈良県五條市岡町 736			
施設の目的	山間部に居住する通学困難な者で入寮を希望する者の為の寮			
寮費徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県立五條高等学校寄宿舍規定			
寮費料金体系	入寮費 10,000 円 月 51,000 円（食費 25,000 円、舎費 26,000 円） ※8 月のみ 26,000 円（舎費のみ）			
寮費徴収先	生徒保護者			
寮費収納方法	寮生保護者の通帳より引き落とし			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	寮費（舎費・食費）	5,663	1,742	2,143
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	-	-	-

奈良県立学校の寄宿舍は、上記の五條高等学校藤花寮のほか、十津川高等学校頭彰寮及び清香寮、盲学校寄宿舍、ろう学校寄宿舍がある（奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則第 35 条の 3 及び別表第 6）。ここでは代表して五條高等学校藤花寮のみを掲載している。なお、件数は同校において集計していない。

③教職員公舎

施設名称	教職員公舎 五條高等学校/十津川高等学校			
所管部署	(部局名)教育委員会事務局 (課・室名)学校支援課			
会計名、目節名称	(会計名)一般会計 (目名称)財産貸付収入 (節名称)教職員公舎収入			
所在地	五條高等学校 : 五條市岡町 736 十津川高等学校: 十津川村込之上 205-1(校長住宅) 253(A棟) 255(B棟) 217-4(C棟) 58(高等学校敷地内公舎)			
施設の内容	当該高等学校に勤務する教職員のための賃貸住宅			
施設の目的	同上			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県教職員公舎管理規程			
料金体系	五條高等学校 : 月額 5,900 円 十津川高等学校: 月額 7,900 円～12,700 円			
減免の内容	減免なし			
使用料徴収先	入居者(当該高等学校の教職員)			
使用料収納方法	納入通知書の発行による			
金額の推移 (単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	2,362	2,078	2,322
	減免額	0	0	0
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	257	238	251
	減免件数	0	0	0

2) 監査の結果及び意見

①総合寄宿舍、寄宿舍、教職員公舎の取扱いの不整合【結果 30】

入居者から徴収する寮費（公舎費）の会計上の取扱いに不整合がみられるため是正が必要である。あわせて寮費（食費）を公会計化することも検討されたい。

県は、交通条件に恵まれない山間地に住所を有する等通学に困難な事情のある高等学校の生徒に対し、宿泊の便宜を供するとともに、秩序ある共同生活を通じて、健全な心身の育成を図るため、「総合寄宿舍」として男子寮（畝傍寮）と女子寮（かぐやま寮）を設置している。設置の根拠法令は「県立高等学校総合寄宿舍条例」である。総合寄宿舍は特定の学校に紐づけられているわけではないため、入居する生徒が通う学校は様々である。

一方、この総合寄宿舍とは別に、五條高等学校と十津川高等学校、盲学校、ろう学校には寄宿舍がある。設置の根拠法令は奈良県立高等学校設置条例及び県立高等学校等の管理運営に関する規則である。

なお、五條高等学校と十津川高等学校には教職員公舎も設置されている。設置の

根拠法令は奈良県立高等学校設置条例及び県教職員公舎管理規程である。

これらの施設はいずれも地方自治法第 238 条第 4 項に規定する行政財産であるが、根拠法令及び入居者から徴収する寮費の会計上の取扱いが異なる。整理すると【図表 76】のとおりである。

【図表 76】各施設の違い

	総合寄宿舍	寄宿舍	教職員公舎
財産の種類	行政財産	行政財産	行政財産
設置の根拠法令	条例	条例・規則	条例・規程
寮費（公舎費）の根拠法令	条例	規則	規程
入寮者の対象校	特定の学校に紐づけられていない	五條高等学校、十津川高等学校、盲学校、ろう学校のみ	五條高等学校、十津川高等学校のみ
寮費（公舎費）の会計上の取扱い	使用料	歳計外	財産収入
寮費（食費）の会計上の取扱い	歳計外	歳計外	徴収なし

地方自治法上の「公の施設」に該当する場合は、設置及びその管理に関する事項は条例で定めなければならない（同法第 244 条の 2 第 1 項）。公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である（同法第 244 条第 1 項）。

公の施設かどうかという観点について学校支援課に質問すると「総合寄宿舍及び寄宿舍については地方自治法上の公の施設であり、教職員公舎は地方自治法上の公の施設ではないと考えられる。」との回答であった。寮は、校舎、体育館、グラウンド等と同様に学校の一要素をなすものであり、地方自治法上は公の施設たる学校に付属するものであるが、教職員公舎はそうではないため、とのことである。

入居者から徴収する寮費（公舎費）の会計上の取扱いについて、総合寄宿舍は条例で使用料を定めており、歳計現金として使用料に計上している。使用料は、行政財産の目的外使用許可又は公の施設の利用について徴収することができる（同法第 225 条）ため、総合寄宿舍が公の施設であるという解釈と整合する。

一方、公の施設ではない教職員公舎については歳計現金として財産収入に計上されているにも関わらず、公の施設である寄宿舍については歳計外の取扱いで県の歳入に計上されていない。ここで「歳計現金」とは「普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金」であり、「歳計外現金」とは「普通地方公共団体の所有に属しない現金」である（同法第 235 条の 4）。この取扱いの違いの理由を学校支援課に質問すると「不明」との回答であった。寄宿舍と教職員公舎で取扱いが異なるのは不整合であり、かつ、公の施設である寄宿舍については条例で使用料を定めるべきところ、条例ではなく規則で定めているため、是正が必要である。

最後に、入居者から徴収する寮費（食費）の会計上の取扱いである。総合寄宿

舎、寄宿舎では歳計外の取扱いで、県の歳入に計上されておらず、教職員公舎では入居者は自炊しているため徴収していない。総合寄宿舎、寄宿舎の取扱いの理由も学校支援課に質問すると、「小中学校を対象とした学校給食法第 11 条で、給食のための施設・設備・運営費用は設置者負担、その他の給食費は保護者負担とされている事に倣い、食費については収入支出ともに歳計外と整理した可能性があると思料」との回答であった。

歳計外現金は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない（同法第 235 条の 4 第 2 項）とされているが、現実として、法令ですべてカバーしきれない運用上の側面や、住民又は関係団体の要望等により保管することがあり、全国の地方公共団体において見られる。県教育委員会においても、PTA 会費や学級費（校外学習費用などに充当）等で存在している。しかし、法律又は政令の規定によらない現金の保管は、保管者個人が私人の立場で保管することになるため、管理責任が不明瞭になり、金銭事故が生じるリスクが高まる。学校支援課もこの点は認識しており、学校預り金の取扱要綱を各学校で定めることとしている。

なお、小中学校の学校給食費については、学校給食法第 11 条は会計上の取扱いを規定したものではないため、この規定自体は歳計外とする理由にはならないものの、「地方公共団体の収入とせずに校長が管理することは差し支えない」とする旧文部省の見解がある（昭和 32 年 12 月 18 日、昭和 33 年 4 月 9 日付け文部省管理局長回答）。一方で、「学校給食費は公の施設の使用料ではないが、市町村の予算に計上し、処理することは差し支えない」とする見解もある（昭和 39 年 7 月 16 日付け文部省体育局長回答）。多くの地方公共団体は前者の見解を根拠に現在も歳計外の取扱いをしているが、近年は学校給食費の徴収・管理に係る教員の負担軽減のため、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計化」を文部科学省は推進しており、公会計化に取り組む地方公共団体が増えてきている。

寮費（食費）を歳計外とする根拠法令は見当たらず、また、公会計化することも可能ではないかと考えられる。管理責任を明瞭にし、金銭事故が生じるリスクを低減させる観点からも公会計化することを検討されたい。当該収入を充当する支出についても同様である。

（3）行政財産・普通財産貸付料（学校支援課）

1）概要

①行政財産の貸付

財産名称	奈良県立吉野高等学校／大宇陀高等学校／法隆寺国際高等学校
所管部署	（部局名）教育委員会事務局 （課・室名）学校支援課
会計名、目節名称	（会計名）一般会計 （目名称）教育使用料 （節名称）高等学校等使用料
所在地	吉野町飯貝 680／宇陀市大宇陀間 63-2／斑鳩町法隆寺 2-1-1
財産の種類	行政財産 吉野：建物（集会室内）／大宇陀：土地／法隆寺国際：土

	地			
面積、数量	吉野 1.97 m ² / 大字陀 3.62 m ² / 法隆寺国際 2.8 m ²			
使用の目的	自動販売機設置			
許可、貸付期間 (令和3年度)	令和3年4月1日から令和6年3月31日			
許可・貸付の 経緯	吉野・大字陀：令和元年度貸付より入札により貸付 法隆寺国際：平成30年度貸付より入札により貸付 それ以前は行政財産目的外使用許可により対応			
使用料徴収・ 減免にかかる 根拠法令等	・奈良県公有財産規則 ・財産の交換等に関する総務部長通知			
使用料の算定 方法	入札結果による			
減免の状況及 び減免理由	なし			
相手先	吉野・大字陀：近畿ドリンクス（株） 法隆寺国際：コカ・コーラボトラーズジャパン（株）			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	1,288	1,154	991
	減免額	0	0	0
	減免後使用料	1,288	1,154	991
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	3	3	3
	減免件数	0	0	0

本件使用料は、自動販売機の設置に係る行政財産の貸付料である。高等学校等の自動販売機の設置業者の募集を目的外使用許可ではなく入札によっている場合は、学校支援課が一括して入札事務を行い、かつ使用料を計上している。令和3年度の対象は3校である。

②普通財産の貸付

財産名称	旧奈良工業高等学校
所管部署	(部局名) 教育委員会事務局 (課・室名) 学校支援課
会計名、目節 名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 教育使用料 (節名称) 高等学校等使用料
所在地	奈良市秋篠町 1277 番 1
財産の種類	普通財産 / 土地 (廃校敷地の一部)
面積、数量	112.61 m ²
使用の目的	宅地造成工事 (当該施工について学校敷地側からの作業が必要)
許可、貸付期間 (令和3年度)	令和3年4月1日から5月31日 ※別途、令和2年度において令和2年10月1日から令和3年3月31日まで貸付を実施
許可・貸付の 経緯	業者からの貸付依頼による

使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県公有財産規則 ・財産の交換等に関する総務部長通知 			
使用料の算定方法	根拠法令による			
減免の状況及び減免理由	なし			
相手先	(株)栗実住宅 代表取締役 國原正記			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	-	162	54
	減免額	-	-	-
	減免後使用料	-	162	54
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	-	1	1
	減免件数	-	-	-

本件使用料は、廃校になっている旧奈良工業高等学校の隣接地における工事のため、隣接地の利用者が同校の土地を一時的に使用するための普通財産の貸付料である。

2) 監査の結果及び意見

①歳入科目の誤り【結果 31】

行政財産の貸付、普通財産の貸付ともに、歳入科目は「(款)使用料及び手数料」としているが、ともに財産の貸付であるため、「(款)財産収入」「(項)財産運用収入(目)財産貸付収入」が適切である。

地方公共団体の歳入歳出予算の科目は、地方自治法で定められている(地方自治法第216条、同法施行令第147条、同法施行規則第15条)。財産の貸付に伴う収入は、「(款)財産収入、(項)財産運用収入、(目)財産貸付収入」の科目に区分することとされている。

現在は行政財産の貸付、普通財産の貸付ともに使用料に区分しているが、ともに財産の貸付であるため、いずれも上記の財産収入に区分することが適切である。

②土地の賃貸借契約書への収入印紙の貼付漏れ【意見 35】

土地の賃貸借契約に収入印紙の貼付がされていなかった。土地の賃貸借契約は課税文書に該当するため、収入印紙の貼付のある契約書を入手されたい。

県は、県立大宇陀高等学校と県立法隆寺国際高等学校の土地の一部を、自動販売機の設置場所として貸し付けるために、令和3年度から5年度までの3年間の県有財産賃貸借契約書を令和3年3月26日に締結している。

土地の賃貸借契約書は印紙税法上の課税文書に該当し、本件契約書の場合は契約金額の記載がないもの(※)として200円の収入印紙の貼付が必要であるが、収

入印紙の貼付がされていなかった。

契約の相手方から収入印紙の貼付のある契約書入手すべきであった。

(※) 本件契約書に記載の「貸付料」は、契約成立後における使用収益上の対価ともいふべきものであり、「契約に際して相手方当事者に交付し、後日返還されることが予定されていない金額」ではないため、本件契約書は「契約金額の記載のないもの」に該当すると考えられる。(印紙税法別表第一第1号の2文書の2、印紙税法基本通達第23条第2号)

(4) 社会教育センターに係る行政財産目的外使用料(人権・地域教育課)

1) 概要

財産名称	奈良県社会教育センター			
所管部署	(部局名) 教育委員会事務局 (課・室名) 人権・地域教育課			
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 教育使用料 (節名称) 社会教育センター使用料(令和2) 高等学校等使用料(令和3)			
所在地	奈良県葛城市寺口22-2の一部			
財産の種類	行政財産(土地、駐車場)			
面積、数量	442.5 m ²			
使用の目的	駐車場			
許可、貸付期間(令和3年度)	・令和2年11月1日～令和3年3月31日 ・令和3年4月1日～令和4年3月31日			
許可・貸付の経緯	奈良県教育財産管理規則第3条第2号(一時使用させる場合で、使用期間が1年未満)、及び、同規則第5条(許可基準)による。			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	行政財産使用許可使用料条例			
使用料の算定方法	土地時価(固定資産税路線価を基礎として算定)×面積×日数			
減免の状況及び減免理由	全額徴収			
相手先	(株) 奥村組梅乃宿本社工場工事所長 他			
金額の推移(単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	-	151	364
	減免後使用料	-	151	364
件数の推移(単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	-	1	2
	減免件数	-	-	-

本件使用料は、県社会教育センターの隣接地における工事のため、隣接地の所有者が同センターの駐車場の土地を一時的に使用するための行政財産目的外許可使用料である。

2) 監査の結果及び意見

①納付時期の不適切な設定【結果 32】

行政財産目的外許可使用料の納付は一定の納期限までに前納することとされているが、使用許可期間の終了日に近い日を納期限としており、条例で定める納付時期が遵守されていない。

相手方に対しては、令和 2 年 11 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日、令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 10 月 23 日、令和 3 年 10 月 24 日～令和 4 年 3 月 31 日の 3 回にわたり行政財産目的外使用許可を行っている。行政財産を使用する者は、行政財産使用料条例第 2 条及び同条例施行規則第 2 条に基づき、一定の時期までに前納により使用料を納付しなければならない。

本件については、令和 3 年度の 2 回の使用許可の際は当該規定に基づく時期までに納付を求め、実際に納付されているが、令和 2 年度（使用許可期間：令和 2 年 11 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）については、納入通知書の発行日が令和 3 年 3 月 9 日、納期限が令和 3 年 3 月 24 日と、使用許可期間の終了近くに納付を求めており、同条例施行規則第 2 条の納付時期の規定が遵守されていない。

使用料の納付時期については法令を遵守する必要がある。

(5) 高等学校授業料等（学校支援課、御所実業高等学校、大和中央高等学校）

1) 概要

①御所実業高等学校 高等学校授業料

施設名称	奈良県立御所実業高等学校
所管部署	(部局名) 教育委員会事務局 (課・室名) 学校支援課
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 教育使用料 (節名称) 高等学校授業料
所在地	奈良県御所市玉手 300 番地
施設の内容	本館薬学科棟、普通教室棟、各科実習棟、屋内運動場など
施設の目的	利用者（生徒）に後期中等教育を実施する。
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県立学校における授業料等に関する条例 ・奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学料事務取扱要綱 ・奈良県立高等学校授業料減免取扱要綱 ・奈良県立高等学校通信教育受講料等減免取扱要綱
料金体系	(1) 授業料 高等学校（全日制課程）：年額 118,800 円
減免の内容	奈良県立高等学校授業料減免取扱要綱に定める要件を満たした場合、当該授業料を納入できないと認められる金額を限度として減免を行う。
使用料徴収先	<ul style="list-style-type: none"> ①授業料等が高等学校等就学支援金で充当される場合は高等学校等就学支援金交付金受入による。 ②授業料等を自己負担している世帯においては、家庭からの支払による。
使用料収納方法	①高等学校就学支援金受給者：年度末に各学校で対象額を一括調定し、学校支援課が国から受け入れた就学支援金を公金

	振替にて各学校へ充当 ②自己負担世帯：学期ごとに納入通知書にて収納。			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	75,497	73,557	70,419
	減免額	119	-	-
	減免後使用料	75,378	73,557	70,419
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	122	128	126
	減免件数	1	-	-

②大和中央高等学校 通信教育受講料

施設名称	奈良県立大和中央高等学校			
所管部署	(部局名) 教育委員会事務局 (課・室名) 学校支援課			
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 教育使用料 (節名称) 通信教育受講料			
所在地	大和郡山市筒井町 1201			
施設の内容	管理教室棟、特別教室棟、教室棟、屋内運動場、格技場、運動場 他			
施設の目的	利用者(生徒)に後期中等教育を実施する			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県立学校における授業料等に関する条例 ・奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学料徴収事務取扱要綱 ・奈良県立高等学校通信教育受講料等減免取扱要綱 ・単位制による課程に係る授業料及び通信教育受講料の免除について 			
料金体系	通信教育受講料：1単位につき年額336円(通信制課程)			
減免の内容	奈良県立高等学校通信教育受講料等減免取扱要綱に定める要件を満たした場合、当該受講料を納入できないと認められる金額を限度として減免を行う。			
使用料徴収先	<ol style="list-style-type: none"> 1 受講料が高等学校等就学支援金で充当される場合は高等学校等就学支援金交付金受入による。 2 受講料を自己負担している世帯においては、家庭からの支払による。 			
使用料収納方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 高等学校就学支援金受給者：年度末に対象額を調定し、学校支援課が国から受け入れた就学支援金を公金振替にて学校へ充当(一部自己負担が発生した生徒は、その時期に支援金を含む受講料(全額)を調定している) 2 自己負担世帯：前期に納付書にて収納。 			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	2,463	2,545	2,603
	減免額	153	191	128
	減免後使用料	2,311	2,354	2,475
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	282	300	308
	減免件数	55	80	46

大和中央高等学校は、県立高等学校で唯一の定時制と通信制をあわせもつ単位制の学校である。令和3年度に滞納があるのは上記の通信教育受講料である。

2) 監査の結果及び意見

①滞納の徴収事務のあり方【意見 36】

徴収事務取扱要綱が形骸化しており、実効性のある徴収ができていない。教育的配慮と実効性のある徴収の両立に努められたい。

授業料の未納については、「県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学料徴収事務取扱要綱」で未納経過別に徴収事務を定めている。

納期限経過後 10 日以内から 5 か月を超えたときまでは、口頭又は電話等による納付指導、督促状の発送、面接指導を行うが、「6 か月を超えたときに発する督促状送付後も授業料を納付せず、教育的配慮の必要が認められない場合には、出席停止処分通知を発し、併せて、教育長と協議したうえで最終督促状を発し、授業料が完納されない場合には簡易裁判所へ支払督促の申立てを行う」とされている。

御所実業高等学校では令和3年度末現在の授業料の滞納者は3名、合計138,600円の滞納がある。3名のうち1名、19,800円はまだ時効は成立していないものの所在不明となり徴収の目途は立たない状況、2名は令和3年度末に時効が成立し、令和4年度中に不納欠損処理予定である。当該3名の督促状況を閲覧すると、主に督促状の送付と電話催告は繰り返し行っているものの、簡易裁判所への支払督促の申立てについて教育長と協議した記録がない。理由を質問すると、「学ぶ権利を重視する当時の事務長の意向で学校支援課と協議はしていない」との回答であった。

一方、大和中央高等学校では令和3年度末現在の通信教育受講料の滞納者は1名、8,736円の滞納があるが、所在不明となり徴収の目途は立たない状況である。別途、5年間の時効成立により令和3年度に1名4,788円の不納欠損処理を行っている。こちらも督促状の送付と電話催告は繰り返し行っているものの、簡易裁判所への支払督促の申立てについて教育長と協議した記録がない。理由を質問すると、「過度な督促を実施すると学ぶ権利を損ないかねないため、簡易裁判所へ支払督促の申立てなどの次のステップについて学校支援課と協議はしていない、県立学校はどこも同じ対応ではないか」との回答であった。

いずれの学校も教育的配慮から、出席停止処分通知はもちろん、最終督促状、簡易裁判所へ支払督促の申立ての手続きに進んでおらず、漫然と督促状の送付等を繰り返しているうちに所在不明となり、対処方法がなくなっている。

要綱の現行規定では、各学校において「教育的配慮の必要が認められる」と判断した場合は、出席停止処分通知のみならず、最終督促状の発出及び支払督促申立もしない運用になっている。しかし、教育現場において「教育的配慮の必要が認められない場合」は考えにくいいため、当該規定は形骸化しており、実効性のある徴収ができていない。反面、実効性がほとんどない徴収事務に学校職員が多大な労力を費やしている。滞納が生じると、収入の欠落のための穴埋めや、実効性がほとんど

ない徴収事務にかかる人件費及び諸経費の支出にも税金の追加投入が生じるほか、生徒間の負担の不公平が生じることとなる。

教育的配慮と実効性のある徴収を両立させる方策として、例えば「教育的配慮の必要が認められると判断した場合には出席停止処分通知は行わないが、最終督促状の発出及び支払督促申立は行う」という運用は考えられないか学校支援課に質問すると、「要綱上、出席停止処分通知を必ず発するよう規定されており、規定と異なる運用は難しい」との回答であった。規定は、改善の必要が生じれば変更すればいいだけのことである。

現状認識についても質問すると、「支払督促申立や訴訟及び強制執行にも相応の経費が発生する。国の制度である就学支援金の申請等、授業料減額にかかる手続を踏まずに滞納を続け、結果的に「逃げ得」となっている世帯が一定数発生することに教委としても苦慮しており、就学支援金制度や授業料以外に充てられる奨学給付金制度を確実に活用していただくよう、各種修学支援制度についての周知徹底を図っている。」との回答であった。前段に関しては、確かに少額の滞納であれば費用対効果の検討も必要であるが、現在の運用では滞納額の多寡にかかわらず実効性のある徴収ができない恐れがあることを問題にしている。後段は滞納の予防措置としては大切なことではあるが、ここで問題にしている滞納が生じた後の徴収とは無関係である。

教育的配慮は当然重要であるが、だからといって税金の追加投入や生徒間の負担の不公平を軽視することのないように、実効性のある徴収に努められたい。

(6) 国の機関に対する行政財産目的外使用料（学校支援課、大和中央高等学校、奈良朱雀・奈良商工高等学校）

1) 概要

①大和中央高等学校

施設名称	奈良県立大和中央高等学校
所管部署	(部局名) 教育委員会事務局 (課・室名) 学校支援課
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 教育使用料 (節名称) 高等学校等使用料
所在地	大和郡山市筒井町 1201
施設の内容	管理教室棟、特別教室棟、教室棟、屋内運動場、格技場、運動場 他
施設の目的	利用者（生徒）に後期中等教育を実施する
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県行政財産使用料条例 ・奈良県行政財産使用料条例の一部改正に伴う事務処理の取扱いについて（総務部長通知） ・奈良県行政財産使用料条例施行規則 ・財産の交換等に関する総務部長通知 ・通知（S39 総務部長通知、減免、光熱水費等）に関する Q&A ・自動販売機設置の行政財産目的外使用許可について（総務部長通知） ・行政財産を特別高圧架空電線の線下敷として使用許可する場合

	合の取扱いについて（総務部長通知） ・行政財産使用許可の使用料免除に係る取扱いについて（教育長通知）			
料金体系	・建物の一部（償却費＋修繕費＋管理費＋火災保険料＋地代相当額）×110/105 ・土地の一部（土地時価×使用許可面積）×4/100 ・特別高圧架空電線の線下敷（土地時価×使用許可面積）×4/100 ×3/10 ・電柱、支柱（第二種電柱1本につき1年、第二級地）1,100円 ・共架電線その他上空に設ける線類（長さ1メートルにつき1年、第二級地）7円 ・地下工作物（外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの・長さ1メートルにつき1年、第二級地）120円 ・その他奈良県行政財産使用料条例別表による（別紙参照）			
減免の内容	「奈良県行政財産使用料条例」「自動販売機設置の行政財産目的外使用許可について」「行政財産使用許可の使用料免除に係る取扱いについて」に基づき減免			
使用料徴収先	電力会社、国土交通省、地方公共団体、当校後援会、学校近隣の個人宅			
使用料収納方法	年度当初に各団体（個人）へ納付書を郵送。（年度途中も同様）国土交通省は奈良県の別段預金に振り込まれ会計局で処理。			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	177	156	217
	減免額	66	45	93
	減免後使用料	111	110	124
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	6	7	8
	減免件数	1	1	1

②奈良朱雀・奈良商工高等学校

財産名称	奈良県立奈良朱雀・奈良商工高等学校
所管部署	(部局名)教育委員会事務局 (課・室名)奈良朱雀・奈良商工高等学校
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) - (節名称) -
所在地	奈良市柏木町248
財産の種類	行政財産
面積、数量	1 m ²
使用の目的	地図整備のための図根三角点の設置
許可、貸付期間 (令和3年度)	1年
許可・貸付の経緯	地図整備のための図根三角点の設置のため校舎本館屋上西北角を許可
使用料徴収・減免にかかる根	奈良県行政財産使用料条例第4条第1号

拠法令等				
使用料の算定方法	建物使用料×使用面積			
減免の状況及び減免理由	100%減免 奈良県行政財産使用料条例第4条第1号に該当			
相手先	奈良地方法務局			
金額の推移 (単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	-	7	7
	減免額	-	7	7
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	4	2	2
	減免件数	33	26	25

奈良県立奈良朱雀高等学校は、令和3年4月に奈良県立奈良商工高等学校に校名変更した。その結果、令和4年度現在、1・2年生は奈良商工高等学校、3年生は奈良朱雀高等学校の所属となっている。そのため「奈良朱雀・奈良商工高等学校」と表記している。

2) 監査の結果及び意見

①国の機関に対する行政財産目的外使用料の減免の取扱い【意見37】

国の機関に対する使用料を減免対象とするか否かについての判断が学校によって異なっているが、その判断の相違は個別事情を考慮しているものではなく、また、各学校におけるこうした判断の相違を学校支援課は把握していない。
学校支援課は各学校の判断を把握するとともに、個別事情が認められない場合は、県としての判断基準を統一されたい。

大和中央高等学校は、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所に対し、同校の土地の一部への地下水位観測計の設置について目的外使用許可を行っている。令和3年度の使用料は年6,008円であり、減免対象とはしていない。

県行政財産使用料条例第4条第1項第1号は「国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき」は使用料を減免することができる」と規定しており、財産の交換等に関する総務部長通知の「別添3 行政財産目的外使用許可使用料減免基準」の「第1. 減免の条件について（奈良県行政財産使用料条例第4条）」にも、国等を減免対象者として「I」防犯、防火設備及び施設、選挙ポスター掲示場、基準点等、公用又は公共用に供するため使用させる場合」は減免率100%の減免対象としている。

これらの減免規定に照らすと減免対象にできると考えられるため、同校に質問したところ、使用料を減免対象としない根拠は地方財政法第24条及び上記通知の「第2 国等への減免について」に基づいているとの回答であった。上記通知の第2の記載は以下のとおりである。

「国が使用する地方公共団体の財産等に関する使用料について、地方財政法（昭和

23年7月7日法律第109号)第24条は、国に対して使用料の支払いを義務づけているが、同条ただし書きにおいて、当該地方公共団体の議会の同意があったときは、この限りでないとされている。

本県においては、奈良県行政財産使用料条例第4条により、国に対して使用料を減免できる旨、包括的な議会の同意を得ているため、国に対して使用料を減免することは可能である。

しかし、国と地方の役割に応じた経費の負担区分の原則を規定している地方財政法の趣旨に鑑み、安易に使用料を減免することは厳に慎むこと。」

この記載のうち「地方財政法第24条は、国に対して使用料の支払いを義務づけている」ことを直接の根拠としている。

一方、例えば奈良朱雀・奈良商工高等学校は、奈良地方法務局に対し、同校の校舎屋上への図根三角点の設置について目的外使用許可を行っているが、こちらは県行政財産使用料条例第4条第1項第1号に基づき減免率100%の減免対象としている。同校は上記通知の第2の「国に対して使用料を減免することは可能である」との文言を減免の根拠にしているとの回答であった。

このように、国の機関に対する使用料の減免の可否判断は学校によって異なっているが、その判断においては個別事情を考慮しているものとは認められない。

学校支援課に見解を質問すると、学校支援課はこうした学校による判断の相違は把握していないが、国の機関に対する減免の考え方は統一するのではなく、各学校判断に委ねるとの回答であった。

教育財産の目的外使用のうち「使用の許可の条件を変更することなく、継続して使用させる場合の使用」の場合は、教育長は学校長等に許可に関する事務を委任するものとしている(県教育財産管理規則第3条)。令和3年度は上記の両事例ともにこの場合に該当するため、各学校が許可判断を行うことには異論はない。しかしながら、個別事情が認められないにもかかわらず、国の機関に対して各学校の減免の取扱いが異なることは、県全体としては判断がぶれていると言わざるを得ない。

学校支援課は各学校の判断を把握するとともに、個別事情が認められない場合は、県としての判断基準を統一されたい。

(7) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料(学校支援課、大和中央高等学校)

1) 概要

施設名称	奈良県立大和中央高等学校
所管部署	(部局名) 教育委員会事務局 (課・室名) 学校支援課
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 教育使用料 (節名称) 高等学校等使用料
所在地	大和郡山市筒井町1201
施設の内容	管理教室棟、特別教室棟、教室棟、屋内運動場、格技場、運動場 他
施設の目的	利用者(生徒)に後期中等教育を実施する

使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県行政財産使用料条例 ・奈良県行政財産使用料条例の一部改正に伴う事務処理の取扱いについて（総務部長通知） ・奈良県行政財産使用料条例施行規則 ・財産の交換等に関する総務部長通知 ・通知（S39 総務部長通知、減免、光熱水費等）に関する Q&A ・自動販売機設置の行政財産目的外使用許可について（総務部長通知） ・行政財産を特別高圧架空電線の線下敷として使用許可する場合の取扱いについて（総務部長通知） ・行政財産使用許可の使用料免除に係る取扱いについて（教育長通知） 			
料金体系	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の一部（償却費＋修繕費＋管理費＋火災保険料＋地代相当額）×110/105 ・土地の一部（土地時価×使用許可面積）×4/100 ・特別高圧架空電線の線下敷（土地時価×使用許可面積）×4/100 ×3/10 ・電柱、支柱（第二種電柱 1 本につき 1 年、第二級地）1,100 円 ・共架電線その他上空に設ける線類（長さ 1 メートルにつき 1 年、第二級地）7 円 ・地下工作物（外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの・長さ 1 メートルにつき 1 年、第二級地）120 円 ・その他奈良県行政財産使用料条例別表による（別紙参照） 			
減免の内容	「奈良県行政財産使用料条例」「自動販売機設置の行政財産目的外使用許可について」「行政財産使用許可の使用料免除に係る取扱いについて」に基づき減免			
使用料徴収先	電力会社、国土交通省、地方公共団体、当校後援会、学校近隣の個人宅			
使用料収納方法	年度当初に各団体（個人）へ納付書を郵送。（年度途中も同様）国土交通省は奈良県の別段預金に振り込まれ会計局で処理。			
金額の推移 （単位：千円）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	177	156	217
	減免額	66	45	93
	減免後使用料	111	110	124
件数の推移 （単位：件）	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	6	7	8
	減免件数	1	1	1

2) 監査の結果及び意見

①自動販売機の設置者の選定【意見 38】

自動販売機の設置者の選定方法に関し、学校支援課と学校との意思疎通が不足している。お互いに実情をよく把握・説明し、学校支援課として適切な判断をするように努められたい。

平成 29 年度の監査委員監査（第 1 回定期監査）において、「県立学校の自動販

売機の設置について、公募を行うことなく学校施設の使用を許可しているが、他部局においては、歳入の確保及び公平性、透明性の確保の観点から、公募が進められている。県立学校における自動販売機の設置の公募については、全国的にも導入が進められているところであり、本県においても、これらの事例を参考にして導入の検討を進められたい。」との意見事項が教育委員会に対して表明された。

これを受け、学校支援課が平成30年1月18日付で各学校へ発出した「県立学校施設への自動販売機設置に係る行政財産使用許可及び貸付について」では、(1)自動販売機のみが設置されており、そのほかの食堂及び購買等が設置されていない学校は公募により設置業者を選定し、県有財産の貸付により対応する、(2)自動販売機とあわせて食堂又は購買（購買に準じた取り扱いがある場合を含む）が設置されており、それら自動販売機と食堂又は購買が一体として経営されている場合は、食堂又は購買の赤字を自動販売機の収益により補填している現状を鑑み、従来同様、行政財産使用許可により対応する、(3)その他この取扱いに疑義等がある場合は別途教育委員会内部において検討し個別に判断する、とする方針を示している。

また、令和3年10月に学校支援課は各学校に対して自動販売機の設置者の選定に係る検討状況等を照会している。「公募検討状況」の設問の回答の選択肢は、①今年度は貸し付しており来年度も継続、②新たに公募を検討する、③公募しない（食堂や購買と一体経営しており、食堂や購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため）、の三択である。

大和中央高等学校には食堂も購買もなく、学校支援課の通知の方針に基づくと公募対象になるとも考えられるが、後援会（他校における育友会、PTAと同種団体）に目的外使用許可をしている。また、学校支援課の照会に対しては③で回答しており、事実と異なる回答をしている。

同校に質問すると、現在、温熱式ごはんと清涼飲料水の自動販売機があるが、以下のとおり公募ではなく現状の目的外使用許可が妥当と考える旨の回答があった。

1. 令和3年度まで設置していたパンの自動販売機は採算が合わず、業者が撤退した経緯がある。そこで、生徒の利便性を考慮して別業者にごはんの販売を依頼し、令和4年4月から販売を始めたばかりで、入札に切り替えて応札がある環境かどうか判断できる状態にない。
2. 清涼飲料水の自動販売機はわずかではあるが利益は出ているものの、本校においては定時制・通信制という特殊な教育体制のため売れ行きは芳しくなく、入札に切り替えた場合、応札されない可能性がある。更に、現在契約している業者は入札されることになった場合、撤退を表明している。なお、学校支援課において入札に切り替えた吉野高等学校、大宇陀高等学校では1社のみ行政財産使用許可と同額の最低額で応札があったものの、入札不調で自動販売機自体がなくなる可能性もあったと聞いている。

また、照会については、該当する選択肢がないため、最も現状に近いと思われる③で回答したとのことであった。

	②授業料等を自己負担している世帯においては、家庭からの支払による。			
使用料収納方法	①高等学校就学支援金受給者：年度末に各学校で対象額を一括調定し、学校支援課が国から受け入れた就学支援金を公金振替にて各学校へ充当 ②自己負担世帯：各学期ごとに納付書にて収納。			
奈良県立大和中央高等学校				
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	15,735	16,598	15,602
	減免額	819	881	567
	減免後使用料	14,916	15,717	15,035
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	424	434	412
	減免件数	89	95	79
奈良県立畝傍高等学校				
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	138,950	133,763	129,173
	減免額	-	44	53
	減免後使用料	138,950	133,719	129,121
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	981	950	938
	減免件数	-	2	4
奈良朱雀・奈良商工高等学校				
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	109,840	108,464	106,867
	減免額	-	-	-
	減免後使用料	109,840	108,464	106,867
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	984	966	944
	減免件数	-	-	-

②通信教育受講料

施設名称	奈良県立大和中央高等学校
所管部署	(部局名) 教育委員会事務局 (課・室名) 学校支援課
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 教育使用料 (節名称) 通信教育受講料
所在地	大和郡山市筒井町 1201
施設の内容	管理教室棟、特別教室棟、教室棟、屋内運動場、格技場、運動場 他
施設の目的	利用者(生徒)に後期中等教育を実施する
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県立学校における授業料等に関する条例 ・奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学料徴収事務取扱要綱 ・奈良県立高等学校通信教育受講料等減免取扱要綱 ・単位制による課程に係る授業料及び通信教育受講料の免除について

料金体系	通信教育受講料:1単位につき年額 336 円 (通信制課程)			
減免の内容	奈良県立高等学校通信教育受講料等減免取扱要綱に定める要件を満たした場合、当該受講料を納入できないと認められる金額を限度として減免を行う。			
使用料徴収先	①受講料が高等学校等就学支援金で充当される場合は高等学校等就学支援金交付金受入による。 ②受講料を自己負担している世帯においては、家庭からの支払いによる。			
使用料収納方法	① 高等学校就学支援金受給者:年度末に対象額を調定し、学校支援課が国から受け入れた就学支援金を公金振替にて学校へ充当(一部自己負担が発生した生徒は、その時期に支援金を含む受講料(全額)を調定している) ② 自己負担世帯:前期に納付書にて収納。			
金額の推移 (単位:千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	2,463	2,545	2,603
	減免額	153	191	128
	減免後使用料	2,311	2,354	2,475
件数の推移 (単位:件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	282	300	308
	減免件数	55	80	46

2) 監査の結果及び意見

①金額照合のあり方【意見 39】

授業料等の調定額はその都度確認のうえ内部決裁を得ているが、年間合計の調定額等について確認している証跡がない。年間合計金額の照合証跡を残すことで、有効な内部統制の構築に努められたい。

全日制授業料、定時制授業料、通信教育受講料について、調定の都度は「調定決議書」により調定額を確認のうえ内部決裁を得ているが、年間合計の調定額、そのうち学校支援金と自己負担金の内訳、減免額、収入未済額を網羅的に集計した資料を作成していない学校が多く、年間の合計金額の照合をしているのか、文書上は不明である。各学校に質問すると、財務会計システムと就学支援金支給状況一覧表データを調定時や年度末に照合するなど、正確性を期しているとのことである。

例えば、都度の調定額を集計した年間集計表を作成し、年間合計金額について財務会計システムとの照合を行い、その照合証跡を文書に残すことで、誤りの防止や総括的検証も可能になるほか、決裁権者もその証跡を確認することで事務担当者が検証済か否かを確認できることから、有効な内部統制を構築することが可能となる。

年度最後の調定決議時などにそのような照合を行い、証跡を残すことが望ましい。

(9) 五條高等学校の土地・建物に係る行政財産目的外使用料（五條高等学校、ファシリティマネジメント室）

1) 概要

①事務室・同窓会館

財産名称	奈良県立五條高等学校			
所管部署	(部局名) 教育委員会事務局 (課・室名) 五條高等学校			
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 教育使用料 (節名称) 高等学校等使用料			
所在地	奈良県五條市岡町 1428 番地			
財産の種類	行政財産 建物			
面積、数量	事務室 3.3 m ² ・ 同窓会館 177.1 m ² 計 180.4 m ²			
使用の目的	学校教育の一環として、生徒及び職員の福利厚生に使用（食堂）			
許可、貸付期間（令和3年度）	令和3年4月1日～令和4年3月31日			
許可・貸付の経緯	生徒、保護者からの要望及び育友会の事務等に必要のため			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県使用料条例第4条第1項第2号			
使用料の算定方法	＜令和3＞事務室：建物使用料 9,430 円×3.3 m ² =31,119 円 同窓会館：建物使用料 21,410 円×177.1 m ² =3,791,711 円 合計 31,119 円+3,791,711 円=3,822,830 円			
減免の状況及び減免理由	奈良県使用料条例第4条第1項第2号適用			
相手先	奈良県立五條高等学校育友会			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	-	7,780	3,823
	減免額	-	7,780	3,823
	減免後使用料	-	-	-
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	-	-	-
	減免件数	-	1	1

令和元年度の金額の記載がないのは、令和元年度以前は、使用料を免除する場合、使用料の算定を行っていなかったためである（次の②も同じ）。

②バス駐車場・運行管理室

財産名称	奈良県立五條高等学校			
所管部署	(部局名) 教育委員会事務局 (課・室名) 学校支援課（五條高等学校）			
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 教育使用料 (節名称) 高等学校等使用料			
所在地	奈良県五條市岡町 1428 番地			
財産の種類	行政財産 土地、建物			

面積、数量	運行管理室 18.8 m ² ・ 駐車場 289.2 m ² 計 308 m ²			
使用の目的	本校生徒の通学利便性のためのバスの運行管理室及び駐車場			
許可、貸付期間 (令和3年度)	令和3年4月1日～令和4年3月31日			
許可・貸付の経緯	平成19年度に奈良交通バス減便に伴い生徒の通学利便性を考えスクールバスの運行開始			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県使用料条例第4条第1項第2号			
使用料の算定方法	<令和3> 運行管理室：建物使用料 9,430 円×18.8 m ² = 177,284 円 駐車場：土地時価 11,860 円×289.2 m ² = 3,429,912 円 合計 177,284 円 + 3,429,912 円 = <u>3,607,196 円</u>			
減免の状況及び減免理由	奈良県使用料条例第4条第1項第2号適用			
相手先	一般社団法人 奈良県立五條高等学校育友会			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	-	4,115	3,607
	減免額	-	4,115	3,607
	減免後使用料	-	0	0
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	-	0	0
	減免件数	-	1	1

2) 監査の結果及び意見

①使用料算定基準の明確化【意見40】

使用料を算定するための算定表の入力誤りに伴い、条件の変更がないにもかかわらず、令和2年度から3年度にかけての使用料の金額が大幅に減少している。当該事例は全額減免対象であるため、実際の収入金額に影響はないが、減免対象ではない場合は重大な過失の原因になり得る。このような誤りが生じないように改善されたい。

上記2件の行政財産目的外使用許可は、いずれも同校の校舎の一部を使用させるものであり、いずれも許可対象は育友会で全額減免対象となっているが、令和2年度から3年度にかけて減免前使用料が大きく減少している。

この原因を検証すると、使用料の算定上用いている建物の面積が、令和2年度は3,165.42 m²であるが、令和3年度は9,359.51 m²と大きく増加しており、その結果1 m²当たりの使用料単価が大きく減少している。

使用料の算定にあたって各部局はファシリティマネジメント室が作成した使用料算出表のフォーマットを用いているが、このうち面積情報を入力する項目の表記が令和2年度の「面積」から3年度は「延床面積」に変更された。この変更は、元々「延床面積」で記入すべきところ、「面積」の表記しかなく誤りが起こる可能性があるとして、定義を明確にするためになされたものである。同校では令和2年度ま

で「延床面積」と理解せず「建築面積」を入力していたとのことである。

当該事例は全額減免対象であるため、結果として実際の収入金額に影響はないが、減免対象ではない場合は重大な過失の原因になり得る。算出表の表記に複数の記載の余地があることによる誤りが生じないように、ファシリティマネジメント室においては算出表の文言の表記等について継続的に改良を行うとともに、同校においては十分注意されたい。

(10) 五條高等学校寄宿舎の寮費に係る歳計外現金（五條高等学校）

1) 概要

施設名称	奈良県立五條高等学校藤花寮			
所管部署	(部局名) 教育委員会事務局		(課・室名) 五條高等学校	
会計名、目節名称	(会計名) - (目名称) - (節名称) -			
所在地	奈良県五條市岡町 736			
施設の目的	山間部に居住する通学困難な者で入寮を希望する者の為の寮			
寮費徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県立五條高等学校寄宿舎規定			
寮費料金体系	入寮費 10,000 円 月 51,000 円 (食費 25,000 円、舎費 26,000 円) ※8 月のみ 26,000 円 (舎費のみ)			
寮費徴収先	生徒保護者			
寮費収納方法	寮生保護者の通帳より引き落とし			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	寮費 (舎費・食費)	5,663	1,742	2,143
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	-	-	-

注) 件数は同校において集計していない。

2) 監査の結果及び意見

① 寄宿舎の歳計外現金の管理方法【意見 41】

同校の寄宿舎の寮費（公舎費、食費）は歳計外現金用の校長名義の口座で管理しているが、毎年度当初に資金不足が生じ、他の歳計外現金用の口座（育友会費の管理口座）から一時借入れを行っている。

恒常的に資金不足が生じる状態は適切ではなく、入出金のタイミングを工夫すること等により、資金不足が生じない仕組みに改善されたい。

同校の寄宿舎（藤花寮）は「県立高等学校等の管理運営に関する規則」に基づき設置されており、同校の校長が寄宿舎の管理運営に関する規程を定めることとされている（同規則第 35 条の 3 第 3 項）。これを受けた「県立五條高等学校寄宿舎規定」第 23 条で「寮費及び食費については舎監会議を経て、学校長が定める」こととしており、具体的な金額は保護者向けの「寄宿舎の案内」に記載されている。

当該寮費（公舎費、食費）は歳計外の取扱いで、県の歳入に計上されておらず、

歳計外現金用の校長名義の口座で管理している。なお、この取扱いの是非については、前述の「(2) 総合寄宿舍使用料等」で記載している。

この「寄宿舍の案内」では、4～6月分の寮費は6月20日に3か月を振替すると記載しており、3か月分の寮費が後払いになっている。そのため、毎年、年度当初に資金不足が生じ、他の歳計外現金用の口座（育友会費の管理口座）から一時借入れを行っている。

歳計外現金であっても恒常的に資金不足が生じる状態は適切ではなく、入出金のタイミングを工夫すること等により、資金不足が生じない仕組みに改善することができるのではないかと同校に提案すると、4月分は現金にて入寮日に先払徴収し、5～6月分も現金にて徴収することにより資金不足を解消すべく、令和5年度から進めていきたいとの回答であった。適切に改善されたい。

(11) 自動販売機設置に係る行政財産目的外使用料（奈良朱雀・奈良商工高等学校）

1) 概要

財産名称	奈良県立奈良朱雀・奈良商工高等学校			
所管部署	(部局名) 教育委員会事務局 (課・室名) 奈良朱雀／奈良商工高等学校			
会計名、目節名称	(会計名) 一般会計 (目名称) 教育使用料 (節名称) 高等学校等使用料			
所在地	奈良市柏木町 248			
財産の種類	行政財産			
面積、数量	同窓会館前敷地の1部 5.27 m ²			
使用の目的	生徒の福利厚生のため飲料水等自動販売機及び回収箱の設置			
許可、貸付期間 (令和3年度)	1年			
許可・貸付の経緯	生徒の福利厚生のため飲料水等自動販売機及び回収箱を設置するため同窓会館前敷地の1部を許可			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県行政財産使用料条例第2条、第3条			
使用料の算定方法	土地地価×使用面積×0.04－30%			
減免の状況及び減免理由	30%減免 平成21年2月9日付管第211号総務部長通知			
相手先	育友会、関西電力			
金額の推移 (単位：千円)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	減免前使用料	16	16	16
	減免額	5	5	5
	減免後使用料	11	11	11
件数の推移 (単位：件)	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	4	2	2
	減免件数	33	26	25

2) 監査の結果及び意見

①使用許可の実質的な転貸の是正【結果 33】

自動販売機設置に係る使用料及び電気料金の支払いを、使用許可の相手先ではなく飲料販売業者が事実上直接行っており、実質的に転貸が行われている。使用許可の相手先である育友会から使用料を適切に徴収すべきである。

同校は育友会に対して自販機設置に関して同校の土地の一部の目的外使用許可を行っている。「自動販売機設置の行政財産目的外使用許可について（平成 21 年 2 月 9 日総務部長通知）」において「高等学校については、その施設の用途目的等を鑑み、全体の使用料の 30%の減額を可能とする」とされていることをふまえ、同校では 30%減額した後の使用料を徴収している。

一方で、育友会（及び文化体育後援会）の令和 2 年度総会資料（令和 2 年 7 月 28 日）に記載の平成 31・令和元年度決算書（案）では、自動販売機に係る収入や同校に対する使用料の支払いや、自動販売機に係る電気料金の支払いが見当たらないため、同校に質問すると、「育友会は飲料販売業者から飲料売上に係る収入は徴収しておらず、また育友会が同校に支払うべき使用料や電気料金は飲料販売業者が直接同校及び電力会社に支払っているため、育友会の決算には計上されていない。」との回答であった。すなわち、自動販売機設置に係る使用料及び電気料金の支払いを、許可の相手先の育友会ではなく飲料販売業者が直接行っており、実質的な自動販売機の設置主体が飲料販売業者になっている。

行政財産の目的外使用の許可書の許可条件には「当該行政財産を他の者に転貸し、又は担保に供さないこと。」等の事項を記載することが適当であるとされており（財産の交換等に関する総務部長通知、別紙 3 第 3.3.（10））、同校が育友会に対して交付した行政財産使用許可書にも同文言を記載しているが、現状は同通知及び同許可書で禁じている転貸に実質的に該当するものと言える。許可の相手先ではない飲料販売業者からの収入は、本来的に県に帰属しないものである。

使用料については許可の相手先である育友会が同校へ、また電気料金は許可の相手先である育友会が同校もしくは電気供給事業者へ支払うべきである。県は使用許可の相手先である育友会から適切に使用料を徴収すべきである。

1 1. 警察本部

(1) 警察本部第二庁舎使用料（機動隊）

1) 概要

施設名称	警察本部第二庁舎			
所管部署	(部局名)警察本部		(課・室名)機動隊	
会計名 目節名称	行政財産使用料 (会計名)一般会計 (目名称)警察使用料 (節名称)警察施設使用料 光熱水費 (会計名)一般会計 (目名称)雑入 (節名称)光熱水費事業者等負担収入			
所在地	奈良市柏木町 119 番地の 2			
施設の内容	①第二庁舎 2 階事務室及び 1 階倉庫の一部並びに公用車駐車場 1 台分 ②第二庁舎 2 階事務室及び 1 階倉庫の一部 ③第二庁舎 2 階事務室及び 1 階倉庫の一部			
施設の目的	①(公財)奈良県防犯協会事務室の設置(使用人員 6 名)及びインターネット回線(光ケーブル)の設置(35m) ②奈良県警友会連合会事務室の設置(使用人員 1 名)及びインターネット回線(光ケーブル)の設置(37m) ③(公財)日本防災通信協会の寄付行為に定める支部事業を推進するための事務所の設置(使用人員 1 名)			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号 奈良県公有財産規則の施行について第 3 の 3(1)ウ 奈良県行政財産使用料条例第 3 条別表			
面積	①土地 64.59 m ² (公用車駐車場 1 台分 12.50 m ² 含む)、建物 52.09 m ² 、地下電線 35.00m ②土地 16.73 m ² 、建物 16.73 m ² 、地下電線 37.00m ③土地 16.37 m ² 、建物 16.37 m ²			
減免の内容	60%免除(光熱水費については 30%減免)			
相手先	①(公財)奈良県防犯協会 ②奈良県警友会連合会 ③(公財)日本防災通信協会奈良県支部			
使用料算定方法	土地・建物については、償却費、修繕費、管理費、火災保険料及び、土地時価額を基礎とし料率(4/100)を乗じて算定した地代相当額を合計したものに料率(110/105)及び面積を乗じて算定 地下電線については、奈良県行政財産使用料条例第 3 条別表に基づき、長さに乗じて算定 電気については、庁舎全体の 1 m ² 当たりの年間使用料に面積を乗じて算定し、水道については、庁舎全体の総職員数から一人当たりの年間使用料を算出し使用人数を乗じて算定			
金額の推移 (単位:千円) ①～③合計	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	減免前使用料	972	982	956
	減免額	583	589	574
	減免後使用料	389	393	382
件数の推移	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度

(単位:件)	使用料収納件数	3	3	3
	減免件数	3	3	3

「(公財)奈良県防犯協会」、「奈良県警友会連合会」及び「(公財)日本防災通信協会奈良県支部」の3団体ともに、警察活動に密接に関わる事業を行っており、生活安全企画課をはじめとする各課と連絡を密に取り合う必要性があることから、警察庁舎内に事務所を設置することを許可している。

そして、各団体ともに、犯罪抑止や暴力団排除等を目的とした各種啓発活動を行う団体であり、警察活動に密接に関わる事業を行っているため、奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号(Ⅱ)「県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有する団体において、その事務又は事業のように供するため使用させる場合」を適用し、減免率60%としている。

2) 監査の結果及び意見

①光熱水費の減免根拠の明記【意見42】

使用を許可している3団体ともに、土日祝日年末年始は事務室自体を利用していないとして光熱水費を30%減の調整率を適用していることについて、使用許可申請の際上記適用理由を明記することが望ましい。

当該3団体については、土日祝日年末年始は事務室自体利用していないことを理由に、光熱水費を30%減免している。土日祝日年末年始を問わず使用している団体等もあることから、光熱水費について減免する場合には、透明性の観点から、使用許可申請においてその理由(土日祝日年末年始は使用していないため等)も明記することが望ましい。

(2) 奈良警察署使用料(奈良警察署)

1) 概要

施設名称	奈良警察署
所管部署	(部局名) 警察本部 (課・室名) 奈良警察署
会計名	(会計名) 一般会計
目節名称	(目名称) 警察使用料 (節名称) 警察施設使用料
所在地	奈良市大森町57番地の12
施設の内容	①㉞㉟奈良警察署庁舎1階事務室の一部、㉞敷地内の一部 ②㉞奈良警察署1階風除室の壁面の一部、㉟庁舎2階生活安全課事務室の一部、㉞庁舎2階生活安全課事務室の一部、㉞庁舎3階生活安全課事務室の一部、㉞庁舎1階公かいの一部 ③庁舎4階刑事第二課内 ④庁舎5階剣道場 ⑤庁舎東側外壁の一部 ⑥庁舎1階公かいの一部
施設の目的	①㉞事務室の設置(使用人員2名)、㉟電子複写機1台設置、㉞端末装置光回線の設置(地下配線)及び㉞物置設置

	②㉞安全グッズ等の掲示箱 1 台設置、①電子複写機 1 台設置、 ㉞防犯対策用端末 1 台設置、㉞防犯対策用印刷機 1 台設置、 ㉞ディスプレイ 1 台設置 ③暴力団排除活動用ファクシミリ 1 台設置 ④剣道の練習（毎週 火、木、土曜日 18:00～20:00） ⑤交通安全啓発用表示幕設置 ⑥ディスプレイ 1 台設置			
使用料徴収・減免にかかる根拠法令等	奈良県行政財産使用料条例第 2 条及び ①㉞㉞奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号（Ⅱ） ①㉞奈良県行政財産使用料条例第 3 条別表 ②奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 3 号（Ⅳ） ③奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 3 号（Ⅳ） ④奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号（Ⅳ） ⑤奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号（Ⅲ）			
面積	①㉞土地・建物 各 6.60 m ² 、①土地・建物 各 0.52 m ² 、㉞地下配線 50.00m、㉞土地 8.04 m ² ②㉞土地・建物 1.12 m ² 、①土地・建物各 0.75 m ² 、㉞土地・建物各 0.09 m ² 、㉞土地・建物各 0.8 m ² 、㉞土地・建物各 0.79 m ² ③土地・建物 各 0.25 m ² 、 ④土地・建物 各 114.087 m ² ⑤土地・建物 各 12.5 m ² ⑥土地・建物 各 1.09 m ²			
減免の内容	①㉞㉞60%免除、②全て③④⑤100%免除			
相手先	①（一財）奈良県交通安全協会奈良支部協会 ②奈良地区防犯協議会 ③奈良市から暴力をなくす推進協議会 ④奈良講武会 ⑤奈良大宮ロータリークラブ ⑥表示灯（株）			
使用料算定方法	土地・建物については、償却費、修繕費、管理費、火災保険料及び、土地時価額を基礎とし料率（4/100）を乗じて算定した地代相当額を合計したものに料率（110/105）及び面積を乗じて算定 地下電線については、奈良県行政財産使用料条例第 3 条別表に基づき、長さに乗じて算定			
金額の推移 （単位：千円） ①～③合計	項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
	減免前使用料	①㉞117	①㉞118	①㉞117
		①㉞9	①㉞9	①㉞9
		①㉞0.2	①㉞0.2	①㉞0.2
		①㉞49	①㉞49	①㉞56
		②㉞-	②㉞20	②㉞19
		②㉞-	②㉞13	②㉞11
		②㉞-	②㉞1	②㉞1
		②㉞-	②㉞12	②㉞14
		②㉞-	②㉞14	②㉞14
		③-	③5	③5
	④-	④73	④0	
	⑤-	⑤225	⑤233	
	⑥-	⑥-	⑥20	

	減免額	①㉞70 ①㉞5 ①㉞0 ①㊸29 ②㉞- ②㉞- ②㉞- ②㊸- ③- ④- ⑤- ⑥-	①㉞71 ①㉞5 ①㉞0 ①㊸29 ②㉞20 ②㉞13 ②㉞1 ②㊸12 ②㊸14 ③5 ④73 ⑤225 ⑥-	①㉞70 ①㉞5 ①㉞0 ①㊸34 ②㉞19 ②㉞11 ②㉞1 ②㊸14 ②㊸14 ③5 ④0 ⑤233 ⑥0
	減免後使用料	①㉞47 ①㉞3 ①㉞0.2 ①㊸19 ②㉞0 ②㉞0 ②㉞0 ②㉞0 ②㊸0 ③0 ④0 ⑤0 ⑥-	①㉞47 ①㉞3 ①㉞0.2 ①㊸19 ②㉞0 ②㉞0 ②㉞0 ②㉞0 ②㊸0 ③0 ④0 ⑤0 ⑥-	①㉞46 ①㉞3 ①㉞0.2 ①㊸22 ②㉞0 ②㉞0 ②㉞0 ②㉞0 ②㊸0 ③0 ④0 ⑤0 ⑥20
件数の推移 (単位：件) ①～⑥合計	項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	使用料収納件数	12	12	13
	減免件数	11	11	10

(一財)奈良県交通安全協会奈良支部協会は、交通の安全と円滑を促進し、交通事故防止に寄与する事業を行うことを目的とし、県が行う交通安全運動及び各種自動車運転免許業務を補助している公共的な団体である。

また、奈良地区防犯協議会は、奈良警察署を通じて奈良警察署管内の防犯活動を行っている公共的な団体であり、安全グッズ等を掲示し防犯意識の高揚を図ることをはじめとして、各種活動を行っている。奈良市長が会長を務める。

奈良市から暴力をなくす推進協議会は、奈良警察署を通じて奈良県警察の事業に協力し、奈良市民の総力を結集して奈良市から暴力団及び暴力行為を追放し、やさしさとふれあいのある、明るく平和で住みよいまちづくりに寄与することを目的として活動を行っている。奈良市長が会長を務める。

奈良講武会は、剣道の練習を通じて健康で礼儀正しい青少年の育成を目的としているもので、営利を目的としない団体である。

奈良大宮ロータリークラブは、奉仕の理念を奨励し、これを育むことを目的とする団体である。毎年12月のクリスマス期間、奈良警察署に交通安全啓発用表示幕を設置し、交通安全活動を行っている。

表示灯（株）は広告用電子掲示板を設置する会社であり、広告事業用 43 インチモニター2 台を庁舎 1 階に設置することで、行政財産の有効活用と交通安全活動を含む広告の用に供するために使用させている。

表示灯（株）は営利を目的とするが、それ以外の団体は、いずれも、県の事務又は事業の遂行に密接な関係を有し、犯罪抑止や暴力団排除等を目的とした各種啓発活動を行う団体であり、警察活動に密接に関わる事業を行っているとして、奈良県行政財産使用料条例第 4 条各号に基づき使用料を減免している。

参考：奈良県行政財産使用料条例
(使用料の減免)

第四条 知事は、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。

- 一 国又は他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。
- 二 職員等の福利厚生又は病院等の利用者等の便益を図ることを目的とする団体がそれらの目的のため使用するとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

2) 監査の結果及び意見

①剣道場の使用料減免の見直し【結果 34】

剣道場の使用料については、奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号 IV に該当するとして 100%減免としているが、使用許可先の団体は奈良県行政財産使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号が認める公共的団体ではなく、また入会者から年会費及び月会費を徴収し、毎週特定の曜日・時間に継続的に使用しており、庁舎の一部（グラウンド等）の使用が一時的である場合とする IV の要件に合致しない。同団体への使用料減免を見直す必要がある。

剣道場の使用料は、年間 73 千円（令和 2 年度）と計算されるが、100%減免としている。減免の根拠として、行政財産目的外使用許可使用料減免基準（別添 3）第 4 条第 1 項第 1 号（IV）によっている。

行政財産目的外使用許可使用料減免基準は、奈良県行政財産使用料条例の具体的な適用基準を示したものであるが、行政財産目的外使用許可使用料減免基準で例示される減免対象者は次のとおりである。

減免対象者

○国等

第 2 に示すとおり原則減免はしない。

○他の地方公共団体

○公共団体

○公共的団体

①農業 漁業 水産業協同組合、産業経済団体等

②主として県の補助出資等で運営される団体

③法令等により義務的に設置され県の指揮監督を受ける団体

④県の事務又は事業を代行又は補佐する団体

これについて、使用許可先の団体は剣道の練習を通じて健康で礼儀正しい青少年の育成を目的とし、営利を目的としない団体ではあるものの、入会者から年会費及び月会費を徴収しこれを財源として活動している任意の団体である。行政財産目的外使用許可使用料減免基準（別添3）のいずれにも当てはまらないと言える。

次に、行政財産目的外使用許可使用料減免基準（別添3）第4条第1項第1号（IV）の減免の条件等であるが、次のように記載されている。

第3.3. (1)

カ 庁舎の一部（グラウンド等）を公共的団体等の主催する野球大会等に使用させる場合で、使用期間が一時的であり、営利を目的としない場合

当該団体は、庁舎5階剣道場を剣道の練習として毎週火、木、土曜日の18:00～20:00継続的に使用しており、使用期間が一時的とは言えない。加えて、同団体への入会者は、年会費及び月会費を納入することとされており、継続的な活動を前提としている。

したがって、当該団体の使用許可に基づく使用料につき奈良県行政財産使用料条例第4条第1項第1号（IV）を適用して100%免除するのは適切ではなく、見直しが必要である。

なお、令和3年度においては、使用許可の申請がなかった。

②使用許可申請における使用許可図面の添付【意見43】

行政財産の目的外使用許可申請においては、許可する使用場所の面積を示す図面を添付するよう指導されたい。

奈良警察署における（一財）奈良県交通安全協会奈良支部協会の事務所設置を目的とする使用許可申請において、使用する場所及びその面積を検証する図面が添付されていなかった。

使用料算定においては、使用場所の面積を積算する上でも、徴収すべき使用料の適正を検証する上でも、許可する使用場所及びその面積を示す図面は必要である。

そこで、今後、使用許可申請においては、かかる図面を添付するよう指導されたい。

以上

資料 自動販売機アンケート結果

(注) 令和3年度に使用許可または貸付したものを対象としている。使用料または貸付料は年間金額である。

監査対象とは、令和3年度の包括外部監査の往査対象としたものである。

1. 総務部知事公室

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
1	うだ・アニマルパーク動物学習館	宇陀市大宇陀小附75-1	宇陀市	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.53	都市公園法第5条許可	R3.4.1～R4.3.31	非公募	平成20年のパーク開園時の経緯から、多目的休憩施設(売店)の運営と合わせて、自動販売機の設置・管理を地元の宇陀市に認めているため。	条例等	57,600	×
2	うだ・アニマルパーク多目的休憩施設	宇陀市大宇陀小附75-1	宇陀市	清涼飲料水自動販売機2台の設置	2.81	都市公園法第5条許可	R3.4.1～R4.3.31	非公募	同上	条例等	56,880	×
3	うだ・アニマルパーク屋外トイレ	宇陀市大宇陀小附75-1	宇陀市	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.62	都市公園法第5条許可	R3.4.1～R4.3.31	非公募	同上	条例等	960	×
4	うだ・アニマルパークテラスハウス	宇陀市大宇陀小附75-1	宇陀市	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.19	都市公園法第5条許可	R3.4.1～R4.3.31	非公募	同上	条例等	48,240	×
5	消防学校本館食堂	宇陀市榛原下井足17-2	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.77	貸付	R2.4.1～R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	68,933	×
6	消防学校西寮	宇陀市榛原下井足17-2	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.67	貸付	R1.6.21～R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	107,358	×

2. 総務部

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
7	自治研修所1階談	奈良市大安寺	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動	1.35	貸付	R3.4.1	公募		入札等に基づ	50,668	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
	話室内	1-23-2		販売機1台の設置			～R6.3.31			づく落札額		
8	奈良総合庁舎 1階 湯沸室前	奈良市法蓮町 757	コカ・コーラボト ラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1.54	貸付	R2.4.1 ～R5.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	251,166	×
9	奈良総合庁舎 1階 湯沸室前	奈良市法蓮町 757	関西麒麟ビバレ ッジサービス(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1.54	貸付	R3.4.1 ～R6.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	203,500	×
10	橿原総合庁舎 1階E Vホール	橿原市常盤町 605-5	コカ・コーラボト ラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	2	貸付	R2.4.1 ～R5.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	1,083,333	×
11	郡山総合庁舎 庁舎東玄関ロビー	大和郡山市満 願寺町60-1	コカ・コーラボト ラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1.54	貸付	R2.4.1 ～R5.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	633,600	×
12	郡山総合庁舎 庁舎東玄関ロビー	大和郡山市満 願寺町60-1	サントリービバレ ッジソリューション(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1.54	貸付	R2.4.1 ～R5.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	459,333	×
13	郡山総合庁舎 体育館前	大和郡山市満 願寺町60-1	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1.54	貸付	R2.4.1 ～R5.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	74,666	×
14	郡山総合庁舎 資材倉庫前	大和郡山市満 願寺町60-1	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1.54	貸付	R2.4.1 ～R5.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	349,000	×
15	本庁舎6階食堂	奈良市登大路 町30番地	エル・スエヒロ	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1,42	不明	不明	食堂、 売店等 と合わ せて貸 与	行政財産貸 付先のエ ル・スエ ヒロが選 定等行っ ているた め	不明	不明	×
16	本庁舎地下1階 西 側廊下沿い(左)	奈良市登大路 町30番地	関西麒麟ビバレ ッジサービス(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	2.18	貸付	H31.4.1 ～R4.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	1,463,400	×
17	本庁舎地下1階 西 側廊下沿い(右)	奈良市登大路 町30番地	コカ・コーラボト ラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	2.18	貸付	R3.4.1 ～R6.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	1,300,000	×
18	本庁舎塔屋屋上ギャ ラリー内	奈良市登大路 町30番地	(株)アペックス西日 本	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1.7	貸付	H31.4.1 ～R4.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	31,077	×
19	本庁舎2階階段横	奈良市登大路 町30番地	コカ・コーラボト ラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1.64	貸付	R3.4.1 ～R6.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	783,334	×
20	分庁舎1階ふれあい コーナー内(左)	奈良市登大路 町80番地	ダイドービバレ ッジサービス(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1.93	貸付	H31.4.1 ～R4.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	1,800,000	×
21	分庁舎階ふれあいコ ーナー内(中)	奈良市登大路 町80番地	コカ・コーラボト ラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1.93	貸付	R3.4.1 ～R6.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	883,334	×
22	分庁舎1階ふれあい コーナー内(右)	奈良市登大路 町80番地	ダイドービバレ ッジサービス(株)	清涼飲料水自動 販売機1台の設置	1.93	貸付	R3.4.1 ～R6.3.31	公募		入札等に基づ づく落札額	866,668	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
23	分庁舎3階クリーニングコーナー横(左)	奈良市登大路町80番地	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.43	貸付	R3.4.1~R6.3.31	公募		入札等に基づく落札額	96,668	×
24	分庁舎3階クリーニングコーナー横(中)	奈良市登大路町80番地	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.43	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	70,000	×
25	分庁舎3階クリーニングコーナー横(右)	奈良市登大路町80番地	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.43	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	90,000	×
26	分庁舎5階エレベータホール東側(左)	奈良市登大路町80番地	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.97	貸付	R3.4.1~R6.3.31	公募		入札等に基づく落札額	653,334	×
27	分庁舎5階エレベータホール東側(中)	奈良市登大路町80番地	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.9	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	1,104,000	×
28	分庁舎5階エレベータホール東側(右)	奈良市登大路町80番地	ココ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.97	貸付	R2.4.1~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	450,000	×

3. 文化・教育・くらし創造部

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
29	橿原考古学研究所施設内	橿原市畝傍町1	(一社)奈良県母子福祉連合会	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.38	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	一般社団法人奈良県母子福祉連合会は、母子及び寡婦福祉法等により積極的な発注が推進されている団体であり、その趣旨に則り連合会を設置者として選定したため。	条例等	22,852	×
30	橿原考古学研究所附属博物館施設内	橿原市畝傍町50-2	(一財) 橿原考古文化財団	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.00㎡	行政財産目的外使用許可	R3.11.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	橿原考古文化財団は、博物館のミュージアムショップを運営しており、ショップの近くに設置している自動販売機も財団により設置することで、サービスの一元化が図られ、利用者にとって分かりやすく、利便性の向上が図られるため。	条例等	5,365円	×
31	万葉文化館管理棟地下1階	高市郡明日香村飛鳥10	奈良県身体障害者福祉協会連合会	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.86	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	県の障害者施策の推進のため	条例等	19,066	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
32	図書情報館内 1階交流ホール前	奈良市大安寺西1丁目1000番地	奈良県身体障害者福祉協会連合会(当初)	清涼飲料水自動販売機3台・軽食等の自動販売機1台・給水装置1台・ゴミ箱5台の設置	4.99	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	身体障害者福祉法第22条に定める趣旨を尊重して、障害者団体への使用許可を継続することが妥当であると考えため。	条例等	195,558	×
33	図書情報館内 1階交流ホール前	奈良市大安寺西1丁目1000番地	奈良県身体障害者福祉協会連合会(R3.12.7変更後)	清涼飲料水自動販売機2台・軽食等の自動販売機1台・給水装置1台・ゴミ箱5台の設置	4.64	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	身体障害者福祉法第22条に定める趣旨を尊重して、障害者団体への使用許可を継続することが妥当であると考えため。	条例等	181,841	×
34	図書情報館内 2階スタッフルーム	奈良市大安寺西1丁目1000番地	奈良県身体障害者福祉協会連合会	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.7	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	身体障害者福祉法第22条に定める趣旨を尊重して、障害者団体への使用許可を継続することが妥当であると考えため。	条例等	27,433	×
35	図書情報館 西側出入口前	奈良市大安寺西1丁目1000番地	スペシャルオリンピックス日本・奈良	清涼飲料水自動販売機1台・ゴミ箱1台の設置	1.45	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	知的障害者のスポーツ支援活動を行っている歴史があり、公益性の高い非営利団体である「スペシャルオリンピックス日本・奈良」に使用許可を継続することが障害者支援に資するものであり、公益性が高いと考えため。	条例等	4,940	×
36	野外活動センター 一売店前	奈良市都祁吐山町2040	㈱武吉	清涼飲料水自動販売機1台	1	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	所在が山間部に位置し、冬期対応が出来る業者の公募が困難なため。	その他	29	×
37	明日香庭球場	高市郡明日香村小山183	自治区	清涼飲料水自動販売機2台の設置	2.11	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	地域との関係性を考慮しているため。	条例等	2,010	○
38	明日香庭球場	高市郡明日香村小山183	(有)ハードボールテニス	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.95	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	指定管理者に貸与	指定管理者に設置判断を委ねているため。	条例等	28,880	○

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
39	明日香庭球場	高市郡明日香村小山183	(有)ハードボールテニス	清涼飲料水自動販売機4台の設置	3.71	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	指定管理者に貸与	指定管理者に設置判断を委ねているため。	条例等	3,534	○
40	樫原公苑 野球場1階会議室外側	樫原市畝傍町52番地	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機2台の設置	3.2	都市公園法第5条許可	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	1,304,640	○
41	樫原公苑 野球場2階切符売場前	樫原市畝傍町52番地	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機2台の設置	3.2	都市公園法第5条許可	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	1,304,640	○
42	樫原公苑 陸上競技場売場前	樫原市畝傍町52番地	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機2台の設置	3.2	都市公園法第5条許可	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	1,404,000	○
43	樫原公苑本館ジョギングステーション玄関ホール	樫原市畝傍町53番地	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.73	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	188,000	×
44	樫原公苑本館ジョギングステーションサロン(南東)	樫原市畝傍町53番地	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.6	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	30,000	×
45	樫原公苑本館ジョギングステーションサロン(南西)	樫原市畝傍町53番地	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.6	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	30,000	×
46	樫原公苑 第1体育館前	樫原市畝傍町51番地	柚木乳販	清涼飲料水自動販売機2台の設置	4	都市公園法第5条許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	地域との関係性を考慮し設置。現在、公募化に向け、協議・調整中。	条例等	88,320	×
47	樫原公苑 第2体育館前	樫原市畝傍町60番地	柚木乳販	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.87	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	地域との関係性を考慮し設置。現在、公募化に向け、協議・調整中。	条例等	10,676	×
48	樫原公苑 第1体育館	樫原市畝傍町51番地	FVジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機2台の設置	3	都市公園法第5条許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	奈良県スポーツ協会からの事業協力要請による設置のため	条例等	66,240	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
49	奈良県橿原文化会館 1階グランドホール、3階廊下	橿原市北八木町3丁目65-5	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機2台の設置	3.74	貸付	R3.4.1~R6.3.31	公募		入札等に基づく落札額	1,106,668	○
50	なら歴史芸術文化村敷地内	天理市杣之内町437-3	やまとの道コンソーシアム	清涼飲料水自動販売機8台の設置	10.41	貸付	R4.3.1~R9.3.31	指定管理者に貸与	指定管理者自主事業による公募	条例等	819	×
51	奈良県文化会館 1交流サロン内 2エントランスホール内 3旧グリル前スペース南側	奈良市登大路町6番地2	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機3台の設置	5.37	貸付	R2.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	2,920,500	○

4. 福祉医療部

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
52	社会福祉総合センター 5階共用スペース	橿原市大久保町320番11	キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機2台の設置	2.96	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	1,404,000	○
53	社会福祉総合センター 1階東側玄関前及び南側玄関前	橿原市大久保町320番11	(社福)奈良県共同募金会	清涼飲料水自動販売機2台の設置	2.1	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	奈良県共同募金会は社会福祉に寄与する団体であるため。	その他	6,721	○
54	心身障害者福祉センター 1階ロビー	磯城郡田原本町宮森34-4	奈良県脊髄損傷者協会	清涼飲料水自動販売機2台の設置	1.94	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	障害者福祉法第22条の規定により売店の設置申請に対する許可努力義務が明記されている。	条例等	13,920	×

5. 水循環・森林・景観環境部

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
55	森林技術センター本館屋外	高市郡高取町吉備1	(公財)奈良県緑化推進協会	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.0	行政財産目的外使用許可	R3.4.1～R4.3.31	非公募	職員の福利厚生、緑化推進行政への寄与のために設置。過去に採算が合わないため入札不調。	条例等	5,780	×
56	矢田山遊びの森子ども交流館交流スペース	大和郡山市矢田町2070	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.48	貸付	R2.4.1～R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	136,400	×

6. 産業・観光・雇用振興部

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
57	奈良県中小企業会館	奈良市登大路町38-1	奈良県産業共励会	飲料水自動販売機1台	1.08	行政財産目的外使用許可	R3.4.1～R4.3.31	食堂、売店等と貸与	奈良県中小企業会館の1階では、産業共励会が「きてみてならSHOP」を運営しており、奈良県の工芸品、食品、物産品等の展示即売を行っている。設置している自動販売機は「きてみてならSHOP」の運営の一環により、産業共励会が設置しているもの。 自動販売機の設置は、過去から経営補填のため設置しているもので、近年は「きてみてならSHOP」の売上減少傾向が続き経営状況が厳しくなっていたところに、令和2年度から3年度にかけてコロナ禍による観光客の激減のため「きてみてならSHOP」は休業することとなったこともあり、引き続き、自動販売機は重要な収入源である。 このような状況により、公募は行わずに産業共励会による自動販売機の設置を継続しているところ。	条例等	19,375	○
58	県営競輪場	奈良市秋篠	競友会	飲料水自動	3.48	貸付	R3.4.1	食	現在、当競輪場には3軒の食堂事業者が	条例	100,476	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
	多目的ホール及び飛天交流館3階	町98番地		販売機1台、食品自動販売機3台、飲料水・食品自動販売機1台			~R6.3.31	堂、売店等と合わせて貸与	営業を行い、来場者サービスとしての飲食を提供している。ただ、近年は来場者の減少に歯止めがかからず、食堂事業者の経営を圧迫している状況にある。自動販売機の設置は、その経営補填策として食堂事業者が合同で設置したもので、個々の食堂と自動販売機(分配収入)の一体経営により、各事業者はなんとか経営を続けている。 このことから、公募により自動販売機の設置を外部の事業者が行うこととなると、場内の食堂はたちまち経営が立ちゆかなくなり、その結果、来場者への飲食の提供ができず、来場者サービスの低下につながりかねないため、これまで公募は行っていない。	等		
59	産業振興総合センター交流サロンIエレベーターホール内	奈良市柏木町129-1	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機及び回収BOXの設置	1.08 1.08	貸付	H31.4.1 ~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	203,040	×
60	産業振興総合センター交流サロンII	奈良市柏木町129-1	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動販売機及び回収BOXの設置	1.73	貸付	R1.6.21 ~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	91,867	×
61	奈良労働会館	奈良市西木辻町93-6	(公財)奈良県労働者福祉協議会	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.12	行政財産目的外使用許可	R3.4.1 ~R4.3.31	非公募	(公)奈良県労働者福祉協議会が福利厚生のために使用するため	その他	40,544	○
62	高等技術専門学校本館北側軒下	磯城郡三宅町石見440	個人	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.94	貸付	R3.4.1 ~R4.3.31	非公募	専門学校敷地の内部にあるため、訓練生や関係者以外の者は利用出来ず、売り上げ実績があがらないため。	その他	2,399	×
63	高等技術専門学校	磯城郡三宅町石見440	(公財)奈良県緑化推進	清涼飲料水自動販売機	1.26	貸付	R3.4.1 ~R4.3.31	非公	専門学校敷地の内部にあるため、訓練生や関係者以外の者は利用出来ず、売り上げ実績	その他	3,216	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
	北校舎玄関横		協会	1台の設置				募	があがらないため。			
64	奈良県産業会館1階ロビー北玄関	大和高田市幸町2番33号	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.74	貸付	R2.4.1~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	602,066	○
65	奈良県産業会館1階ロビーエレベーター前	大和高田市幸町2番33号	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.74	貸付	R2.4.1~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	431,200	○
66	奈良県産業会館1階ロビー南玄関	大和高田市幸町2番33号	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.74	貸付	R2.4.1~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	431,200	○

7. 産業・観光・雇用振興部 観光局

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
67	奈良県外国人観光客交流館	奈良市池之町3	(株)アベストコーポレーション	ホテル宿泊者の利便性向上のため、清涼飲料水自動販売機を2台設置している	1.36	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	交流館運営委託のなかで自動販売機を設置することを規定しているため	条例等	33,782	○
68	奈良県コンベンションセンター正面ロビー他	奈良市三条大路1丁目691-1	PFI奈良賑わいと交流拠点(株)	コンベンション施設等整備運営事業(PFI事業)における利便向上事業(清涼飲料水自動販売機12台の設置とビジネスセンターの運営)	42.944(ビジネスセンター含む)	貸付	R2.4.1~R12.3.31	指定管理者に貸与	PFI事業契約において相手方が定められているため	その他	408,655	○

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
69	奈良春日野国際フォーラム 本館地下1階・別館2階	(本館)奈良市春日野町101 (別館)奈良市雑司町469	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水等の自販機3台の設置	4.455	都市公園法第5条許可	R3.4.1 ~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	579,000	○

8. 食と農の振興部

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
70	五條市役所・奈良県五條総合庁舎1Fロビー	五條市岡口1丁目3-1	五條市	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.43	行政財産目的外使用許可	R3.12.20 ~R4.3.31	非公募	五條市による公募	条例等	4,551	×
71	五條市役所・奈良県五條総合庁舎1Fロビー	五條市岡口1丁目3-1	五條市	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.43	行政財産目的外使用許可	R3.12.20 ~R4.3.31	非公募	五條市による公募	条例等	4,551	×
72	南部農林振興事務所大淀庁舎	吉野郡大淀町佐名伝626番地	奈良県緑化推進組合	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1	行政財産目的外使用許可	R3.4.1 ~R3.11.30	非公募	庁舎移転のため	その他	384	×
73	なら食と農の魅力創造国際大学校 安倍校舎	桜井市高家2217	奈良ヤクルト販売(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.79	貸付	H31.4.1 ~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	206,928	×
74	農業研究開発センター本館東側屋外	桜井市池之内130-1	柚木牛乳	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.53	貸付	R2.4.1 ~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	1,288	×
75	農業研究開発センター交流・サロン棟1階	桜井市池之内130-1	柚木牛乳	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.65	貸付	R2.4.1 ~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	80,497	×
76	果樹・薬草研究センター1階ロビー	五條市西吉野町湯塩1345	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.3	貸付	R2.4.1 ~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	91,666	×

9. 県土マネジメント部

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
77	ヘリポート管理事務所 1階ロビー内	奈良市矢田原町2446	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.62	貸付	R2.4.1～R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	203,500	×
78	奈良県奈良土木事務所庁舎内	奈良市南紀寺町2丁目251番地	日本赤十字社奈良県支部	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.29	行政財産目的外使用許可	R3.4.1～R4.3.31	非公募	日本赤十字社が行っている公益的事業の推進に寄与することとなるため。	条例等	12,345	×
79	奈良県奈良土木事務所敷地内	奈良市南紀寺町2丁目251番地	奈良県身体障害者福祉協会連合会	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.22 2	行政財産目的外使用許可	R3.4.1～R4.3.31	非公募	障害福祉課より設置協力依頼があるため。	条例等	4,186	×
80	高田土木事務所 事務所1階玄関ホール	大和高田市東中2-2-1	ダイドービレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.57	貸付	R3.4.1～R6.3.31	公募		入札等に基づく落札額	400,000	×
81	吉野土木事務所 正面玄関横	吉野郡吉野町上市2150-1	奈良ベンダー(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.24	その他	H31.4.1～R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	224,000	×
82	五條土木事務所工務第二課 駐車場	吉野郡十津川村上野地221	個人	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.28	貸付	R3.4.1～R6.3.31	公募		入札等に基づく落札額	2,000	×
83	五條土木事務所庁舎内	五條市今井5丁目1-31	奈良県身体障害者福祉協会連合会	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.04	貸付	R3.4.1～R3.12.31	非公募	県障害福祉課より設置協力依頼があるため。	条例等	6,910	×

10. 県土マネジメント部 地域デザイン推進局

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
84	大淵池公園	奈良市中山町西1丁目	青垣協同組合	清涼飲料水自動販売機4台の設置	6	都市公園法第5条許可	H30.4.1～H35.3.31	指定管理者に貸与	指定管理者制度導入のため、指定管理者からの申請に基づいて許可。	条例等	20,088	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
85	まほろば健康パーク	大和郡山市宮堂町310	奈良新県営プールPFI事業	清涼飲料水自動販売機11台の設置	16	都市公園法第5条許可	H30.4.1～H41.3.31	指定管理者に貸与	指定管理者制度導入のため、指定管理者からの申請に基づいて許可。	条例等	28,032	○
86	県営福祉パーク	磯城郡田原本町大字多722	(社福)奈良県社会福祉事業団	清涼飲料水自動販売機2台の設置	4	都市公園法第5条許可	R2.4.1～R7.3.31	指定管理者に貸与	指定管理者制度導入のため、指定管理者からの申請に基づいて許可。	条例等	53,304	×
87	馬見丘陵公園	北葛城郡河合町佐味田2202	B-Rサーテームワンアイスクリーム株式会社	アイスクリーム自動販売機1台の設置	2	都市公園法第5条許可	R2.4.1～R7.3.31	公募		入札等に基づく落札料率	1,494,500	○
88	馬見丘陵公園(2) 大和民俗公園(1)	北葛城郡河合町佐味田2202 大和郡山市矢田町545	山崎冷菓株式会社	アイスクリーム自動販売機3台の設置	6	都市公園法第5条許可	R2.4.1～R7.3.31	公募		入札等に基づく落札料率	623,578	○ (馬見丘陵公園のみ)
89	馬見丘陵公園(9) 大和民俗公園(1)	北葛城郡河合町佐味田2202 大和郡山市矢田町545	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	清涼飲料水自動販売機10台の設置など	6	都市公園法第5条許可	R2.4.1～R7.3.31	公募		入札等に基づく落札額	9,087,900	○ (馬見丘陵公園のみ)
90	馬見丘陵公園	北葛城郡河合町佐味田2202	近畿ドリンクス株式会社	清涼飲料水自動販売機1台の設置など	6	都市公園法第5条許可	R2.4.1～R7.3.31	公募		入札等に基づく落札額	460,900	○
91	まほろば健康パーク	大和郡山市宮堂町310	奈良新県営プールPFI事業	清涼飲料水自動販売機1台の設置	2	都市公園法第5条許可	R3.9.14～R6.3.31	指定管理者に貸与	指定管理者制度導入のため、指定管理者からの申請に基づいて許可。	条例等	2,044	○
92	大和民俗公園	大和郡山市矢田町545	関西キリンビバレッジ株式会社	清涼飲料水自動販売機1台の設置など	2	都市公園法第5条許可	R2.4.1～R7.3.31	公募		入札等に基づく落札額	325,600	×
93	奈良大仏殿前自動車駐車場	奈良市水門町	奈良公園行商組合	清涼飲料水自動販売機2台の設置	2.16	都市公園法第5条許可	R3.4.1～R4.3.31	非公募	鹿がゴミを食べるという奈良公園の特性上、ゴミ箱が設置できず、自販機周辺に空き缶	条例等	3,708	○

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
									等が散乱しないよう、常時管理する者を置く必要があることから、自動販売機単体での設置は行っていない。大仏殿前駐車場の自動販売機は、駐車場で都市公園法第5条による設置許可に基づき飲食店を運営している奈良県行商組合が店舗と一体のものとして設置管理を行っているもの。			
94	平城宮跡歴史公園	奈良市二条大路南3丁目5-1	平城京再生プロジェクト	清涼飲料水自動販売機10台の設置など	7.84	都市公園法第5条許可	H30.3.24～H35.3.31	指定管理者に貸与	指定管理者制度導入のため、指定管理者からの申請に基づいて許可。	条例等	18,240	×
95	平城宮跡歴史公園	奈良市二条大路南3丁目5-1	平城京再生プロジェクト	清涼飲料水自動販売機3台の設置など	3.68	都市公園法第5条許可	H30.3.24～H35.3.31	指定管理者に貸与	指定管理者制度導入のため、指定管理者からの申請に基づいて許可。	条例等	109,440	×
96	奈良公園事務所1階	奈良市芝辻町543	(一財)奈良の鹿愛護会	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.92	都市公園法第5条許可	R3.4.1～R4.3.31	非公募	奈良の鹿愛護会は天然記念物である「奈良のシカ」の保護育成を目的とした公益性の高い団体であり、その保護育成活動は県・市・春日大社とも協力して進めているところであり、その団体への設置許可を与えている。	条例等	0	○

11. 教育委員会事務局

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
97	法隆寺国際高等学校特別教室棟横渡り廊下付近	生駒郡斑鳩町法隆寺2-1-1	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機2台設置	2.8	貸付	R3.4.1～R6.3.31	公募	—	入札等に基づく落札額	920,000	○

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
98	大宇陀高等学校 生徒昇降口横渡り廊下付近	宇陀市大宇迫間63-2	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動販売機2台設置(うち1台は栄養補助食品も販売)	3.62	貸付	R3.4.1~R6.3.31	公募	—	入札に基づく落札額	3,976	○
99	吉野高等学校管理特別教室棟1階学年集会室内	吉野郡吉野町飯貝680	近畿ドリンクス(株)	清涼飲料水自動販売機1台設置	1.97	貸付	R3.4.1~R6.3.31	公募	—	入札に基づく落札額	66,668	○
100	教育研究所1階ロビー	磯城郡田原本町秦庄22-1	(一財)奈良県教職員互助組合	清涼飲料水自動販売機3台の設置	3.51	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	業者に対してではなく、教職員の福利増進を図るため奈良県教職員互助組合に財産を貸し付けているため	条例等	48,508	×
101	教育研究所2階ロビー	磯城郡田原本町秦庄22-1	(社福)奈良県共同募金会	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.94	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	業者に対してではなく、売上げの一部を赤い羽根共同募金へ寄付することが出来る奈良県共同募金会に財産を貸し付けているため	条例等	12,990	×
102	奈良朱雀・奈良商工高等学校船陵会館(同窓会館)前	奈良市柏木町248	奈良朱雀・奈良商工高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機5台の設置	5.27	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	購買部と自動販売機の両方を同時に設置している場合は公募不要との学校支援課からの通知に基づく。	条例等	11,450	○
103	奈良高等学校食堂横	奈良市法蓮町836	奈良高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機4台の設置	4.69	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	食堂と一体経営しており、食堂や購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	11,225	×
104	西の京高等学校内	奈良市六条西三丁目24-1	西の京高等学校育友会	清涼飲料水等自動販売機7台の設置	7.25	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	購買と一体経営しており、購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	32,985	×
105	旧平城高等学校武道場横	奈良市朱雀2-11	平城高等学校PTA会	清涼飲料水自動販売機2台の設置	2.88	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	教育の振興に寄与する団体が設置を希望したため	条例等	10,748	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
106	高円・高円芸術高等学校1階格技場前	奈良市白毫寺町633	高円高等学校育友会	清涼飲料水等自動販売機2台の設置	2.4	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	自動販売機利用対象者が生徒、教職員に限られるため	条例等	2,584	×
107	登美ヶ丘高等学校購買室東側敷地	奈良市二名町1944-12	登美ヶ丘高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機4台の設置	4.45	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	購買と一体経営しており、購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	13,448	×
108	山辺高等学校体育館前	奈良市都祁友田町937	山辺高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機2台の設置	2.86	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	購買と一体経営しており、購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	950	×
109	高田高等学校食堂入口向かい側	大和高田市磯野東町6-6	高田高等学校PTA	清涼飲料水自動販売機5台の設置及びアイスクリームの自動販売機1台	6.9	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	食堂と一体経営しており、食堂の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	11,831	×
110	郡山高等学校冠山会館(同窓会館)北側の一部	大和郡山市城内町1-26	郡山高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機4台の設置	3.48	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	食堂と一体経営しており、食堂の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	12,454	×
111	大和中央高等学校・つついホール・つついホール外側	大和郡山市筒井町1201	大和中央高等学校後援会	清涼飲料水自動販売機3台の設置及びパン自動販売機1台の設置	5.03	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	入札に切り替えた場合、応札されない可能性があり、現在搬入している自動販売機の業者は入札となった場合、撤退を表明している。	条例等	18,215	○
112	添上高等学校同窓会館前	天理市樺本町1532-2	添上高等学校PTA会	清涼飲料水自動販売機4台の設置	6.5	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	自動販売機利用対象者が生徒、教職員に限られるため	条例等	12,416	×
113	二階堂高等学校体育館東側	天理市荒蒔町100の1	二階堂高等学校PTA	清涼飲料水自動販売機2台の設置	3.31	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	購買と一体経営しており、購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	6,487	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
114	榎原高等学校体育館西側	榎原市北越智町282	榎原高等学校PTA	清涼飲料水自動販売機2台の設置	2.16	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため(平成30年11月2日付学校支援課長通知による)	条例等	1,443	×
115	榎原高等学校体育館西側	榎原市北越智町282	榎原高等学校後援会	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.98	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため(平成30年11月2日付学校支援課長通知による)	条例等	654	×
116	畝傍高等学校1階渡り廊下及び食堂前	榎原市八木町3丁目13-2	畝傍高等学校育友会	清涼飲料水等自動販売機5台の設置	6.34	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	食堂の赤字を自動販売機の収益により補填しているため(平成30年11月2日付学校支援課長通知による)	条例等	14,612	○
117	奈良情報商業高等学校食堂西側及び体育館西側	桜井市河西770	奈良情報商業高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機7台の設置	6.75	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	食堂と一体経営しており、食堂の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	12,804	×
118	桜井高等学校食堂南渡廊下の一部及び新体操練習場前	桜井市桜井95番地	桜井高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機4台ゴミ箱5個の設置	5.25	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	食堂と一体経営しており、食堂の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	8,512	×
119	五條高等学校校舎1階ピロティ	五條市岡町1428番地	五條高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機6台アイスクリーム販売機1台	15	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	業者に対してではなく、本校在校生の保護者で構成される育友会に財産を貸し付けているため	条例等	4,981	○
120	御所実業高等学校敷地の一部	御所市玉手300番地	御所実業高等学校PTA	清涼飲料水自動販売機5台及びゴミ箱10個	5.07	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	購買と一体経営しており、購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	3,385	○
121	青翔高等学校1F屋内運動場横	御所市525	青翔中学校・高等学校育友会	生徒用飲料自動販売機2台の設置	1.72	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	育友会が生徒用として設置しているため	条例等	2,437	×
122	生駒高等学校校内	生駒市壱分町532	生駒高等学校PTA会	清涼飲料水自動販売機8	10.3	行政財産目的外使	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合	食堂と一体経営しており、食堂の赤字を自動販売機の収益により補	条例等	37,051	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
		-1		台の設置		用許可		わせて貸与	填しているため			
123	奈良北高等学校1購買室窓口前廊下 2購買室西側(屋外)	奈良市上町4600	奈良北高等学校育友会	1パン、カロリーメイト自販機2台 2飲料水自販機3台、空缶入2個	4.96	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	自動販売機と購買が一体で経営されているため	条例等	14,467	×
124	香芝高等学校西館西側(体育館側校舎出入り口横)	香芝市真美ヶ丘5丁目1-53	奈良県立香芝高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機2台及び回収箱4台の設置	3.03	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	購買と一体経営しており、自動販売機の収益により補填されているため	条例等	11,722	○
125	榛生昇陽高等学校敷地内	宇陀市榛原下井足210	榛生昇陽高等学校育友会	自動販売機5台 ゴミ箱7台	5.86	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	生徒等の施設を使用する者の福利厚生のために使用させるため	条例等	4,634	×
126	西和清陵高等学校北館東口横	生駒郡三郷町信貴ヶ丘4-7-1	西和清陵高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機3台及び回収箱3台の設置	3.08	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	購買と一体経営しており、購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	4,262	×
127	磯城野高等学校敷地内	磯城郡田原本町258	磯城野高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機5台の設置	7.67	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	食堂と一体経営となっており、食堂の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	11,972	×
128	高取国際高等学校購買室横、体育館横	高市郡高取町佐田455-2	高取国際高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機5台の設置	7.5	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	非公募	業者に対してではなく、本校在校生の保護者で構成される育友会に財産を貸し付けているため	条例等	6,893	×
129	王寺工業高等学校学校敷地(食堂入口・屋外)	北葛城郡王寺町本町3丁目6-1	王寺工業高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機5台の設置	7.88	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	自動販売機と食堂が一体経営しているため	条例等	7,939	×
130	大和広陵高等学校・第1体育	北葛城郡広陵町的場401	大和広陵高等学校育友会	自動販売機5台設置	13.25	行政財産目的外使用許可	R3.4.1~R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	購買と一体経営しており、購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため	条例等	13,150	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
	館横・クラブハウス前							与				
131	大淀高等学校・奈良南高等学校体育館前通路	吉野郡大淀町下淵983	大淀高等学校育友	清涼飲料水自動販売機3台の設置	7.53	行政財産目的外使用許可	R3.4.1～R4.3.31	非公募	自販機業者に対してではなく、本校在校生の保護者で構成される育友会に財産を貸し付けているため	条例等	5,470	×
132	十津川高等学校生徒食堂入口横	十津川村込之上58	十津川高等学校育友会	清涼飲料水自動販売機4台の設置	3.17	行政財産目的外使用許可	R3.4.1～R4.3.31	食堂、売店等と合わせて貸与	食堂や購買と一体経営しており、食堂や購買の赤字を自動販売機の収益により補填しているため)	条例等	2,405	×

12. 警察本部

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
133	奈良県警察本部今市待機宿舎宿舎敷地の一部	奈良市今市町521	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.44	貸付	H31.4.1～R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	17,000	×
134	奈良県警察本部第二庁舎本館1階食堂	奈良市柏木町119-2	関西麒麟ビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	2.04	貸付	H31.4.1～R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	265,680	×
135	奈良県警察本部第二庁舎本館1階食堂	奈良市柏木町119-2	関西麒麟ビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	2.04	貸付	H31.4.1～R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	265,680	×
136	奈良県警察本部交通部運転免許課本館1階ホール、待合室1階中央ホール	橿原市葛本町120-3	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機2台の設置	4	貸付	H31.4.1～R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	2,315,990	×
137	奈良県警察本部交通部運転免許課待合室1階中央ホ	橿原市葛本町120-3	関西麒麟ビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機2台の設置	3.7	貸付	H31.4.1～R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	658,800	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
	ール、本館3階講師控室横											
138	奈良県警察本部交通部運転免許課認知機能検査待合室	橿原市葛本町120-3	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	2	貸付	H31.4.1 ~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	315,000	×
139	奈良警察署本署1階食堂	奈良市大森町57-12	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.05	貸付	R2.4.1 ~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	767,067	×
140	奈良警察署本署1階食堂	奈良市大森町57-12	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.97	貸付	R2.4.1 ~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	317,900	×
141	奈良警察署本署1階ホール	奈良市大森町57-12	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.55	貸付	R2.4.1 ~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	387,933	×
142	奈良西警察署本署2階食堂	奈良市学園前南3丁目9-22	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.33	貸付	H31.4.1 ~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	275,000	×
143	奈良西警察署本署2階通路	奈良市学園前南3丁目9-22	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.56	貸付	H31.4.1 ~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	750,143	×
144	生駒警察署本署1階食堂	生駒市東松ヶ丘6-20	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.944	貸付	H31.4.1 ~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	259,983	×
145	生駒警察署本署1階食堂	生駒市東松ヶ丘6-20	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.944	貸付	H31.4.1 ~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	259,983	×
146	郡山警察署本署1階ホール	大和郡山市杉町250-4	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.14	貸付	H31.4.1 ~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	632,880	×
147	郡山警察署本署1階食堂	大和郡山市杉町250-4	奈良ヤクルト販売(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.035	貸付	H31.4.1 ~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	113,400	×
148	西和警察署本署1階食堂	北葛城郡王寺町葛下1丁目7-9	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.2	貸付	H31.4.1 ~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	393,120	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(m ²)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
149	西和警察署本署1階食堂	北葛城郡王寺町葛下1丁目7-9	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.3	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	393,120	×
150	西和警察署本署1階食堂	北葛城郡王寺町葛下1丁目7-9	奈良ヤクルト販売(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.2	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	174,000	×
151	天理警察署本署1階食堂	天理市田部町22-4	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.54	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	482,760	×
152	天理警察署本署1階ホール	天理市田部町22-4	奈良ヤクルト販売(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.184	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	75,360	×
153	天理警察署田原本警察庁舎本館1階ホール	磯城郡田原本町新町24-1	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.78	貸付	R2.4.1~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	314,600	×
154	桜井警察署本署1階ホール	桜井市三輪49-1	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.05	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	221,400	×
155	桜井警察署本署1階風除室	桜井市三輪49-1	奈良ヤクルト販売(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	0.97	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	11,203	×
156	桜井警察署本署1階風除室	桜井市三輪49-1	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.35	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	363,960	×
157	桜井警察署宇陀警察庁舎本館1階ホール	宇陀市榛原萩原1953-1	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.44	貸付	R2.4.1~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	70,400	×
158	橿原警察署本署1階食堂	橿原市四条町618-1	関西キリンビバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.24	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	211,680	×
159	橿原警察署本署1階ホール	橿原市四条町618-1	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.47	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	668,457	×
160	高田警察署本署1階食堂	大和高田市神楽3丁目1-9	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.41	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	275,000	×

通し番号	施設等名称及び設置箇所	所在地	相手先	利用目的	面積(㎡)	許可または貸付の別	期間	選定方法	公募でない場合その理由	金額の決定方法	使用料または貸付料(円)	監査対象
161	高田警察署本署1階ホール	大和高田市神楽3丁目1-9	奈良ヤクルト販売(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.45	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	589,776	×
162	高田警察署御所警察庁舎庁舎敷地の一部	御所市1573	ダイドービバレッジサービス(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.4	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	3,600	×
163	香芝警察署本署1階ホール	香芝市畑2丁目1474-1	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.32	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	375,000	×
164	香芝警察署本署1階食堂	香芝市畑2丁目1474-1	奈良ヤクルト販売(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.14	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	91,200	×
165	五條警察署本署1階通路	五條市今井4丁目4-50	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.15	貸付	H31.4.1~R4.3.31	公募		入札等に基づく落札額	138,000	×
166	吉野警察署本署1階食堂	吉野郡吉野町下湊389-1	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.33	貸付	R2.4.1~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	266,667	×
167	吉野警察署さくら警察庁舎本館1階ホール	吉野郡吉野町橋屋185-1	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	清涼飲料水自動販売機1台の設置	1.23	貸付	R2.4.1~R5.3.31	公募		入札等に基づく落札額	21,333	×

以上